

大阪府八尾市

**史跡高安千塚古墳群
保存活用計画**

2017年7月

八尾市教育委員会

はじめに

八尾市は、大阪府のほぼ中央部に位置し、東方の生駒山地西麓から、西方の大阪平野東部にかけての範囲に広がっています。旧石器時代から連綿と遺跡が形成され、全国的にも有数の遺跡の宝庫と呼べる地域です。山麓部には、中河内最大の前方後円墳で、国の史跡である心合寺山古墳をはじめとして、数多くの古墳が分布しています。その一つで古墳時代後期の群集墳の高安千塚古墳群が、平成 27 年 3 月に国の史跡に指定されました。

八尾市教育委員会では、高安千塚古墳群を本市の貴重な歴史資産の一つとして、次世代の子どもたちに残し、郷土の歴史や文化を学ぶことができる場として、さらには本市の魅力を全国に発信できる場として整備、活用を進めたいと考え、高安千塚古墳群を適切に保存と活用を図るための基本方針となる「史跡高安千塚古墳群保存活用計画」を策定しました。

この計画が、高安千塚古墳群を含めた歴史と自然の豊かな高安山、さらには八尾市全体の史跡をはじめとする文化財の保全と活用に向けた第一歩となることを期待しております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会でご指導・ご協力を賜りました白石太一郎委員長をはじめとして、各委員の方々のご尽力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

平成 29 年 7 月

八尾市教育委員会
教育長 中山 晶子

例 言

1. 本書は、大阪府八尾市に所在する史跡高安千塚古墳群の保存活用計画である。
2. 保存活用計画の策定は、八尾市教育委員会が史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金を活用して平成 27～28 年度に事業を実施し、平成 29 年度に刊行した。
3. 本書は、八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会により協議、検討され、平成 29 年 3 月に答申を受けた保存活用計画を、八尾市教育委員会で編集したものである。また、計画策定にあたっては、文化庁及び大阪府教育庁の指導、助言を得た。
4. 本書に掲載した図版類は、八尾市教育委員会及び八尾市において作成したものを中心に使用しているが、一部既往の文献や成果等を使用しており、出典については、表題に併記している。
現況図など使用している地図等は、史跡の概要を示すためのもので、土地境界や建築位置等を厳密に示すものではない。
5. 本書にかかる諸記録は、八尾市教育委員会において保管している。
6. 本計画は、今後の史跡を取り巻く社会的環境等の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合には、見直しを行うこととする。

目 次

第1章 保存活用計画の目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
(1) 高安山麓の古墳と高安千塚古墳群	1
(2) 高安千塚古墳群の保存	3
第2節 高安千塚古墳群の価値	4
(1) 高安千塚古墳群の評価	4
(2) 高安千塚古墳群の本質的価値	6
第3節 史跡指定の概要	9
(1) 指定の経過	9
(2) 指定の状況	12
第4節 計画の目的	19
第5節 計画策定に向けた経過	21
 第2章 高安千塚古墳群を取り巻く環境	23
第1節 歴史的環境	23
(1) 高安山麓の歴史	23
(2) 高安千塚古墳群と密接に関係する古墳	37
第2節 地理的環境	42
(1) 環境・土地利用	42
(2) 地形	44
(3) 植生	45
第3節 社会的環境	46
(1) 交通・アクセス	46
(2) 地域資源	47
第4節 法規制	52
(1) 文化財保護法	52
(2) その他法令等	53
第5節 上位及び関連計画	56
(1) 上位計画	56
(2) 関連計画	59
第6節 山麓部で想定される災害	65
(1) 地震災害	65
(2) 土砂災害	68
(3) その他の災害	69

(4) 文化財の防災環境の整備	70
第3章 高安千塚古墳群の概要	71
第1節 服部川支群	72
(1) 支群の概要	72
(2) 史跡指定地の状況	74
第2節 大窪・山畑支群	101
(1) 支群の概要	101
(2) 史跡指定地の状況	102
第3節 郡川北支群	107
(1) 支群の概要	107
(2) 史跡指定地の状況	108
第4節 郡川南支群	113
(1) 支群の概要	113
第4章 高安千塚古墳群の現状	115
第1節 保存管理の現状	115
(1) 服部川支群の土地利用	115
(2) 大窪・山畑支群の土地利用	119
(3) 郡川北支群の土地利用	120
第2節 活用の現状	121
(1) 古墳の活用	121
(2) 文化財施設における活用	122
(3) その他の活用	125
第3節 保存活用の運営・体制の現状	127
(1) 「保存管理」の運営・体制の現状	127
(2) 「活用」・「整備」の運営・体制の現状	127
第5章 高安千塚古墳群の課題と方向性	129
第1節 「保存管理」の課題と方向性	129
第2節 「活用」の課題と方向性	131
第3節 「整備」の課題と方向性	132
第4節 保存活用のための運営・体制の課題と方向性	133
第6章 高安千塚古墳群の保存管理	135
第1節 保存管理の方向性	135

第2節 保存管理	137
(1) 史跡を構成する要素	137
(2) 保存管理の方法	141
(3) 現状変更の取扱い	145
(4) 現状変更の取扱い基準	158
(5) 植木畑における現状変更の取扱い	160
第3節 追加指定	184
(1) 追加指定の方向性	184
(2) 追加指定の進め方	184
第4節 公有化	186
(1) 公有化の方向性	186
(2) 公有化の進め方	186
第7章 高安千塚古墳群の活用	187
第1節 活用の方向性	187
(1) 活用の基本的な考え方	187
(2) 活用の方向性	188
第2節 活用の方法	191
(1) 文化財としての活用方法	191
(2) 地域教材としての活用方法	192
(3) 地域資源としての活用方法	195
第8章 高安千塚古墳群の整備	197
第1節 整備の方向性	197
(1) 「保存」のための整備の方向性	197
(2) 「活用」のための整備の方向性	198
第2節 保存のための整備	199
(1) 古墳の保存のための整備（復旧・修理）方法	199
(2) 災害の予防措置	201
第3節 活用のための整備	202
(1) 文化財としての活用のための整備方法	202
(2) 地域教材としての活用のための整備方法	205
(3) 地域資源としての活用のための整備方法	206
第9章 保存活用の運営・体制	207
第1節 保存活用の運営・体制の方向性	207

第2節 保存活用の運営・体制の方法	208
第10章 保存活用計画の実施	211
第1節 「保存管理」の実施.....	211
（1）短期的な実施	211
（2）中長期的な実施.....	211
第2節 「活用」・「整備」の実施	213
（1）短期的な実施	213
（2）中長期的な実施.....	213
第11章 経過観察	215
第1節 経過観察の方向性	215
第2節 「保存管理」に関する経過観察.....	216
第3節 「活用」・「整備」に関する経過観察.....	217
参考資料 関係法令の抜粋.....	219
高安千塚古墳群に関する参考文献.....	224

表 1-1 高安山麓の後期古墳

古墳群名	地区名	後期古墳数		白石太一郎氏 ：1966年論文	花田勝広氏 ：2008年論文	備考
高安千塚古墳群	大窪・山畑支群	230	50	高安千塚 山畑支群	高安千塚 大窪・山畑南支群	
	服部川支群		137	高安千塚 服部川支群	高安千塚 服部川支群	
	郡川北支群		6		高安千塚 郡川支群	
	郡川南支群		37			
高安古墳群	楽音寺地区	5				
	大竹地区	0				
	神立地区	8			神立古墳群	愛宕塚古墳含む
	水越地区	0				
	千塚地区	0				
	大窪・山畑北地区	13			高安千塚 大窪・山畑北支群	
	服部川地区	2		高安千塚 服部川支群		二階塚上墳・二階 塚下墳
	郡川地区	2				郡川西塚古墳 郡川東塚古墳
	郡川東地区	2				
	教興寺西地区	2				
	黒谷地区	26			黒谷古墳群	
	垣内・教興寺地区	23			垣内・教興寺古墳 群	
	教興寺東地区	0				
	恩智・神宮寺地区	13			恩智・神宮寺古墳 群	
	高安山古墳群	3				高安山 1～3号墳
合 計		329				

大阪府八尾市の東部に位置する生駒山系の高安山麓は、豊かな歴史や文化財が多く残る地域で、特に古墳は 300 基以上残されている。

山麓部の北方には、中河内最大の前方後円墳である史跡心合寺山古墳に代表される古墳時代前期から中期の前方後円墳で構成される「^{しおんじやま}楽音寺・^{がくおんじ おおたけ}大竹古墳群」や、南方には古墳時代後期の前方後円墳である^{こおりがわにしづか}郡川西塚古墳と^{こおりがわひがしづか}郡川東塚古墳がある。そして、その東側に古墳時代後期に造られた府史跡^{あたごづか}愛宕塚古墳をはじめとして横穴式石室を持つ円墳を中心とした古墳が数多く分布している。この高安山麓に分布する古墳について、「高安古墳群」と呼んできた（図 1-1・表 1-1）。

高安古墳群は谷筋ごとに分けられ、そのうち大窪・山畑支群、服部川支群、^{おおくぼ やまたけ}郡川北支群、郡川南支群の 4 つの支群は、高安古墳群の 6 割以上を占める 230 基が集中している。この集中地区を高安古墳群の中でも特に「高安千塚古墳群」と呼ぶことにした。高安千塚古墳群の「^{せんづか}千塚」の名称は、古くは安土・桃山時代の古文書、そして江戸時代を通じて、古墳がたくさんある場所として「千塚」と呼ばれたことに由来する。

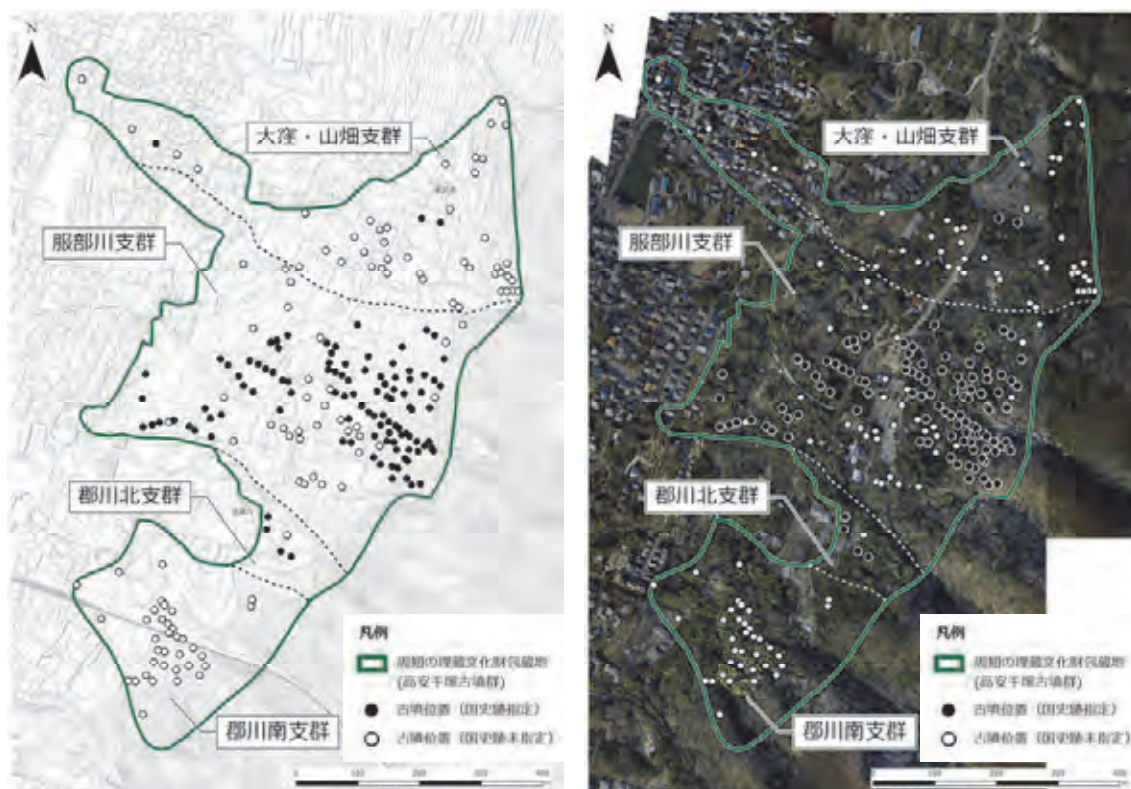
(2) 高安千塚古墳群の保存

高安千塚古墳群は、現在確認されているのは 230 基を数えるが、大正時代の分布調査(中河内郡役所編 1923)では 565 基の古墳があったとされる。石室石材の転用や開墾、近年では宅地や墓地等の開発、さらに経年劣化による石室の崩落、草木の繁茂によって、本来の姿が失われつつあり、古墳の保存が憂慮されている。また、山麓部裾を南北に通じる新たな農道の開通等によって、地域の活性化が期待される反面、不法投棄等が行われている場所もあるなど、古墳群をとりまく環境の悪化が懸念された。

加えて、高安千塚古墳群の 230 基中 137 基の古墳が集中し、中心支群である服部川支群は、農業振興地域で営農を原則としている農用地が大部分を占め、主に植木畑として利用されている。そのため、古墳を保存していく上で、植木畑での営農との共存も検討する必要がある。

このような状況を踏まえ、高安千塚古墳群を恒久的に保存するため、詳細な分布調査を終えた服部川支群を中心に史跡指定に取り組み、平成 27 年 3 月 10 日付で史跡指定された(指定の経過及び範囲は、第 1 章 第 3 節「史跡指定の概要」を参照)。

以下、本計画では、高安古墳群内の 4 つの支群で構成される範囲については「**高安千塚古墳群**」と呼称し、史跡指定の範囲については「**史跡高安千塚古墳群**」と呼ぶ。



第2節 高安千塚古墳群の価値

(1) 高安千塚古墳群の評価

史跡高安千塚古墳群を適切に保存し、次世代に確実に伝えるべき、史跡の歴史的な評価となる本質的価値について、史跡指定にあたっての文化庁による高安千塚古墳群の評価を踏まえた上で、整理する。

大阪府八尾市の東部に位置する高安千塚古墳群は、生駒山系の高安山麓の標高 60～180m前後の西側斜面に分布している。

高安千塚古墳群の存在は古くから知られており、延宝 7 年(1679)の『河内鑑名所記』^{えんぼう}や享和元年(1801)の『河内名所図会』^{かわちめいしよずえ}などに記載がみられる。明治 12 年(1879)には米国人研究者の E・S・モースが、さらに明治 14～21 年には英国人研究者の W・ガウランドが調査するなど、いち早く海外にも紹介されている。

昭和 35～37 年には、白石太一郎氏が分布調査を行い、昭和 41～43 年には大阪府教育委員会による分布調査と一部の古墳の墳丘測量と石室実測調査、昭和 48～49 年には有志による分布調査、昭和 61～平成 2 年には市民団体による分布調査が行われ、高安千塚古墳群の様相が明らかになっていった。

平成 16 年度からは、八尾市教育委員会が分布調査を中心とする基礎調査を開始した。また、分布調査と併行して、特徴的な古墳の墳丘測量や石室実測調査、さらには既往出土品の調査を行った。そして、これらの調査成果を総括した『高安千塚古墳群基礎調査総括報告書』を平成 23 年度に刊行した。

高安千塚古墳群の総数については、大正時代には 565 基あったとの記述もあるが、現在は 224 基が確認されている。谷筋ごとの分布状況から、北から大窪・山畑支群、服部川支群、郡川北支群、郡川南支群の 4 つの支群に分かれている。このうち、最も多く古墳が築かれているのが服部川支群で、その基数は 131 基に達する。墳形はほぼ全てが円墳であり、その直径は 8～27m である。埋葬施設については、現在確認されているものは全て横穴式石室である。その規模は石室長約 5～12m と小型であり、片袖式、両袖式、無袖式の 3 種類がある。玄室形態は長方形のものと方形のものの 2 系統が認められる。また服部川 25 号墳と郡川 11 号墳では、玄室部が 2 つ連なる二室構造をなす特異な形状の横穴式石室も確認されている。

6 世紀前半に郡川北支群を除く 3 つの支群において造営が開始され、大窪・山畑 6 号墳に代表されるように、片袖式の横穴式石室が構築される。この時期の特徴としては、郡川 16 号墳のように天井がドーム状をなす石室が構築され、かつ韓式系土器やミ

ニチュア炊飯具などが副葬品として出土する古墳が造営されるなど、渡来系要素が認められる。一方、古墳群の最盛期である6世紀後半には渡来系要素は稀薄になり、横穴式石室については郡川1号墳や服部川2号墳のように両袖式が出現する。また、石材の大型化や石積の規格が進んでいく傾向も認められる。古墳の造営は7世紀前半で終焉を迎え、このころには大窪・山畑5号墳のように小型で無袖の横穴式石室が作られるのみとなる。

このように、高安千塚古墳群は畿内有数の大型群集墳であるとともに、6世紀に当該地域に居住していた渡来系集団と地域社会との関係がうかがえることから、当該地域の歴史的および社会的状況を考える上で重要な事例である。

(月刊文化財 平成27年2月号より引用)

※注 上記の古墳総数224基は指定時の数で、後述する平成27年度のレーザ測量調査によって、服部川支群で新たな古墳を確認し、同支群で137基（古墳番号は140号墳まで付番。番号のうち、3基が欠番である。）、古墳群全体では230基になった（平成29年3月現在）。

上記の評価を踏まえて、高安千塚古墳群の本質的価値をまとめると、「**①畿内有数の大型群集墳**」、「**②渡来系集団と地域社会の関係がわかる古墳群**」の2つの価値を有するといえる。

(2) 高安千塚古墳群の本質的価値

①畿内有数の大型群集墳としての価値

高安千塚古墳群では、横穴式石室を主体とする古墳が大正時代の分布調査で 565 基あったとされるが、現在 230 基の古墳が高安山麓の標高 60～180m 前後の尾根上に良好に残っている。そのうち服部川支群の 137 基を中心に、北に大窪・山畑支群、南に郡川北支群、郡川南支群と 4 つの支群で構成される。

6 世紀代を中心に造られた円墳を中心とする古墳が密集しており、古墳時代中期から後期にかけての古墳築造の画期となる群集墳について理解できる古墳群である。

畿内で 150 基以上の古墳からなる主な大型群集墳は 13 ヶ所あり、そのうち大阪府内には、生駒山系西麓に分布する北方の山畑古墳群（東大阪市：150 基以上(当初)）と南方の平尾山古墳群（柏原市：1,407 基）、大和川を隔てた金剛山系の一須賀古墳群（南河内郡河南町：262 基）がある。高安千塚古墳群は、これらの中でも横穴式石室を主体とする畿内有数の大型群集墳の代表例として重要である。

造墓時期は、平尾山古墳群が 6 世紀から 7 世紀代まで続くのに対し、高安千塚古墳群は、同じく 6 世紀に始まるが、7 世紀に入ると造墓活動が終息に向かう。大型群集墳の造墓は、ヤマト政権やその有力氏族の影響下にあったと考えられるが、高安千塚古墳群においては、大型の石室の築造時期が限られるなどの特徴があり、それらは中河内の有力氏族である物部氏の消長を反映したと考えられている。

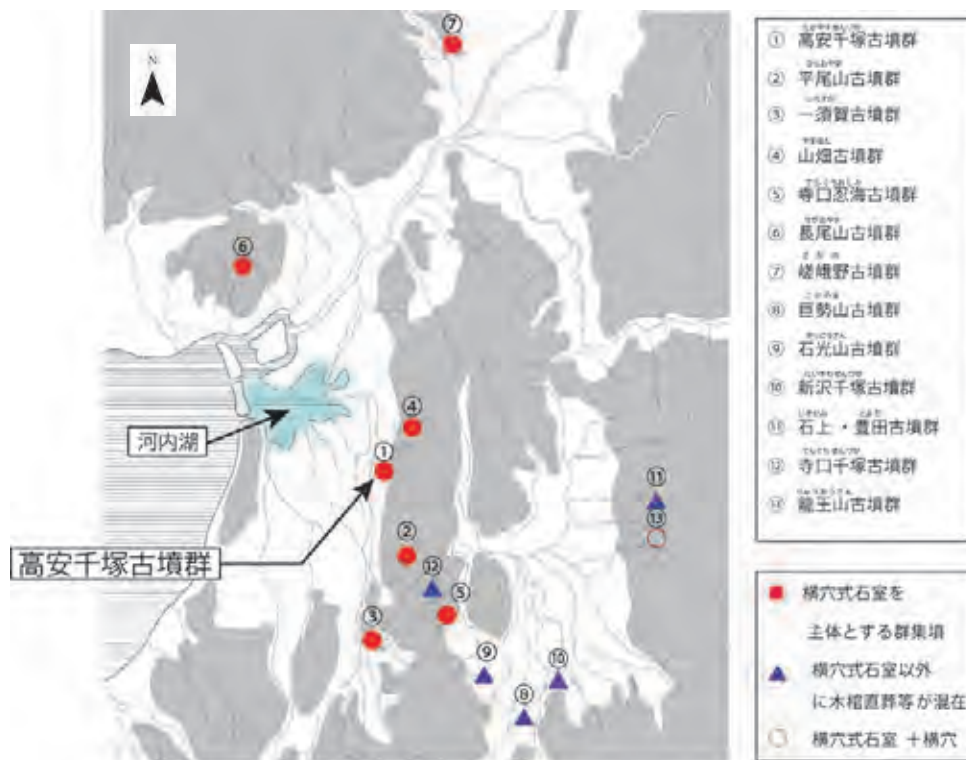


図 1-3 畿内の大型群集墳の位置

②渡来系集団と地域社会の関係がわかる古墳群としての価値

高安千塚古墳群では、6世紀前半の造墓開始期に、朝鮮半島を起源とした横穴式石室導入期にみられるドーム状天井の石室や、渡来系の土器である韓式系土器やミニチュア炊飯具の副葬品があり、渡来系集団また渡来系集団に関わりを持つ人々が葬られていたと考えられる。こうした渡来系集団は、古墳群の眼下に広がる、朝鮮半島や大陸からの玄関口であった河内平野に数多く居住しており、新進の技術や文化を持ち、重要な役割を担っていた。

同じ生駒山系西麓で高安千塚古墳群の北方に位置する山畑古墳群は、渡来系の副葬品がなく、在地性の強い群集墳と考えられている。一方、南方にある平尾山古墳群は、^{かんざし}簪やミニチュア炊飯具などの渡来系の副葬品が多くみられ、高安千塚古墳群と同様に渡来系集団との強いつながりがあったと考えられる。

その後、最盛期の高安千塚古墳群では、ヤマト政権の中心地である大和地方の大型の横穴式石室に準じる規模の石室が数多く造られるなど、これら生駒山系西麓の他の群集墳にはみられない特徴をもっている。

石室や副葬品の特徴や造墓の動向から、河内平野の渡来系集団が在地化する過程でヤマト政権の中枢をなす有力氏族と深いつながりを持ち、有力な集団に成長していったことがわかる。

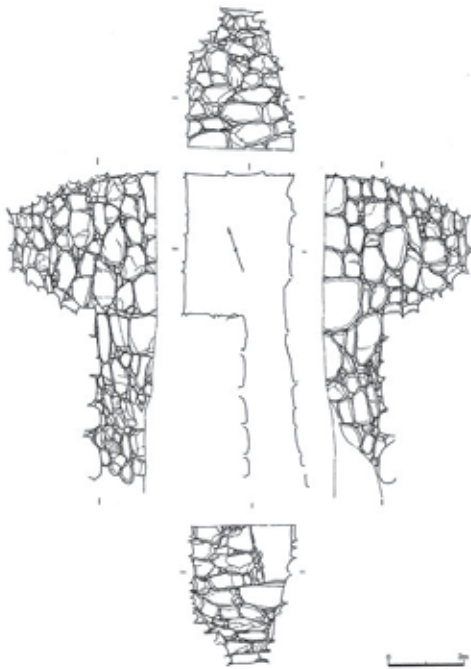


図 1-4 朝鮮半島を起源とする埋葬施設：
ドーム状天井の横穴式石室（6世紀
前半・郡川 16 号墳）



図 1-5 渡来人との関わりを示す副葬品：ミニチュア炊
飯具・韓式系土器（6世紀前半・郡川 16 号墳出土）



図 1-6 大和地方の大型横穴式石室に準じる玄室面積を有する石室
(6世紀後半・服部川7号墳)



図 1-7 ヤマト政権との関わりを示す副葬品：金銅装圭頭大刀
(7世紀前半・服部川支群 伝森田山古墳出土)
こんどうそうけいとう た ち
でんもりたやま

第3節 史跡指定の概要

(1) 指定の経過

高安千塚古墳群を恒久的に保存するため、史跡指定を視野に入れた調査を平成16年度から開始した。調査を進めるにあたっては、平成17年度以降、学識経験者や関係自治体等による「高安古墳群と山麓の古墳保存・調査計画検討会議」を開催し、調査及び保存活用に関する意見を聴取した。この会議での意見を踏まえ、平成21年度までに4支群の分布調査、さらに詳細な調査として、服部川支群の詳細な分布調査と墳丘測量調査や古墳群を特徴づける重要な古墳の石室の実測調査、また過去に出土した副葬品の整理等を行った。

これらの調査成果を踏まえ、平成17年度から平成20年度にかけて、郡川1号墳(開山^{かいざん}塚古墳)、郡川2～4号墳、服部川25号墳(二室塚古墳^{にしつづか})石室、大窪・山畑7号墳、同8号墳を市指定史跡にしている。平成19年度には、花田勝広氏による高安古墳群の主要な石室実測の調査研究の成果をまとめた『高安古墳群の基礎的研究』(市教委2008)を刊行した。

そして、平成23年度に、これらの調査、研究の成果等を踏まえて、高安千塚古墳群の学術的な価値を位置づけた『高安千塚古墳群基礎調査総括報告書』(市教委2012)を刊行した。

また、史跡指定に向けて高安千塚古墳群の普及啓発に取り組み、シンポジウムや講演会の開催、普及冊子やシンポジウム記録集等の刊行、出土品をモチーフにしたキャラクターの作成などの事業を行った。さらに平成25年度に高安千塚古墳群の将来の保存活用にむけた基本方針を検討する「高安千塚古墳群保存活用事業基本構想」を策定した。

そして、土地所有者の理解を得て、平成26年7月に史跡の意見具申を行い、高安千塚古墳群の価値が認められ、同年11月21日の文化審議会で指定の答申を受け、文化財保護法第109条に基づき平成27年3月10日付け文部科学省告示第38号により史跡指定された。さらに同年7月7日に八尾市が史跡にかかる管理団体の指定を受けた。

史跡指定された範囲は高安千塚古墳群の一部であり、個々の古墳の特徴や価値の全容が明らかになっているわけではない。今後も継続的な調査・研究を進め、古墳群全体の価値づけをしていく必要がある。

表 1-2 史跡指定に至る経過

年度	調査	保存活用の検討	普及啓発
平成 16 年度	郡川1号墳(開山塚古墳)墳丘測量・石室実測調査		郡川1号墳(開山塚古墳)を市史跡に史跡(H17.3.17)
平成 17 年度	服部川支群詳細分布調査 郡川4号墳墳丘測量・石室実測調査	第1回高安古墳群等保存・調査計画検討会議(H18.2.21)	モースがスケッチした開山塚古墳現地説明会(200人参加) 郡川2～4号墳を市史跡に指定(H18.3.20)
平成 18 年度	大窪・山畑支群詳細分布調査 服部川25号墳(二室塚古墳)墳丘測量・石室実測調査	第2回高安古墳群等保存・調査計画検討会議(H18.8.3) 第3回高安古墳群等保存・調査計画検討会議(H19.3.26)	服部川25号墳(二室塚古墳)石室を市史跡に指定(H19.3.19)
平成 19 年度	郡川支群(のちに郡川南、北支群に細分)詳細分布調査 大窪・山畑6・7・8号墳墳丘測量 『高安古墳群の基礎的研究』刊行	第4回高安古墳群等保存・調査計画検討会議(H19.9.6) 第5回高安古墳群等保存・調査計画検討会議(H20.3.27)	高安古墳群 講演会開催 『高安古墳群を歩こう』刊行 大窪・山畑7号墳・8号墳を市史跡に指定(H20.3.21)
平成 20 年度	服部川支群東側測量調査、出土遺物整理調査	第6回高安古墳群等保存・調査計画検討会議(H20.5.16) 第7回高安古墳群等保存・調査計画検討会議(H21.3.25)	第1回高安千塚シンポジウム開催(11月23日・330人参加・市制60周年記念) 『高安千塚シンポジウム 記録集』刊行
平成 21 年度	服部川支群西側測量調査、出土遺物整理調査	第8回高安古墳群等保存・調査計画検討会議(H22.3.19)	第2回高安千塚シンポジウム開催(11月23日・144名参加) 『高安千塚シンポジウム 記録集2』、『やおの歴史遺産 高安千塚』刊行
平成 22 年度	出土遺物整理調査	第9回高安古墳群等保存・調査計画検討会議(H22.8.5) 第10回高安古墳群等保存・調査計画検討会議(H23.3.9)	第3回高安千塚シンポジウム開催(10月31日・100名参加) 『高安千塚シンポジウム 記録集3』、『出土遺物が語るやおの歴史遺産高安千塚』刊行
平成 23 年度	周知の埋蔵文化財包蔵地の遺跡名を「高安千塚古墳群」とする。(H24.3.19) 『高安千塚古墳群基礎調査総括報告書』刊行		『八尾市高安山史跡散策マップ』刊行
平成 24 年度		「高安千塚古墳群保存活用事業基本構想」の検討	

平成 25 年度		「高安千塚古墳群保存活用事業基本構想」の策定	
平成 26 年度	史跡指定意見具申(H26.7) 史跡指定答申(H26.11.21) 史跡指定告示(H27.3.10)		
平成 27 年度	史跡管理団体の指定(H27.7.7)		『やおの歴史資産 国史跡高安千塚古墳群～知ろう、歩こう～』刊行



図 1-8 高安千塚古墳群に関する普及冊子

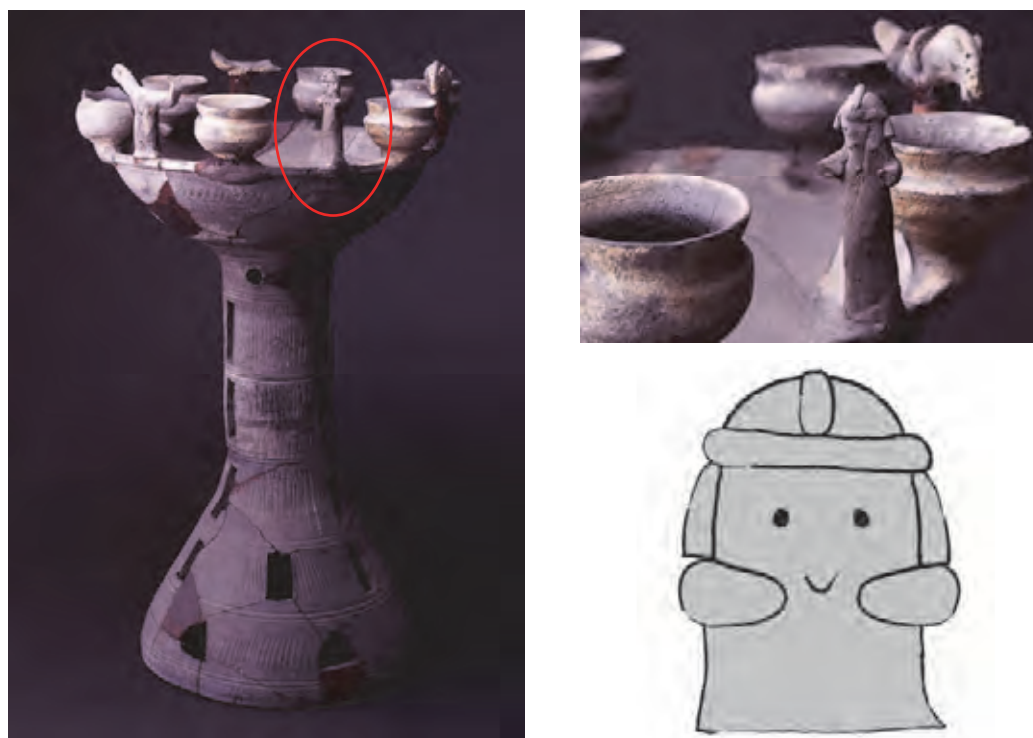


図 1-9 大窪・山畑 49 号墳出土の^{そうしよくつきすえき}装飾付須恵器をモチーフにしたキャラクター・はしづか君

(2) 指定の状況

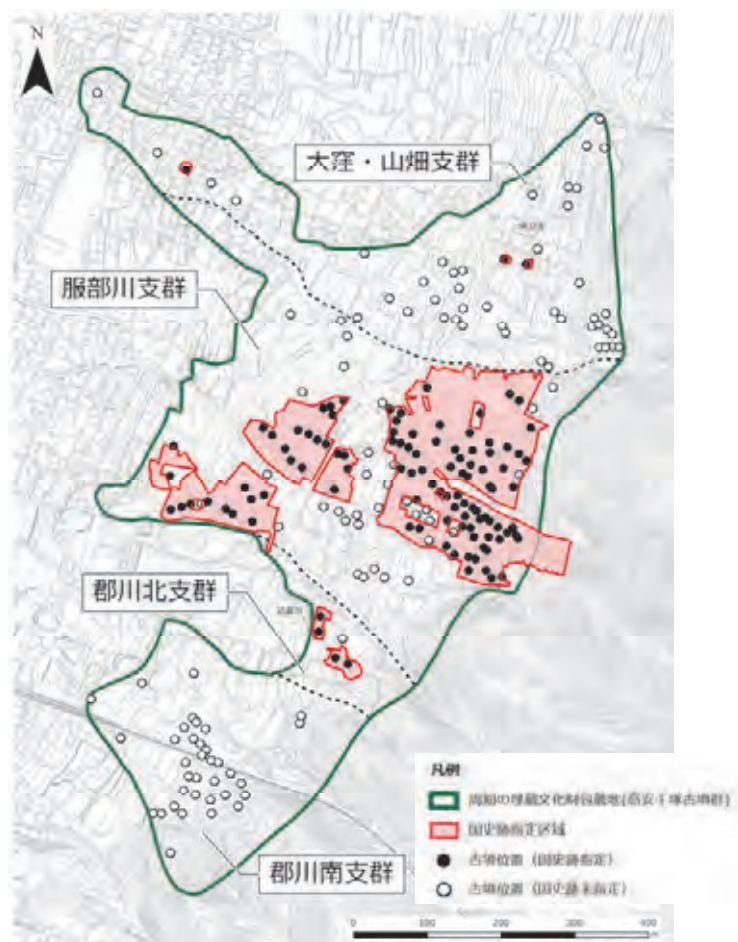


図 1-10 史跡高安千塚古墳群の指定範囲

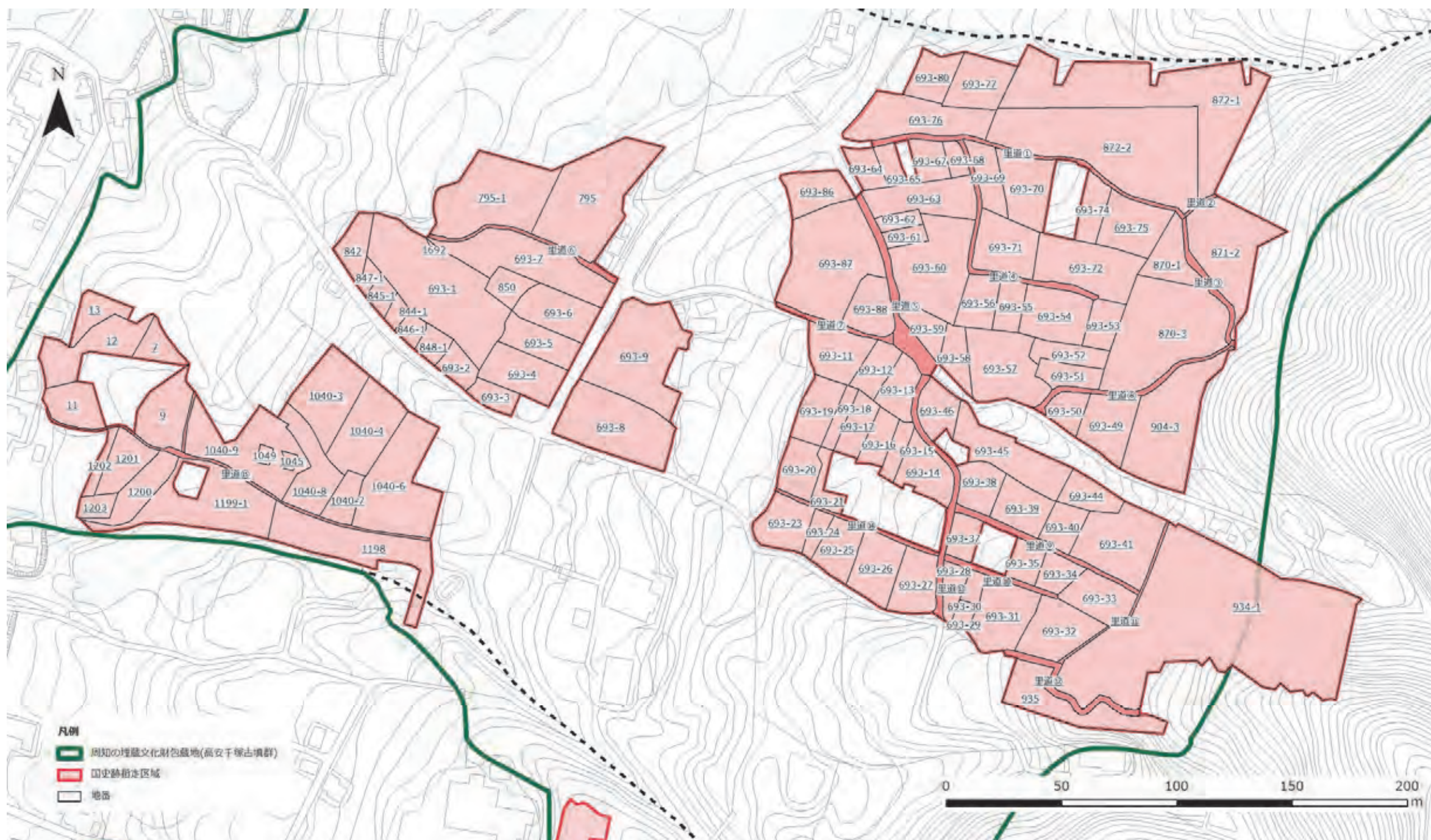
高安千塚古墳群は、4つの支群の「服部川支群」(約 18.8 万 m^2 ・137 基)、「大窪・山畑支群」(約 11.4 万 m^2 ・50 基)、「郡川北支群」(約 1.8 万 m^2 ・6 基)、「郡川南支群」(約 7.5 万 m^2 ・37 基)で構成される南北約 1 km の範囲(合計約 39.5 万 m^2)に合計 230 基の古墳が分布する。そのうち、史跡指定の範囲(史跡高安千塚古墳群)は、「郡川南支群」を除く「服部川支群」と「大窪・山畑支群」、「郡川北支群」の 3 支群 110 基の古墳を含む 63,740.76 m^2 である。服部川支群の 102 基の古墳を中心に、大窪・山畑支群の 3 基、郡川北支群の 5 基の古墳が史跡指定の範囲にある(表 1-3)。

表 1-3 史跡高安千塚古墳群の範囲

支群名	範囲／対象		指定面積
服部川支群	102 基	南北約 300m、東西約 500m	61,586.53 m^2
大窪・山畑支群	3 基	大窪・山畑 6、7、27 号墳	334.40 m^2
郡川北支群	5 基	郡川 1、2、3、3-B、4 号墳	1,819.83 m^2
合 計	110 基		63,740.76 m^2

表 1-4 指定の内容

指定等種別、 年月日及び告示番号		平成 27 年 3 月 10 日 史跡指定 文部科学省告示第 38 号
名称		高安千塚古墳群
所在地及び地域	大阪府八尾市 大字服部川	693-1、693-2、693-3、693-4、693-5、693-6、693-7、693-8、693-9、693-11、 693-12、693-13、693-14、693-15、693-16、693-17、693-18、693-19、693-20、 693-21、693-23、693-24、693-25、693-26、693-27、693-28、693-29、693-30、 693-31、693-32、693-33、693-34、693-35、693-37、693-38、693-39、693-40、 693-41、693-44、693-45、693-46、693-49、693-50、693-51、693-52、693-53、 693-54、693-55、693-56、693-57、693-58、693-59、693-60、693-61、693-62、 693-63、693-64、693-65、693-67、693-68、693-69、693-70、693-71、693-72、 693-74、693-75、693-76、693-77、693-80、693-86、693-87、693-88、795、795-1、 842、844-1、845-1、846-1、847-1、848-1、850、870-1、870-3、871-2、872-1、 872-2、904-3、934-1、935 のうち実測 769.79 平方メートル、1040-3、1040-4、 1040-6、1040-7、1040-8、1040-9、1045、1049、1198、1199-1、1200、1201、1202、 1203、1692
	同 服部川九丁目	7、9、11、12、13
	同 大字大窪	34-1 のうち実測 183.15 平方メートル、1175-36
	同 郡川六丁目	1 のうち実測 1404.07 平方メートル、2 のうち実測 415.76 平方メートル
	右記の地域に 介在する 道路敷	大字服部川 693-7 に北接する道路敷 大字服部川 693-13 と同 693-46 に挟まれ、同 693-27 と同 693-28 に挟まれるまで の道路敷 大字服部川 693-13 と同 693-59 に挟まれ同 693-87 に南接するまでの道路敷 大字服部川 693-20 と同 693-23 に挟まれ、同 693-22 と同 693-27 に挟まれるまで の道路敷 大字服部川 693-28 と同 693-37 に挟まれ、同 693-32 と同 693-34 に挟まれるまで の道路敷 大字服部川 693-32 と同 935 に挟まれ、同 934-1 と同 935 に挟まれるまでの道路 敷のうち実測 210.73 平方メートル 大字服部川 693-33 と同 693-41 に挟まれ、同 693-37 と同 693-38 に挟まれるまで の道路敷 大字服部川 693-59 と同 693-88 に挟まれ、同 693-63 と同 693-87 に挟まれるまで の道路敷 大字服部川 693-65 に北接し、同 693-75 に北接するまでの道路敷 大字服部川 870-1 と同 871-2 に挟まれ、同 870-3 と同 871-3 に挟まれるまで の道路敷 大字服部川 934-1 に西接する道路敷 服部川九丁目 11 と大字服部川 1205 に挟まれ、大字服部川 1040-6 と大字服部川 1198 に挟まれるまでの道路敷
	備考	一筆の土地及び道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する 実測図を大阪府教育委員会（現大阪府教育庁）及び八尾市教育委員会に備え置い て縦覧に供する。



※この図面は、史跡指定の資料であり、土地の権利関係をあらわしたものではない。

図 1-11 服部川支群 史跡指定地地籍図（縮尺 1/2,000）



※この図面は、史跡指定の資料であり、土地の権利関係をあらわしたものではない。

図 1-12 大窪・山畑 6 号墳、7 号墳 史跡指定地地籍図（縮尺 1/500）

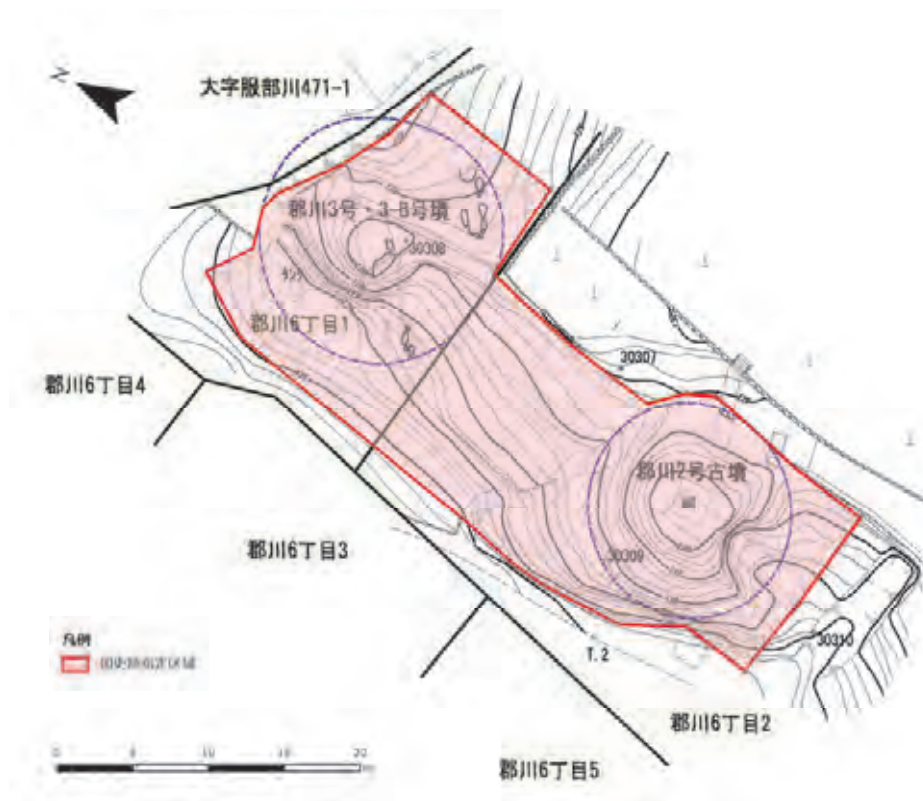


※この図面は、史跡指定の資料であり、土地の権利関係をあらわしたものではない。

図 1-13 大窪・山畑 27 号墳 史跡指定地地籍図（縮尺 1/500）



※この図面は、史跡指定の資料であり、土地の権利関係をあらわしたものではない。
図 1-14 郡川 1 号墳、4 号墳 史跡指定地地籍図（縮尺 1/500）



※この図面は、史跡指定の資料であり、土地の権利関係をあらわしたものではない。
図 1-15 郡川 2 号墳、3 号墳、3-B 号墳 史跡指定地地籍図（縮尺 1/500）

第4節 計画の目的

本計画は、将来にわたって史跡高安千塚古墳群の価値を良好な状態で保つために管理を適切に行う「保存管理」と、郷土の歴史や文化を学び、情報発信していく「活用」、さらに史跡を保存しつつ、その価値を着実に伝えていく場としての「整備」についての基本方針を定めた「保存活用計画」を策定するものである。

さらに、「保存管理」と「活用」、「整備」を円滑かつ確実に進め、地域とともに高安千塚古墳群を継承していくための体制や今後の経過観察のあり方等についても定める。

本計画の対象とする範囲は、史跡指定地を基本とする（図 1-10～15）。ただし、高安千塚古墳群の各支群の未指定の範囲や、周辺の高安千塚古墳群と密接に関係する古墳についても検討を行う。

高安千塚古墳群がもつ基本的な価値とその構成要素、取り巻く歴史や自然、社会環境を含む現状を把握し、現状の課題を抽出し、以下の内容を検討する。

①保存管理

史跡の本質的価値を把握し、それらを損なうことなく「保存管理」を図るための方針や方法、文化財保護法に基づく現状変更の許可に関する取扱基準等を定める。

さらに、史跡を保存していく上で今後必要となる史跡指定地の公有化について、検討する。

②活用

史跡の本質的価値だけでなく、古墳群の歴史的な立地や景観等を活かし、現在及び将来における公開やその他の「活用」についての基本的な方針を定める。

貴重な歴史資産であり、地域資源としての価値をも有する高安千塚古墳群が新たな魅力となるよう、高安山麓の歴史や自然環境を視野に入れた活用を検討する。

③整備

「保存管理」と「活用」の方針を踏まえ、「保存管理」するための整備、「活用」するための整備の方法を検討する。

また、山麓部に立地することから、今後想定される災害等への対応も検討する。

図 1-16 高安山麓の景観



高安山麓の古墳

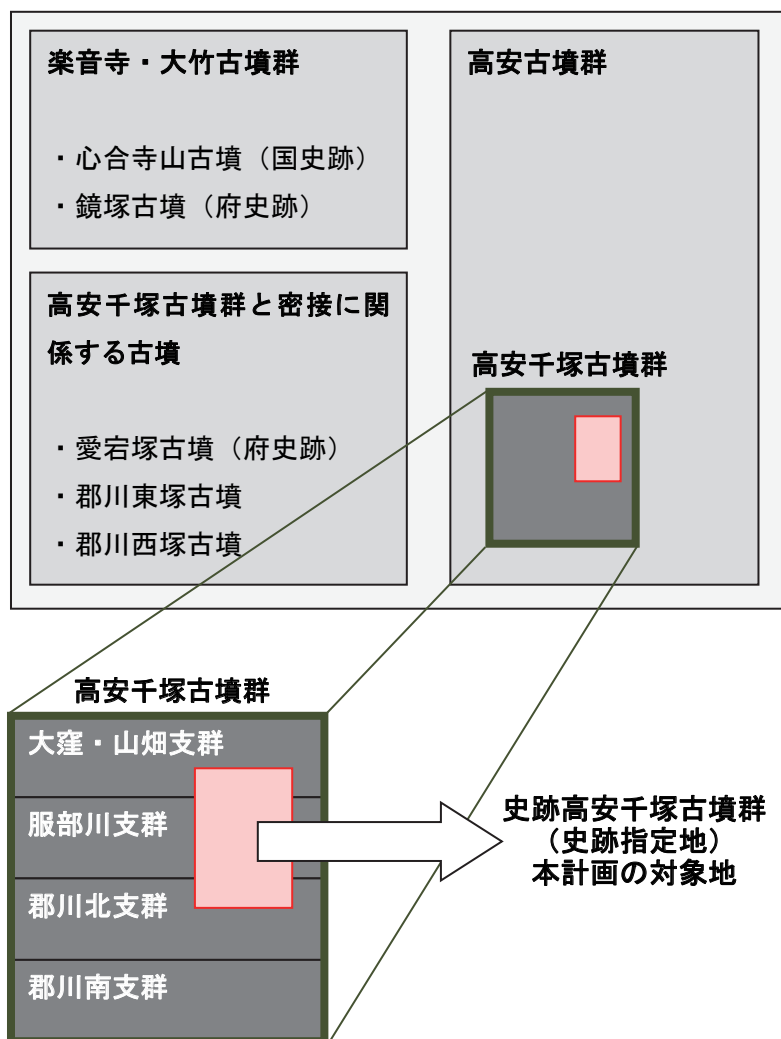


図 1-17 保存活用計画の位置づけの概念図

第5節 計画策定に向けた経過

「高安千塚古墳群保存活用計画」の策定にあたって、高安千塚古墳群の保存及び活用に関する事項の調査、審議を行う「八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会」を設置した。平成27～28年度の2ヶ年で計5回の審議会を行い、保存活用計画として取りまとめ、答申を受けた。

①八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会の組織

■委員

白石 太一郎	(大阪府立近つ飛鳥博物館 館長)	会長
増渕 徹	(京都橘大学 文学部 歴史学科教授)	副会長
瀧浪 貞子	(京都女子大学 名誉教授)	
一瀬 和夫	(京都橘大学 文学部 歴史遺産学科教授)	
清野 孝之	(奈良文化財研究所 都城発掘調査部考古第三研究室長)	
恵谷 浩子	(奈良文化財研究所 文化遺産部景観研究室研究員)	
福田 祐美子	(市民委員)	

■助言者

文化庁 文化財部 記念物課
大阪府教育庁 文化財保護課

■事務局

八尾市教育委員会 文化財課

②審議会の開催経過

■第1回 八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会

日時：平成27年12月22日（火） 15時～17時

場所：八尾市立青少年センター会議室

出席委員：白石会長、増渕副会長、瀧浪委員、一瀬委員、清野委員、恵谷委員、
福田委員

議事：会長・副会長の選出

高安千塚古墳群の現状と課題（報告）

保存活用計画の策定の諮問

■第2回 八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会

日時：平成28年3月1日（火） 10時30分～12時

場所：八尾市役所 701 会議室

出席委員：白石会長、増渕副会長、瀧浪委員、一瀬委員、清野委員、福田委員

議事：現況調査の進捗（報告）

保存活用計画の構成と目的

保存活用計画の内容：第 1 章～第 5 章の一部

■第 3 回 八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会

日時：平成 28 年 7 月 29 日（金） 14 時～17 時 30 分

場所：八尾市立山本コミュニティセンター 3 階 301 会議室

出席委員：白石会長、増渕副会長、瀧浪委員、一瀬委員、清野委員、福田委員

議事：現況調査について（報告）

保存活用計画の内容：第 1 章～第 5 章

■第 4 回 八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会

日時：平成 29 年 1 月 13 日（金） 14 時～16 時 30 分

場所：八尾市役所 605 会議室

出席委員：白石会長、増渕副会長、一瀬委員、清野委員、恵谷委員、福田委員

議事：保存活用計画の内容：第 1 章～第 10 章

■第 5 回 八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会

日時：平成 29 年 3 月 13 日（月） 14 時～15 時

場所：八尾市役所 605 会議室

出席委員：白石会長、瀧浪委員、一瀬委員、福田委員

議事：保存活用計画の答申

第2章 高安千塚古墳群を取り巻く環境

第1節 歴史的環境

(1) 高安山麓の歴史

高安千塚古墳群が立地する高安山麓の歴史的な経過について理解するため、高安千塚古墳群が所在する周辺の歴史も含めて時代ごとに概観する。

①旧石器・縄文時代～弥生時代

当地域で最も古い人々の足跡は、今から2万年前、旧石器時代後期にさかのぼる。羽曳野丘陵の先端付近にあたる八尾南遺跡で国府型ナイフ形石器をはじめとする石器の製作跡が発掘調査で確認されている。

縄文時代の中河内（現在の八尾市、東大阪市、及び柏原市の範囲）は、河内湾と呼ばれる海が、現在の河内平野の奥深くまで入り込んでいた。そのため、高安山麓の山麓部を中心に恩智遺跡などで縄文時代の集落が確認されている。

弥生時代に入ると、海面が後退して、淡水化が進み、河内湖が中河内の北西側を中心に広がり、これに注ぐ旧大和川流域の肥沃な平野に多くの集落が営まれた。山麓部では、恩智遺跡や水越遺跡等の集落が拡大した。近年、花岡山遺跡では弥生時代後期の高地性集落が確認されている。また、大竹西遺跡では、近畿地方最古となる弥生時代後期の鋳造鉄剣が出土しており、有力者層の存在した集落があったことがわかる。

②古墳時代

古墳時代前期～中期

3世紀前半、古墳時代前期に平野部の久宝寺遺跡や東郷遺跡、中田遺跡など多くの大規模な集落が営まれた。これら集落と吉備や山陰をはじめとする他地域との頻繁な交流が認められる。山麓部では、瑠璃製の鍬形石製品が出土した大竹西遺跡や、玉造りが行われていた池島・福万寺遺跡などの集落が営まれた。

4世紀代に入ると、平野部で、



図2-1 心合寺山古墳と高安山麓（北東から）

美園古墳や萱振 1 号墳など精巧な形象埴輪を持つ方墳が見られるようになる。山麓部の北方では、楽音寺・大竹古墳群で造墓が始まり、前方後円墳と考えられる向山古墳や全長 70m 前後の前方後円墳の西ノ山古墳、全長 100m 前後の前方後円墳の花岡山古墳が造られた。いずれも山麓部北部周辺を拠点とした地域首長の墓と考えられる。

古墳時代中期になると、古市古墳群や百舌鳥古墳群に代表される巨大な前方後円墳が多く造られるなか、5 世紀前半に中河内最大の全長 160m の前方後円墳の心合寺山古墳が造られた。心合寺山古墳は、前代の前方後円墳とは隔絶した規模を有しており、中河内の山麓部から平野部を治めた首長の墓であったと考えられる。

古墳時代後期

6 世紀前半、山麓部の南方に全長 60m 前後の前方後円墳である郡川東塚古墳と郡川西塚古墳が出現した。朝鮮半島から畿内に導入された初期横穴式石室を埋葬主体としており、前方後円墳への横穴式石室の採用時期を考える上でも重要な古墳である。

郡川東塚古墳と郡川西塚古墳は、高安千塚古墳群の造墓契機となった古墳と考えられ、この造墓の前後に、高安千塚古墳群の郡川南支群で天井がドーム状をなす初期の横穴式石室を有する郡川 16 号墳を始まりとして造墓が開始された。その後、6 世紀後半には古墳数が増大し、高安千塚古墳群は最盛期を迎えた。

高安千塚古墳群の眼下に広がる河内平野は、河内湖沿岸に古くから朝鮮半島や大陸からの玄関口であった。古墳時代中期以降、鍛冶や馬飼いのなどの新進の技術や文化をもつ渡来系集団が居住しており、河内平野の開発を担っていた。高安千塚古墳群にはこのような中河内を拠点とする渡来系集団により造墓が開始されたと考えられる。また、かつて楽音寺・大竹古墳群が営まれた山麓部北方には、大型横穴式石室を有する愛宕塚古墳が造られていた。

畿内では、6 世紀末を過ぎ 7 世紀に入ると、3 世紀半ばから続いた前方後円墳を中心とする造墓が終焉を迎えた。薄葬令の影響もあり、その後は古墳の規模や数も縮小された。中央集権体制が整えられていくなかで、ヤマト政権から特別な位置づけを与えられた氏族や人物のみが、造墓を許されたのではないかと考えられる。高安千塚古墳群においても、急速に古墳の数が減り、造墓が終焉を迎える。一方で、同じ生駒山系西麓の大型群集墳である平尾山古墳群（柏原市）では、7 世紀後半にいたっても継続して造墓が行われている。高安千塚古墳群の造墓の終焉については、当時中河内を拠点としヤマト政権に参画していた有力氏族の物部氏の動向と連動していたものと考えられる。

図 2-2 高安千塚古墳群と周辺の古墳の分布

③飛鳥時代

7世紀代にはいると、高安千塚古墳群で新たな古墳が造られなくなるが、横穴式石室を使った^{ついで}追葬や^{ついで}追祭祀は7世紀から8世紀にかけて続いた。7世紀代に営まれたことがわかっているのは、大窪・山畑支群で^{とうかん}陶棺に葬られた^{てんじんやま}天神山古墳、郡川支群の郡川3-B号墳等がある。このことから、高安千塚古墳群を営んだ氏族は衰退したものの、断絶したわけではないと考えられる。

一方で、河内には、^{ちしきでら}智識寺（柏原市）をはじめとする河内六寺（^{やましたでら}智識寺以下、^{おおさとでら}山下寺、^{みやけでら}大里寺、^{いえはらでら}三宅寺、^{ときかでら}家原寺、^{とさかでら}鳥坂寺）などの古代寺院が生駒山系の山麓部に造られた。河内六寺に続くように、同じく市域では^{しんごうじ}心合寺（秦興寺）や^{こまでら}高麗寺、^{きょうこうじ}教興寺をはじめとする寺院が建立された。平野部においては、7世紀前半、市内最古の寺（^{しづかわはいじ}渋川廃寺）が建立されている。物部氏と蘇我氏との争い（^{ていび}丁未の変）を経て、物部氏衰退後に、^{じょうぐう}上宮王家もしくは蘇我氏が建立したと考えられている。

645年の^{いっし}乙巳の変ののち、^{はんでんしゅうじゆのほう}班田収授法が定められるが、その基礎となる土地区画の制度が条里制であった。池島・福万寺遺跡では、飛鳥時代から奈良時代にかけての条里制の地割を示す水田跡が確認されている。

『日本書紀』によると、667年（^{てんち}天智6年）に^{たかやすのき}高安城が高安山頂付近に築造されたとある。高安城は、唐・新羅軍と戦い、百済が滅亡する^{はくすきのえ}白村江の戦い後の緊迫した対外状況の中、大和を防衛する最終の砦として築かれた。城の位置は明らかでなかったが、市民研究団体「高安城を探る会」により、高安山山頂付近の東側で奈良時代初めの倉庫跡が確認され、その一端を知る貴重な資料となった。高安城付近に終末期古墳である高安山古墳群が造られており、高安城に関連した被葬者が推定されている。

④奈良時代

710年（^{わどう}和銅3年）、藤原京から平城京に遷都され、律令国家としてのあゆみが始まった。八尾市は河内国に属し、その範囲は高安郡、若江郡、^{たじひ}渋川郡、志紀郡、丹比郡、^{おおがた}大県郡にまたがった。そして、平城京と難波宮、難波津を結ぶ要衝の地として発展した。市内の発掘調査では、^{じょうほうじ}成法寺遺跡や^{こざかい}小阪合遺跡などで奈良時代の建物や道路の跡の他、河川や井戸から祭祀に使われた^{ぼくしよじんめん}墨書人面土器や^{けい}銭貨が確認されている。

さらに『続日本紀』によると、奈良時代後期には、^{しやうとく}称徳天皇が^{ゆげ}弓削氏出身の道鏡の故郷である東弓削に行幸し、^{らいぶつ}弓削寺に礼仏した。769年（^{じんごけいうん}神護景雲3年）には、^{ゆげのみや}由義宮を平城京の西側に位置する^{にしきやう}西京として拡張、整備が進められた。しかし、天皇の死によりわずか1年足らずで造営は中止となった。由義宮や西京の実態は不明だったが、近年の東弓削遺跡の発掘調査で、^{ゆげでら}由義寺を推測できる東大寺式や興福寺式の瓦や基壇の切石片とともに^{たい}塔基壇跡が発見されるなど、由義寺そして由義宮、さらに西京の実態を知る貴重な手がかりが得られている。

⑤平安時代

平城京から長岡京、さらに平安京への遷都により、摂津識^{せつしき}が廃止されるなど、平安時代になると摂津国とともに河内国の機能が低下していく。

平安時代後期には、貴族や大寺院が経営した荘園が各地に設置されるようになった。

山麓部には、藤原摂関家の荘園の一つであった玉櫛^{たまぐし}庄^{しょう}に関わる水田跡がみつかった池島・福万寺遺跡や、宇治平等院の瓦を焼いた向山瓦窯^{むかいやまがよう}がある。近年の平等院の瓦葺き替えに伴う調査で 1,500 枚を超える平安時代の瓦が現代まで葺かれていたことがわかり、そのうち 1,273 枚が河内系の瓦であったことが明らかになっている。摂関家の寺院経営において玉櫛庄の果たした役割が大きかったことを示すものとなっている。

平安時代初期に完成した『新撰姓氏録^{しんせんしやうじろく}』などの史料から、高安郡には、八戸史^{やべのふひと}や常澄宿禰^{つねずみのすくね}などの渡来系氏族と、鳥取連^{とりむらじ}や玉祖宿禰^{たまおやのすくね}などの在地系氏族の居住が知られるが、渡来系氏族が圧倒的に多いことが指摘されている。文献史学と考古学の成果を直接結び付けることは難しいが、多くの渡来系氏族が高安郡を拠点として活躍した証左となるだろう。

⑥鎌倉時代～室町時代

平安時代に引き続き、市域においても貴族や大寺院の荘園が多く営まれた。そして、新たに台頭した武士が開発した領地を寄進して、荘園を管理し、実権をもつようになった。武士化した地域の有力層の屋敷跡と推定される遺構が池島・福万寺遺跡で確認されている。

山麓部の式内社である玉祖神社には、1185 年（文治元年^{ぶんじ}）に、北条時政が神社の神宮寺である菫光寺^{おんこう}に与えた国内最古の木造制札^{もくぞうせいさつ}（禁制）が残されている。また、近年の発掘調査で菫光寺に関する 13 世紀から 14 世紀の遺構や遺物が確認されている。

また、心合寺山古墳の周濠を利用したため池の造成土内において鎌倉時代の土器が確認されており、鎌倉時代以降、山麓部の開発が進んだことがわかる。

山麓部の教興寺は飛鳥時代の創建とされるが、以降衰退していた。鎌倉時代になると、律宗の僧で西大寺中興の祖である叡尊^{えいそん}により復興が進められた。元寇による蒙古襲来の戦い、弘安の役では、朝廷が全国各地の諸寺に異国降伏の祈祷を命じているが、教興寺においては叡尊が祈祷を行っていた。

その後、室町時代から戦国時代にかけては、中河内も戦乱に巻き込まれ、山麓部では松の馬場や教興寺などが合戦の場となった。

⑦戦国時代～安土・桃山時代

平野部では、浄土真宗（開祖・親鸞）の中興の祖である蓮如^{れんにょ}の布教により、西証寺^{さいしやう}（のちの顕証寺^{けんしやう}）を中心とした久宝寺寺内町、さらに萱振寺内町が造られる。その後、江戸時代になると、久宝寺寺内町内部の分裂に伴い八尾寺内町が発展した。寺内町は、

城ではないものの、堀と土居で囲まれた強固な都市であった。また、戦国期の城は、高安山の山頂に信貴山城の出城があったほか、平野部には八尾城があり、当該期の遺構や遺物が確認されつつある。

織田信長の全国統一を引き継ぎ、戦国時代を終焉させた豊臣秀吉が、1583年（天正^{てんしょう}11年）、大坂城築城にあたって、山麓部の「千塚之石」を利用したとの記録（稲本文書ほか）が残っている。この「千塚」での石材採取は、山麓部北部を通る十三^{じゅうさん}街道に近い、高安千塚古墳群北側に位置する高安古墳群の石室石材を利用したものと考えられる。この地域では石室が削平された古墳も確認されている。そして、豊臣方と徳川方の最後の争いとなった1615年（慶長^{けicho}20年）の大坂夏の陣では、山麓部に徳川方が陣を敷き、その後平野部の萱振や久宝寺などが戦場になった。



公益財団法人大阪市博物館協会 大阪文化財研究所 提供

図 2-3 発掘調査で見つかった豊臣期の大坂城の石垣

⑧江戸時代

河内平野は、河川が運ぶ肥沃な土砂で古くから田畑が開かれてきたが、その反面、洪水による被害も多発していた。洪水を防ぐ対策として、1704年（宝永元年^{ほうえい}）に中甚兵衛^{なかじんべえ}らにより大和川の付け替えが行われることになった。付け替え後、旧大和川の川筋の地では、新田開発が行われ、砂地に適した河内木綿が栽培され、全国的に著名な産地となった。山麓部の高安郡では「山根木綿^{やまねき}」と呼ばれ、河内を代表する木綿の産地のひとつとなっている。

江戸時代の高安千塚古墳群は、高安郡の大窪村や山畑村、服部川村、郡川村が範囲

にあたり、この地域の支配は淀藩（山城国）や小田原藩（相模国）が行った。古文書（斎藤家文書）によると、土砂災害を防ぐために置かれた「土砂留奉行^{どしやどめぎやう}」に対して、山畑村にある塚穴の石を取り出したい旨の申し立てがあるなど、江戸時代における古墳破壊の記録と考えられる内容が残されている。実際の古墳の石材採取に関する痕跡としては、高安千塚古墳群の大窪・山畑 29 号墳などで、江戸時代後期頃とみられる矢穴が残されている。また、1816 年（文化^{ぶんか}13 年）の旧信貴橋の石材には「石細工 服部川村 小右エ門」等の銘があり、高安千塚古墳群の中心である服部川村には古くから石工職人がおり、石工業がさかんであったようである。

江戸時代に高安千塚古墳群が広く知られていた史料としては、河内国の名所の一つとして紹介された『河内鑑名所記』（1679 年：延宝 7 年）や『河内名所図会』（1801 年：享和元年）がある。『河内名所図会』では、法蔵寺境内に洞穴状の古墳が描かれている（図 2-5 上）が、特に有名な挿絵が図 2-5 下である。この挿絵では、名所図会に多く描かれた名所の鳥瞰図ではなく、まさに古墳から副葬品を掘り出す情景が描かれている。

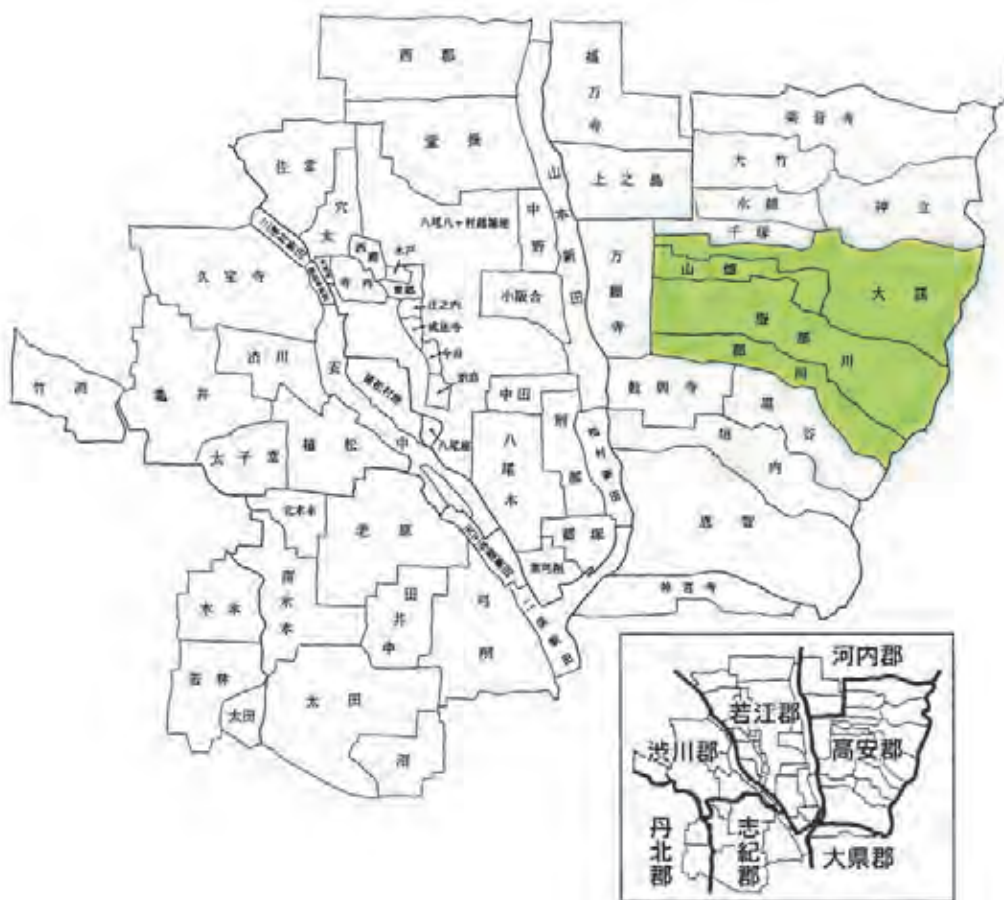
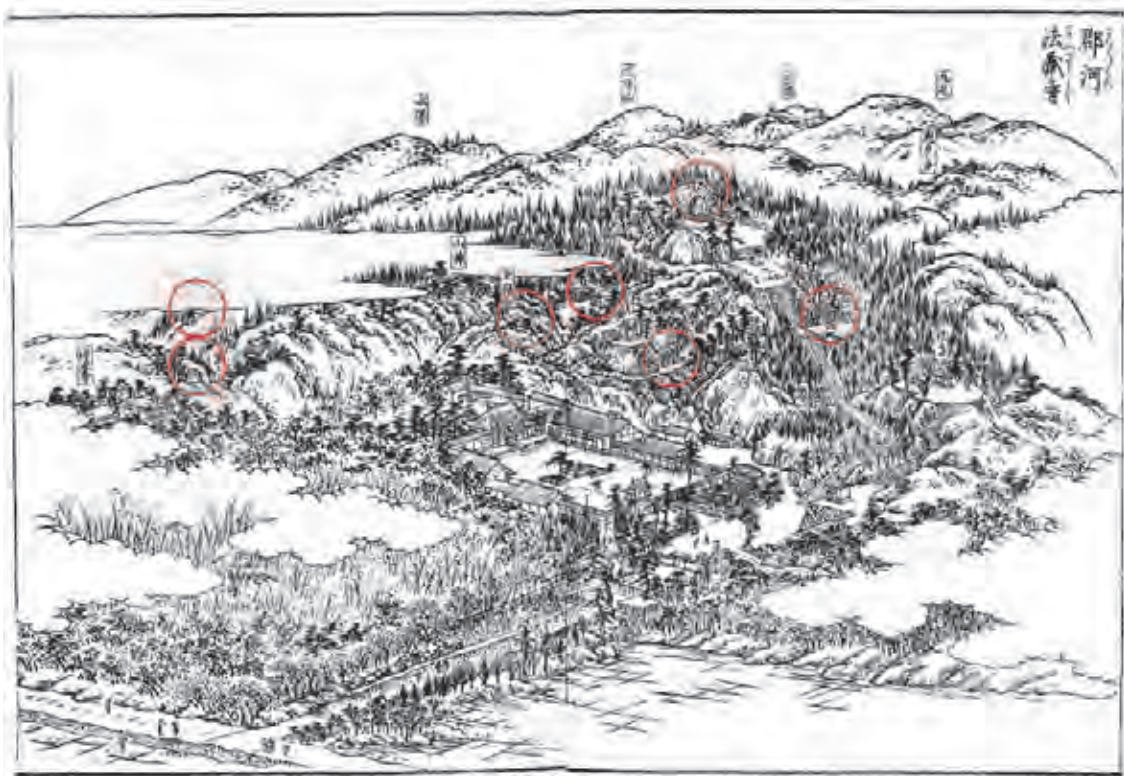


図 2-4 江戸時代の八尾市内の村々



○が法蔵寺境内に描かれた古墳



図 2-5 『河内名所図会』に描かれた高安千塚古墳群

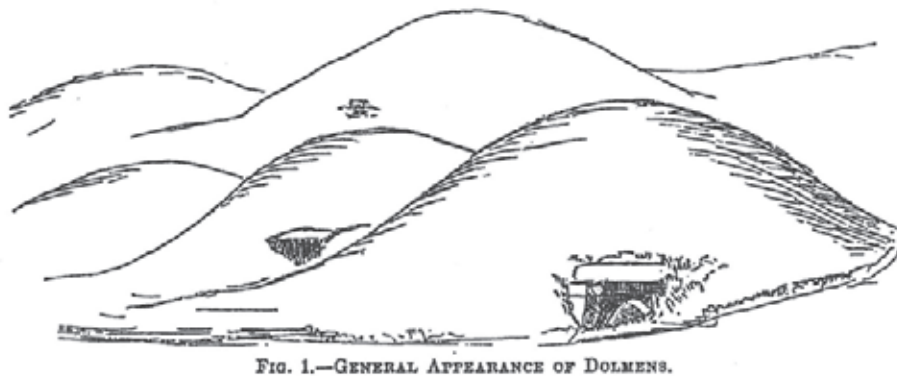
⑨近代～現代

戦前

明治維新後の廃藩置県を経て、1889 年（明治 22 年）の市町村制施行後、高安郡の村々は北高安村や中高安村に属することになった。そして両村は合併し、1931 年（昭和 6 年）に高安村になった。

明治時代の高安千塚古墳群に、日本考古学の出発点となった大森貝塚の発見で知られる米国人博物学者の E・S・モースや、日本考古学の父といわれる英国人の冶金技師で研究者の W・ガウランドをはじめとする外国人研究者が現地調査に訪れ、その研究成果が海外に紹介された。モースは開山塚古墳をはじめとする石室の図面を残し、ガウランドは二室塚古墳などのガラス乾板写真を残し、大英博物館のガウランドコレクションの一部となっている。さらに、日本考古学の発展に寄与した坪井正五郎も調査に訪れた。

その後、明治半ばから昭和初めにかけての近代化に向けた鉄道網の整備の中で、1930 年（昭和 5 年）に大阪電気軌道により河内山本駅から山麓部の信貴山口駅までが鉄道で結ばれ、信貴山電気鉄道が信貴山口駅から山頂の高安山駅までケーブルカーで、さらに高安山駅から信貴山門駅まで鉄道でつながった。鉄道網の整備により、高安山麓の観光名所の一つであった高安の梅林とともに、「千塚」が新聞記事等で紹介されるなど、観光地として注目されるようになる。信貴山電鉄が発行した沿線案内には、鳥瞰図画家として著名な吉田初三郎により高安千塚古墳群にある古墳が描かれている。



出典：EDWARD S. MORSE 1880 DOLMENS IN JAPAN THE POPULAR SCIENCE MONTHLY vol. XVI (佐野隆弥・田中一廣訳・校註 1991 E・S・モース「日本におけるドルメン」『花園史学』第 12 号)

図 2-6 モースが描いた高安千塚古墳群

戦後

戦後、1948 年（昭和 23 年）の八尾市発足後、1955 年（昭和 30 年）には高安村が八尾市に編入、その後 1964 年（昭和 39 年）に若林、松原市の一部が編入され、現在の

八尾市が誕生した。八尾市は、現在人口約 27 万人（平成 28 年 3 月末現在）であるが、高安千塚古墳群が属する現在の高安地区（高安小学校区・31 町会で構成）はそのうち約 1 万人の人口である。高安地区では、江戸時代の旧村々を中心として宅地が広がるようになる。

高安千塚古墳群及びその周辺は、ガスが普及する昭和 30 年代頃までは、生活に欠かせない燃料の確保のため、柴や薪などを採る里山として活用されていた。その後、古墳が連なる緩やかな傾斜地を利用して、農地化が進み、畑で植木や花卉の栽培が行われた。

地元での聞き取りによると、植木業は戦前からあったが、戦後盛んに行われ、高安千塚古墳群がある服部川地区では、「したてもん（仕立物）」とよばれた苗木を他地から購入し、この地で「つくりもん」といばれた庭木として整えたものを出荷していたとのことである。昭和 30 年代頃までは、「フキオロシ」とよばれた強い風により形が整い生育した松などを、運搬具である「ヤマグルマ」で山の上から下したとのことである。また、石工業も江戸時代から引き続いて行われていた。服部川支群付近の石材は「マイシ」といって面を持って割れるため、細工には向いておらず、北側の大窪・山畑支群付近の石材は「カナンボウ」といって、丸みを帯びた石材で堅く、細工に適していたとのことである。このように植木業や石工業が、現在の造園業に結びつき、地域の産業の基礎となったようである。

高安千塚古墳群は、畿内有数の大型群集墳として、横穴式石室を有する古墳が密集して造られた。そして、その後の長い歴史の中で、高安山麓の豊かな自然や植木畑のなかに古墳が連なる独特の歴史的な景観が形成され、現代に伝えられている。

表 2-1 高安山麓を中心にした八尾の歴史

時代	世紀等	高安山麓を中心にしたおもなできごと	日本のおもなできごと
旧石器時代	約2万年前	・八尾南遺跡などで国府型ナイフ形石器等の石器が作られる。	・ナウマンゾウやオオツノシカ等の動物を追って狩猟生活が営まれる。
縄文時代	約1万2千年前	・河内湾を望む恩智、久宝寺、田井中、池島・福万寺遺跡などで人々の生活が営まれる。	・縄文土器が使われる。
弥生時代	紀元前4世紀 2世紀	・河内湖を望む山賀、久宝寺、亀井、田井中、池島・福万寺・恩智遺跡など平野部から山麓一帯に多くの集落や水田が営まれる。	・弥生土器が使われる。 ・コメ作りがはじまり、ムラができる。 ・銅鐸のまつりが行われる。
	紀元後2世紀 3世紀	・恩智遺跡 ^{かいちやまどうたく} の垣内山銅鐸・都塚山銅鐸 ^{みやこづかやまどうたく} 、跡部遺跡 ^{あとべ} で跡部銅鐸が埋納される。 ・大竹西遺跡の鑄造鉄剣 ・中田、東郷、久宝寺遺跡などで大規模な集落が営まれ、西日本からヤマトへの拠点として発展する。 ・平野部の萱振、東郷遺跡などで方墳などが営まれる。	・倭国大乱 ・239年 邪馬台国の女王卑弥呼、魏に遣使する。 ・大和に巨大な前方後円墳が築造される。
	4世紀	・向山古墳 ・西ノ山古墳（前方後円墳 70m） ・花岡山古墳（前方後円墳 100m）	・ヤマト政権が成立する。 ・前方後円墳が盛行する。
	5世紀	・心合寺山古墳（前方後円墳 160m）	・421年～ 倭王、宋に遣使する。 ・河内、和泉に古市・百舌鳥古墳群(大王墓群)で大型前方後円墳が築造される。 ・478年 倭王武 宋に遣使する。 ・朝鮮半島から横穴式石室葬制や須恵器等の技術が伝来する。 ・近畿地方に横穴式石室が出現する。
古墳時代			

古墳時代	6世紀	・郡川西塚古墳（前方後円墳 50～60m） ・郡川東塚古墳（前方後円墳 50～60m） 高安千塚古墳群の造墓開始 ・愛宕塚古墳（府内最大級の横穴式石室）	・538年 百濟より仏教が公伝する。 ・横穴式石室が盛行する。 ・587年 蘇我馬子、厩戸皇子らとともに、物部守屋を滅ぼす。（丁未の変） ・593年 厩戸皇子（聖徳太子）が摂政に任じられる。 ・600年 遣隋使開始
	7世紀	高安千塚古墳群の造墓終焉 ・市内最古の寺院（渋川廃寺）が建立される。 ・高安山古墳群（3基） ・667年 高安城が築かれる。 ・心合寺や高麗寺等が建立される。 ・池島・福万寺遺跡で条里制地割水田が出現する。	・607年 法隆寺建立 ・630年 遣唐使開始 ・645年 乙巳の変 ・663年 白村江の戦いで大敗 ・672年 壬申の乱
飛鳥時代	8世紀	・765年 称徳天皇が弓削寺に礼仏する。 ・766年 道鏡 法王となる。 ・769年 由義宮を西京とする。 ・由義寺の塔が建てられる。	・701年 大宝律令 ・710年 平城京遷都 ・743年 墾田永年私財法 ・752年 東大寺大仏開眼供養 ・769年 宇佐八幡宮神託事件 ・794年 平安京遷都
奈良時代	9世紀		・894年 遣唐使中止
平安時代	10世紀		・902年 延喜の荘園整理令
	11世紀		・1016年 藤原道長 摂政となる。 ・1053年 藤原頼通 平等院鳳凰堂造営 ・1069年 延久の荘園整理令 ・1086年 院政のはじまり
	12世紀	・向山瓦窯で平等院の瓦が焼かれる。 ・池島・福万寺遺跡で藤原氏の荘園・玉櫛庄関係の水田が経営される。	・1101年頃 平等院鳳凰堂が瓦に葺き替えられる。 ・1167年 平清盛 太政大臣となる。

鎌倉時代	12世紀	・1185年 北条時政の制札が菟光寺に出される。	・1185年 源平の戦いで平氏が滅ぶ。 ・1192年 源頼朝 征夷大將軍となる。
	13世紀	・1280年 久宝寺に慈願寺建立 ・1281年 弘安の役の折、教興寺で叡尊が蒙古降伏の祈禱を行う。 ・池島・福万寺遺跡で溝に囲まれた屋敷が建てられる（13世紀～14世紀）。	・1274年 元寇(蒙古襲来)文永の役 ・1281年 元寇(蒙古襲来)弘安の役
	14世紀		・1333年 鎌倉幕府が滅びる。 ・1334年 建武新政 ・1338年 足利氏が京都に幕府開く。 ・1392年 南北朝の合一
(南北朝) 室町時代	15世紀	・神立墓地で一石五輪塔が造られ始める。 ・1470年 蓮如が久宝寺で布教する。	・1467年 応仁の乱
	16世紀	・1542年 顕証寺の本堂が完成する。 ・1549～1450年 河内守護畠山氏が真観寺の方丈作事のために高安郡の石を運ぶ。(真観寺文書)	・1549年 キリスト教伝来 ・1573年 織田信長 室町幕府滅ぼす。
安土・桃山時代		・1581年 八尾城内にキリスト教仮聖堂が造られる。 ・1582年 キリシタン墓碑が建てられる。 ・1583年 大坂城築城で「千塚之石」利用される。(稲本文書)	・1583年 豊臣秀吉 大坂城築城する。 ・1585年 豊臣秀吉 関白となる。 ・1587年 伴天連追放令が出される。 ・1600年 関ヶ原の戦い
江戸時代	17世紀	・1608年 森本七郎兵衛ら慈願寺とともに久宝寺を出る。八尾寺内町が成立する。 ・1608年 八尾寺内町で大信寺が建立される。 ・1615年 大坂夏の陣若江・八尾の戦い ・1679年 『河内鑑名所記』に高安千塚古墳群が紹介される。 ・1689年 「山根木綿」の名が知られる。(南遊紀行)	・1603年 徳川家康 江戸幕府開く。 ・1614年 大坂冬の陣 ・1615年 大坂夏の陣
	18世紀	・1704年 大和川の付け替え ・1705年 大念仏寺の礎石の石材を高安の村々から調達する。	・1716年 享保の改革 ・1787年 寛政の改革

江戸時代	19世紀	・1801年 『河内名所図会』に高安千塚古墳群が紹介される。 ・高安千塚古墳群やその周辺で石材利用が行われる。 ・1816年 信貴橋の橋石材に「服部川村石工 小右門」と刻まれる。 ・1819年 土砂留奉行に塚穴の石の除去願い出あり。(斎藤家文書) ・1846年 楽山上人ぎょうざんしょうにん 服部川村石工の幸左衛門に地蔵菩薩を造らせる。 ・1856年 神立で菊が栽培される。(辻井儀兵衛文書) ・1869年 河内県庁が大信寺におかれる。 ・1879年 米国人モースによる高安千塚古墳群の調査 ・1881～1888年 英国人ガウランドによる高安千塚古墳群の調査 ・1888年 坪井正五郎による大窪のドルメン等の調査 ・1889年 大阪鉄道 八尾駅が開業する。	・1833年 天保の飢饉 ・1841年 天保の改革 ・1853年 ペリー 浦賀に来港する。 ・1867年 大政奉還 ・1868年 明治維新 ・1889年 大日本帝国憲法発布 ・1889年 市町村制の施行 ・1894年 日清戦争
明治時代	19世紀		
大正時代	20世紀	・1914年 大阪電気軌道の沿道名所案内で「千塚」が紹介される。	・1904年 日露戦争 ・1914年 第一次世界大戦 ・1923年 関東大震災
昭和時代	20世紀	・1930年 大阪電気鉄道 河内山本駅～信貴山口駅、信貴山電気鉄道 鋼索線・山上鉄道線が開通 ・1930年 信貴山名所案内(吉田初三郎画)に、高安千塚古墳群の古墳が描かれる。 ・江戸時代より引き続き、高安千塚古墳群付近で石切や石細工が行われる。 ・高安千塚古墳群付近で植木畑が行われる。 ・1948年 八尾市誕生	・1939年 第二次世界大戦 ・1941年 太平洋戦争 ・1945年 広島・長崎原子爆弾投下、終戦 ・1946年 日本国憲法公布

(2) 高安千塚古墳群と密接に関係する古墳

高安千塚古墳群以外の高安山麓の古墳時代後期の古墳は散発的であるが、尾根上に2～3基、あるいは数基程度のまとまりである。これらは緩傾斜面に立地するものや標高200～400mの急傾斜面に立地するものがある。

この中には、郡川地区の郡川西塚古墳や郡川東塚古墳、神立地区の愛宕塚古墳、明治時代の坪井正五郎氏の調査で著名な大窪・山畑地区のドルメン古墳（大窪・山畑27号墳）、服部川支群の上方に位置するW・ガウランドが調査した大型石室の二階塚古墳^{にかいつか}などの貴重な古墳がある。

これらの古墳は、石室形態や分布などが高安千塚古墳群とは異なる特徴を有しているものの、高安千塚古墳群と密接な関係にあったと考えられ、高安山麓さらには生駒山系西麓の後期古墳を考える上でも重要である。

①郡川西塚古墳・郡川東塚古墳

高安千塚古墳群から約1km西方の郡川地区に、郡川西塚古墳（以下「西塚」という）と郡川東塚古墳（以下「東塚」という）が東高野街道（旧国道170号）を挟んで東西に造られている。両古墳とも高安千塚古墳群の造墓時期に近い6世紀前半に造られた全長約60mの前方後円墳である。

西塚は、後円部を南に向けた前方後円墳で、現在墳丘の周囲が畑や田として使用されている。1902年（明治35年）の開墾時に横穴式石室から多くの副葬品が出土しており、当時の状況は、梅原末治や清原得巖による聞き取り調査の記録から知ることができる。南に開口する横穴式石室から、^{しんじん か} 神人歌舞画像鏡^{ぶ が ぞう きょう}や垂飾付耳飾^{すいしよくつきみみかざり}、管玉、勾玉をはじめとする副葬品が出土している。これらの資料は現在東京国立博物館に所蔵されている。平成27年度の範囲確認調査で、墳丘及び葺石の一部や周濠の存在を確認している。

東塚は、1897年（明治30年）の開墾や近年の宅地開発により墳丘はその姿をとどめていない。明治期の開墾時に^{がもんたいしんじゅうきょう} 画文帯神獸鏡（旧重要美術品）や玉類、鉄製品をはじめとする副葬品の一部が確認されている。また、平成13年度の発掘調査により、南面する大型横穴式石室の痕跡や後円部からくびれ部にかけての埴輪列を確認している。

これまで地域首長墓がなかった山麓南部に造られた前方後円墳である東塚と西塚の被葬者は、初期横穴式石室を採用し、鏡や垂飾付耳飾など豊富な副葬品を有していることから、朝鮮半島からの文化や技術をいち早く導入できた人物であり、また、その前後に高安千塚古墳群の造墓が開始され、両者は深い関係があったと考えられる。

特に墳丘及び周辺が良好に残る西塚については、発掘調査等により古墳の内容を明らかにし、高安千塚古墳群との関係を含めた考古学的な価値を定め、高安千塚古墳群と一体的な保存を検討する必要がある。

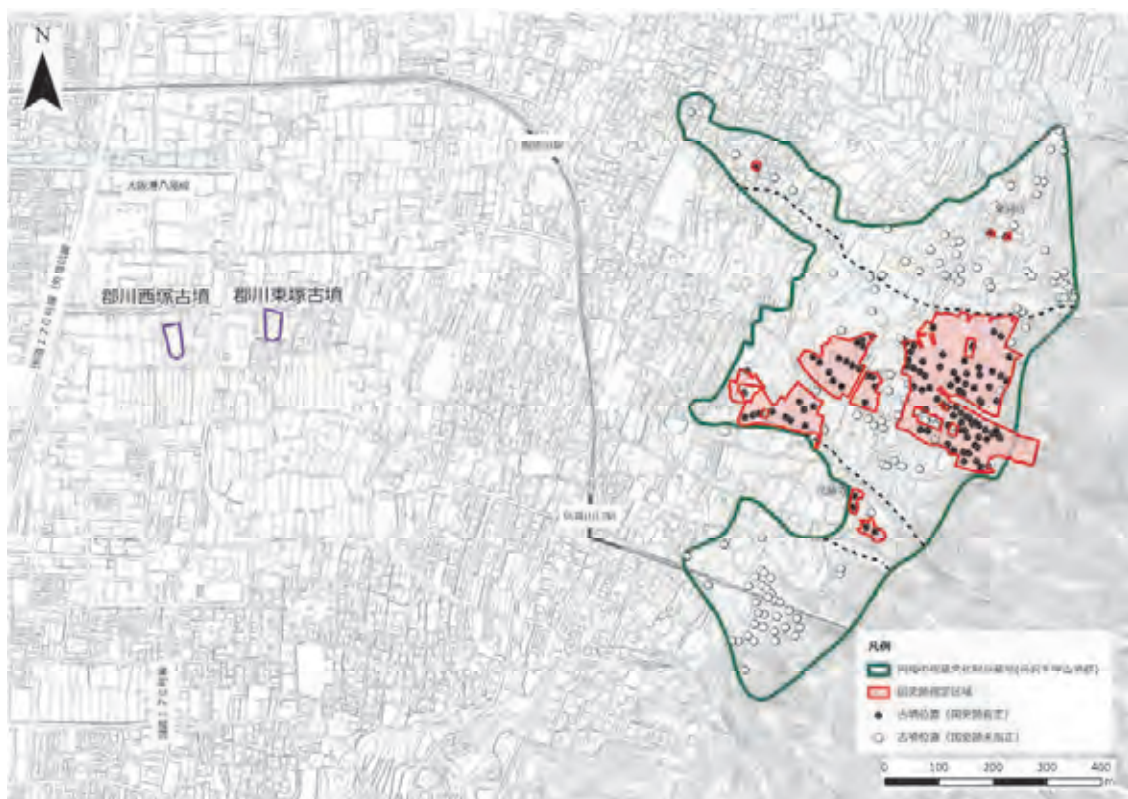


図 2-7 郡川西塚古墳・郡川東塚古墳の位置



出典：2008 年撮影カラー空中写真（国土地理院）
(<http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

図 2-8 郡川西塚・郡川東塚古墳の航空写真



図 2-9 現在の郡川西塚古墳（南西から）



図 2-10 郡川西塚古墳墳丘測量図



図 2-11 郡川東塚古墳出土の鉄製品

②愛宕塚古墳（府指定史跡）

愛宕塚古墳は、周囲に後期の古墳はなく、6世紀後半頃に独立して造られたと考えられる古墳である。墳丘は円墳で、現状は直径約22.5m、高さ約9mを測る。南に開口した両袖式の横穴式石室は、大型石材を2段積みで造られ、天井石3石が完存している。石室は、全長15.7m、玄室長7m、幅3.1m、高さ4.2m、羨道長8.7m、羨道幅2.1m、高さ2.1m、玄室面積21.7㎡を測る。石室内から凝灰岩製の家形石棺の破片が出土している。

古くは1888年（明治21年）に山崎直方^{やまさきなおまさ}により石室規模等が実測されており、以後1914年（大正3年）に梅原末治^{うめはらすえじ}が紹介するなど考古学史上、著名な古墳で、1967年（昭和42年）には大阪府教育委員会により石室内の調査が行われた。その後、1992年（平成4年）3月31日に墳丘及び石室部分を中心に405㎡が府指定史跡となった。

副葬品は、武器類では銀象嵌金具付のねじり環頭大刀や三輪玉^{みつりんたま}、鉄鏃^{てつぞく}、鉄鉞^{てつへこ}、石突^{いしづき}、馬具類では鉄地金銅張の子持剣菱形杏葉^{こもちけんびしがたぎょうよう}や鏡板、鞍金具、木芯鉄張鐙^{もくしんてつばりあぶみ}、金銅製の飾金具類、装飾品ではガラス玉等が出土している。また、多数の須恵器は、時期幅があることから、改葬や追葬等があったことを物語っている。これら出土品は1995年（平成7年）12月13日に府指定有形文化財となっている。

石室の玄室面積では高安千塚古墳群において匹敵する石室はなく、大阪府内の大型横穴式石室である鉢塚古墳^{はちづか}（池田市：面積20.7㎡）と比較しても府内最大級である。近畿地方でみると、見瀬丸山古墳^{みせまるやま}（奈良県橿原市：面積34㎡）、石舞台古墳^{いしぶたい}（奈良県明日香村：面積26.3㎡）、蛇塚古墳^{へびづか}（京都府京都市：面積25.8㎡）に次ぐ面積である。大型横穴式石室が多く分布する奈良県において近い古墳は、塚穴山古墳^{つかあなやま}（天理市：21㎡）やウワナリ古墳（天理市：19.9㎡）、二塚古墳^{ふたづか}（葛城市：20㎡）、條ウル神古墳^{じょうがみ}（御所市：約19㎡以上）、牧野古墳^{ぼくや}（北葛城郡広陵町：20.1㎡）、赤坂天主山古墳^{あかさかてんのうざん}（桜井市：19㎡）などがある。これらは前方後円墳ないし大型の円墳（直径40m以上）である。

現状の墳丘は、直径約22.5mを測る円墳であるが、周辺の地形から直径約30m以上に復元でき、さらに周溝もしくは周濠を持つとみられる。

愛宕塚古墳の被葬者は、副葬品の構成や大和の有力氏族の古墳の石室にみられる玄室面積と同等規模であること、また墳丘規模等の想定から、大和の有力氏族と同等クラスの人物と考えられ、中河内の有力氏族である物部氏との関連も考えることができる。また、南方約1.5kmに位置する高安千塚古墳群と造墓時期と重なっており、両者の関係も検討が必要である。

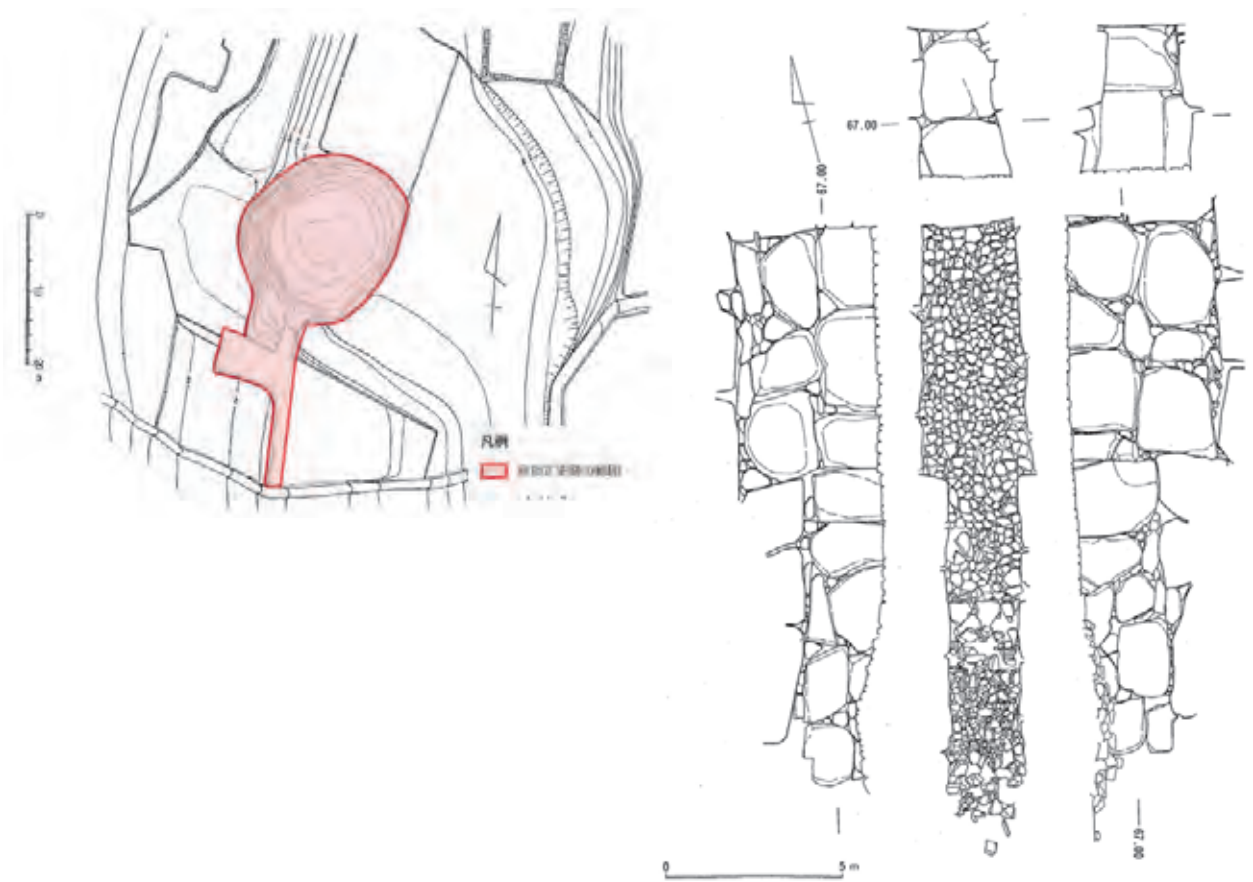


図 2-12 愛宕塚古墳の墳丘（左）と横穴式石室（右）



図 2-13 愛宕塚古墳の石室

第2節 地理的環境

(1) 環境・土地利用

高安千塚古墳群がある八尾市は、市域の約1割強を占める山地及び山麓部が東側に、西側の平野部に市街地が広がる。

平野部は、久宝寺寺内町などの歴史的な景観を有する地域があるほか、低層住宅地や中高層住宅地、中心市街地、駅周辺市街地、工業地、農地などモザイク状に混在している。

山麓部は、農地が広がり、集落東側の緩傾斜地を中心として、棚田状の水田や畑などの農地がひろがり、神立地区では江戸時代以来の伝統を持つ花卉、花木栽培が行われている。南北に通じる東高野街道（旧国道170号）の東側に旧高安郡の村々が発展した集落が点在している。山麓部の気候は、瀬戸内式気候に属していて、晴天が多く1年を通して温暖な気候である。アメダス八尾観測所における2010年～2014年の5年間の年間平均気温は16.7度で、最高気温は38.0度、最低気温は－4.5度である。年間降水量は1,259.4mmである。

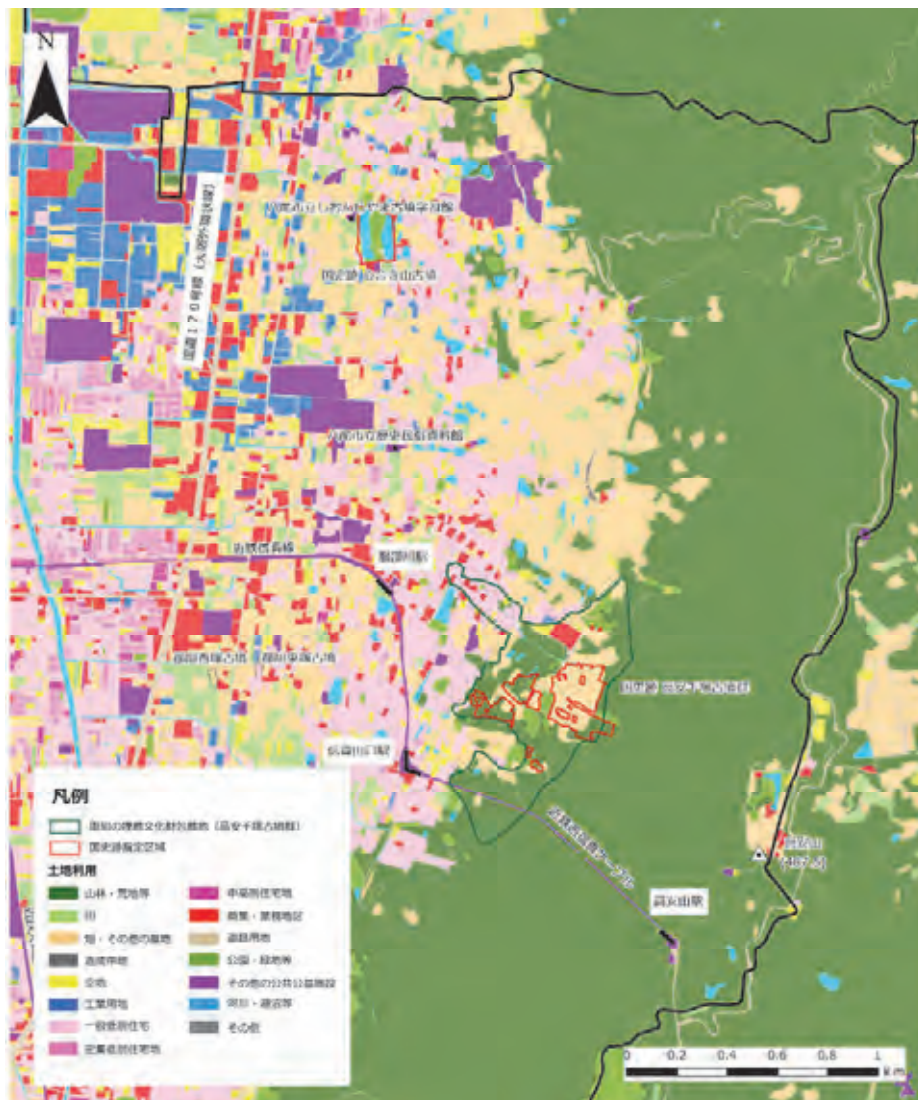


出典：八尾市第5次総合計画（後期基本計画）平成28年3月

図2-14 八尾市の位置



図 2-15 八尾の中心市街地からの生駒山系の景観

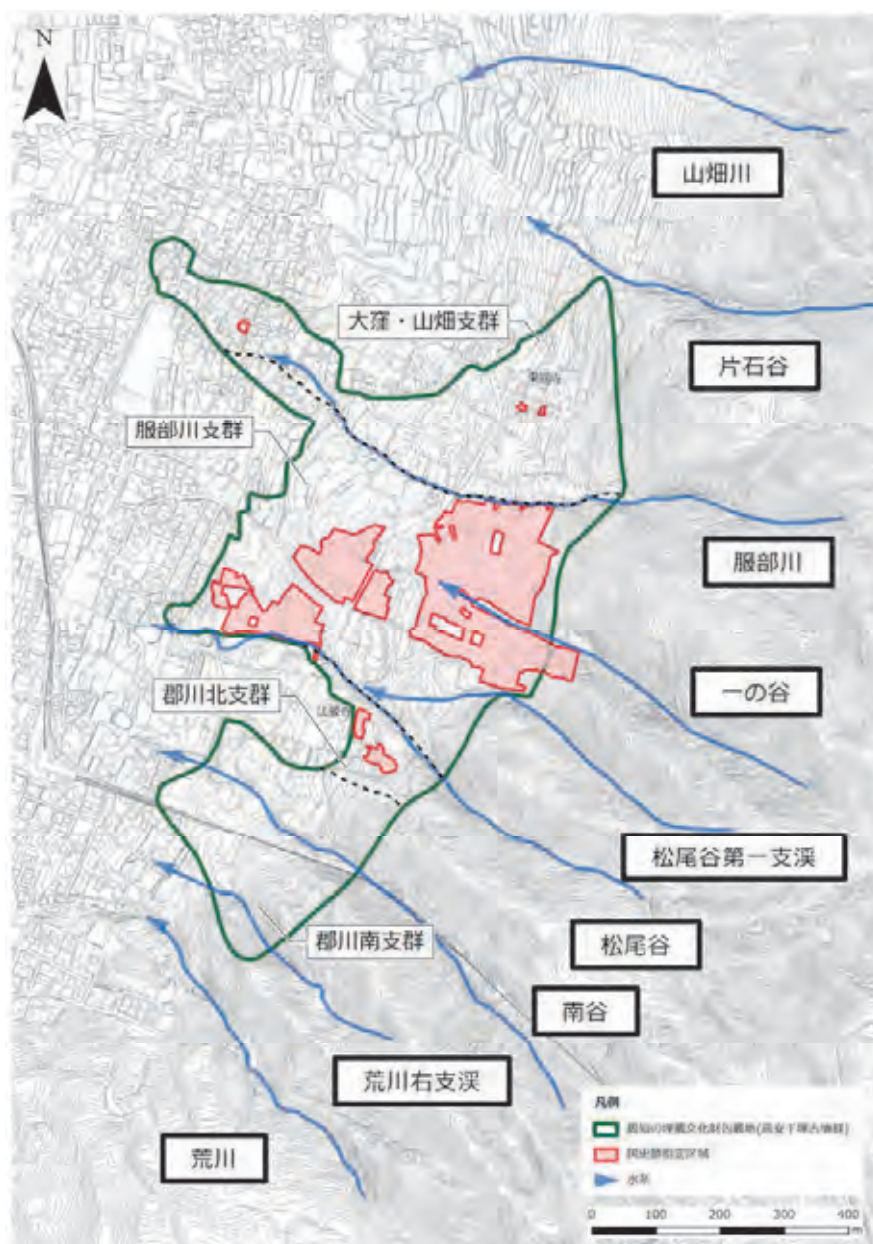


出典：数値地図 5000 2008 年土地利用図（国土地院）を元に作成

図 2-16 高安山麓の土地利用と高安千塚古墳群

(2) 地形

生駒山系は、標高 120m～480mの山地が連なり、200～300 万年前に生駒断層によって盛り上げられた新しい山地で、大阪府側は険しい急斜面で、奈良県側はなだらかな斜面が続く。そのため、大阪府側には、南東から北西方向に山間を流れる谷川によって形成された数多くの谷筋がある。高安千塚古墳群は、生駒山系西麓の傾斜が緩やかになる標高 80～180m前後の北西方向に延びる尾根状地形の上に立地している。高安千塚古墳群の範囲には、北から片石谷、服部川、松尾谷、荒川右支溪などの谷筋がある。



これらによって分かれた谷筋の間に、大窪・山畑支群、服部川支群、郡川北支群、郡川南支群の4つの支群がある。

高安千塚古墳群の石室石材については、これまでの研究(奥田 1992)から、山麓部の谷川で産する石材を使用しているものと考えられている。付近の岩層に片麻状黒雲母花崗岩や閃緑岩等の岩石が分布しており、古墳の石室石材の確保に適した場所であったと考えられる。

図 2-17 高安山麓の谷筋と高安千塚古墳群

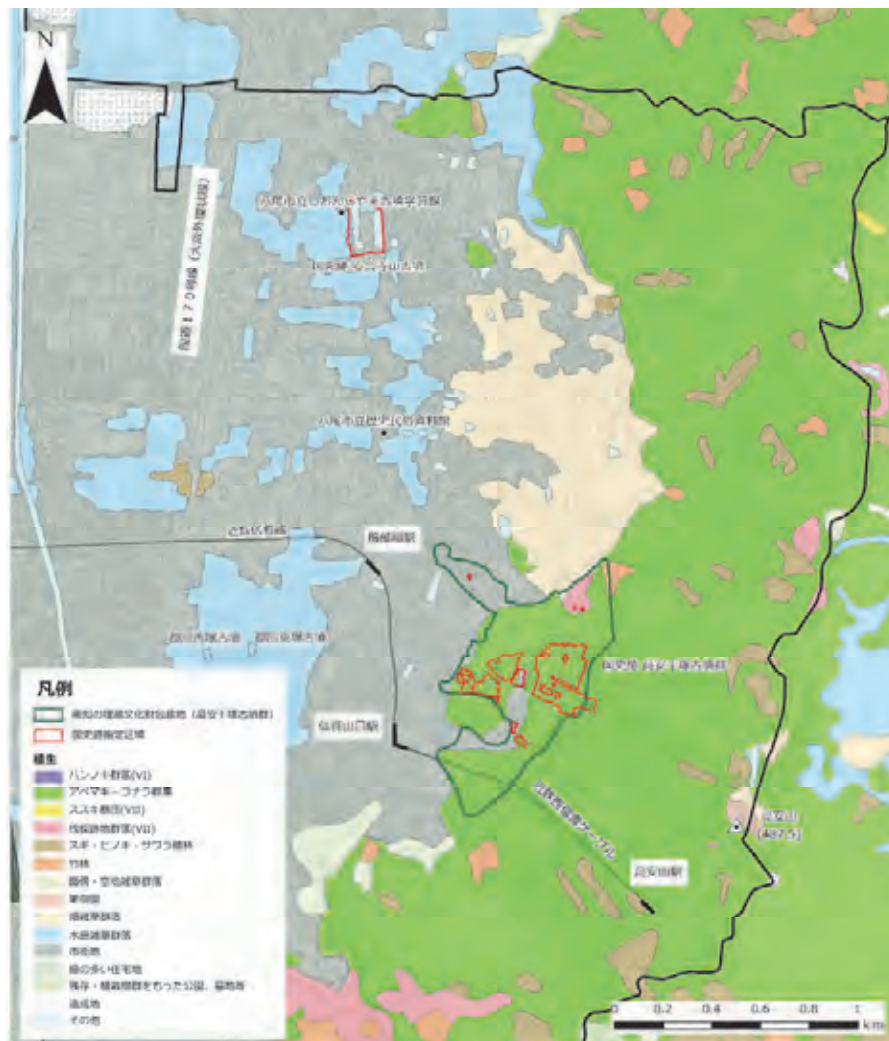
(3) 植生

第7回自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センター）によると、山麓部北部の楽音寺周辺の扇状地では集落や一部水田が、その南側の神立周辺は畑地雑草群落ひろがっている。とくに畑地は、階段状に広い面積を占め、ハナモモ、ツバキ、ユキヤナギ、ボケなどの切枝用の花木栽培が盛んである。

神立以南では、一変してアベマキーコナラ群集の樹林地がひろがっている。植林は少なく、これらの落葉広葉樹林が大部分を占めている。

史跡指定地の服部川支群周辺は植木畑からなる庭園木を中心とした多種多様な樹木で占められており、アベマキーコナラ群集の樹林地はその東側にひろがっている。

さらに以南の山麓部についても、アベマキーコナラ群集がひろがっており、それに近接して市街地が迫っている。標高の低い緩傾斜地や平地は市街地化が進んでいるが、市街地の中に水田雑草群落が点在している。



出典：第7回自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センター）平成17年を元で作成

図 2-18 高安山麓の植生

第3節 社会的環境

(1) 交通・アクセス

鉄道は、J R 関西本線と近鉄大阪線が北西から南東方向に、幹線道路は、東側を南北に国道 170 号（大阪外環状線）が、西端に近畿自動車道が走る。大阪市の近郊都市として交通網が発達し、大阪市内から鉄道で約 15 分でアクセスできる。J R 関西本線や近鉄大阪線の鉄道の他、路線バスや高速バス、近畿自動車道や国道 170 号（大阪外環状線）などといった道路が市内各地ならびに市外を結んでいる（表 2-2）。

表 2-2 八尾市内の交通網

区分	路線名	区間	市内にある駅、バス停、I C
鉄道	J R 関西本線（大和路線）	J R 難波～（奈良）～名古屋	久宝寺、八尾、志紀
	J R おおさか東線	放出～久宝寺	久宝寺
	近鉄 大阪線	大阪上本町～（大和八木）～伊勢中川	久宝寺口、近鉄八尾、河内山本、高安、恩智
	近鉄 信貴線	河内山本～信貴山口	河内山本、服部川、信貴山口
	近鉄 西信貴ケーブル	信貴山口～高安山	信貴山口、高安山
	地下鉄 谷町線	大日～八尾南	八尾南
バス	近鉄バス 路線バス	近鉄八尾駅前～萱島、山本駅前～瓢箪山駅前 他	近鉄八尾駅前、山本駅前、JR 八尾駅前、八尾南駅前 他
	近鉄バス 高速バス（八尾京都特急線）	J R 久宝寺駅・近鉄八尾駅前～京都駅八条口	J R 久宝寺駅、近鉄八尾駅前
主な道路	近畿自動車道	吹田 J C T～松原 J C T	八尾 I C
	国道 25 号	大阪市北区～四日市市	—
	国道 170 号（大阪外環状線、旧国道 170 号）	高槻市～泉佐野市	—
	府道 2 号（大阪中央環状線）	堺市堺区～池田市	—
	府道 5 号（大阪港八尾線）	大阪市港区～八尾市	—
	府道 15 号（八尾茨木線）	八尾市～茨木市	—
	府道 20 号（枚方富田林泉佐野線）	枚方市～泉佐野市	—
	府道 21 号（八尾枚方線）	八尾市～枚方市	—

平成 29 年 3 月現在

高安千塚古墳群へは、鉄道では、近鉄服部川駅から服部川支群へは約 800m（徒歩約 15 分）、大窪・山畑支群へは約 900m（徒歩約 15 分）、また近鉄信貴山口駅から郡川北支群へは約 700m（徒歩約 12 分）でアクセスできる。車で農免農道を経由し、服部川支群や大窪・山畑支群へ、郡川北支群へは集落内の道路を経てアクセスできる。

支群間は、服部川支群と大窪・山畑支群が農免農道でつながっている。服部川支群と郡川北支群は直接結ぶ道がなく、一旦谷筋を下った上でアクセスする。



図 2-19 高安千塚古墳群へのアクセス

(2) 地域資源

「地域資源」とは、地域を特徴づける歴史や自然、文化、産業、人材などを指すものである。これらの地域資源を八尾の魅力（観光資源）として活かす取り組みを通じて、地域の活性化に資することができる。

高安山麓には、高安千塚古墳群に関連する文化財のほか、さまざまな地域資源がある。

①文化財

高安千塚古墳群のある八尾市内には、国の指定文化財（指定7件・登録20件・旧重要美術品3件）、府の指定文化財（20件）、市の指定文化財（66件）がある。（表2-3・平成29年3月現在）

そのうち、表2-4に示す指定文化財（国指定5件、旧重要美術品2件、府指定10件、市指定13件）が高安山麓にあり、市内においても多数の文化財を有する地域といえる。

高安千塚古墳群だけでなく、復元整備された中河内最大の古墳時代中期の前方後円墳である史跡心合寺山古墳や古墳時代後期の大阪府内最大級の横穴式石室を有する府指定史跡の愛宕塚古墳、また古代山城の高安城などを有する。

その他山麓部の指定史跡としては、古くは縄文時代から弥生時代にかけての大規模集落である恩智遺跡（府史跡）がある。また、国内最古となる鎌倉時代の木造制札（重要文化財）を所蔵する式内社の玉祖神社（本殿が市指定文化財）や、河内二ノ宮でうたつさいきょうせんぎょうじ卯辰祭供饗行事が市指定無形民俗文化財になっている恩智神社など、古くから歴史を有する寺社も数多くある。

表2-3 八尾市指定文化財の件数 （平成29年3月現在）

種類	国指定文化財	府指定文化財	市指定文化財	合計
建造物	0	0	16	16
絵画	0	1	16	17
彫刻	1	4	9	14
工芸品	1	2	3	6
古文書等	1	0	7	8
考古資料	1	4	9	14
歴史資料	0	0	1	1
民俗文化財	1	0	0	1
無形民俗文化財	0	0	1	1
史跡	2	6	4	12
天然記念物	0	3	0	3
登録文化財	20	-	-	20
その他	旧重要美術品3	-	-	3



図 2-20 史跡心合寺山古墳



図 2-21 八尾市指定文化財（建造物）玉祖神社本殿

表 2-4 高安山麓（八尾市域）の指定文化財

国の指定文化財

種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者等
重要文化財	木造 十一面観音立像	一軀	昭和 25 年8 月 29 日	恩智中町5丁目	神宮寺感応院
	木造 制札	一枚	昭和 25 年8 月 29 日	八尾市立歴史民俗資料館寄託	玉祖神社
史跡	心合寺山古墳	30,340 m ²	昭和 41 年2 月 25 日	大竹4・5丁目	八尾市
	高安千塚古墳群	63,740.76 m ²	平成 27 年3 月 10 日	服部川 693 番1外 113 筆等	個人
重要有形民俗文化財	生駒十三峠の十三塚	十三基	昭和 61 年3 月 31 日	神立	個人
(旧)重要美術品	銅製画文帯神獣鏡(郡川東塚古墳出土)	一面	昭和 10 年5 月 20 日	東山本町4丁目	個人
	箸塚古墳装飾付高坏	一点	昭和 16 年4 月 9 日	八尾市立歴史民俗資料館	大阪城天守閣

大阪府の指定文化財

種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者等
絵画	絹本着色 不動明王坐像	一幅	昭和 45 年 12 月 7 日	八尾市立歴史民俗資料館寄託	神宮寺感応院
彫刻	木造 男女神像	各一軀	昭和 45 年 2 月 20 日	八尾市立歴史民俗資料館寄託	玉祖神社
工芸品	金銅四槨	四本	昭和 59 年 5 月 1 日	恩智中町5丁目	神宮寺感応院
考古資料	恩智都塚山の袈裟襷紋銅鐸	一口	昭和 57 年 3 月 31 日	大阪歴史博物館寄託	来恩寺
	愛宕塚古墳出土品	一括	平成 7 年 12 月 13 日	八尾市立歴史民俗資料館	大阪府
史跡	鏡塚古墳	694 m ²	昭和 45 年 12 月 7 日	大竹5丁目	個人
	愛宕塚古墳	405 m ²	平成 4 年 3 月 31 日	神立4丁目	個人・八尾市
	恩智遺跡	1,056.78 m ²	平成 7 年 12 月 13 日	恩智中町3丁目	恩智神社
天然記念物	玉祖神社のクス		昭和 45 年 2 月 20 日	神立5丁目・玉祖神社境内	玉祖神社
	善光寺のクス			垣内4丁目・善光寺境内	善光寺

八尾市の指定文化財

種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者等
建造物	玉祖神社 本殿 附 棟札	一棟・一枚	平成 28 年 3 月 1 日	神立5丁目	玉祖神社
絵画	絹本着色 阿弥陀来迎図 (附『一尊無量寿仏由来』)	一幅一巻	平成 10 年 3 月 23 日	恩智中町5丁目	法立寺
	絹本着色 十一面観音来迎図	一幅	平成 6 年 3 月 31 日		
	絹本着色 釈迦十六善神像 附 紙本墨書 慈雲飲光裏書、紙本墨書 明堂諦濡・朝専栄道裏書	二幅一鋪	平成 29 年 3 月 1 日	恩智中町5丁目	神宮寺感応院
	絹本着色 愛染曼荼羅図	一幅	平成 29 年 3 月 1 日		
	能面 (父尉 翁 三番叟) 附 関係古文書四点、同収納箱二合	三面 附 二冊二通、二合	平成 23 年 12 月 8 日	八尾市立歴史民俗資料館寄託	個人
彫刻	木造 阿弥陀如来立像	一軀	平成 26 年 3 月 3 日	水越8丁目	蘭光寺
	芝塚古墳出土 銀象嵌刀装具 附 芝塚古墳出土品一括	五点	平成 12 年 3 月 10 日	八尾市立歴史民俗資料館	八尾市
考古資料	高安千塚古墳群 服部川支群 伝森田山古墳出土圭頭大刀・耳環・須恵器	十一点	平成 27 年 3 月 5 日		八尾市/個人
	中ノ谷古墳出土品	六十二点	平成 29 年 3 月 1 日		個人
民俗	恩智神社卯辰祭供饌行事	一件	平成 15 年 9 月 18 日	恩智中町5丁目	(管理団体) 實殿神社氏子会
史跡	垣内村一里塚 (東塚・西塚跡)		平成 8 年 3 月 29 日	垣内3丁目/教興寺5丁目	垣内財産区・教興寺財産区
	高安千塚古墳群 二室塚古墳石室	一基	平成 19 年 3 月 12 日	服部川無番地及び 693-21 の一部	個人他
	高安千塚古墳群 大窪・山畑8号墳	二基	平成 20 年 3 月 21 日	八尾市大字大窪 34-1・34-3	来迎寺

②その他の地域資源

この地域には、文化財施設として、指定文化財をはじめとして八尾市域の文化財を展示、公開する八尾市立歴史民俗資料館や、史跡心合寺山古墳のガイダンス施設である八尾市立しおんじやま古墳学習館がある。八尾市立歴史民俗資料館や八尾市立しおんじやま古墳学習館から、高安千塚古墳群までは農免農道を經由して車で約 10 分程度（約 3 ～ 4 km）でアクセスできる。

その他公共施設として、恩智地区に八尾市立大畑山青少年野外活動センターなどのレクリエーション施設がある。

自然環境としては、自然公園である金剛生駒紀泉国定公園があり、生駒山系の連続的な自然環境ならびに山並みの景観を形成している。金剛生駒紀泉国定公園内には、尾根上の縦走路を軸に山麓からのハイキング道が整備されており、多くのハイカーが利用している。

金剛生駒紀泉国定公園には、豊かな自然と歴史を有する高安山がある。多くの市民に親しまれ、ハイキング道や近鉄西信貴ケーブルで登ると、山頂に展望台があり、大阪平野全体を一望できる眺望ポイントとなっている。史跡等を散策するために「史跡の道」が設定されており、ルート上に道標や説明板が設置されている。また、高安山に至るハイキング道も整備されており、これらルートを紹介した散策マップも作成されている。また、山麓部には、絶滅危惧種に指定されている日本固有の淡水魚「ニッポンバラタナゴ」が生息しているため池もある。

産業としては、山麓部一帯は農業が盛んであり、花卉、花木のほか、枝豆や若ごぼうなど、農作物の特産品もあるエリアとなっている。

これらを含め高安千塚古墳群の周辺は、歴史や文化、自然、産業が集積した、都市近郊の観光地としての可能性を有するエリアであり、今後の活用が期待される。



出典：八尾市教育委員会「八尾高安山史跡散策マップ」平成 23 年度
 図 2-22 高安山麓のハイキング道と案内

第4節 法規制

(1) 文化財保護法

本計画の中心となる史跡指定地においては、文化財保護法第 125 条に基づき、現状維持を基本とし、史跡の保存に影響を与えるような現状変更等は原則としてできない。また、府指定史跡や市指定史跡においても、それぞれ大阪府文化財保護条例、八尾市文化財保護条例で現状変更等の制限を設けている。

国道 170 号（大阪外環状線）より東側の全域が、埋蔵文化財の存在が知られている地域、いわゆる「周知の埋蔵文化財包蔵地」で集落跡や古墳等の遺跡がある。史跡の未指定地であっても「周知の埋蔵文化財包蔵地」であることから、土木、建築工事の際には、文化財保護法第 93 条もしくは第 94 条に基づく届出等が必要である。

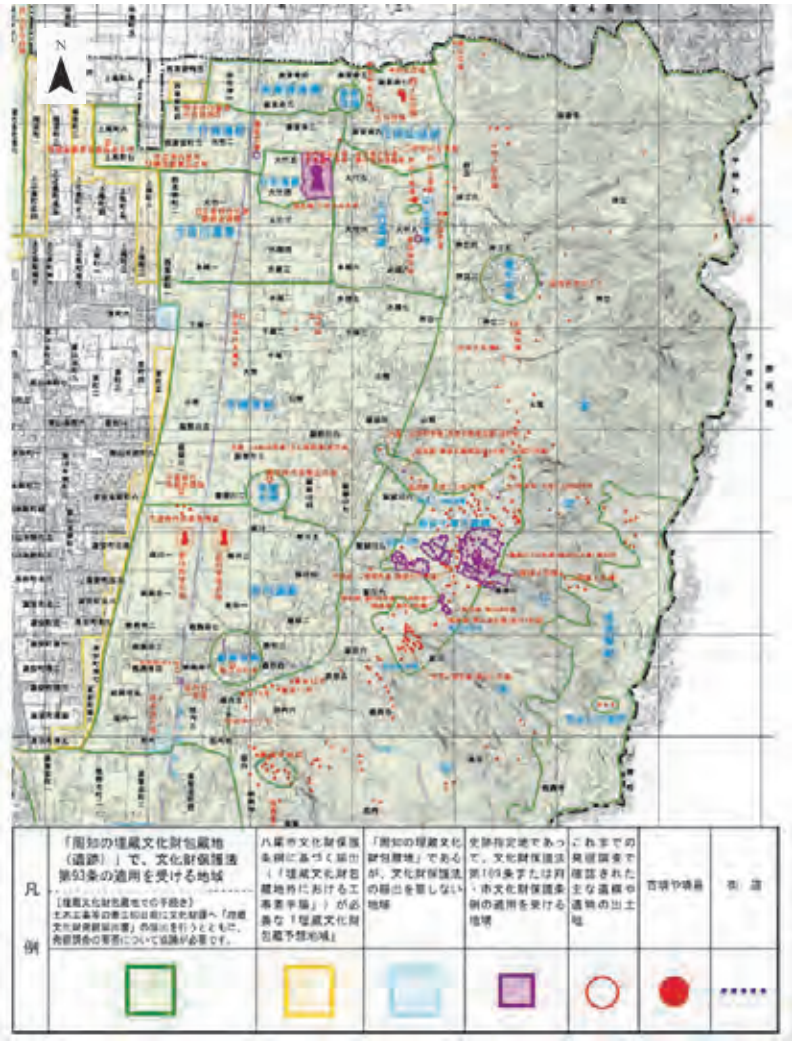


図 2-23 高安山麓の埋蔵文化財包蔵地

（２）その他法令等

①都市計画法

国道 170 号（大阪外環状線）の東側の大部分が市街化調整区域に指定され、開発や建築行為が原則認められておらず、高安千塚古墳群が良好に保たれてきた要因の一つと考えられる。なお、市街化調整区域であっても農林業のための施設や、公的な施設などの整備は可能である。また、信貴山口駅の西側及び南側は市街化区域で、高安千塚古墳群に近接した範囲に開発が及ぶ可能性がある。

②自然公園法

生駒山系の山頂から山麓部にかけては金剛生駒紀泉国定公園で、自然公園法により規制がかかる。自然公園法には、規制の厳しい順に特別保護地区、特別地域、普通地域の地域区分があり、史跡高安千塚古墳群の東側の一部が第 3 種特別地域に指定されている。第 3 種特別地域では、建築物や工作物の新築や改築、土地の形状変更などの行為に府知事の許可が必要となるため、区域内において整備をする際には調整が必要となる。

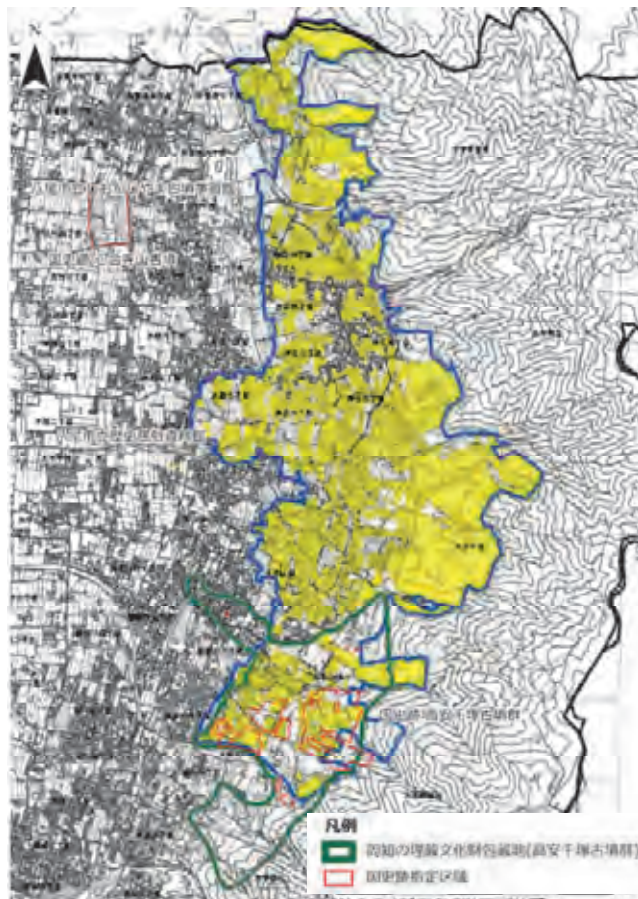
③農業振興地域の整備に関する法律

八尾市域の山麓部は、生駒山系において数少ない農業振興地域に指定されている。農業振興地域の農用地区域では、農地転用は原則認められていない。また、農業振興地域の農用地区域外での農地転用は農地法に基づく転用許可が必要となる。

史跡高安千塚古墳群においては、農業振興地域がほぼ全域、農用地区域が一部で指定されている。

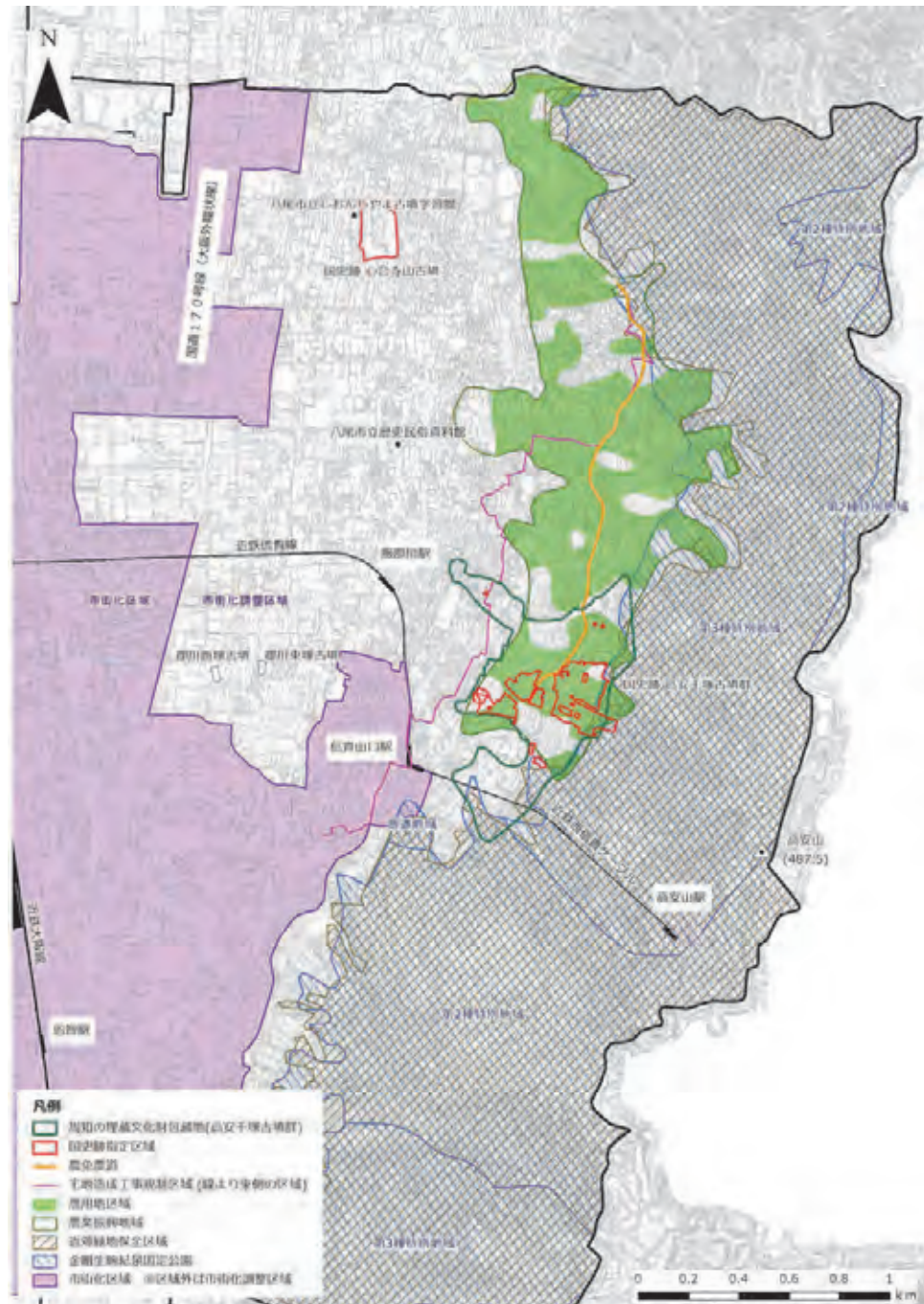
出典：「八尾農業振興地域整備計画」付図
平成 26 年 8 月を元に作成

図 2-24 農業振興地域（青枠）と
農用地区域（黄色範囲）



④近畿圏の保全区域の整備に関する法律

生駒山系の山頂から山麓部にかけては近郊緑地保全区域に指定され、保全区域内では、建築物や工作物の新築や改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は府知事への届出が必要となる。近郊緑地保全区域は、史跡高安千塚古墳群の東側において一部指定されている。



出典：国土交通省国土政策局「国土数値情報（農業地域データ、三大都市圏計画区域データ、自然公園地域データ）」、
大阪府八尾土木事務所管理課提供データ、八尾市都市政策課提供データを元に作成

図 2-25 高安山麓における法規制

表 2-5 法令等による規制

根拠法令	規制範囲		規制内容	
文化財保護法	史跡指定地		要許可	史跡の保存に影響を与えるような現状変更は原則できない。軽微な現状変更については、文化庁長官の許可が必要。
	周知の埋蔵文化財包蔵地		要届出	周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合、大阪府教育庁（教育長）に届出等が必要。
都市計画法	市街化調整区域		原則禁止	都市施設の整備を含む開発行為は原則禁止。一定規模までの農林水産業施設や公的施設、公的機関による土地区画整理事業などによる整備等は可能。
自然公園法	金剛生駒紀泉国定公園区域	第2種特別地域	要許可	工作物・建築物の新築、改築、増築や木竹の伐採、土地形状の変更等を行う場合、大阪府知事の許可が必要。
		第3種特別地域	要許可	建築行為に対して、敷地面積に応じて建ぺい率 10%～20%以下、容積率 20%～40%以下の規制。また、木竹の伐採は、原則択伐式。
		普通地域	要届出	大規模な工作物・建築物の新築、改築、増築や土地形状の変更等を行う場合、大阪府知事に届出が必要。
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域・農用地区域	農用地区域	原則禁止	原則、農地転用は許可されない。農用地利用計画で指定された用途以外は、市街化調整区域で可能な建築物であっても認められない。
		農用地区域外	要許可	本法による開発規制は行われませんが、農地法による転用許可が必要。
近畿圏整備法（近畿圏の保全区域の整備に関する法律）	近郊緑地保全区域		要届出	工作物・建築物の新築、改築、増築や木竹の伐採、土地形状の変更等を行う場合、大阪府知事に届出が必要。

第5節 上位及び関連計画

高安千塚古墳群は、八尾市における上位計画と関連する計画において貴重な歴史資産の一つとして位置づけられ、周辺の地域資源も含めた保全と活用が期待されている。

(1) 上位計画

① 八尾市第5次総合計画（後期基本計画：平成28年3月策定）

八尾市第5次総合計画は、平成23年度から32年度までの10年間でめざす将来都市像の「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」の実現に向けたものである。

まちづくりの目標を実現するため、具体的な施策の「基本計画」として、行政、市民、地域、事業者等の役割分担やめざす暮らしの姿を実現するための「目標別計画」と、小学校区を基本単位とした「地域別計画」を策定している。

10年間の基本計画の実施期間を前期、後期にわけた各5年間の具体的な施策を掲げるもので、現在、後期基本計画を進めている。

高安千塚古墳群の保全と活用については、目標別計画では目標3「まちの魅力を高め、発信する八尾」の政策6「「まちの魅力」発見・発信・創出」において、「**施策27 歴史資産などの保全と活用**」に位置付けられている。そして、めざす暮らしの姿として「地域に受け継がれてきた文化財が次世代に受け継がれ、誰もが身近に文化財にふれることができ、郷土の歴史を学べるようになっている。」としている。

〔目標別計画〕

表2-6 施策27 歴史資産などの保全と活用の体系

項目	主な取り組み
貴重な歴史資産の保全	■ 貴重な歴史資産を後世に伝えるため、文化財の把握に努め、指定による保存や地域と連携した管理方法の検討を進めます。
歴史資産の積極的な活用	■ 八尾市の歴史を知ってもらい、文化財の活用を図るために文化財施設の運営や情報発信を促進するとともに市民、NPOと協働した調査、研究を行います。

表2-7 めざす暮らしの姿を実現するための役割分担

主体	役割分担の内容
八尾市	■ 国史跡高安千塚古墳群を適切に管理・保存します。 ■ 文化財の情報を発信します。 ■ 文化財に親しむ機会の充実を図ります。 ■ 市民とともに文化財を調査し、保全・継承します。
市民	■ 史跡をはじめとした歴史資産を後世に伝えていくための意識を持ちます。 ■ 文化財の保護・活用に際し、行政と協働しながら進めます。
地域など	■ 文化財を守り伝えます。 ■ 祭りや伝統芸能など地域の歴史・文化を継承する活動を行います。
事業者	■ 文化財施設の指定管理者は、それぞれの施設が所管する文化財の活用や普及啓発を進めるため、市民のニーズにあわせた展示や講座などを実施します。
その他	■ 〔国〕〔大阪府〕 施策実現のために財政的な問題を含め助力します。

表 2-8 めざす暮らしの姿の実現を測定するための指標

	指標(単位)	実績値		めざす値	めざす値の水準について
		H21 (2009)	H26 (2014)	H32 (2020)	
①	指定文化財などの件数(件)	99	111	121	文化財の保護が進み、身近に感じられる状況をめざします。
②	文化財情報システムのアクセス件数(件)	16,751	15,620	22,000	多くの方が八尾の文化財に興味を持たれるようにします。
③	文化財の保全・活用に関する市民ボランティアの登録者数(人)	—	16	33	市民や地域とともに、文化財の保全や活用を進め、文化財が次世代に伝えられている状況をめざします。

[地域別計画]

地域別計画においては、高安千塚古墳群がある高安中学校区では、まちづくりの方向性の一つに「美しい自然と歴史のまち」をかかげ、市の取り組みを以下のとおり設定している。

地域別計画「高安中学校区」のまちづくりの方向性

「美しい自然と歴史のまち」

＜市の主な取り組み＞

■国史跡に指定された高安千塚古墳群の保全と活用に取り組む。また、歴史民俗資料館やしおんじやま古墳学習館を通じて、地域の歴史を伝えるとともに、文化財の情報を発信する。

※上記の目標別計画 施策 27 の取り組みと連動

一方で、校区まちづくり協議会（地域）は、暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくにあたり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画を策定している。

高安中学校区まちづくり協議会が定めたわがまち推進計画では、まちづくりの目標の一つに、「美しい自然と歴史のまち（美化・自然・歴史）」をかかげ、貴重な自然、歴史、文化を守り、将来に残す活動に取り組むこととしている。

表 2-9 地域別計画とわがまち推進計画の関係

	地域別計画	わがまち推進計画
計画策定の主体	行政	各地域
計画の対象	「目標別計画」における目標 1～6 に基づき総合的。	各地域での話し合いにより、重点的に推進したいことなど、力を入れる目標は地域によって多様。
計画実施の主体と取り組み	行政が主体的に行う取り組み	地域が主体的に行う取り組み
	地域と行政が協働して行う取り組み	

出典：八尾市第 5 次総合計画（後期基本計画）平成 28 年 3 月

② 八尾市教育振興計画（後期計画：平成 28 年 3 月策定）

八尾市教育振興計画は、教育基本法にのっとり、長期的な展望にたって八尾市の教育の方向性を示す基本計画で、平成 24 年度に策定された。平成 32 年度までの 9 年間を計画期間とし、平成 27 年度までを前期計画、平成 28 年度からは後期計画としている。

基本理念を「人権と共生の 21 世紀を担う人間の育成」とし、めざす子ども像を「未来を切り拓く チャレンジする『八尾っ子』」の実現に向け、4 つの基本方針をかかげている。

高安千塚古墳群の保全と活用については、基本方針 4「生涯学習とスポーツの基礎を培います」における「4-1 貴重な歴史資産の保全と積極的な活用」に位置づけている。



図 2-26 めざす子ども像

【今後の方向性】

本市の魅力ある歴史資産を活かすため、高安千塚古墳群を歴史資産の保全と活用を中心と位置づけ、国史跡指定として保存するとともに、山麓の豊かな自然に親しみながら、地域の歴史や文化財を学べる場としての活用を図ります。

【計画を推進するための主な取り組み】

高安千塚古墳群について、学識経験者を中心とする八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会において「保存活用計画」を策定し、古墳群の将来像を具体的に検討します。また、多くの市民に古墳群を知ってもらうため、シンポジウムや見学会等を実施するとともに、古墳の調査を行い、一層の保全を進めていきます。

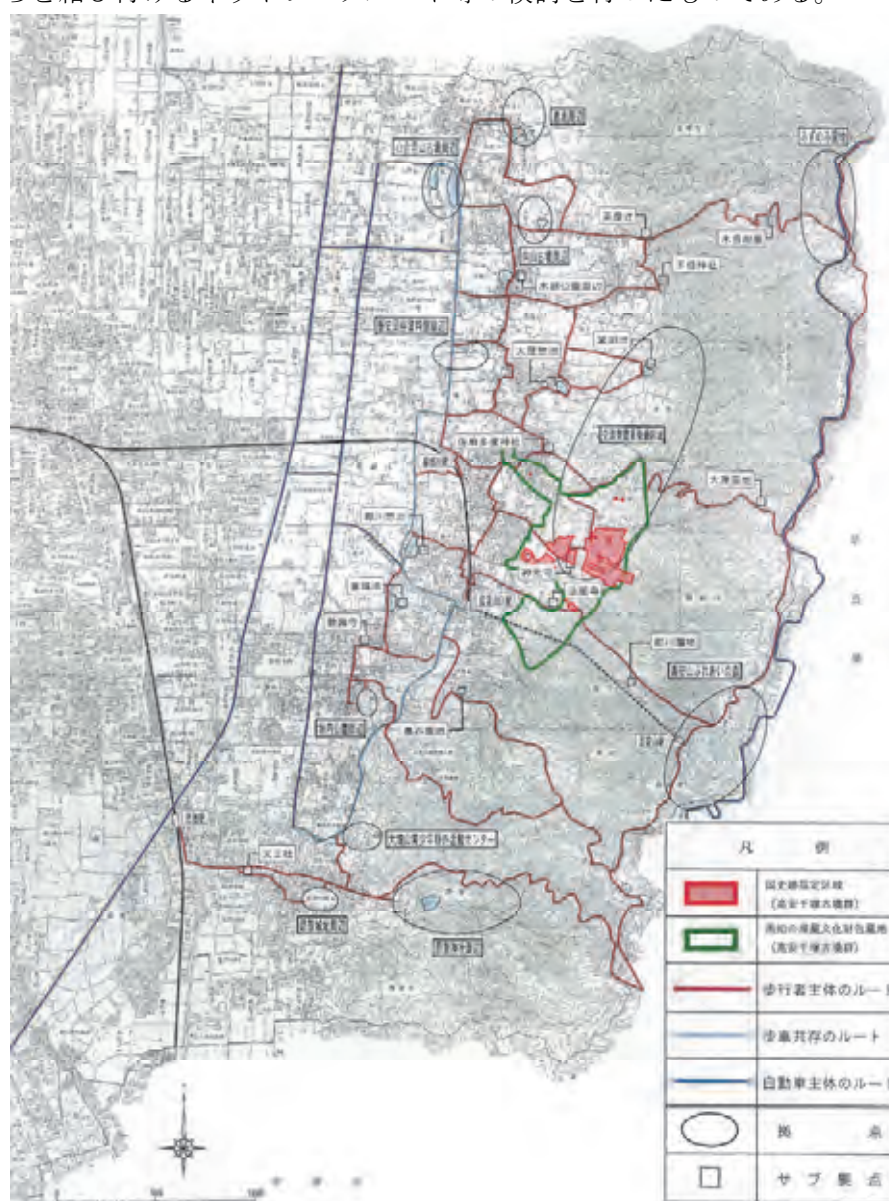
出典：八尾市教育振興計画（後期計画）平成 28 年 3 月

(2) 関連計画

① 東部山麓史跡・施設のネットワーク構想（平成8年3月策定）

「東部山麓史跡・施設のネットワーク構想」は、東部山麓地域にある自然的・歴史的・文化的資源及びそれらに関わる計画、構想、更に既存の公共施設等について効果的に保全・活用するとともに、八尾市民をはじめとした都市住民等に広く利用されることを目的として策定された。

本構想は、東部山麓地域を3つの利用ゾーンに分け、利用の方向性を整理するとともに、既存の地域資源や利用施設を「拠点」、「サブ拠点」として位置づけたうえで、それらを結び付けるネットワークルート等の検討を行ったものである。



出典：東部山麓史跡・施設のネットワーク構想 平成8年3月

図 2-27 東部山麓史跡・施設ネットワーク構想図と高安千塚古墳群

② 八尾市緑の基本計画（平成 14 年 3 月策定・18 年 3 月改定・28 年 3 月一部改定）

八尾市緑の基本計画は、基本理念を「めざそう 花と緑あふれる やすらぎのまち 八尾」とし、その実現のための緑の保全・整備の方針および施策を定め、緑豊かなまちづくりを推進するための基本となる計画である。

しかし、その後の法整備や八尾市の状況の変化など、計画の内容を新たに検討する必要が生じたため、4つの基本方針のもと、改定を行っている。改定時に、市民・事業者・行政が連携し、地域にかかわる公園・緑地の効率的・効果的な保全・活用方策が進むことを期待し、テーマを「～緑を『つくる』からみんなで考え、うまく『つかう』～」としている。

＜緑の骨格における新たな保全方策の検討＞

■基本的な考え方：八尾市の緑の骨格となる東部山地・山麓の樹林地、社寺等が有する樹林地、河川・水路、ため池等の水、緑の保全、活用に努める。

＜緑化重点地区について＞

八尾市を4つの緑化重点地区に分け、地区別の「みどり」の計画を作成。高安千塚古墳群は、高安地区（恩智川と東部山地に囲まれたエリア）に該当

＜高安地区の「みどり」の計画＞

■まちづくりの目標：「高安山の自然・歴史環境と調和したゆとりとやすらぎのある地域」

■緑化のテーマ「～楽しみながら、自然、歴史、文化とふれあえる緑のまちづくり～」

■保全、再生計画：良好な自然環境を形成する高安山の樹林地の保全・活用を図る。緑地の保全に配慮を加えるべき地区を設定し、緑地の保全施策を定める。

■整備、確保計画：東部山地においては、市民が自然に親しめるよう高安山ふれあいの森の整備基本構想の実現化を目指す。

■育成、管理計画：高安山麓地において、花卉・花木生産による個性ある農村景観の保全を図る。



図 2-28 緑化重点地区位置図

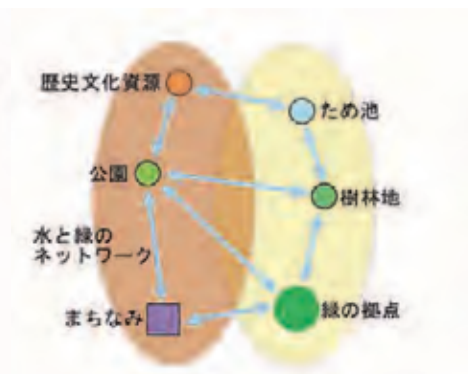


図 2-29 緑化のテーマ

出典：八尾市緑の基本計画 平成 28 年 3 月

③八尾市都市計画マスタープラン（平成23年3月策定・平成29年3月改定）

八尾市都市計画マスタープランは、将来都市像である「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」の実現に向け、具体的な都市の将来像を示し、八尾市が定める都市計画決定・変更の指針となるものである。

まちづくりの基本理念と目標の中で、「高安山の自然、東部山麓の史跡高安千塚古墳群、玉串川・長瀬川等の河川や水路、水路沿いの桜並木、3つの寺内町、河内音頭などの豊富な地域資源を保全・活用しながら、まちづくりを進める」としている。

本計画では、将来の八尾市の都市構造を「多極型都市構造の形成」とし、豊かな地域資源を活かしながら、自然との共生の考え方を取り入れ、それぞれの都市核の機能分担と相互連携による「多極型都市構造の持続発展」を推進することとし、このなかで、歴史民俗資料館を中心に高安山麓の史跡高安千塚古墳群等の歴史的資源の保全促進により、「文化・歴史拠点」の形成を図ることとしている。



图 2-30 将来都市構造図

まちづくりの目標と方針での位置づけ

- 東部山麓に带状に広がる農地及び住宅地は、営農環境と生活環境の調和を図り、農地の保全に努め、山麓周辺は自然に親しめるよう公園・緑地等の整備に努めるとともに、現在も残る貴重な歴史遺産を保全していく（農・住ゾーン）。
- 「水・緑、歴史・文化を創造する都市空間の形成」をかかげ、市民の日常生活の快適性を高め、うるおいのある豊かな都市空間を形成するため、高安山を中心とする東部山地、玉串川及び長瀬川、大和川等の河川や水路、久宝寺寺内町や東部山麓の史跡高安千塚古墳群等の自然資源や歴史的資源の保全・活用を図る。
- 自然資源や歴史的資源の利用増進や生物の生息環境保全のため、これらを有機的に結ぶ水と緑のネットワークの形成を推進する。

さらに、都市整備の方針では、以下のとおりに位置づけがなされている。

都市整備の方針での位置づけ

<環境共生・アメニティの方針>

■環境共生・アメニティに関しては、「自然・歴史的資源の保全と活用」を第一にかかげ、史跡高安千塚古墳群をはじめ、点在する史跡や復元整備を行った史跡心合寺山古墳等、市内の魅力的な場所である高安山の自然と古墳群をネットワークするルートの確保に努める。

<景観形成の方針>

■景観形成においては、地域の実情に対応したきめ細やかな制度・規制を定め、地域性を活かした良好な景観形成の推進に努める。

■取り組みの一つに「歴史と生活文化を活用した景観づくり」をかかげ、久宝寺寺内町や古墳等、歴史的資源のある地区などでは、案内板の設置や広告物の景観的な配慮を行い、歴史的な景観の維持・保全に努めることとし、古墳群一帯を歴史的景観形成地区として位置づけている。

<都市防災の方針>

■都市防災の方針では、土砂災害対策の促進をかかげ、東部山地において、土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害を未然に防止するため、砂防事業の促進を図るとともに、危険箇所については地域住民への周知に努めるほか、砂防堰堤の整備を促進する。



図 2-31 景観形成の方針図

東部地域の地域別構想での位置づけは以下のとおりである。

地域別構想での位置づけ

- 地域づくりの目標では、東部地域について、「豊かな自然環境と調和した、やすらぎのある地域」を目標とし、良好な自然環境を構成する高安山を中心とした東部山地（金剛生駒紀泉国定公園）の自然、ため池等の水辺環境の整備を推進し、歴史的資源を活かしたゆとりとやすらぎのある地域環境を保全していく。また、農空間とあわせて住環境の向上に努めるとともに、既に市街化が進んでいる地域では、土地利用の規制・誘導等により、高安山を中心とした東部山地の自然・歴史的資源と調和した良好な市街地の形成に努めることとしている。
- 高安千塚古墳群一帯については、整備方針のなかで「うるおいのある地域環境の創造」をかね、市民のレクリエーション拠点とし、整備された史跡心合寺山古墳や保全が進められている史跡高安千塚古墳群の活用を努めることとしている。さらに、既存のハイキング道等を活用しながら、地域内に点在する歴史的資源をネットワークする散策ルートの設定等を進める。



図 2-32 東部地域構想図

出典：八尾市都市計画マスタープラン 平成 29 年 3 月

④ 八尾市観光振興プラン（平成 27 年 3 月策定）

八尾市観光振興プランは、本市の認知度の向上により、情報交流や交流人口を拡大させ、市民の愛着心の醸成や定住人口の獲得など活性化につなげるための、魅力発信及び観光施策の方向性を示すものである。

「～「ええやん！八尾」と感じる人を増やすために～八尾のまちの楽しみの創出」を基本理念に「①つなげよう！八尾の資源、②広めよう！八尾探、③整えよう！ぶらっとしたい環境、④届けよう！ええやん情報」の4つの基本方針を定め、①の振興施策の一つとして「地域資源の発掘と魅力向上」を設定し、具体的な取り組みのひとつを「やまんねきエリアの魅力向上」としている。

※やまんねき＝地元で呼ばれてきた高安山を総称した地域

■やまんねきエリアの魅力向上：「高安千塚古墳群」、世界無形文化遺産である能楽のルーツのひとつとも言われる「高安能」、ハイカーが多数訪れる高安山の自然等、本市を代表する観光資源の魅力を向上させ、歴史・文化・自然の宝庫である、やまんねきエリアの魅力向上に取り組む。

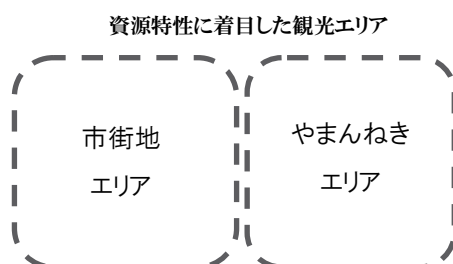
<取り組み内容>

■高安千塚古墳群の保全と活用：地域住民をはじめ興味を持つ人々と連携した史跡を支える仕組みの導入と保存整備までの間の魅力向上

■やまんねきエリアの歴史・文化・自然が織りなす景観の活用：ハイキング道を保全するとともに、昼間は市街地の眺望ポイント、夜は夜景の眺望ポイントとしてPR

■やまんねきの食の楽しみや憩いの場の創出：歴史や自然の魅力に加え、食の楽しみ、休憩スポット、体験の楽しみ等の創出に向けた取り組みを促進

■ケーブルカーの魅力向上：西信貴ケーブル車中でのおもてなしなど、ケーブルカーに乗る楽しみの充実に向け、鉄道事業者と連携



※やまんねきエリア：都市計画マスタープランの東部地域を指します（都市計画マスタープランと連携した観光まちづくりを推進するため）。

大阪市内から電車で15分
そこは歴史・文化・自然の宝庫



図 2-33 やまんねきエリアの地域資源

出典：八尾市観光振興プラン 平成 27 年 3 月

第6節 山麓部で想定される災害

八尾市において想定される主な災害は、地震災害と風水害に分けられるが、山麓部については、地形的な特性から「地震災害」と「土砂災害」が対象となる。ここでは、本地域における災害について、「八尾市地域防災計画」における位置づけと関連して検討する。

(1) 地震災害

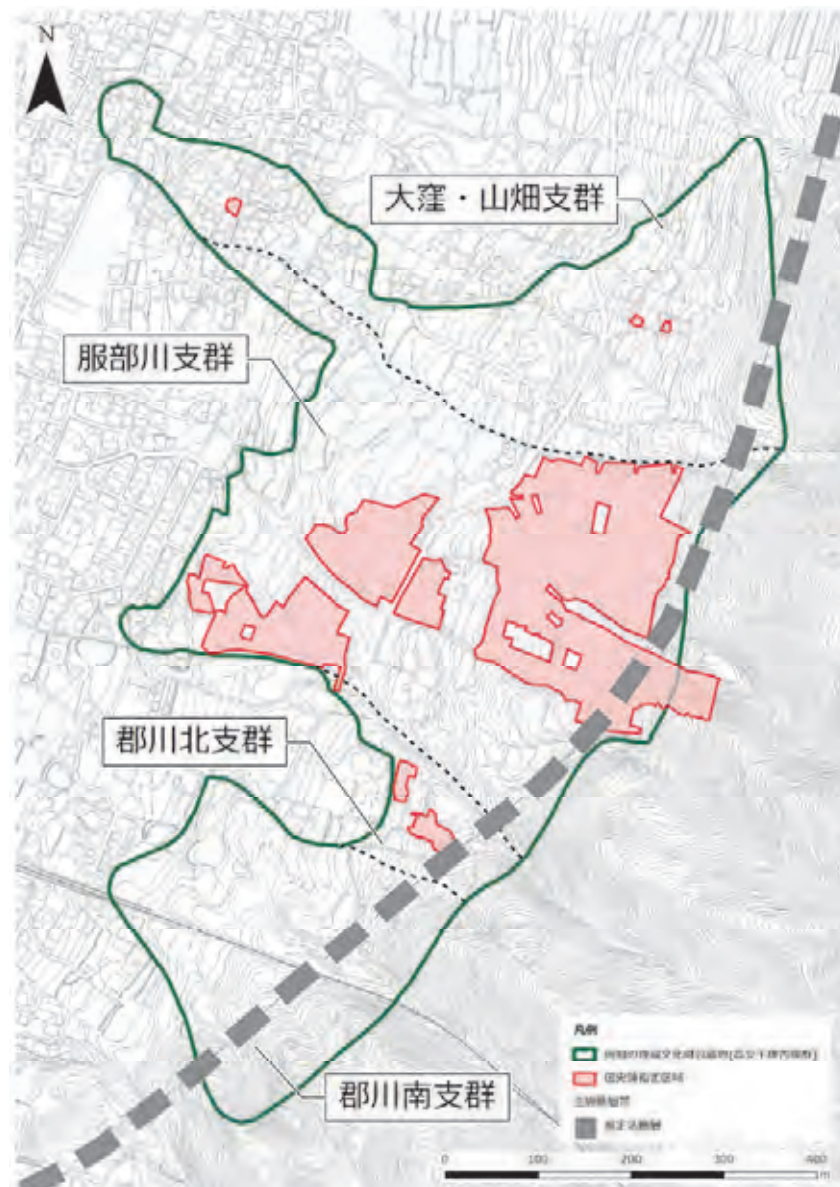


図 2-34 史跡指定地周辺の活断層の想定位置

※図 2-34 は、中田高・岡田篤正・鈴木康弘・渡辺満久・池田安隆（2008）：1/25,000 都市圏活断層図「大阪東南部第2版」国土地理院技術資料 D1-No. 502 に示されている活断層の推定位置を参考にして八尾市 1/2,500 地形図にプロットしたもので、活断層の正確な位置を示したものではない。

文献等の記録に残る地震で八尾市に影響があったと想定されるものは22件ある（表2-11）。

1510年（永正7年）の摂津・河内地震は、藤井寺市周辺をはじめ大阪東部で大きな被害を生じたもので、^{こんだごびょうやま} 菅田御廟山古墳（応神天皇陵）にも断層（生駒断層帯の一部とされる菅田断層）による変異をもたらしたとされている。さらに1707年の宝永地震は、現在の弓削町や久宝寺で震度7であったと推定されている。

山麓部には南北に走る生駒断層帯があり、直下型の地震である阪神・淡路大震災と同様に断層のずれが生じる可能性があり、高安千塚古墳群への地震災害は、主として生駒断層帯の直下型地震（市域の震度6弱から7）が考えられ、以下の被害が想定される。

- 地震の直接的な古墳への影響：墳丘や石室のずれや崩壊、陥没などの被害
- 地震の二次的な災害：周辺の急傾斜地の斜面崩壊や石垣等の崩れ、倒木等による墳丘や石室の崩壊や埋積

表 2-10 八尾市域における地震被害の想定

項目	想定地震	生駒断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震	東南海・ 南海地震	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	有馬富沢 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震
建物被害	全壊棟数	30,402棟	4,013棟	825棟	10,871棟	5,123棟	171棟	1,271棟
	半壊棟数	16,281棟	15,901棟	1,801棟	19,588棟	8,218棟	410棟	2,564棟
	合計	46,683棟	20,614棟	2,626棟	24,439棟	13,341棟	581棟	3,835棟
炎上出火件数		23(45)件	3件	0(0)件	5(10)件	2(4)件	0(0)件	0(1)件
死者		1,370人	24人	2人	233人	33人	0人	5人
負傷者		4,891人	1,317人	519人	4,748人	2,789人	115人	815人
避難所生活者数		58,679人	45,167人	2,023人	27,756人	13,830人	595人	3,961人
停電軒数		88,397軒	62,678軒	2,830軒	47,315軒	14,571軒	355軒	3,128軒
都市ガス影響戸数		107千戸	1千戸	0千戸	82千戸	32千戸	0千戸	0千戸
上水道影響人口		24.4万人	27.1万人	3.2万人	16.1万人	18.0万人	3.0万人	8.1万人
通信被害		60,480加入者	16,992加入者	0加入者	8,064加入者	8,064加入者	4,480加入者	4,480加入者

注) 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数、()は1日の件数

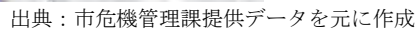
死者、負傷者数は建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確率1%風速)によるものの合計
南海トラフ巨大地震は、南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会による推計

出典：八尾市地域防災計画 平成27年3月

表 2-11 八尾市域に関係したと考えられる過去の地震災害

発生年月日	地域・地震名	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況
887. 8. 26	五畿・七道	規模(M) 8～8.5 震源(N) 33.0° (E) 135.0°	地震・津波災害	山城摂津、京都	・摂津口では津波による溺死者多数、京都では家屋の倒壊による圧死者多数
938. 5. 22	京都・紀伊	規模(M) 7.0 震源(N) 35.0° (E) 135.8°	地震災害	京都	・死者多数
1185. 8. 13	近江・山城・大和	規模(M) 7.4 震源(N) 35.0° (E) 135.8°	地震災害	山城、近江、美濃、京都	・京都では地裂け陥没し、神社などが転倒し宇治橋が落ちる ・琵琶湖では湖水が減少
1361. 8. 3	畿内・土佐・阿波	規模(M) 8.4 震源(N) 33.0° (E) 135.0°	地震・津波災害	摂津、難波浦	・摂津四天王寺金堂転倒 ・難波浦では津波により数百人溺死
1510. 9. 21	摂津・河内	規模(M) 6.5～7.0 震源(N) 34.6° (E) 135.6°	地震・津波災害	大阪	・四天王寺石の鳥居、河内藤井寺倒壊 ・高潮による人家の損失多数
1579. 2. 25	摂津	規模(M) 6.0 震源(N) 34.7° (E) 135.5°	地震被害	摂津	・四天王寺の鳥居倒壊
1586. 1. 18	畿内・東海・東山・北陸諸道	規模(M) 7.8 震源(N) 36.0° (E) 136.9°	地震被害	美濃、尾張、伊勢、山城、摂津、大和	・京都東寺の金堂倒壊
1596. 9. 5	畿内（伏見地震）	規模(M) 7.5 震源(N) 34.65° (E) 135.6°	地震被害	大阪、京都	・淀川筋における最大の地震 ・堺で死者 600 人、大阪で人家多数被害 ・伏見城中で死者約 600 人
1662. 6. 16	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃	規模(M) 7.25～7.6 震源(N) 35.2° (E) 135.95°	地震被害	大阪、京都、江州	・高槻城、岸和田城破損、大阪で若干の死者 ・江州で民家約 1,600 軒倒壊、死者約 400 人 ・京都で家屋数千軒破壊、圧死者 200 人
1707. 10. 28	五畿・七道(宝永地震)	規模(M) 8.4 震源(N) 33.2° (E) 135.9°	地震・津波被害	東は遠江、駿河から西は備後、日向地方	・東は遠江、駿河から西は備後、日向地方まで被害 ・大阪では民家約 600 軒倒壊、死者約 750 人、また、津波により船舶被害 1,300 人、落橋 50、溺死者約 7,000 人
1830. 8. 19	京都及び隣国	規模(M) 6.5 震源(N) 35.1° (E) 135.6°	地震被害	京都、丹波、亀山、大津	・京都で死者 280 人、負傷者約 1,300 人
1854. 7. 9	伊賀・伊勢・大和・及び隣国	規模(M) 7.25 震源(N) 34.75° (E) 136.0°	地震被害	伊賀、伊勢、四日市、奈良市、大阪	・大阪では津村御坊の法活所倒壊 ・伊勢四日市で死者 800 人、伊賀上野壊滅。奈良市で死者 284 人、家屋被害 800 軒
1854. 12. 23	東海・東山・南海諸道(安政東海地震)	規模(M) 8.4 震源(N) 34.0° (E) 137.8°	地震被害	伊勢、三河、若狭越前、土佐、伊豆、大阪	・大阪では家屋倒壊 200 軒 ・全国では倒壊流失家屋約 8,300 軒、焼失 300 軒、死者 1,000 人
1854. 12. 24	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道(安政南海地震)	規模(M) 8.4 震源(N) 33.0° (E) 135.0°	地震・津波被害	南海、西海、山陽、山陰、大阪	・大阪では津波による死者多数、船舶被害 1,800、落橋 10 ・高知では火災により焼失 2,000 軒、徳島では火災による焼失 1,000 軒
1891. 10. 28	愛知県・岐阜県(濃尾地震)	規模(M) 8.0 震源(N) 35.0° (E) 135.0°	地震被害	全国	・日本の内陸地震では最大の地震 ・八尾市では一般民家倒壊 11～30 戸。大阪府下では死者 24 人、負傷者 94 人、家屋全壊 1,011 戸、半壊 708 戸 ・全国で死者 7,273 人、負傷者 17,175 人、家屋全壊 142,177 戸
1899. 3. 7	紀伊半島南東部	規模(M) 7.0 震源(N) 34.1° (E) 136.1°	地震被害	大阪	・大阪では負傷者 20 人大阪市内砲兵工廠、小学校等損傷
1927. 3. 7	京都府北西部(北丹後地震)	規模(M) 7.3 震源(N) 35.5° (E) 135.2°	地震被害	京都、大阪	・大阪府下では死者 21 人、負傷者 126 人、家屋全壊 127 戸 ・京都では、死者 2,881 人、家屋全壊 4,899 戸、家屋全壊 2,019 戸
1936. 3. 21	大阪・奈良(河内大和地震)	規模(M) 6.4 震源(N) 34.6° (E) 135.7°	地震被害	大阪	・八尾市では死者 2～5 人、一般民家倒壊 2～10 戸、火災発生 ・大阪府下では、死者 8 人、負傷者 52 人、破損家屋約 1,600 戸、道路堤防等の破損 74 箇所
1944. 12. 7	東南海沖(東南海地震)	規模(M) 7.9 震源(N) 33.8° (E) 136.6°	地震・津波被害	静岡、愛知、三重、大阪	・八尾市では負傷者 1～5 人、一般民家倒壊 11～30 戸 ・大阪市内では死者 6 人、負傷者 120 人、家屋全壊 122 戸、半壊小破 2,500 戸、浸水 2,100 戸、火災 7 戸
1946. 12. 21	南海道沖(南海地震)	規模(M) 8.0 震源(N) 33.0° (E) 135.6°	地震・津波被害(大阪では津波被害は無)	四国、九州、近畿、中国、中部地方の一部	・八尾市では一般民家倒壊 11～30 戸 ・大阪府下では死者 32 人、負傷者 46 人、家屋全壊 261 戸、半壊 217 戸 ・全国では死者 1,330 人、家屋全壊 9,000 戸、家屋半壊 20,000 戸
1952. 7. 18	奈良県中部(吉野地震)	規模(M) 6.8 震源(N) 34.5° (E) 135.8°	地震被害	大阪、京都、奈良	・大阪府下では死者 2 人、負傷者 75 人、家屋全壊 9 戸、半壊 7 戸
1995. 1. 17	兵庫県南部(平成 7 年兵庫県南部地震)	規模(M) 7.2 震源(N) 34.6° (E) 135.0°	地震被害	兵庫、大阪	・八尾市では負傷者 1 人、家屋損壊 243 棟、非住家損壊 47 棟

出典：八尾市地域防災計画 平成 27 年 3 月



高安千塚古墳群の範囲では、片石谷、服部川、一の谷、松尾谷第一支溪、松尾谷、南谷、荒川右支溪が土砂災害警戒区域であり、谷口から下流側に向けて土石流の影響域が重複している。

土砂災害の記録は、山麓部では高安千塚古墳群北部の山畑地区や周辺地域の南部の黒谷地区に残るが、被害の中心は市街地や河川沿いとなっている。

史跡指定地の多くは、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流）で、また、一部が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されているなど、東側の複数の溪流からの土石流が想定され、土砂災害が発生した場合には住民に危険が生じる恐れがある区域にある。

土砂災害で、史跡指定地に影響を及ぼすと考えられる谷川は、北の服部川から南の荒川右支溪まで6つある。そのほとんどで砂防堰堤が整備され、服部川支群の中央東側にある一の谷でも砂防堰堤の整備が進められている。

以上の検討をもとに、土砂災害における被害を想定すると以下ようになる。

○東側急傾斜地からの斜面崩壊による墳丘や石室の崩壊

○土石流による墳丘や石室の崩壊（流出）や埋積

表 2-12 史跡指定地周辺の災害履歴（土砂災害関連）

発生年月日	災害名称	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況
1962. 6. 14	豪雨	日雨量 26.0 mm	土砂災害	山畑・山畑川	・北の石垣崩れ
1965. 9. 17	台風 24 号	総雨量 (16～17 日) 108.5 mm	風水害 土砂災害	山畑	・死者 1 人 ・家屋全壊 1 戸 ・床上浸水 33 戸 ・床下浸水 926 戸 ・破堤 1 箇所
1982. 8. 1 ～8. 4	台風 10 号及びその後の集中豪雨	最低気 985.2mb 最大風速 13.4m/s 最大瞬間風速 24.7m/s 総雨量(7/31～8/2) 242.5 mm	水害 土砂災害 地すべり	黒谷	・床上浸水 184 戸、床下浸水 2,644 戸 ・河川溢水 3 箇所、橋梁損壊 4 箇所、砂防施設損壊 2 箇所、崖崩れ 12 箇所、地すべり 1 箇所、ため池損壊 8 箇所、鉄道不通 1 箇所 ・避難所開設 6 箇所、受入人員 348 人(8/3) ・家屋半壊 1 戸
1993. 7. 5	大雨	日雨量 76.5 mm	土砂災害 水害	黒谷他 10 箇所	・21 世帯 72 人が避難 ・床下浸水 2 戸 ・道路冠水 2 箇所 ・崖崩れ 1 箇所 ・河川堤防決壊 3 箇所 ・ため池堤防決壊 1 箇所

出典：八尾市地域防災計画資料編 平成 27 年 3 月より抜粋

（３）その他の災害

高安千塚古墳群では、樹木の高木化や枯損木の放置もみられ、樹木の倒木等による災害の危険性がある。また、植木等の焼却やハイキングルートでの火の不始末などの火事等の危険性も危惧されることから、これらの予防措置が必要である。

(4) 文化財の防災環境の整備

「八尾市地域防災計画」では、災害に強いまちづくりをかねて、文化財の予防対策として、八尾市及び文化財所有者は、文化財に対する防災意識の高揚、防災施設の整備等に努める。また、建造物や古文書、美術工芸品等の有形文化財や史跡を災害から保全するため、防災環境の整備に努めることとしている。

災害発生時には、八尾市の災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。対策本部の組織の中で、総括グループの応援班が、文化財対策として、所管施設及び文化財の被害状況に関することを担う。応援班は、文化財所有者と連携して、被害状況の調査と文化財の被害防止等に努めるとともに、倒壊建物等の被害状況を把握し、埋蔵文化財の発掘調査等の適切な取扱いを行う。



出典：八尾市地域防災計画 平成 27 年 3 月

図 2-36 災害対策本部組織の構成

第3章 高安千塚古墳群の概要

高安千塚古墳群の本質的価値である「①畿内有数の大型群集墳」、「②渡来系集団と地域社会の関係がわかる古墳群」を適切に保存活用していくため、高安千塚古墳群全体と各支群の特徴を踏まえた上で、史跡指定の範囲の現状を把握しておく必要がある。

高安千塚古墳群は、大窪・山畑支群、服部川支群、郡川北支群、郡川南支群の4つの支群(1、2頁・図3-1参照)の合計230基の古墳で構成されているが、服部川支群は、高安千塚古墳群の本質的価値を構成する最も中心的な支群であり、概要をまず整理する。そのあと、北から大窪・山畑支群と郡川北支群、そして、未指定の支群であるが高安千塚古墳群を構成する支群である郡川南支群の順で述べる。

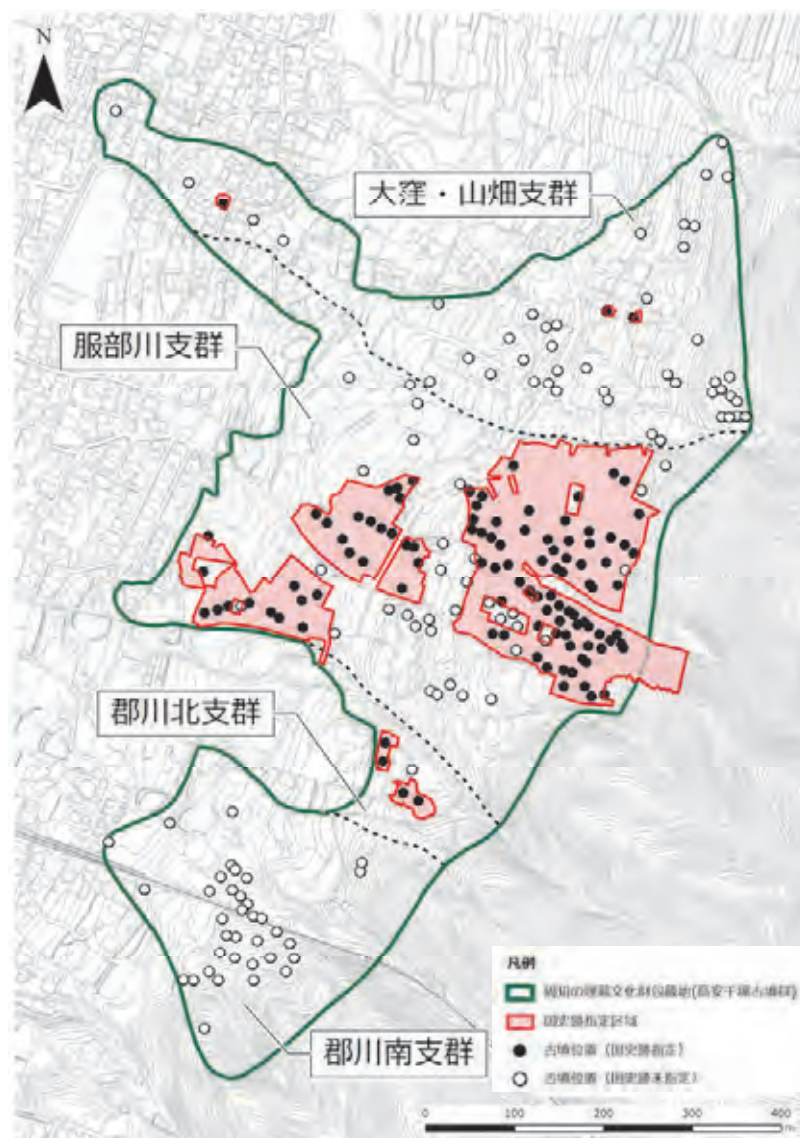


図3-1 高安千塚古墳群と史跡指定範囲

第1節 服部川支群

(1) 支群の概要

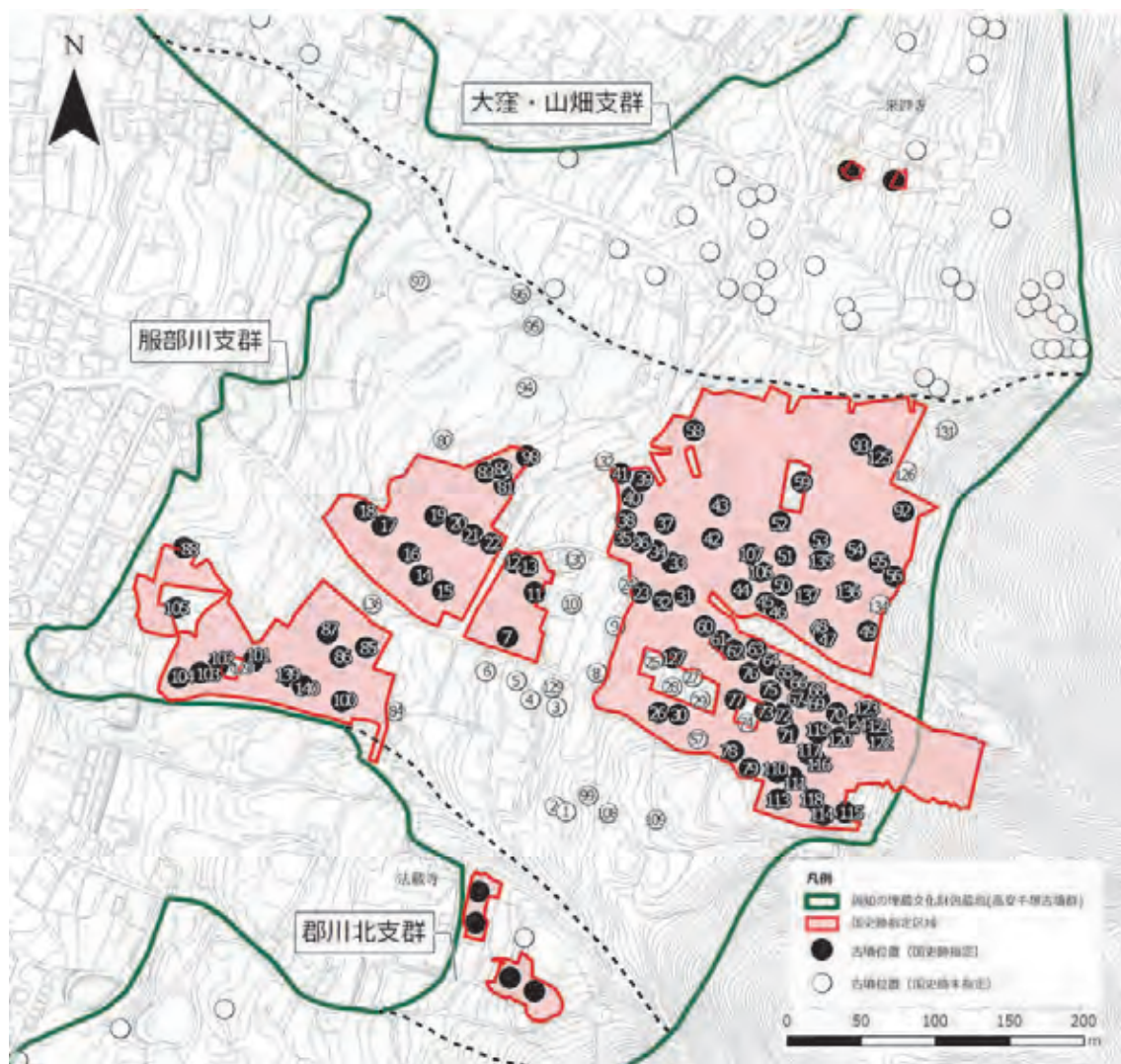


図 3-2 服部川支群 古墳分布図



図 3-3 服部川支群 航空写真（平成 28 年 1 月撮影）

服部川支群は、南北約 300m、東西約 500m の約 18.8 万 m^2 の範囲である。谷筋を流れる北の服部川と南の松尾谷にはさまれており、扇状地の尾根状の微地形を利用して古墳が築造され、東側の標高の高い急斜面地の山林には広がっていない。

山腹に立地していることから、見通しのきく場所では西側に大阪平野を一望することができる。

高安千塚古墳群全体で現存する 230 基の古墳のうち、最も多い 137 基の古墳が密集し、大型の石室が多く含まれる中心的支群である。明治時代にはモースやガウランド等の外国人研究者が調査に訪れている。モースが調査した服部川 7 号墳や、ガウランドが写真撮影した二つの石室をつなげた全国的にも例のない服部川 25 号墳（二室塚古墳）など著名な古墳がある。石室内の発掘調査は、ほとんど行われていないため、副葬品の内容は明らかでないが、服部川 134 号墳（森田山古墳）で 5 世紀後半の須恵器と、追葬と考えられる 7 世紀代の圭頭大刀が出土している。

高安千塚古墳群の石室石材は、山麓に分布する片麻状黒雲母花崗岩が使用されていることが多いことが指摘されてきた（奥田 1992）。さらに周辺の発掘調査でも谷筋や古墳が立地する地山層の中に人頭大以上の石が確認されている。また、支群東方の一の谷付近で近代の石切場も確認されている。これらのことから、服部川支群の石室石材は、一の谷や松尾谷をはじめとする支群周辺の谷川や山麓側などの近隣から運ばれたものと考えられる。



図 3-4 服部川支群からの市街地の眺望（東から）



服部川 7 号墳



服部川 25 号墳（二室塚古墳）

図 3-5 服部川支群の代表的な古墳

（２）史跡指定地の状況

服部川支群は、指定面積 61,586.53 m²で、当初その範囲に 97 基の古墳が分布することを確認していた。そして、平成 27 年度に服部川支群で実施した航空レーザ測量による詳細な現況地形の測量図（図 3-6 参照）により新たに 5 基を加え、史跡指定地内で 102 基、支群全体で合計 137 基の古墳がある。

史跡指定地内は畑地や樹木畑がある段々畑状の緩傾斜面で、ほとんどが農業振興地域で、多くが農用地に指定されている。古墳のある植木畑の管理状況は様々であり、管理の行き届いたところだけでなく、大きく成長した植木が繁茂した畑や資材置き場となっている箇所もみられ、史跡の保存、管理上の課題といえる。特に墳丘及び石室

の保存への影響がみられるものがあり、その対応が求められる。

各古墳の保存状態は様々で、墳丘や石室が良好に保存されているものでだけでなく、墳丘が損壊したものや、石室が露出、半壊したものなどもある。

これらの現状を把握するため、表 3-1 に、服部川支群を構成する史跡指定地内の古墳ごとの特徴やその評価、そして、古墳の現状として、墳丘と石室の状態を「非常に良好→良好→やや良好→半壊」の保存状況で4段階と5段階に分類、さらに墳丘上の樹木を「支障なし→注意→危険」と生育状況で3段階に分類、工作物等の有無の状況を4段階で整理している。さらに墳丘及び石室の保存上、優先的に検討・対処すべき事項も記載している。

古墳の活用は、安全に見学でき、土地所有者の了解を得た服部川7号墳、42号墳、78号墳の3基について、古墳名板を設置するとともに、古墳群の普及冊子等に紹介している。また、市指定史跡の服部川25号墳（二室塚古墳）に説明板を設置している。

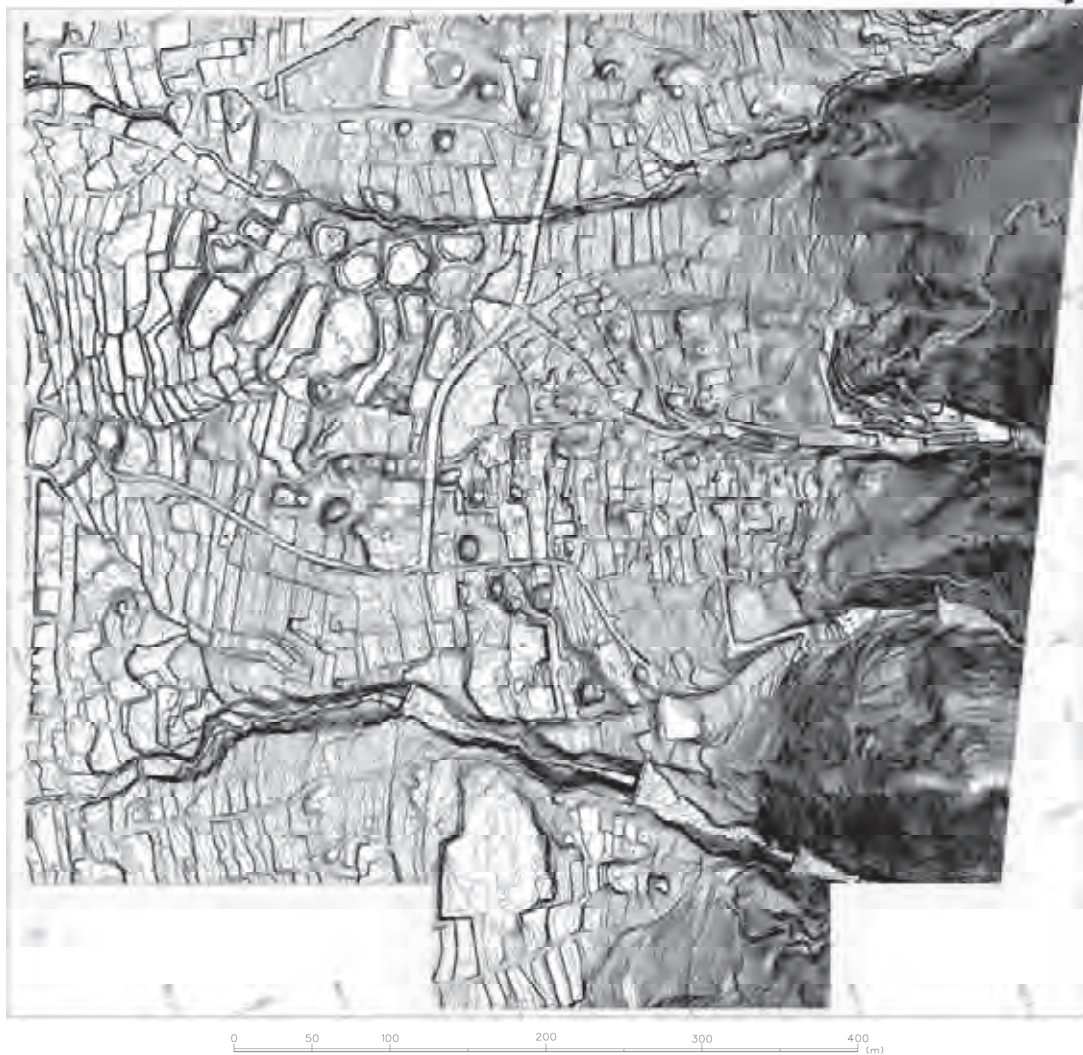


図 3-6 服部川支群 航空レーザ測量図



①非常に良好な墳丘・石室（服部川 7 号墳）



②非常に良好な石室（服部川 7 号墳）



③非常に良好な石室（服部川 16 号墳）



④非常に良好な墳丘・石室（服部川 17 号墳）



⑤非常に良好な墳丘（服部川 21 号墳）



⑥非常に良好な墳丘・石室（服部川 51 号墳）



⑦非常に良好な墳丘（服部川 51 号墳）



⑧非常に良好な墳丘（服部川 116 号墳）

図 3-7 非常に良好な保存状況にある墳丘・石室の例：服部川支群



①良好な墳丘・石室（服部川 12 号墳）



②良好な墳丘・石室（服部川 35 号墳）



③良好な墳丘・石室（服部川 42 号墳）



④良好な墳丘・石室（服部川 47 号墳）



⑤良好な石室（服部川 116 号墳）



⑥良好な墳丘（服部川 77 号墳）



⑦良好な墳丘・石室（服部川 78 号墳）



⑧良好な石室（服部川 103 号墳）

図 3-8 良好な保存状況にある墳丘・石室の例：服部川支群



①やや良好な墳丘（服部川 14 号墳）



②やや良好な墳丘・石室（服部川 30 号墳）



③やや良好な墳丘・石室（服部川 37 号墳）



④やや良好な墳丘・石室（服部川 56 号墳）



⑤やや良好な墳丘・石室（服部川 62 号墳）



⑥やや良好な石室（墳丘は良好）（服部川 70 号墳）



⑦やや良好な墳丘・石室（服部川 76 号墳）



⑧やや良好な石室（墳丘は良好）（服部川 120 号墳）

図 3-9 やや良好な保存状況にある墳丘・石室の例：服部川支群



①半壊している墳丘・石室（服部川 32 号墳）



②半壊している墳丘・石室（服部川 60 号墳）



③半壊している石室（墳丘はやや良好）（服部川 71 号墳）



④半壊している墳丘・石室（服部川 72 号墳）



⑤半壊している墳丘・石室（服部川 98 号墳）



⑥半壊している墳丘・石室（服部川 114 号墳）



⑦半壊している墳丘・石室（服部川 115 号墳）



⑧半壊している墳丘・石室（服部川 125 号墳）

図 3-10 半壊している墳丘・石室の例：服部川支群



① 墳丘上の植木畑（服部川 23 号墳）



② 倒木の危険性のある樹木（服部川 12 号墳）



③ 墳丘上で倒れている樹木（服部川 51 号墳）



④ 鬱蒼としている草木（服部川 61 号墳）



⑤ 盛土が流出しつつある古墳（服部川 77 号墳）



⑥ 石室を抱えている樹木（服部川 79 号墳）



⑦ 墳丘上で大木化している樹木（服部川 88 号墳）



⑧ 開口部を塞いでいる樹木（服部川 93 号墳）

図 3-11 墳丘上にある樹木の例：服部川支群



①小屋、柵（服部川 30 号墳）



②電柱支線（服部川 33 号墳）



③資材置き場、簡易焼却施設（服部川 39 号墳）



④庭石置き場（服部川 62 号墳）



⑤家屋、コンクリート舗装（服部川 81 号墳）



⑥石垣（服部川 93 号墳）

図 3-12 墳丘上等にある工作物の例：服部川支群

表 3-1 服部川支群 史跡指定地の古墳

凡例				
<墳丘の保存状態>			<工作物等>	
非常に良好	◎	墳丘にほとんど削平・崩落等がみられず、良好な保存状態である。	ない	－ 工作物等がない。
良好	○	墳丘に削平・崩落等があるものの、全体に良好な保存状態である。	あり	○ 石垣がある。
やや良好	△	墳丘の盛土が流出し、石室が露出している。	放置された工作物等	△ 利用されていない工作物等（石垣を除く）がある。
半壊	×	墳丘が、1/2 以上は壊れている。	利用されている工作物等	▲ 簡易焼却施設や小屋など利用されている工作物等（石垣を除く）がある。
<石室の保存状態>			<樹木> ※樹木調査成果をもとに下記の判断基準に、個別古墳の状況を加味して判断した。	
非常に良好	◎	石室の石組みに崩落や弱い部分等がみられず、良好な保存状態である。	支障なし	○ 現時点では、概ね古墳に影響がないと判断される。
良好	○	石室の石組みの一部に崩落や弱い部分等があるものの、全体に良好な保存状態である。	注意	△ 古墳に影響がない程度だが、将来「危険」になる可能性がある。 ・幹周り 50～100 cm以上の高木性樹木があり、かつ石室の上により、将来的に大木化で自重による石室圧迫の恐れがあるもの。 ・幹周り 50～100 cmの深根性樹木があり、かつ石室の上により、将来的に根の侵入で石室破壊の恐れがあるもの。 ・幹周り 50 cm未満の枯木があり、将来的に倒木や腐食による墳丘の流出の恐れがあるもの。
やや良好	△	石室の石組みの半分程度に崩落や弱い部分等がみられ、見学にすぐに処置は必要ないが、今後必要である。		
半壊	×	石室の石組みの大半が弱い、あるいは一部でも石室に入るには危険であり、早急に処置が必要である。	危険	× 古墳に影響が出る可能性がある。 ・幹周り 100 cm以上の樹木があり、かつ石室の上により、大木化で自重による石室圧迫の恐れがあるもの。 ・土壌厚 50 cm以下でなおかつ石室の上により根の侵入で石室破壊の恐れがあるもの。 ・幹周り 50 cm以上の枯木があり、倒木や腐食による墳丘の流出の恐れがあるもの。 ・樹木や地被植物が無いことで墳丘上の土壌の流出の恐れがあるもの。
未開口	－	石室は未開口であり、内部を確認することはできない。		

古墳名 (図版番号)	所在地	地目	墳丘規模		石室 形式	石室長 (m)	時期	本質的価値等の特徴	古墳の現状	保存上の課題 (優先的に検討・対処すべき課題は※印)					関係団体による 調査・普及啓発活動	古墳 名板	
			墳丘径 (m)	墳丘高 (m)						墳丘の 保存 状態	石室の 保存 状態	工作物 等	墳丘上 樹木	墳丘			石室
服部川 7 号墳 (図 3-5、 図 3-7①②)	大字服部川 693-8	畑	22.0	6.9	右片袖	11.6	6 世紀 後葉	径 22mの円墳。高安千塚古墳群中最大規模の右片袖式横穴式石室で、玄室平面形態は方形である。石室入口付近を米国人博物学者E・S・モースが調査し、スケッチしている。	墳丘・石室とも良好である。開口部付近上方の盛土がやや流出している。石室内実測調査時の基準マークが遺存している。	◎	◎	○	△	・開口部付近上方盛土流出保護処置の検討 ・墳丘上樹木の整理伐等の検討	・実測調査時基準マークの撤去	・昭和 41～43 年、大阪府教育委員会が墳丘測量・石室実測調査 ・平成 19 年度から普及冊子に見学できる古墳として紹介 ・平成 27 年度から高安千塚ボランティアで清掃	○
服部川 11 号墳	大字服部川 693-9	畑	18.0	4.5	未開口	不明	6 世紀 後半か	径 17mの円墳。未開口のため、石室内も築造当時の状況が保たれている可能性あり。	未開口のため、石室内部の状況は不明だが、墳丘の状態は良好。史跡指定地外の墓地と近接している。	○	—	○	×	・墳丘上樹木の整理伐等の検討		・昭和 41～43 年、大阪府教育委員会が測量調査	
服部川 12 号墳 (図 3-8①、 図 3-11②)	大字服部川 693-9	畑	15.0	4.5	右片袖	8.0	6 世紀 後葉	径 15mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は方形である。墳丘の西側裾で良好な状態の墳丘の列石を確認し、高安千塚古墳群で初めての外護列石を確認例である。服部川 13 号墳と連続して造られている。	墳丘西から南が削平されているが、全体に概して良好である。西側盛土の流出がある。墳丘上に植木がある。	○	○	—	×	・墳丘上樹木枯木や枝落ち危険性があるため、整理伐等の検討 ・墳丘西側(道路側)の表土流出保護処置の検討	・実測調査時基準マークの撤去	・昭和 41～43 年、大阪府教育委員会が墳丘測量・石室実測調査 ・平成 17～18 年度、西側墳丘裾を(財)八尾市文化財調査研究会が発掘調査	
服部川 13 号墳	大字服部川 693-9	畑	15.0	3.5?	右片袖	8.1	6 世紀 後葉	径 15mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。石室の石組みは精緻である。12 号墳と連続して造られている。	墳丘・石室ともに良好である。墳丘南側の表土がやや流出している。石室天井の奥部分の石材が欠失し、穴がある。	○	○	—	×	※墳丘上樹木の枯木があるため整理伐等の検討 ・墳丘南側の表土流出保護処置の検討	・天井奥部分の石材欠失による穴の処置	・(財)八尾市文化財調査研究会が測量調査	

古墳名 (図版番号)	所在地	地目	墳丘規模		石室 形式	石室長 (m)	時期	本質的価値等の特徴	古墳の現状	保存上の課題 (優先的に検討・対処すべき課題は※印)					関係団体による 調査・普及啓発活動	古墳 名板	
			墳丘径 (m)	墳丘高 (m)						墳丘の 保存 状態	石室の 保存 状態	工作物 等	墳丘上 樹木	墳丘			石室
服部川 14 号墳 (図 3-9①)	大字服部川 693-1	原野	長径 18.0 短径 15.0	5.9	右片袖	7.9	6 世紀 後葉	径 15～18mの円墳。中規模の 右片袖式石室で、玄室平面形 態は長方形である。石室の石 組みは精緻である。	羨道の天井石及び墳丘南側盛 土は一部崩落している。石室 内実測調査時の基準マークが 遺存している。	△	×	○	×	※墳丘南側盛土 流出保護処置の 検討 ・墳丘上樹木の整 理伐等の検討	・実測調査時基準 マークの撤去	・昭和 41～43 年、大 阪府教育委員会が 墳丘測量・石室実測 調査	
	大字服部川 693-4	畑															
	大字服部川 693-5	畑															
服部川 15 号墳	大字服部川 693-4	畑	18.0	4.3	不明	不明	6 世紀 後葉	径 18mの円墳。墳丘は比較的 良好である。	墳丘南東は削平されている。 石室は未開口である。墳丘南 東は削平されているものの、石 室は玄室を中心に遺存してい る。	○	－	▲	×	・墳丘上樹木の整 理伐等の検討		・昭和 41～43 年、大 阪府教育委員会が 墳丘測量調査	
	大字服部川 693-5	畑															
服部川 16 号墳 (図 3-7③)	大字服部川 693-1	原野	26.0	7.2	両袖	8.1	6 世紀 後葉	径 26mの円墳、高安千塚古墳 群で最大規模の両袖式石室 で、玄室平面形態は長方形で ある。石室の造りは精緻であ る。	墳丘・石室とも良好である。	◎	◎	－	×	・墳丘上樹木の整 理伐等の検討	・実測調査時基準 マークの撤去	・昭和 41～43 年、大 阪府教育委員会が 墳丘測量・石室測量	
	大字服部川 850	原野															
服部川 17 号墳 (図 3-7④)	大字服部川 693-1	原野	14.0	5.0	右片袖	8.8	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。中規模の右片 袖式石室で、玄室平面形態は 長方形である。石室の造りは精 緻である。	墳丘・石室とも良好である。	◎	◎	○	×	・墳丘上樹木の整 理伐等の検討			
	大字服部川 1692	畑															
服部川 18 号墳	大字服部川 693-1	原野	21.5	5.7	右片袖	9.5	6 世紀 後葉	径 21.5mの円墳。中規模の右 片袖式石室で、玄室平面形態 は長方形である。石室の造りは 精緻である。	墳丘北から周囲が削平されて いるが、全体に概して良好であ る。開口部で流入土が厚く、開 口部が非常に狭い。	○	○	－	△	・墳丘上樹木の整 理伐等の検討	・開口部閉塞処 置の検討		
服部川 19 号墳	大字服部川 693-7	原野	21.0	5.5	右片袖	7.2	6 世紀 中葉	径 21mの円墳。中規模の右片 袖式石室で、玄室平面形態は 方形である。高安千塚古墳群 でも初現期の高いドーム状の 天井の石室であり、渡来系要 素を残している。	墳丘は良好である。石室は羨 道部天井石が落ちかかってお り、また石がとがっていて危険 である。石室石材が比較的小 さく、石組みが弱い。	◎	×	△	×	・墳丘上樹木・枯 木に対する整理 伐等の検討	※危険箇所の処 置 ※石室の補強処 置あるいは閉塞処 置の検討	・昭和 41～43 年、大 阪府教育委員会が 墳丘測量 ・平成 20 年度八尾 市立歴史民俗資料 館の特別展示図録 に写真掲載 ・石室が危険なた め、開口部バリケ ードを設置。	
	大字服部川 795-1	畑															
	里道⑥	道路敷															
服部川 20 号墳	大字服部川 693-7	原野	18.0	4.0	右片袖	7.7	6 世紀 中葉	径 18mの円墳。中規模の右片 袖式石室で、玄室平面形態は 方形である。石室形式からみ て、服部川 19 号墳の次に造ら れたものと考えられる。高安千 塚古墳群の中でも初現期の高 いドーム状の天井の石室であ り、渡来系要素を残している。	墳丘は良好である。石室石材 が小ぶりであり、石組みが弱 い。	◎	△	▲	×	・墳丘上樹木の整 理伐等の検討	※石室の補強処 置あるいは閉塞処 置の検討	・昭和 41～43 年、大 阪府教育委員会が 墳丘測量 ・平成 20 年度八尾 市立歴史民俗資料 館の特別展示図録 に写真掲載 ・石室が危険なた め、開口部バリケ ードを設置。	
	大字服部川 795	山林															
	里道⑥	道路敷															
服部川 21 号墳 (図 3-7⑤)	大字服部川 693-6	畑	16.0	5.5	不明	不明	6 世紀 後葉	径 16mの円墳。石室未開口で あるが、未開口のため、石室内 も築造当時の状況が保たれて いる可能性がある。	石室は未開口である。墳丘は 良好に遺存している。	◎	－	－	△	・墳丘上樹木の整 理伐等の検討		・昭和 41～43 年、大 阪府教育委員会が 墳丘測量	
	大字服部川 693-7	原野															
	里道⑥	道路敷															
服部川 22 号墳	大字服部川 693-7	原野	15.0	2.7	右片袖	6.6	6 世紀 後葉	径 15mの円墳。中規模の右片 袖式石室で、玄室平面形態は 長方形である。石室天井はド ーム状天井の名残りを留め、石 室形式からみて、服部川 20 号 墳の次に造られたものと考えら れる。	墳丘の一部に削平があるもの の墳丘・石室とも概して良好で ある。	○	○	△	△	・墳丘上樹木の整 理伐等の検討	・実測調査時基準 マークの撤去	・昭和 41～43 年、大 阪府教育委員会が 墳丘測量・石室実測 調査 ・平成 17～18 年度、 (財)八尾市文化財調 査研究会が発掘調 査	
	里道⑥	道路敷															
服部川 23 号墳 (図 3-11①)	大字服部川 693-11	畑	17.0	3.0	右片袖	7.6	6 世紀 後葉	径 17mの円墳。中規模の右片 袖式石室で玄室平面形態は長 方形である。	墳丘は良好である。墳丘上全 体に植木あり。平成 5 年調査時 は内部に入れたが、現在は入 れない。	◎	－	○	△				
	大字服部川 693-19	畑															

古墳名 (図版番号)	所在地	地目	墳丘規模		石室 形式	石室長 (m)	時期	本質的価値等の特徴	古墳の現状					保存上の課題 (優先的に検討・対処すべき課題は※印)		関係団体による 調査・普及啓発活動	古墳 名板
			墳丘径 (m)	墳丘高 (m)										墳丘	石室		
服部川 26 号墳	大字服部川 693-25	畑	12.0	3.2	右片袖	4.7	6 世紀 後葉	径 15mの円墳。中規模の右片袖式で、玄室平面形態は長方形である。	石室は奥壁部分が取り除かれ、納屋になっている。墳丘上に植木ある。	○	△	▲	○		・工作物の取り扱い検討		
	大字服部川 693-26	畑															
服部川 30 号墳 (図 3-9②、 図 3-12①)	大字服部川 693-26	畑	14.0	3.3	右片袖	4.3	6 世紀 後葉	径 12mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	羨道部に納屋がある。奥壁は欠失しており、石室は露出している。墳丘上に植木がある。	△	△	▲	○		・工作物の取り扱い検討		
服部川 31 号墳	大字服部川 693-12	畑	16.6	4.8	右片袖	7.7	6 世紀 後葉	径 16.6mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	墳丘周囲は削平されている。開口部が狭く、現在は内部に入れない。墳丘上に植木がある。	○	○	○	△		・開口部閉塞処置の検討		
	大字服部川 693-13	畑															
服部川 32 号墳 (図 3-10①)	大字服部川 693-11	畑	不明	不明	不明	3.3	6 世紀 後葉	墳丘上半が削平されているが、石室下部以下が遺存している可能性がある。	墳丘上半は削平されている。石室が地下に埋没している可能性がある。石室下部の左側壁かとみられる石材 2 石が遺存している。	×	×	○	△				
	大字服部川 693-12	畑															
	大字服部川 693-17	畑															
	大字服部川 693-18	畑															
	大字服部川 693-19	畑															
服部川 33 号墳 (図 3-12②)	大字服部川 693-88	畑	16.0	3.5	右片袖	9.0	6 世紀 後葉	径 16mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	墳丘周囲は削平されているものの墳丘・石室とも概して良好。墳丘に植木がある。	○	○	△	○				
服部川 34 号墳	大字服部川 693-87	畑	18.0	3.9	右片袖	10.5	6 世紀 後葉	径 18mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。羨道は長い。石室の造りは精緻である。	墳頂部は削平されているものの墳丘・石室とも概して良好。墳丘に植木がある。開口部は狭い。	○	○	○	○		・開口部閉塞処置の検討		
	大字服部川 693-88	畑															
服部川 35 号墳 (図 3-8②)	大字服部川 693-87	畑	11.0	3.3	右片袖	7.4	6 世紀 後葉	径 11mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。石室の造りは精緻である。	開口部上方付近のマウンド土が流出している。墳丘に植木がある。	○	○	—	△	・墳丘盛土保護処置の検討			
服部川 36 号墳	大字服部川 693-87	畑	13.5	3.4	右片袖	6.6	6 世紀 後葉	径 13.5mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。石室の造りは精緻である。	天井石がやや露出している。開口部上方付近のマウンド土が流出している。墳丘に植木がある。	○	○	—	○	・墳丘盛土保護処置の検討			
服部川 37 号墳 (図 3-9③)	大字服部川 693-87	畑	13.5	3.3	右片袖	6.9	6 世紀 後葉	径 13.5mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。府調査により金環、鉄釘、鉄鏃、須恵器、石棺片が出土した。	石室はドルメン状に露出している。	△	△	○	×	・墳丘盛土保護処置の検討	・石室補強処置の検討	・昭和 41～43 年、大阪府教育委員会が石室実測調査 ・平成 20 年、八尾市教育委員会が出土遺物を報告	
服部川 38 号墳	大字服部川 693-87	畑	16.0	3.2	左片袖	6.1	6 世紀 中葉	径 13.5mの円墳。中規模な左片袖石室で、北東に開口する特異な石室である。	石室開口部は狭い。墳丘上植木がある。	○	○	▲	△		・開口部閉塞処置の検討		
服部川 39 号墳 (図 3-12③)	大字服部川 693-86	畑	15.5	2.2	右片袖	7.9	6 世紀 後葉	径 13.5mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	石室横に工作物がある。開口部は狭い。玄室内に流入土がある。墳丘の上に植木がある。	△	○	▲	△	・工作物の取り扱いの検討 ・墳丘上樹木の整理伐等の検討			
	大字服部川 693-87	畑															
服部川 40 号墳	大字服部川 693-86	畑	12.0	3.3	右片袖	7.3	6 世紀 後葉	径 12mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	羨道南半削平されている。羨道部の天井石は崩落の危険性がある。	○	×	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・羨道部天井石の補強処置の検討		
	大字服部川 693-87	畑															
服部川 41 号墳	大字服部川 693-86	畑	11.0	2.3	右片袖	4.4	6 世紀 後葉	径 11mの円墳。小規模な右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である	開口部は埋没しており、石室大半も埋没している。天井石一部は欠失している。天井石等露出。	△	△	—	△	・墳丘上樹木に対する整理伐等の検討	・石室補強処置の検討		
服部川 42 号墳 (図 3-8③)	大字服部川 693-60	畑	18.0	5.4	両袖	7.5	6 世紀 後葉	中～大規模の両袖式石室で、玄室平面形態は長方形である	石室天井石露出。墳丘上一部に工作物や造園石材がある。墳丘上に植木がある。	○	○	▲	×	・工作物や搬入物の取り扱いの検討 ・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討		・平成 19 年度から普及冊子に見学できる古墳として紹介	○

古墳名 (図版番号)	所在地	地目	墳丘規模		石室 形式	石室長 (m)	時期	本質的価値等の特徴	保存上の課題 (優先的に検討・対処すべき課題は※印)					墳丘	石室	関係団体による 調査・普及啓発活動	古墳 名板
			墳丘径 (m)	墳丘高 (m)					古墳の現状	墳丘の 保存 状態	石室の 保存 状態	工作物 等	墳丘上 樹木				
服部川 43 号墳	大字服部川 693-60	畑	24.7	5.8	両袖	10.3	6 世紀 後葉	径 24.7mの円墳。非常に大規模な両袖式石室で、墳丘も大きい。玄室平面形態は方形である。石室の造りは精緻である。	墳丘・石室ともに良好である。開口部は狭い。墳丘上に植木がある。	◎	◎	△	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・開口部閉塞処置の検討		
	大字服部川 693-61	畑															
	大字服部川 693-62	畑															
	大字服部川 693-63	畑															
	大字服部川 693-71	畑															
	里道④	道路敷															
服部川 44 号墳	大字服部川 693-57	畑	14.0	4.4	右片袖	6.8	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。中～大規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	羨道端は削平されて、石垣になっている。羨道天井石は転落している。	○	○	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	大字服部川 693-58	畑															
服部川 45 号墳	大字服部川 693-51	畑	14.0	4.3	右片袖	5.8	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。玄室内の床に凝灰岩製組合式石棺底板 2 石が遺存している。服部川 46 号墳と同一墳丘の可能性がある。	墳丘の北側付近は削平されている。羨道付近は削平されている。開口部は狭い。	○	△	○	△	・墳丘上樹木に対する整理伐等の検討	・開口部閉塞処置の検討		
	大字服部川 693-57	畑															
服部川 46 号墳	大字服部川 693-51	畑	14.0	3.8	右片袖	6.8	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。服部川 45 号墳と同一墳丘の可能性がある。	墳丘の北側付近は削平されている。玄室の天井石は欠失しており、ドルメン状になっている。	△	△	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・石室補強処置の検討		
	大字服部川 693-57	畑															
	里道⑧	道路敷															
服部川 47 号墳 (図 3-8④)	大字服部川 693-49	畑	20.0	5.7	右片袖	5.9	6 世紀 後葉	径 20mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。服部川 48 号墳と同一墳丘の可能性がある。	墳丘南側は削平されている。石室開口部付近の盛土は流出している。開口部は狭い。	○	○	○	△	・墳丘上樹木の整理伐等の検討 ・墳丘盛土流出保護処置の検討	・開口部閉塞処置の検討		
	大字服部川 904-3	山林															
服部川 48 号墳	大字服部川 693-49	畑	47 号墳と同一墳丘	5.7	両袖	9.8	6 世紀 後葉	径 20mの円墳。中～大規模の両袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。服部川 47 号墳と同一墳丘の可能性がある。	墳丘南側は削平されている。墳丘盛土の一部は流出している。開口部は狭い。	○	○	○	△	・墳丘上樹木の整理伐等の検討 ・墳丘盛土流出保護処置の検討	・開口部閉塞処置を検討		
	大字服部川 904-3	山林															
服部川 49 号墳	大字服部川 904-3	山林	20.0	6.6	不明	7.0 以上	6 世紀 後葉	径 20mの円墳。未開口だが墳丘は大きい。	羨道部は一部を除き埋没し、玄室内へ入れない。未開口だが墳丘は良好である。	○	－	△	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
服部川 50 号墳	大字服部川 693-51	畑	15.0	2.5	不明	8.7 以上	6 世紀 後葉	径 15mの円墳。墳丘は比較的良好である。	羨道南半は削平されている。玄室内は入れない。墳丘南側、羨道南半は削平されている。天井石の一部と羨道右側壁の南端付近は露出している。	○	－	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・石室近接する樹木の整理伐等の検討		
	大字服部川 693-52	畑															
	大字服部川 693-54	畑															
	大字服部川 693-57	畑															
服部川 51 号墳 (図 3-7⑥ ⑦、図 3-11 ③)	大字服部川 693-54	畑	18.0	5.4	右片袖	7.5	6 世紀 後葉	径 18mの円墳。中～大規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。	墳丘・石室ともに良好である。	◎	◎	－	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	里道④	道路敷															
服部川 52 号墳	大字服部川 693-71	畑	19.0	6.2	右片袖	8.8	6 世紀 後葉	径 19mの円墳。中～大規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。	墳丘西半削平。墳丘上に植木あり。石室露出。開口部狭い。	△	○	○	△	・墳丘盛土流出保護処置の検討	・開口部閉塞処置の検討		
	大字服部川 693-72	畑															
服部川 53 号墳	大字服部川 693-53	畑	22.0	5.9	不明	不明	6 世紀 後葉	径 22mの円墳。墳丘は比較的良好である。	墳頂部で石材が露出している。石室は未開口である。墳丘は良好に遺存している。	○	－	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	大字服部川 693-54	畑															
	大字服部川 693-72	畑															
	里道④	道路敷															
服部川 54 号墳	大字服部川 870-1	山林	21.0	5.7	右片袖	10.0	6 世紀 後葉	径 22mの円墳。大規模の右片袖式石室。玄室平面形態は縦長の長方形。石室の造りは精緻である。	羨道石の一部が露出している。羨道天井石はやや不安定である。	○	△	－	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・羨道部天井石の補強処置の検討		
	大字服部川 870-3	山林															
服部川 55 号墳	大字服部川 870-3	山林	18.3	4.7	不明	不明	6 世紀 後葉	径 18.3mの円墳。未開口のため築造当時の状況が保たれている可能性がある。	羨道天井石の石材の一部が露出している。石室は未開口である。墳丘は良好に遺存している。	○	－	－	△	・墳丘上樹木に対する整理伐等の検討			

古墳名 (図版番号)	所在地	地目	墳丘規模		石室 形式	石室長 (m)	時期	本質的価値等の特徴	古墳の現状					保存上の課題 (優先的に検討・対処すべき課題は※印)		関係団体による 調査・普及啓発活動	古墳 名板
			墳丘径 (m)	墳丘高 (m)										墳丘	石室		
服部川 56 号墳 (図 3-9④)	大字服部川 870-3	山林	18.3	5.0	右片袖 か	5.4	6 世紀 後葉	石材抜き取り痕より右片袖かと推定される。	羨道及び玄室南半は削平されている。石材抜き取り痕がある。	△	△	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	大字服部川 871-2	山林															
	大字服部川 904-3	山林															
	里道③	道路敷															
	里道⑧	道路敷															
服部川 58 号墳 (図 3-8⑤)	大字服部川 693-76	畑	12.5	4.1	右片袖	6.0	6 世紀 後葉	径 12.5mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。	天井石等が露出している。奥壁上方の石が抜けて穴となっている。墳丘周囲は削平されている。	○	△	△	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討 ・墳丘盛土流出保護処置の検討	・石室奥壁穴等閉塞処置の検討		
服部川 59 号墳	大字服部川 693-74	畑	15.0	4.0	右片袖	7.06	6 世紀 後葉	径 15mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。	石室西側中心に露出している。現在内部に入れない。	△	－	○	○				
服部川 60 号墳 (図 3-10②)	大字服部川 693-46	山林	不明	不明	右片袖	2.9	6 世紀 後葉	墳丘規模は不明。高安千塚古墳群では数少ない石室が小規模の可能性ある。	墳丘上半は削平されている。石室天井石等は欠失しており、奥壁付近のみ残存している。大阪府調査時は玄室天井 2 石が残存していた。	×	×	△	○			・昭和 41～43 年、大阪府教育委員会が墳丘測量調査	
	里道⑬	道路敷															
服部川 61 号墳 (図 3-11④)	大字服部川 693-14	畑	17.0	4.8	右片袖	7.0	6 世紀 後葉	径 17mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。石室石積みは 5 段積みでやや古い様相を呈している。	墳丘西側は削平されている。里道に面して天井石が露出している。石室開口部は埋没しており、入れない。	○	△	○	△		・石室石材小さいため、石室の補強処置検討 ・開口部閉塞処置の検討		
	大字服部川 693-45	畑															
	大字服部川 693-46	山林															
	里道⑬	道路敷															
服部川 62 号墳 (図 3-9⑤、 図 3-12④)	大字服部川 693-38	畑	15.0	2.7	右片袖	7.2	6 世紀 後葉	径 15mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。昭和 39 年調査時に原位置の家形石棺、須恵器、鉄釘等が出土した。	石室周辺削平されている。石室は露出している。石室や墳丘に造園用石材が積まれており、入れない。	△	△	▲	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討 ・搬入物取り扱いの検討	・搬入物取り扱いの検討	・昭和 39 年に日新高校が調査	
	大字服部川 693-45	畑															
服部川 63 号墳	大字服部川 693-45	畑	14.0	3.1	右片袖 か	5.2	6 世紀 後葉	中規模の右片袖式石室で、玄室は長方形であると考えられる。	墳丘は北側は削平されている。石室は露出している。石室や墳丘に造園用石材が積まれている。見上げ石や羨道の石等が欠失している。	○	△	▲	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討 ・将来的には搬入物取り扱いの検討	・搬入物取り扱いの検討		
服部川 64 号墳	大字服部川 693-39	畑	15.0	3.0	不明	不明	6 世紀 後葉	径 15mの円墳。石室未開口であるが、未開口のため、石室内も築造当時の状況が保たれている可能性がある。	未開口のため、石室内部の状況は不明である。上部に小さな穴があり、玄室が見える。墳丘上に植木がある。	○	－	○	△	※穴の閉塞処置必要			
	大字服部川 693-45	畑															
服部川 65 号墳	大字服部川 693-39	畑	14.0	3.7	右片袖	6.7	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。墳丘は服部川 66 号墳と連続して造られている。	開口部は埋没している。石材の一部が欠失している。墳丘上に植木がある。	○	○	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・石室補強処置検討必要		
	大字服部川 693-40	畑															
	大字服部川 693-44	畑															
	大字服部川 693-45	畑															
服部川 66 号墳	大字服部川 693-39	畑	14.0	3.4	右片袖 か	5.1	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。中規模の右片袖式石室であると考えられる。服部川 65 号墳と連続して墳丘が造られている。	石室石材は露出している。天井石の一部が欠失している。流入土により埋没している。墳丘上に植木がある。	○	△	○	○		・石室補強処置検討必要		
	大字服部川 693-40	畑															
	大字服部川 693-44	畑															
	大字服部川 693-45	畑															
服部川 67 号墳	大字服部川 693-40	畑	15.0	3.8	右片袖	4.9	6 世紀 後葉	径 15mの円墳。小型の右片袖式石室である可能性が高い。	石室石材は露出している。天井石の一部が欠失している。流入土により埋没している。	△	△	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	大字服部川 693-41	畑															
服部川 68 号墳	大字服部川 693-40	畑	8.0	2.5	不明	不明	6 世紀 後葉	径 8mの円墳。服部川 69 号墳の西側に連続して墳丘造られている。石室は流入土により判然としないが、小型石室である可能性がある。	墳丘裾部削平されている。石室は流入土によりほぼ埋没している。	△	△	－	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	大字服部川 693-41	畑															
	大字服部川 693-44	畑															

古墳名 (図版番号)	所在地	地目	墳丘規模		石室 形式	石室長 (m)	時期	本質的価値等の特徴	古墳の現状					保存上の課題 (優先的に検討・対処すべき課題は※印)		関係団体による 調査・普及啓発活動	古墳 名板
			墳丘径 (m)	墳丘高 (m)										墳丘	石室		
服部川 69 号墳	大字服部川 693-41	畑	10.0	2.2	右片袖	5.0	6 世紀 後葉	径 10mの円墳。高安千塚古墳群では数少ない小規模な横穴式石室で、右片袖式である。玄室平面形態は縦長の長方形である。服部川 68 号墳と連続して墳丘が造られている。	墳丘裾部削平されている。石室は流入土によりほぼ埋没している。	△	△	○	×	・墳丘上樹木に対する整理伐等の検討			
服部川 70 号墳 (図 3-9⑥)	大字服部川 693-41	畑	14.9	3.3	右片袖	6.5	6 世紀 後葉	径 14.9mの円墳。高中規模の右片袖式石室である。	墳丘の西から南の一部が削平されている。天井石の一石が欠失している。	○	△	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・天井開口部閉塞処置の検討		
服部川 71 号墳 (図 3-10③)	大字服部川 693-32	畑	16.0	4.7	右片袖	4.3	6 世紀 中葉	径 16mの円墳。服部川支群でも最古の長方形玄室形態(A類)石室である。	天井石等が露出している。石材の一部が欠失している。石材は小ぶりで弱い。石材一部崩落。羨道南半は埋没している。石室内に小石が多くある。墳丘の上に植木がある。	△	×	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・石室補強処置の検討		
	大字服部川 693-33	畑															
	大字服部川 693-34	畑															
	里道⑩	道路敷															
服部川 72 号墳 (図 3-10④)	大字服部川 693-34	畑	14.0	3.1	右片袖	4.5	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。右片袖式石室である。石室石材が露出してドルメン状となっており、石室構造を確認できる。	玄室北半及び羨道南半が削平されている。石室内半分近く流入土で埋没している。石室はドルメン状に露出している。	×	×	○	△	・墳丘上樹木に対する整理伐等の検討	・石室補強処置の検討		
	大字服部川 693-35	畑															
	大字服部川 693-40	畑															
	里道⑨	道路敷															
服部川 73 号墳	大字服部川 693-35	畑	14.0	3.1	右片袖	7.2	6 世紀 中葉	径 14mの円墳。服部川支群でも最古の長方形玄室形態(A類)石室である。中～大規模の右片袖式石室玄室は長方形プランを呈している。玄室天井は 3 石の平天井である。	墳丘裾削平されている。石室石材は露出している。石材は小さく、石組みは弱い。玄室や羨道の一部の石材が崩落している。奥壁上方の石材は欠失している。墳丘の上に植木がある。	△	△	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	※奥壁開口部閉塞処置 ※石室補強処置の検討		
	里道⑨	道路敷															
服部川 75 号墳	大字服部川 693-39	畑	16.0	4.7	右片袖	5.1	6 世紀 後葉	径 16mの円墳。服部川支群の中でもやや古いドーム状の天井(B類)石室である。小規模な右片袖式石室である。	墳丘裾削平されている。石室石材は露出している。流入土があり、開口部は狭い。墳丘の上に植木がある。	○	○	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・開口部閉塞処置の検討		
	大字服部川 693-40	畑															
	里道⑨	道路敷															
服部川 76 号墳 (図 3-9⑦)	大字服部川 693-38	畑	14.0	4.2	左片袖	6.4	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。数少ない(高安千塚古墳群では4基)左片袖式石室の一つである。中～大規模の石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。	石室周囲の墳丘は削平されている。石室石材は露出している。奥壁石材は弱くなっている。	△	△	○	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・石室近接する樹木の整理等の検討 ・奥壁側開口部閉塞処置・石室補強処置の検討		
	大字服部川 693-39	畑															
服部川 77 号墳 (図 3-8⑥、 図 3-11⑤)	大字服部川 693-37	畑	14.0	3.6	右片袖	7.6	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。墳丘周辺は一部削平を受けているものの墳丘の形状がよくわかる古墳である。服部川支群の中でもやや古い長方形玄室形態(A類)石室で、中～大規模の右片袖式石室である。	墳丘北側から裾部削平されている。墳丘上に樹木が無いため、表土流出の危険があり、処置が必要である。左側壁の一部が崩落している。	○	△	―	×	※表土流出の危険性があるため、墳丘保護の処置必要	・石室一部補強処置必要		
	里道⑨	道路敷															
服部川 78 号墳 (図 3-8⑦)	大字服部川 693-28	畑	18.0	5.0	右片袖	6.3	6 世紀 後葉	径 18mの円墳。中～大規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。墳丘北側の高低差が大きく、墳丘の大きさがよくわかる。	墳丘北側裾削平あり。石室石材は露出している。墳丘の上に植木がある。	○	○	○	×	・古墳に入る道への不法投棄の対策検討 ・墳丘上樹木に対する整理伐等の検討	・天井開口部閉塞処置の検討 ・石室一部補強処置	・平成 19 年度から普及冊子に見学できる古墳として紹介	○
	大字服部川 693-29	畑															
	大字服部川 693-30	畑															
	大字服部川 693-31	畑															
服部川 79 号墳 (図 3-11⑥)	大字服部川 693-31	畑	14.0	5.2	右片袖	5.7	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。	墳丘西半は削平を受けており、石室の左側壁のみ残存している。石室上に樹木がある。	×	×	○	×		・石室近接する樹木の整理伐等の検討		
服部川 81 号墳 (図 3-12⑤)	大字服部川 795	山林	13.5	4.9	右片袖	7.4	6 世紀 後葉	径 13.5mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	墳丘上に建物や石碑等がある。	○	○	▲	×	・工作物の撤去の検討			
服部川 82 号墳	大字服部川 795	山林	12.0	3.5	右片袖	6.3	6 世紀 後葉	径 12mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。	墳丘南寄りに建物あり。墳丘の西から南の一部が削平されている。羨道石材の 2 石ほどが崩落している。	○	△	▲	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討 ・工作物の撤去の検討	・石室補強処置の検討		

古墳名 (図版番号)	所在地	地目	墳丘規模		石室 形式	石室長 (m)	時期	本質的価値等の特徴	古墳の現状					保存上の課題 (優先的に検討・対処すべき課題は※印)		関係団体による 調査・普及啓発活動	古墳 名板
			墳丘径 (m)	墳丘高 (m)										墳丘	石室		
服部川 83 号墳	大字服部川 795	山林	9.6	2.4	右片袖	4.5	6 世紀 後葉	径 9.6mの円墳。高安千塚古墳群では数少ない小規模な石室で、石室石積みも小型石材が多くやや粗雑である。玄室平面形態はやや歪な長方形である。	墳丘南半や羨道南半の一部が削平されている。石材は小ぶりで弱くなる可能性がある。	○	△	－	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・石室補強処置の検討		
服部川 85 号墳	大字服部川 1040-4	畑	14.5	3.0	右片袖	7.3 前後	6 世紀 後葉	径 14.5mの円墳。墳丘は比較的良好である。	石室周辺削平されている。開口部は埋没している。天井石や側壁の一部が露出している。	○	－	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	大字服部川 1040-6	畑															
服部川 86 号墳	大字服部川 1040-4	畑	13.5	3.3	不明	約 6.8 前後	6 世紀 後葉	径 13.5mの円墳。墳丘はやや良好である。	天井石等の一部が露出している。羨道部は埋没している。墳丘周囲は削平されている。羨道天井石は欠失している。未開口のため、石室内部の状況は不明である。	△	－	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	大字服部川 1040-6	畑															
	大字服部川 1040-7	畑															
服部川 87 号墳	大字服部川 1040-3	畑	16.4	4.7	不明	不明	6 世紀 後葉	径 16.4mの円墳。未開口のため築造当時の状況が保たれている可能性あり。	天井石は南面に転落している。墳丘南側は削平されている。未開口のため、石室内部の状況は不明である。	○	－	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討 ・墳丘穴閉塞処置検討			
	大字服部川 1040-4	畑															
服部川 88 号墳 (図 3-11⑦)	服部川 9 丁目 12	山林	23.4	6.2	不明	6.7 前後	6 世紀 後葉	径 23.4mの円墳。石室の大半が埋没して不明だが、石材も大きく大型石室の可能性もある。墳丘も大きい。南側に張出しがあるが、後世のものである可能性が高い。	墳丘裾削平されている。石室内の大半は埋没している。小石が詰まっている。奥壁付近及び羨道付近の天井石は露出している。わずかに内部が見える。	○	－	－	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	服部川 9 丁目 13	山林															
服部川 92 号墳	大字服部川 871-2	山林	19.0	6.2	右片袖	6.8	6 世紀 後葉	径 19mの円墳。中～大規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。石室の造りは精緻である。	石室石材は露出している。墳丘西側は削平されている。開口部は狭い。	○	○	○	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・奥壁穴閉塞処置の検討 ・開口部閉塞処置の検討		
服部川 93 号墳 (図 3-11⑧、 図 3-12⑥)	大字服部川 872-2	山林	21.0	5.9	右片袖	9.0	6 世紀 後葉	径 21mの円墳。墳丘、石室ともに大きく、中～大規模の右片袖式石室である。玄室平面形態は方形で、石室の造りは精緻である。	墳丘を取り巻くように石垣がある。開口部に大きな樹木がある。	◎	○	○	×	・開口部をはじめとするの樹木の整理伐等の検討 ・整備時墳丘の石垣の処置の検討			
服部川 98 号墳 (図 3-10⑤)	大字服部川 795	山林	13.0	3.7	右片袖 か	6.0 前後	6 世紀 後葉	径 13mの円墳。	墳丘は南西側を中心に削平を受け、石室石材は抜取られている。奥壁と側壁の石材の一部は残存している。	×	×	－	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
服部川 100 号墳	大字服部川 1040-6	畑	16.5	5.2	右片袖	6.1	6 世紀 後葉	径 16.5mの円墳。中～大規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	墳丘の西側の一部は削平されている。石室石材の一部は露出し、天井石材や奥壁等が欠失している。	○	△	△	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討 ・墳丘南側盛土流出保護処置の検討	・天井穴等閉塞処置の検討 ・開口部閉塞処置の検討		
	大字服部川 1040-7	畑															
	大字服部川 1198	山林															
	里道㊿	道路敷															
服部川 101 号墳	大字服部川 1040-9	畑	12.0	2.8	右片袖	5.4	6 世紀 後葉	径 12.0mの円墳。中規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	墳丘周囲は削平されている。開口部は狭い。	○	○	－	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・開口部閉塞処置の検討		
	大字服部川 1199-1	山林															
	里道㊿	道路敷															
服部川 102 号墳	大字服部川 1199-1	山林	18.0	4.5	右片袖	10.8	6 世紀 後葉	径 18mの円墳。墳丘・石室ともに大きく、大規模な右片袖式石室で、玄室平面形態は方形である。石室の造りは非常に精緻である。	墳丘周囲の一部は削平されている。天井石の一部は露出している。墳丘の上に植木がある。	○	○	○	×				
	大字服部川 1200	山林															
服部川 103 号墳 (図 3-8⑧)	大字服部川 1199-1	山林	18.0	4.7	右片袖	9.0	6 世紀 後葉	径 18mの円墳。中～大規模な右片袖式石室で、玄室平面形態は方形である。石室の造りは非常に精緻である。	墳丘の周囲の一部は削平している。天井石の一部は露出している。墳丘の上に植木がある。現在石室内は納屋として利用されている。	○	○	○	×				
	大字服部川 1200	山林															
	大字服部川 1201	畑															

古墳名 (図版番号)	所在地	地目	墳丘規模		石室 形式	石室長 (m)	時期	本質的価値等の特徴	保存上の課題 (優先的に検討・対処すべき課題は※印)					墳丘	石室	関係団体による 調査・普及啓発活動	古墳 名板
			墳丘径 (m)	墳丘高 (m)					古墳の現状	墳丘の 保存 状態	石室の 保存 状態	工作物 等	墳丘上 樹木				
服部川 104 号墳	大字服部川 1200	山林	20.7	4.0	不明	不明	6 世紀 後葉	径 20.7mの円墳。石室は未開口のため不明だが、墳丘は大きい。	墳丘の北から西を中心に一部が削平されている。天井石は露出している。石垣内に羨道の石とみられる石が露出している。	○	－	△	×				
	大字服部川 1201	畑															
	大字服部川 1202	畑															
	大字服部川 1203	山林															
服部川 105 号墳	服部川 9 丁目 11	畑	20.0	3.8	不明	不明	6 世紀 後葉	径 20mの円墳。未開口だが墳丘は大きい。	墳丘西から南の一部が削平されている。南側に天井石の一部が露出している。石室は未開口のため不明だが、墳丘は大きい。	○	－	○	△	・墳丘上樹木に対する整理伐等の検討 ・墳丘盛土流出保護処置の検討			
服部川 106 号墳	大字服部川 693-54	畑	16.0	4.6	不明	不明	6 世紀 後葉	径 16mの円墳。未開口のため築造当時の状況が保たれている可能性がある。	墳丘の西側の一部は削平されている。墳頂部に天井石と側石とみられる石と落ち込みがある。石室は未開口のため不明だが、墳丘は概して良好である。	○	－	○	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	大字服部川 693-55	畑															
	大字服部川 693-57	畑															
服部川 107 号墳	大字服部川 693-55	畑	18.0	5.3	不明	不明	6 世紀 後葉	径 18mの円墳。未開口のため築造当時の状況が保たれている可能性がある。	石材等は地表面では確認できない。石室は未開口のため不明だが、墳丘は概して良好である。	○	－	△	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	大字服部川 693-56	畑															
服部川 110 号墳	大字服部川 693-32	畑	14.0	6.3	右片袖	5.3	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。中規模な右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	石室や羨道南半の一部は削平されている。天井石等は露出している。石室石材の一部は露出している。奥壁石材の一部が欠失している。墳丘は概して良好である。	○	△	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・奥壁穴閉塞処置の検討		
	里道⑫	道路敷															
服部川 111 号墳	大字服部川 693-32	畑	12.0	3.1	右片袖	5.6	6 世紀 後葉	径 12mの円墳。中～大規模な右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	石室や羨道南半の一部が削平されている。天井石の 1 石が消失している。墳丘裾北側他削平されている。	○	△	○	×	・墳丘上樹木に対する整理伐等の検討	・石室補強処置の検討		
	大字服部川 934-1	畑															
	里道⑪	道路敷															
服部川 113 号墳	大字服部川 934-1	畑	17.0	5.0	右片袖	5.6	6 世紀 後葉	径 17mの円墳。中～大規模な右片袖式石室。墳丘大きい。玄室平面形態は長方形である。	墳丘北側から西側の一部は削平されている。天井石等は露出している。開口部は狭い。墳丘は概して良好である。	○	○	－	△		・開口部閉塞処置の検討		
	大字服部川 935	山林															
	里道⑫	道路敷															
服部川 114 号墳 (図 3-10⑥)	大字服部川 934-1	畑	11.0	4.3	不明	不明	6 世紀 後葉	径 11mの円墳。	東西方向に延びる踏み分け道を中心に削平されている。山麓高所に立地している。石室部分の側壁の一部かとみられる石材が残存している。	×	×	－	×				
	大字服部川 935	山林															
	里道⑫	道路敷															
服部川 115 号墳 (図 3-10⑦)	大字服部川 934-1	畑	15.0	6.5	不明	不明	6 世紀 後葉	径 15mの円墳。	踏み分け道を中心に削平されている。山麓高所に立地している。左側壁及び羨道の一部の石材が残存している。	×	×	－	○				
	大字服部川 935	山林															
	里道⑫	道路敷															
服部川 116 号墳 (図 3-7⑧、 図 3-8⑤)	大字服部川 693-32	畑	20.0	5.6	両袖	11.6	6 世紀 後葉	径 20mの円墳。高安千塚古墳群の墳丘の中でも大きく、非常に良好である。服部川 117 号墳と同一墳丘であることも特筆される。大型の両袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	墳丘・石室とも良好に遺存している。天井石等の一部は露出している。	◎	○	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	大字服部川 693-33	畑															
	大字服部川 934-1	山林															
	里道⑪	道路敷															
服部川 117 号墳	大字服部川 693-32	畑	116 号 と同一 墳丘	5.6	不明	不明	6 世紀 後葉	径 20mの円墳。服部川 116 号墳と同一墳丘で、おそらくは服部川 117 号墳に付随する石室である。石室内部は入れず不明である。	天井石等の一部は露出している。	◎	－	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・開口部閉塞処置の検討		
	大字服部川 693-33	畑															
	大字服部川 934-1	山林															
	里道⑪	道路敷															
服部川 118 号墳	大字服部川 934-1	山林	12.0	6.5	不明	不明	6 世紀 後葉	径 12mの円墳。未開口のため築造当時の状況が保たれている可能性がある。	石材の一部は露出している。山麓高所に立地している。石室は未開口である。墳丘は概して良好である。	○	－	－	○				
	里道⑫	道路敷															

古墳名 (図版番号)	所在地	地目	墳丘規模		石室 形式	石室長 (m)	時期	本質的価値等の特徴	古墳の現状	保存上の課題 (優先的に検討・対処すべき課題は※印)				墳丘	石室	関係団体による 調査・普及啓発活動	古墳 名板
			墳丘径 (m)	墳丘高 (m)						墳丘の 保存 状態	石室の 保存 状態	工作物 等	墳丘上 樹木				
服部川 119 号墳	大字服部川 693-33	畑	13.0	4.1	右片袖	5.8	6 世紀 後葉	径 13mの円墳。小規模の右片袖式石室で、玄室平面形態は縦長の長方形である。	墳丘上半や羨道南半の一部が削平されている。石室に流入土がある。玄室天井石等や側壁上方の石材欠失している。石材やや小さく石組みがやや弱い。	△	△	○	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・石室補強処置の検討		
	大字服部川 693-41	畑															
	里道⑨	道路敷															
服部川 120 号墳 (図 3-9⑧)	大字服部川 693-33	畑	14.0	4.8	右片袖	6.6	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。中規模の右片袖式石室で、服部川支群でもやや古い方形の玄室形態(B類)石室である。	墳丘北西側の一部が削平されている。天井石等の一部は露出している。開口部は狭い。側壁の一部は欠失している。墳丘は概して良好である。	○	△	○	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・開口部閉塞処置の検討 ・石室補強処置の検討		
	大字服部川 693-41	畑															
	大字服部川 934-1	山林															
	里道⑨	道路敷															
	里道⑪	道路敷															
服部川 121 号墳	大字服部川 934-1	山林	20.0	7.4	右片袖	7.4	6 世紀 後葉	径 20mの円墳。高安千塚古墳群の墳丘の中でも大きく、非常に良好である。同一墳丘内に服部川 122 号墳があることも特筆される。中～大規模な右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	墳丘・石室とも良好に遺存している。天井石等は露出している。玄室奥側天井石欠失している。羨道南半は埋没している。開口部は狭い。	◎	○	—	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討	・奥壁から天井の穴や開口部閉塞処置の検討		
服部川 122 号墳	大字服部川 934-1	山林	121 号と同一墳丘	7.4	不明	不明	6 世紀 後葉	径 20mの円墳。服部川 121 号墳と同一墳丘の石室である。	天井石等は露出している。石室は未開口である。	◎	—	—	×	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
服部川 123 号墳	大字服部川 934-1	山林	14.0	5.8	不明	不明	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。未開口のため築造当時の状況が保たれている可能性がある。	墳丘南西側はやや削平されている。石室石材の一部は露出している。未開口である。	○	—	—	×	・墳丘上樹木に対する整理伐等の検討			
服部川 124 号墳	大字服部川 693-41	畑	12.0	5.5	不明	不明	6 世紀 後葉	径 12mの円墳。未開口のため築造当時の状況が保たれている可能性がある。	墳丘の北と南はやや削平されている。石室石材の一部は露出している。未開口である。	○	—	—	△	・墳丘上樹木に対する整理伐等の検討			
	大字服部川 934-1	山林															
	里道⑪	道路敷															
服部川 125 号墳 (図 3-10⑧)	大字服部川 872-1	山林	16.0	5.2	不明	不明	6 世紀 後葉	径 16mの円墳。石室石材が抜き取られ、墳丘は削平されている可能性あり。服部川 93 号墳に近接し、関連性がうかがえる。	石室石材の抜き取り痕かとみられる凹みがある。石材は散乱している。	×	×	○	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討			
	大字服部川 872-2	山林															
服部川 127 号墳	大字服部川 693-15	畑	16.2	3.4	右片袖	7.6	6 世紀 後葉	径 16.2mの円墳。中～大規模な右片袖式石室で、玄室平面形態は長方形である。	天井石等は露出している。墳丘東と周囲の一部は削平されている。開口部は埋没している。天井部に穴がある。	○	△	○	△		・天井穴部の閉塞処置の検討		
	大字服部川 693-16	畑															
服部川 135 号墳	大字服部川 693-53	畑	13.0	不明	不明	不明	不明	径 13mの円墳。未開口のため築造当時の状況が保たれている可能性がある。	未開口だが、墳丘の状態良好である。	○	—	○	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討		・平成 28 年度のレーザー測量により確認	
	大字服部川 693-54	畑															
	大字服部川 693-72	畑															
	大字服部川 870-3	山林															
	里道④	道路敷															
服部川 136 号墳	大字服部川 870-3	山林	15.0	不明	不明	不明	不明	径 15mの円墳。未開口のため築造当時の状況が保たれている可能性がある。	未開口だが、墳丘の状態良好である。	○	—	—	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討		・平成 28 年度のレーザー測量により確認	
服部川 137 号墳	大字服部川 693-51	畑	13.0	不明	不明	不明	不明	径 13mの円墳。未開口のため築造当時の状況が保たれている可能性がある。	未開口だが、墳丘の状態良好である。	○	—	○	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討		・平成 28 年度のレーザー測量により確認	
	大字服部川 693-52	畑															
服部川 139 号墳	大字服部川 1040-8	畑	10.0	不明	不明	不明	不明	径 10mの円墳。未開口のため築造当時の状況が保たれている可能性がある。	未開口だが、墳丘の状態良好である。	○	—	△	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討		・平成 28 年度のレーザー測量により確認	
	大字服部川 1040-9	畑															
	大字服部川 1198	山林															
	大字服部川 1199-1	山林															
	里道⑮	道路敷															
服部川 140 号墳	大字服部川 1040-8	畑	12.0	不明	不明	不明	不明	径 12mの円墳。未開口のため築造当時の状況が保たれている可能性がある。	未開口だが、墳丘の状態良好である。	○	—	△	△	・墳丘上樹木・枯木に対する整理伐等の検討		・平成 28 年度のレーザー測量により確認	
	大字服部川 1198	山林															
	里道⑮	道路敷															

第2節 大窪・山畑支群

(1) 支群の概要

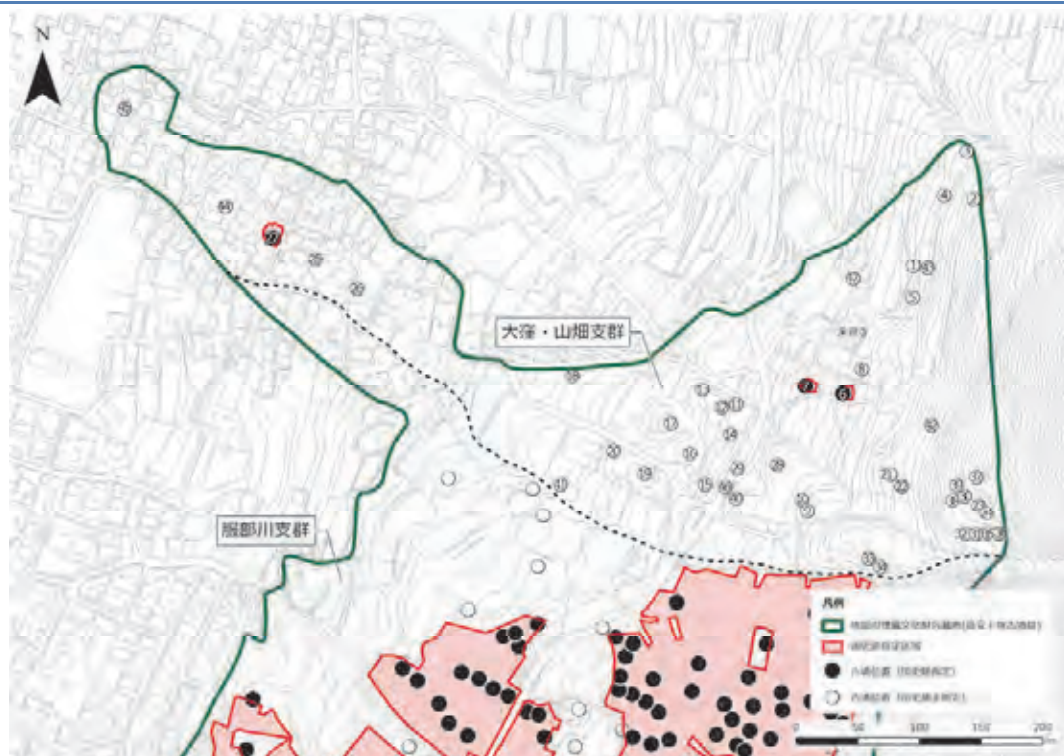


図 3-13 大窪・山畑支群 古墳分布図



図 3-14 大窪・山畑支群 航空写真（平成 28 年 1 月撮影）

大窪・山畑支群は、谷筋を流れる北の片石谷と南の服部川にはさまれた支群である。標高120～134mの北西方向に延びる尾根上に立地し、眺望に優れている。

支群の約 11.4 万 m²の範囲に 50 基の古墳を確認している。服部川支群と同様に、植木畑を中心とした畑や山林に古墳が分布する。また、来迎寺境内の



図 3-15 大窪・山畑 6 号墳からの眺望（東から）

墓地の中に、6 世紀前半の大窪・山畑 6 号墳、6 世紀中葉の 8 号墳、6 世紀末の 7 号墳と支群の造墓期間を通じた代々の古墳が残されている。墓地南側の樹林の中にも古墳が分布しており、墓地になる前は、こうした樹林の中にあった古墳であったと考えられる。また、山麓部の急斜面地の山林にも一部古墳が分布する。

さらに、支群西端の服部川下流域にかけての住宅地内に大窪・山畑 27 号墳（しゅんとくまる俊徳丸鏡塚古墳）を含む 4 基の古墳が点在しており、古墳時代は多数の古墳が分布していたと考えられ、支群の範囲を検討する上でも重要である。

（２）史跡指定地の状況

史跡指定は、計 3 基の古墳で、指定面積は 334.4 m²である。支群内で指定された古墳の概要は表 3-2 のとおりとなる。

指定のうち 2 基が来迎寺境内の古墳で、そのうち大窪・山畑 6 号墳と 7 号墳の 2 基の古墳が史跡である。7 号墳は、墓地に入る通路になっており、羨道のみが残る特徴的な形状から「ぬけづか抜塚」とも呼ばれ、高安千塚古墳群を代表する大型横穴式石室の一つとして紹介されてきた。また、8 号墳については市指定史跡である。

そして、もう 1 基の支群西端に位置する大窪・山畑 27 号墳は「俊徳丸鏡塚古墳」とも呼ばれ、浄瑠璃や歌舞伎で有名な俊徳丸の墓という伝説から、有名な歌舞伎役者が寄進した手水鉢等の石造物が残されるなど、古くから著名な古墳である。

大窪・山畑 6 号墳は、石室が崩落の危険性が高いため、平成 19 年度に開口部を封入し、見学不可としている。7 号墳は市指定史跡の 8 号墳とともに、古墳群の普及冊子に紹介し、来迎寺の境内に説明板を設置し、活用を図っている。27 号墳については、古くから知られていたことから、見学者も多く、説明板を設置して活用している。

大窪・山畑支群では、計 50 基中 3 基の史跡指定にとどまっており、今後、支群の状況把握に努め、追加指定を検討する必要がある。



①来迎寺境内の墓地内の大窪・山畑 6 号墳



②来迎寺境内の墓地内の大窪・山畑 7 号墳（抜塚）



③来迎寺境内の史跡説明板



④俊徳丸ゆかりの大窪・山畑 27 号墳（俊徳丸鏡塚古墳）



⑤住宅に隣接する大窪・山畑 27 号墳（俊徳丸鏡塚古墳）

図 3-16 大窪・山畑支群の主な古墳

表 3-2 大窪・山畑支群 史跡指定地の古墳

凡例				
<墳丘の保存状態>			<工作物等>	
非常に良好	◎	墳丘にほとんど削平・崩落等がみられず、良好な保存状態である。	ない	— 工作物等がない。
良好	○	墳丘の一部に削平・崩落等があるものの、全体に良好な保存状態である。	あり	○ 石垣がある。
やや良好	△	墳丘の盛土が流出し、石室が露出している。	放置された工作物等	△ 利用されていない工作物等（石垣を除く）がある。
半壊	×	墳丘が、1/2 以上は壊れている。	利用されている工作物等	▲ 簡易焼却施設や小屋など利用されている工作物等（石垣を除く）がある。
<石室の保存状態>			<樹木> ※樹木調査成果をもとに下記の判断基準に、個別古墳の状況を加味して判断した。	
非常に良好	◎	石室の石組みに崩落や弱い部分等がみられず、良好な保存状態である。	支障なし	○ 現時点では、概ね古墳に影響がないと判断される。
良好	○	石室の石組みの一部に崩落や弱い部分等があるものの、全体に良好な保存状態である。	注意	△ 古墳に影響がない程度だが、将来「危険」になる可能性がある。 ・幹周り 50～100 cm以上の高木性樹木があり、かつ石室の上にあり、将来的に大木化で自重による石室圧迫の恐れがあるもの。 ・幹周り 50～100 cmの深根性樹木があり、かつ石室の上にあり、将来的に根の侵入で石室破壊の恐れがあるもの。 ・幹周り 50 cm未満の枯木があり、将来的に倒木や腐食による墳丘の流出の恐れがあるもの。
やや良好	△	石室の石組みの半分程度に崩落や弱い部分等がみられ、見学にすぐに処置は必要ないが、今後必要である。		
半壊	×	石室の石組みの大半が弱い、あるいは一部でも石室に入るには危険であり、早急に処置が必要である。	危険	× 古墳に影響が出る可能性がある。 ・幹周り 100 cm以上の樹木があり、かつ石室の上にあり、大木化で自重による石室圧迫の恐れがあるもの。 ・土壌厚 50 cm以下でなおかつ石室の上にあり根の侵入で石室破壊の恐れがあるもの。 ・幹周り 50 cm以上の枯木があり、倒木や腐食による墳丘の流出の恐れがあるもの。 ・樹木や地被植物が無いことで墳丘上の土壌の流出の恐れがあるもの。
未開口	—	石室は未開口であり、内部を確認することはできない。		

古墳名 (図版番号)	所在地	地目	墳丘規模		石室形式	石室長 (m)	時期	本質的価値等の特徴	古墳の現状					保存上の課題 (優先的に検討・対処すべき課題は※印)		関係団体による 調査・普及啓発活動	古墳名板
			墳丘径 (m)	墳丘高 (m)										墳丘	石室		
大窪・山畑 6 号墳 (図 3-15、 図 3-16①)	大字大窪 34-1	山林	22.0	4.4	右片袖	7.3	6 世紀 前半	径 22mの円墳。右片袖式の中規模の石室である。高安千塚古墳群でも最古の石室の一つである。	墳丘は北から東はブロック塀があり、西と南は石垣がある。石室は石材が小さく、石室が土圧で傾いている。天井部石材も一部欠失して穴があり、崩落の危険性があるため、平成 19 年度に土嚢で石室開口部を封入している。	×	×	△	○	※土嚢で穴を塞いだ墳頂部の保存処置	※石室崩落保存処置	・八尾市教育委員会が平成 19 年度に測量・実測調査	
大窪・山畑 7 号墳 (抜塚) (図 3-16②)	大字大窪 34-1	山林	30.0 (推定)	6.0 (推定)	右片袖	14 (推定)	6 世紀 末～ 7 世紀 初め	径 30mの円墳。羨道のみ遺存している。巨石を使用しており、本来の玄室の大きさは、高安千塚古墳群の片袖式石室の中でも最大級と推定される。	墳丘の北と東にブロック塀があり、西と南に石垣がある。南東側と北西側に墳丘土流出のため、市教委により土嚢積みとブルーシートで養生している。石室は比較的良好だが、墳丘盛土流出による雨水の浸み出しがある。	×	○	△	○	※表土流出保護処置		・八尾市教育委員会が平成 19 年度に測量・実測調査 ・平成 19 年度から普及冊子に見学できる古墳として紹介 ・八尾市教育委員会のボランティア活動にて土嚢積みとブルーシートで養生	○
大窪・山畑 27 号墳 (俊徳丸鏡塚古墳) (図 3-16④・ ⑤)	大字大窪 1175-36	宅地	15.0	4.7	右片袖	7	6 世紀 後葉	径 15mの円墳。中規模の右片袖式石室である。「俊徳丸」伝承地であり、歌舞伎役者寄進の石造物がある。文学史跡としても重要である。	墳丘周囲は削平されており、また石垣がある。墳丘北東部に石段あり。石室開口部付近と南東隅に石造物あり。墳頂部の一部が陥没している。石室内に石塔あり。石室は雨水の浸み込みが著しく、墳頂部の陥没状態から天井石付近の盛土が流出している可能性がある。	○	△	△	○	※墳頂部陥没部分及び石室崩落部分保護処置（石室立入禁止の表示）		・八尾市教育委員会が平成 13 年度に測量調査 ・平成 19 年度から普及冊子に見学できる古墳として紹介 ・八尾市教育委員会のボランティア活動にて清掃や草刈りを実施	○

第3節 郡川北支群

(1) 支群の概要

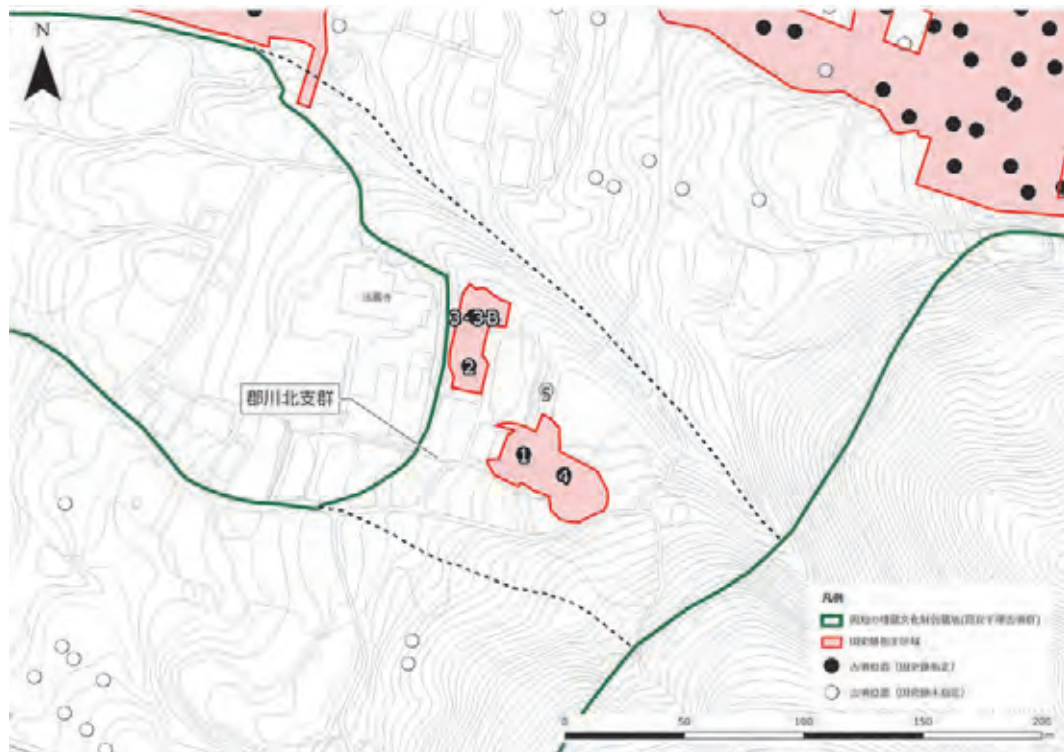


図 3-17 郡川北支群 古墳分布図

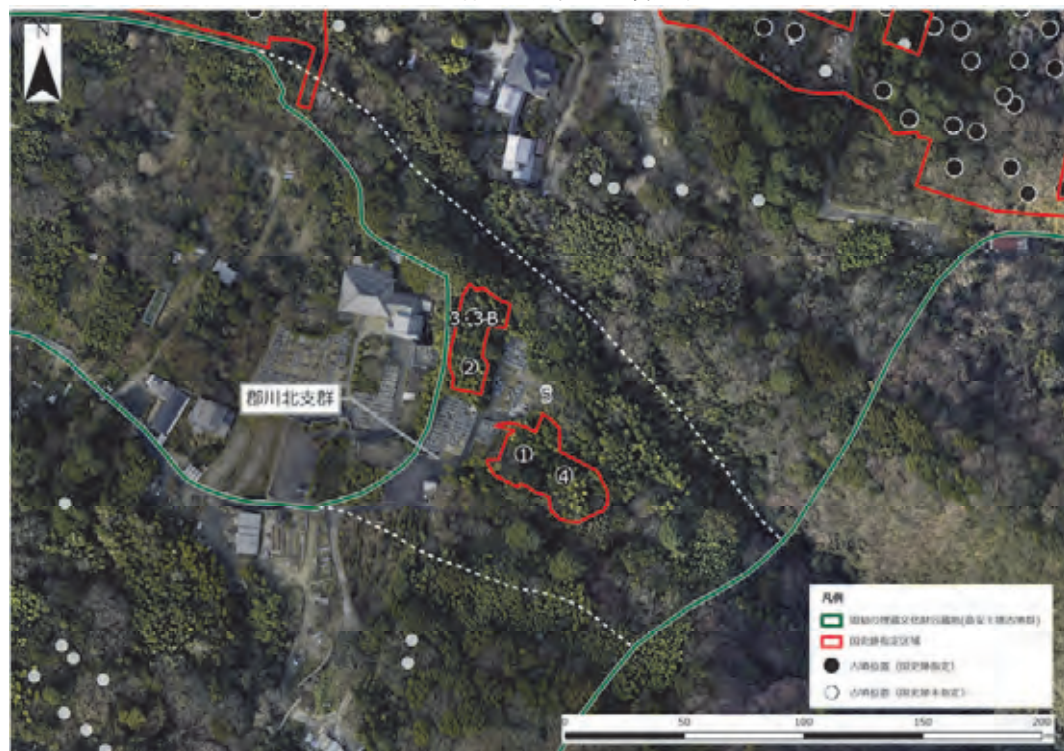


図 3-18 郡川北支群 航空写真（平成 28 年 1 月撮影）

郡川北支群は、松尾谷の南側の開析扇状地（段丘状）に位置する。法蔵寺境内を中心とし、約 1.8 万 m²の範囲に松尾谷に面した北西方向に延びる尾根上にまとまった現状 6 基の古墳で構成される小支群である。支群は山腹のやや高所に立地し、西側に大阪平野を一望することができる。

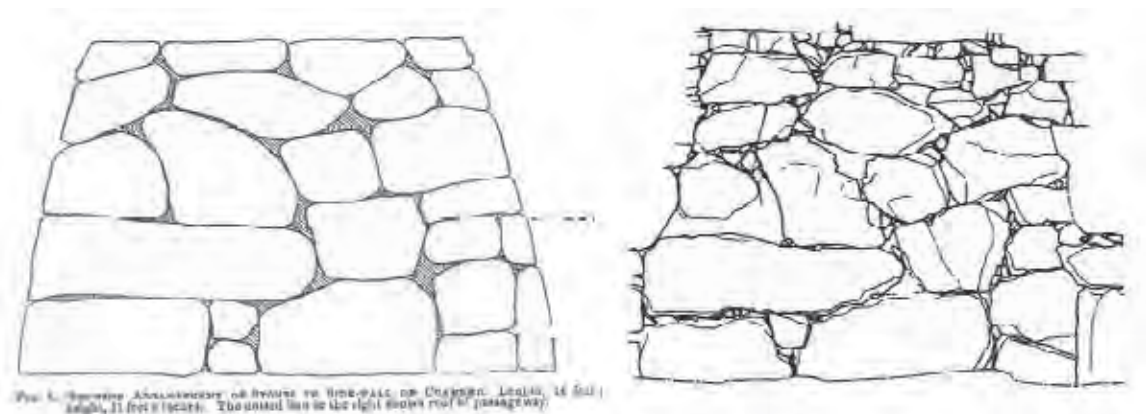
境内東側の墓地とその周囲の樹林地にある郡川 1 号墳、2 号墳、3 号墳、3-B 号墳、4 号墳の計 5 基が史跡指定の古墳である。郡川 1 号墳は、「開山塚古墳」とも呼ばれ、6 世紀中葉に造られた高安千塚古墳群最大級の石室である。その後、6 世紀後半に 3 号墳と 2 号墳、次いで 7 世紀前半には 3 号墳の墳丘裾に 3-B 号墳が造られるなど、代々にわたる時期の古墳がみられる。

法蔵寺境内にある古墳（洞穴状に 7 基の古墳が描かれている）として、江戸時代（享和元年：1801 年）の『河内名所図会』に紹介され、さらに明治時代にモースが現地調査し、詳細な実測図を残した著名な支群である。

（２）史跡指定地の状況

指定面積は 1,819.83 m²である。支群内で指定された古墳の概要は表 3-3 のとおりとなる。支群を構成する 6 基の古墳のうち、法蔵寺境内にある寺院建物や墓地等以外で現状保存の可能な範囲にある 5 基を史跡指定している。

活用については、見学可能な郡川 1 号墳（開山塚古墳）を、高安千塚古墳群の普及冊子に紹介し、古墳の入口には史跡指定の標柱を設置している。また、法蔵寺の山門横には郡川北支群についての説明板を設置している。



出典：EDWARD S. MORSE 1880 DOLMENS IN JAPAN THE POPULAR SCIENCE MONTHLY vol. XVI (佐野隆弥・田中一廣訳・校註 1991 E・S・モース「日本におけるドルメン」『花園史学』第12号)

図 3-19 モースが描いた開山塚古墳の左側壁のスケッチ（左）と実測図（右）



①郡川1号墳（開山塚古墳）



②郡川2号墳



③郡川3号墳



④郡川4号墳（石塔の背面の樹林が古墳）



⑤郡川北支群 史跡説明板



⑥郡川1号墳 史跡指定標柱



⑦郡川1号墳の玄室



⑧郡川1号墳の左側壁

図3-20 郡川北支群の現状

表 3-3 郡川北支群 史跡指定地の古墳

凡例				
<墳丘の保存状態>			<工作物等>	
非常に良好	◎	墳丘にほとんど削平・崩落等がみられず、良好な保存状態である。	ない	－ 工作物等がない。
良好	○	墳丘一部に削平・崩落等があるものの、全体に良好な保存状態である。	あり	○ 石垣がある。
やや良好	△	墳丘の盛土が流出し、石室が露出している。	放置された工作物等	△ 利用されていない工作物等（石垣を除く）がある。
半壊	×	墳丘が、1/2 以上は壊れている。	利用されている工作物等	▲ 簡易焼却施設や小屋など利用されている工作物等（石垣を除く）がある。
<石室の保存状態>			<樹木> ※樹木調査成果をもとに下記の判断基準に、個別古墳の状況を加味して判断した。	
非常に良好	◎	石室の石組みに崩落や弱い部分等がみられず、良好な保存状態である。	支障なし	○ 現時点では、概ね古墳に影響がないと判断される。
良好	○	石室の石組みの一部に崩落や弱い部分等があるものの、全体に良好な保存状態である。	注意	△ 古墳に影響がない程度だが、将来「危険」になる可能性がある。 ・幹周り 50～100 cm以上の高木性樹木があり、かつ石室の上により、将来的に大木化で自重による石室圧迫の恐れがあるもの。 ・幹周り 50～100 cmの深根性樹木があり、かつ石室の上により、将来的に根の侵入で石室破壊の恐れがあるもの。 ・幹周り 50 cm未満の枯木があり、将来的に倒木や腐食による墳丘の流出の恐れがあるもの。
やや良好	△	石室の石組みの半分程度に崩落や弱い部分等がみられ、見学にすぐに処置は必要ないが、今後必要である。		
半壊	×	石室の石組みの大半が弱い、あるいは一部でも石室に入るには危険であり、早急に処置が必要である。	危険	× 古墳に影響が出る可能性がある。 ・幹周り 100 cm以上の樹木があり、かつ石室の上により、大木化で自重による石室圧迫の恐れがあるもの。 ・土壌厚 50 cm以下でなおかつ石室の上により根の侵入で石室破壊の恐れがあるもの。 ・幹周り 50 cm以上の枯木があり、倒木や腐食による墳丘の流出の恐れがあるもの。 ・樹木や地被植物が無いことで墳丘上の土壌の流出の恐れがあるもの。
未開口	－	石室は未開口であり、内部を確認することはできない。		

古墳名 (図版番号)	所在地	地目	墳丘規模		石室 形式	石室長 (m)	時期	本質的価値等の特徴	古墳の現状					保存上の課題 (優先的に検討・対処すべき課題は※印)		関係団体による 調査・普及啓発活動	古墳 名板
			墳丘径 (m)	墳丘高 (m)						墳丘の 保存 状態	石室の 保存 状態	工作物 等	墳丘上 樹木	墳丘	石室		
郡川 1 号墳 (開山塚古墳) (図 3-20①⑥⑦⑧)	郡川 6 丁目 1	山林	30.0	5.8	両袖	13.05	6 世紀 中葉	径 30mの円墳。高安千塚古墳群の中で最大規模の両袖式石室である。明治 12 年に米国人博物学者 E・S・モースが調査し、スケッチを残した石室として学史上も重要である。	墳頂部は、法蔵寺の開山である好山和尚の廟塔清涼塔の前にある歴代住職の墓地である。西側には石段がある。石室の状態は良好である。羨道右側壁の開口部付近が土圧により石材が押され、石材が一部崩落している。墳丘上に樹木がある。	○	○	▲	△		※羨道右側壁の開口部付近崩落処置	・八尾市教育委員会 が平成 16 年度に測 量・実測調査 ・平成 19 年度から普 及冊子に見学できる 古墳として紹介	○
郡川 2 号墳 (図 3-20②)	郡川 6 丁目 2	墓地	14.0	4.3	右片袖	7.5	6 世紀 後葉	径 14mの円墳。中規模の右片袖式石室である。発掘調査により石棺片や土器片が出土している。	墳頂部は、江戸時代からある祠(覆屋あり)がある。墳丘は北から西が削平され、道となっている。石室は良好に遺存している。墳丘上に竹などの樹木がある。開口部や石室近くにも竹あり。	○	○	▲	×	・開口部付近の竹 の整理伐の検討		・八尾市教育委員会 が昭和 58 年度に測 量・実測調査	
郡川 3 号墳 (図 3-20③)	郡川 6 丁目 1	山林	15.0	4.6	両袖	9.7	6 世紀 後葉	径 15mの円墳。中規模の両袖式石室である。発掘調査により須恵器片が出土している。	墳丘南西側にタンクあり。墳丘北から西側の一部は削平されている。西側に石垣あり。墳丘上に竹やその他の樹木がある。石室見上げ石上に大木あり。北西側の樹木は大木化している。石室は良好である。	○	○	▲	×	・樹木の整理伐の 検討 ・表土流出保護処 置の検討		・八尾市教育委員会 が昭和 58 年度に測 量・実測調査	
郡川 3-B 号墳 (図 3-20③)	郡川 6 丁目 1	山林			無袖	4.5	7 世紀 前半	郡川 3 号墳に付設して造られた無袖式石室である。木棺に伴う鉄釘や土器が出土している。	郡川 3 号墳と同一墳丘。石室は発掘調査により確認されたもので、現在は埋め戻されている。	○	○	▲	×	・樹木の整理伐の 検討 ・表土流出保護処 置の検討		・八尾市教育委員会 が昭和 58 年度に測 量・実測調査	
郡川 4 号墳 (図 3-20④)	郡川 6 丁目 1	山林	23.0	5.5～ 6.0	不明	8 前後 (推定)	6 世紀 後葉	径 23mの円墳。玄室手前から羨道は流入土により埋没している。郡川 3 号墳に次いで造られたとみられる。墳丘上に法蔵寺開山の好山和尚の廟塔といわれている清涼塔がある。	墳丘西端は、法蔵寺の開山である江戸時代につくられた好山和尚の廟塔清涼塔に伴う石垣がある。墳丘北から東側部分は、削平されており、北側には石垣がある。石室は玄室奥側付近を除いて埋没している。墳丘上に竹他の樹木がある。	○	○	▲	△	・表土流出保護処 置の検討 ・樹木整理伐等の 検討		・八尾市教育委員会 が平成 17 年度に測 量・実測調査	

第4節 郡川南支群

(1) 支群の概要

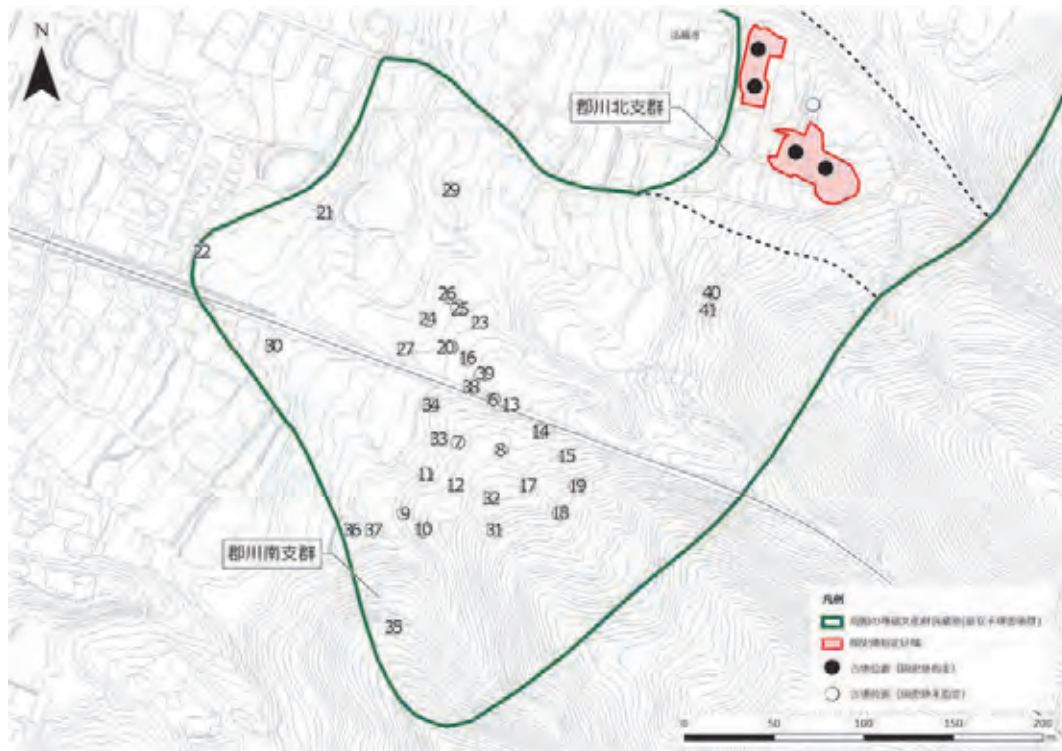


図 3-21 郡川南支群 古墳分布



図 3-22 郡川南支群航空写真（平成 28 年 1 月撮影）

郡川南支群は、郡川北支群と郡川南支群を隔てる谷筋を流れる北の南谷と南の荒川にはさまれた尾根上に、高安山麓の急傾斜面と住宅市街地の間の狭い開析扇状地の上の約 7.5 万㎡の範囲に 37 基の古墳が分布している。

支群中央部を近鉄信貴山口駅と高安山駅を結ぶ西信貴ケーブルが走り、支群が南北に分断されている。西信貴ケーブルの北側では、古墳が分布する植木畑が標高の高いところまで階段状に連なっている。西信貴ケーブルの南側は、竹林や既存木からなる樹林地と樹木畑の植木等が混在している。また、一部の古墳が、寺院境内の墓地に残っている。

高安千塚古墳群で最も早く造墓が開始された支群で、韓式系土器やミニチュア炊飯具が出土した郡川 16 号墳や、服部川支群の二室塚古墳のように、二つの石室をつなげた構造の郡川 11 号墳（交互二室塚古墳）がある。

郡川南支群は、現在未指定の支群であるが、特徴的な古墳も数多くある。これまでの分布調査を踏まえ、史跡指定に向け、墳丘及び石室の状況を把握するための測量調査等の実施が必要である。



郡川 16 号墳



郡川 35 号墳



郡川 30 号墳（墓地内の古墳）



支群の中央を抜ける西信貴ケーブル

図 3-23 郡川南支群の現状

第4章 高安千塚古墳群の現状

第1節 保存管理の現状

史跡高安千塚古墳群の保存管理を考えるため、植木畑の中に古墳が分布する服部川支群を中心とした土地利用の現状と、大窪・山畑支群及び郡川北支群の土地利用の現状について確認する。

(1) 服部川支群の土地利用

服部川支群の土地利用は、地目上は一部原野や市が管理する里道があるが、植木畑を基本とする畑や山林が大部分を占める（表 4-1）。服部川支群の一带では、戦後の農地解放によって、耕作地の確保のため、段々畑状に土地が造成され、植木畑への利用が進められた。その過程で破壊された古墳もあると考えられるが、多くが古墳を避けて造成されたようで、造成当時の面影をとどめる石積み（石垣）が残されている。

表 4-1 服部川支群 史跡指定地の土地利用状況

登記上地目	畑	山林	原野	宅地	墓地	里道(市)	合計
面積(㎡)	36,681.00	20,957.79	2,635.00	0	0	1,312.74	61,586.53



出典：アサヒ写真ブック 17「空からみた古墳」昭和 30 年 4 月

図 4-1 戦後直後の服部川支群

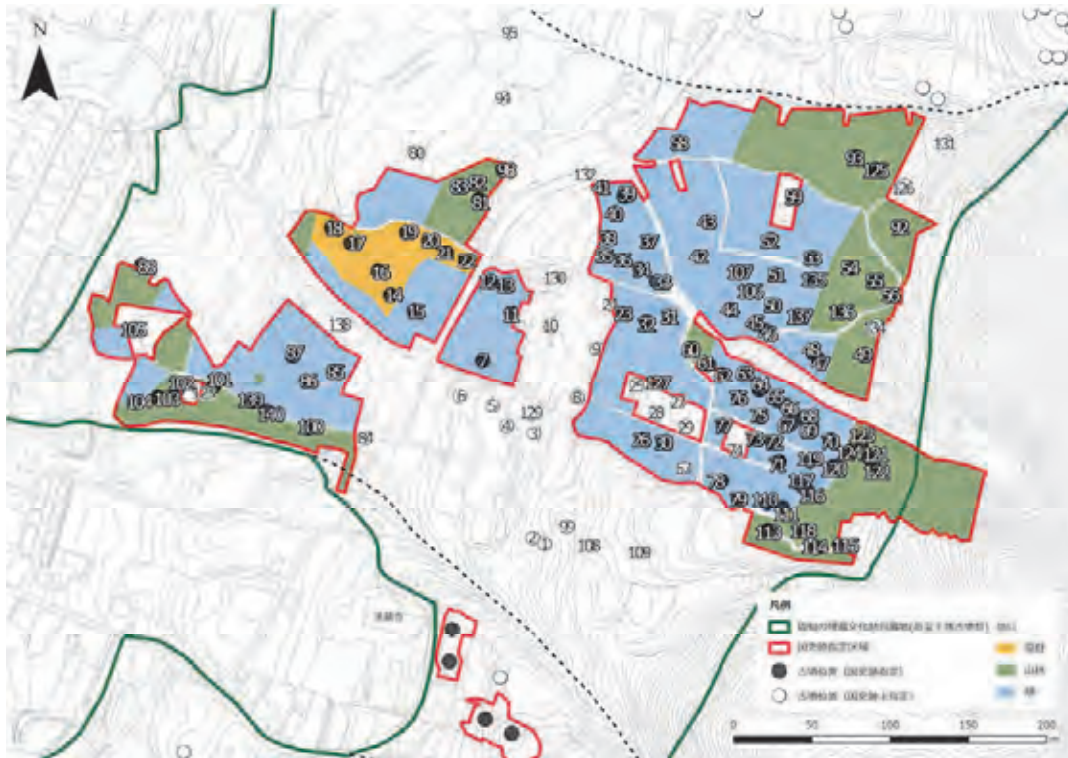


図 4-2 服部川支群 史跡指定地内の地目

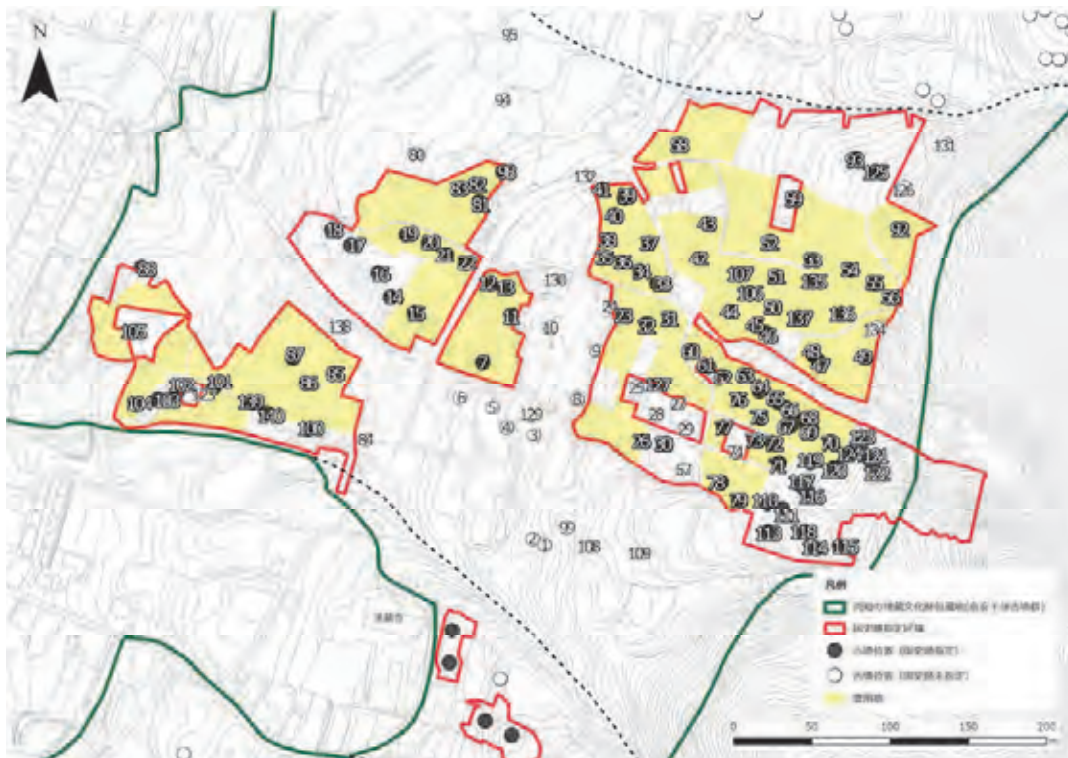


図 4-3 服部川支群の農用地指定状況

服部川支群の植生は、生駒山系に広がるサカキーコジイ群集に属している。しかし、これらの自然木だけでなく、植木畑では庭園木が多く生育されている。平成 27 年度に実施した墳丘及び周辺を中心とした樹木調査によると、サザンカやイロハモミジなどの庭園木が多く、樹種は 100 種類に及び、多種多様な樹木を確認できた（表 4-2）。これらは、昭和 30 年から 50 年代の植木業の盛行期にかけて植えられ、成長したものが大部分である（図 4-4・図 4-5）。

これら庭園木を中心とした樹木の繁茂は、大木化による石室の圧迫や倒木による墳丘の破壊、根系の侵入による石室の破壊等が、史跡の保存管理上、影響を与える可能性が高い。さらに、古墳の視認性の悪化を招いている。また庭園木が多数を占め、本来の森林植生とは異なることも、今後の植生管理の課題といえる。

その反面、樹木は、緑陰の形成や地被植物の生育、根系の発達、落ち葉の堆積などによる土壌の乾燥の防止、墳丘表面の土壌流出抑制につながっている。また、花木が多いことから、四季を通じて色とりどりの花が咲く独特の景観の形成に寄与しており、今後の活用を考える上で、これら庭園木の取扱いが課題である。

表 4-2 服部川支群の墳丘上の樹木（一部）

樹種	区分	墳丘上の 本数（本）	平均樹高 （m）	平均幹周り （m）	平均枝張り （m）
サザンカ	常緑広葉樹	766	2.9	0.21	1.7
イロハモミジ	落葉広葉樹	298	5.9	0.40	4.0
アラカシ	常緑広葉樹	199	6.3	0.54	3.7
キンモクセイ	常緑広葉樹	193	3.4	0.29	2.0
ウバメガシ	常緑広葉樹	173	6.4	0.57	4.2
シラカシ	常緑広葉樹	123	4.5	0.30	2.1
サルスベリ	落葉広葉樹	112	4.6	0.26	2.0
モッコク	常緑広葉樹	110	3.7	0.28	1.8
ネズミモチ	常緑広葉樹	97	4.0	0.26	2.4
クロガネモチ	常緑広葉樹	93	5.6	0.47	3.2
ヤブツバキ	常緑広葉樹	86	3.5	0.20	2.0
ナナミノキ	常緑広葉樹	68	8.2	0.85	5.0
ハゼノキ	落葉広葉樹	66	5.2	0.32	3.5
ソメイヨシノ	落葉広葉樹	65	6.9	0.58	4.4
ウメ	落葉広葉樹	63	3.8	0.34	2.8
コナラ	落葉広葉樹	62	8.9	1.00	6.3
スギ	常緑針葉樹	55	8.5	0.48	2.3
ヒイラギ	常緑広葉樹	55	2.5	0.14	1.0
ヤマザクラ	落葉広葉樹	53	7.3	0.76	5.6

※平成 28 年 1 月から 3 月に実施した樹木調査の結果のうち、50 本以上確認された樹種を抽出した表である。調査対象木は、服部川支群の史跡指定されている墳丘上に生育する樹木のうち、自然木は幹回り 3 cm 以上、庭園木は全木を対象とした。株立ち木は株立ち本数に限らず 1 本としている。なお、枯死木や幹回り 3 cm 未満の樹木はこの表では計上していない。

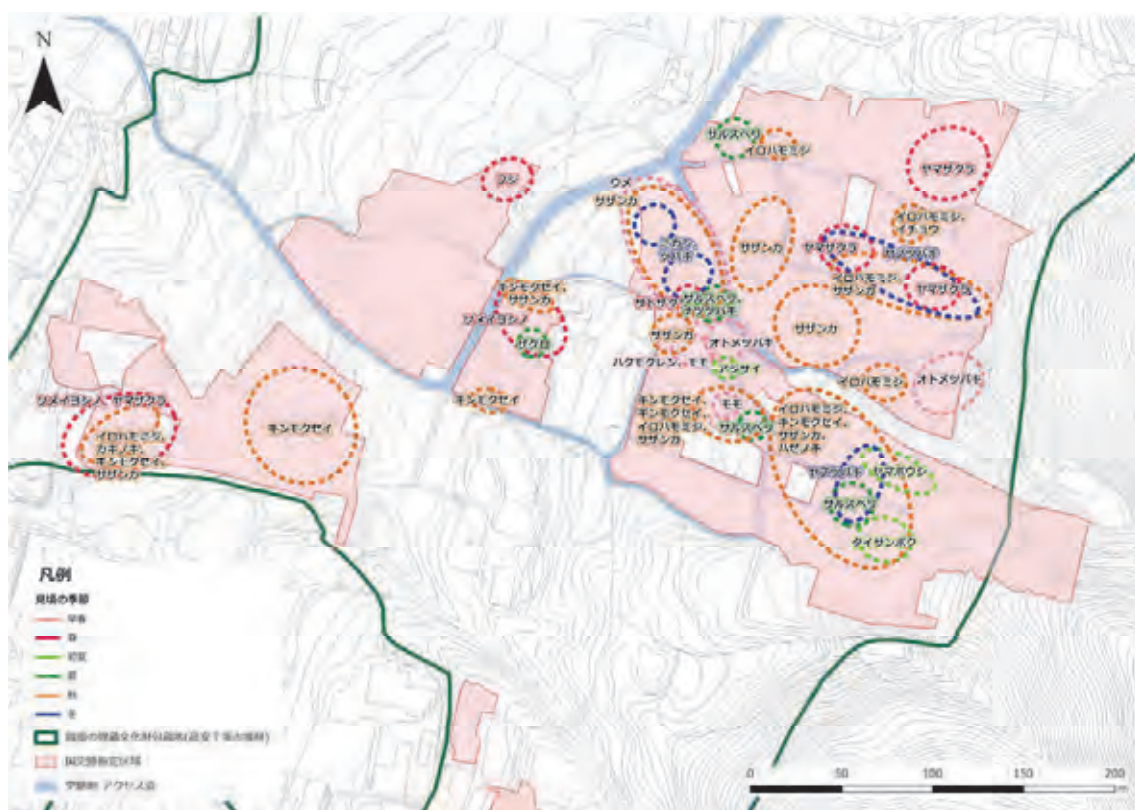


図 4-4 服部川支群に生育する花木の位置

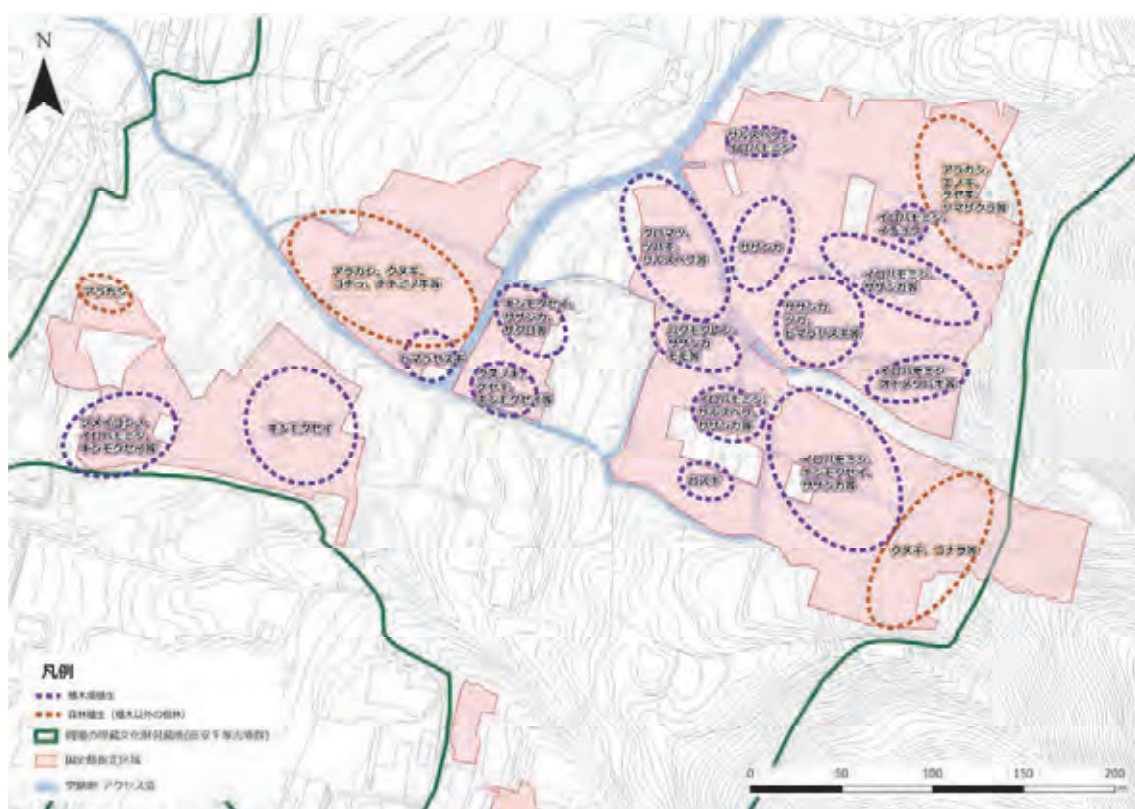


図 4-5 服部川支群の植木畑植生と森林植生の位置



管理された植木畑



サザンカの植木畑（服部川 23 号墳）



支群東側の急傾斜面の森林植生



鬱蒼とした森林

図 4-6 服部川支群の植生

（２）大窪・山畑支群の土地利用

地目上は、大窪・山畑 6 号墳及び 7 号墳は山林、大窪・山畑 27 号墳は宅地である。実際には、大窪・山畑 6 号墳及び 7 号墳の周辺は、来迎寺の墓地が造成されているが、史跡指定範囲に墓地は含まれていない。墳丘上に樹木等はなく雑草のみで、寺院により定期的な除草がなされている。

大窪・山畑 27 号墳は、周囲の住宅開発から免れた古墳がある。墳丘をクマザサや雑木などが覆い、墳丘土の流出を防いでいる。

表 4-3 大窪・山畑支群 史跡指定地の土地利用状況

登記上地目	畑	山林	原野	宅地	墓地	里道(市)	合計
面積(㎡)	0	183.15	0	151.25	0	0	334.40

(3) 郡川北支群の土地利用

江戸時代の『河内名所図会』で紹介されてきたように、古くから法蔵寺の境内になっており、地目上は墓地と山林からなる。墓地については、寺院により管理がなされているが、周辺の山林は自然林に近い植生で、コナラやクスノキ、アラカシ、スギ、クロマツ等の高木が点在する。

郡川1号墳及び4号墳は、法蔵寺を開山した好山和尚の廟塔である清涼塔^{せいりょうとう}の背後の樹林地にある。斜面に石垣をめぐらしているが、周囲の植木畑から高木や竹の侵入などがみられる。

郡川2号墳、3号墳、3-B号墳は、法蔵寺の本堂に近く、古墳の一带は竹林が多くを占め、スギの植林地が一部みられる。2号墳は、繁茂した竹で石室入口が覆われている。また3号墳は、石室上部をアラカシの大木が覆っている。

表 4-4 郡川北支群 史跡指定地の土地利用状況

登記上地目	畑	山林	原野	宅地	墓地	里道(市)	合計
面積(㎡)	0	1,404.07	0	0	415.76	0	1,819.83

第2節 活用の現状

(1) 古墳の活用

高安千塚古墳群の本質的価値を伝え、活用するための古墳名板等の設置などの整備の現状を第3章で確認した。ここでは古墳個々の活用の現状について述べる。

古墳は大半が民有地であることから、土地所有者の理解と協力のもと、高安千塚古墳群を特徴づける古墳を中心に限定的に公開している。見学は、特に石室内の安全面に支障がない古墳について、石室内部の見学の可否などの見学方法や見学時のマナー等を記し、市の高安千塚古墳群を紹介した冊子で紹介している。これら見学可能な古墳を中心に見学コースを設定しており、個人による古墳見学や古墳めぐり等で活用している。

〔見学可能な高安千塚古墳群の古墳〕（平成29年3月現在）

服部川支群：服部川7号墳、25号墳（二室塚古墳・市史跡）、42号墳、78号墳

大窪・山畑支群：大窪・山畑7号墳（拔塚古墳）、8号墳、27号墳（俊徳丸鏡塚古墳）

郡川北支群：郡川1号墳（開山塚古墳）

郡川南支群：郡川30号墳



出典：八尾の歴史遺産 国史跡高安千塚古墳群～知ろう、歩こう～ 平成28年3月

図4-7 見学可能な古墳を冊子で紹介（その1）



出典：八尾の歴史遺産 国史跡高安千塚古墳群～知ろう、歩こう～ 平成 28 年 3 月

図 4-8 見学可能な古墳を冊子で紹介（その 2）

（2）文化財施設における活用

現在、高安千塚古墳群の活用事業は、山麓部にある文化財施設の八尾市立歴史民俗資料館、八尾市立しおんじやま古墳学習館が中心に行っている。以下、主に平成 25 年度から平成 27 年度にかけて実施された活用事業は以下のとおりである。

①八尾市立歴史民俗資料館（千塚三丁目 180 番地の 1）

八尾市立歴史民俗資料館は、市内の文化財を調査、研究し、収集、保存を図るとともに、展示等を通して広く公開する施設で、本市の歴史、民俗の中心施設としての役割を担う。近鉄信貴線「服部川」駅から徒歩 8 分に位置し、高安千塚古墳群に近い。

常設展示「大和川流域と高安山-その歴史と文化-」をテーマとして、その他特別展や企画展で、高安千塚古墳群など古墳に関わる調査研究及び展示を行っている。また、高安地域の地場産業である植木・造園業や、伝統芸能である高安能などをテーマにした展示やイベント等を開催するなど、積極的な活動を行っている。（表 4-5）

また、展示だけでなく、現地見学等の支援、その他関係施設や機関との連携、関係図書の刊行を行っている。刊行物には、高安千塚古墳群の理解を深めることができるものや子ども向けの古墳学習ができるものを作成している（表 4-6 参照）。また、学校の見学の受け入れは、市内小学校を中心に年間 20 校程度を受け入れている。

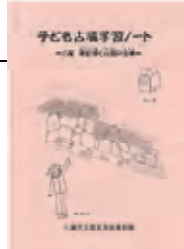
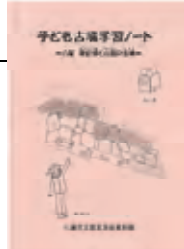
表 4-5 八尾市立歴史民俗資料館の古墳・高安地域に関する事業

項目	内容	備考
展示	大和川流域と高安山ーその歴史と文化ー」(H27/246 日・H26/253 日・H25/246 日)	常設展
	市指定文化財 森田山古墳出土品の紹介 (H27/18 日)	スポット展示
	八尾の古墳を知ろう (H27/46 日)	スポット展示
企画展	高安千塚古墳群ー岩本文ーコレクションの紹介ー (H27/61 日) : 高安千塚古墳群が国指定史跡になったことを記念し、山麓の古墳群を紹介した岩本文ー収集資料を紹介する展示。	観覧者数 1,372 名
	高安の花づくりー栽培から流通までー (H27/51 日) : 古文書資料、古写真、各季節の花の写真や花づくりの道具を通して、江戸時代から現代に至る八尾の花づくりを紹介。	観覧者数 1,495 名
ミュージアム トーク	市指定記念 森田山古墳出土品の紹介 (H27)	11 名参加
	高安千塚を歩いた人ー岩本文ー (H27)	52 名参加
	高安千塚からみつかった遺物 (H27)	15 名参加
	信貴線と高安山 (H27)	15 名参加
	高安の花づくりー歴史と背景ー (H27)	13 名参加
	高安の花づくりー栽培と流通ー (H27)	14 名参加
生涯学習	歴史ハイキング「高安千塚古墳群を歩こう！」(H27)	38 名参加
市民研究会	「八尾まち歩き研究会」①高安郡の事前学習②恩智・神宮寺村を歩く③神立・楽音寺を歩く④高安郡の学習⑤服部川・郡川を歩く⑥高野街道を歩く⑦高安千塚を歩く⑧信貴道を歩く⑨千塚・山畑・大窪を歩く⑩黒谷・垣内・教興寺を歩く⑪大竹・上代・水越を歩く (H27)	のべ 372 名

表 4-6 八尾市立歴史民俗資料館の高安千塚古墳群に関連する刊行物

刊行物名	概要
高安郡の総合的研究	調査研究報告(平成 26 年 3 月 31 日発行) 平成 21-25 年度に旧高安郡について調査研究した「歴史的環境」、「葬送と祭礼」、「村の生業」の 3 つのテーマで整理
八尾の考古学ー先人たちの軌跡をたどるー	特別展図録(平成 24 年度 10 月) 日本考古学史上著名な八尾市内の遺跡の出土品を通じて、八尾の考古学史を紹介
高安の神と仏人と信仰 歴史民俗資料館	特別展図録(平成 22 年 10 月) 玉祖神社の鎮座 1300 年を記念して、高安地域全体の宗教や信仰を紹介
八尾の渡来文化	特別展図録(平成 20 年 10 月) 古墳時代中期から後期に八尾市とその周辺で出土した集落内の土器や古墳の副葬品から河内の渡来文化を紹介
大和川流域と高安山ーその歴史と文化ー	常設展図録(平成 19 年 4 月)



刊行物名	概要
河内に眠る王たち	特別展図録（平成 17 年 10 月） 心合寺古墳史跡整備完成を記念して開催された特別展。古墳時代の王たちがどのような古墳に葬られたのか、どのようなものを所持していた人物が「王」と呼ばれていたのかを、河内の古墳から出土した副葬品を中心に紹介 
子ども古代探検 八尾 高安古墳群 —誰がどうやって造ったの？—	企画展図録（平成 15 年 4 月） 子ども向けにわかりやすく高安古墳群を紹介 
卑弥呼の時代と 八尾—河内の大 集落出現と古墳 の始まり—	特別展図録（平成 14 年 10 月） 八尾を含む中河内の弥生時代後期から古墳時代前期の遺跡や遺物を紹介し、卑弥呼とその前後の時代の社会情勢の変動や地域の特性を紹介
高安城と古代山城	特別展図録（平成 10 年 10 月） 古代の山城をテーマにした展覧会の図録。高安城跡推定地からの出土資料や福岡県大野城、岡山県鬼ノ城などを紹介
河内愛宕塚古墳 とその時代	特別展図録（平成 8 年 10 月） 大阪府指定文化財になった愛宕塚古墳出土遺物を紹介 
河内愛宕塚古墳 の研究	（平成 8 年） 愛宕塚古墳の発掘調査報告書
古代氏族とその 遺宝—W・ゴーラ ンド教授を顕彰 して—	特別展図録（平成 3 年 10 月） ゴーランドと高安古墳群に関する資料を紹介 
子ども古墳学習 ノート—八尾愛 宕塚と山麓の古 墳—	（平成 15 年 3 月） 子ども向け古墳学習の教材として、小学校高学年から中学生を対象にした、山麓部の古墳について、身近な文化財として理解を深めてもらうための学習ノート 

②八尾市立しおんじやま古墳学習館（大竹五丁目 143 番地の 2）

八尾市立しおんじやま古墳学習館は、中河内最大の史跡心合寺山古墳の西側に隣接したガイダンス施設である。心合寺山古墳の出土品を中心とした展示を通して「心合寺山古墳の時代」と復元整備された古墳とともに、高安山麓の豊かな歴史や文化財を学ぶ施設である。

心合寺山古墳に対する理解を深めるための多様な事業を実施しており、キャラクター（ハニワこうてい、はしづか君）を活用した広報活動など、新たな来館者層の開拓

に努めている（表 4-7 参照）。また、学校見学の受け入れは、市内小学校を中心に年間 15 校程度を受け入れている。

表 4-7 八尾市立しおんじやま古墳学習館 普及事業

項目	内容	備考：H25/H26/H27
古墳の活用	古墳クイズラリー	564 名/772 名/675 名
	こふんはにはに部（体験講座：H27）	158 名
	しおんじやま体験まつり（夏・秋）H25 は秋のみ	のべ 986 名/877 名 /201 名
	しおんじやま学び場（講演会）	343 名/365 名/250 名
	しおんじやま遊び場（月替わり体験メニュー）	202 名/182 名/398 名
古墳の活用	ハニワこうていの古墳案内ツアー（H26：2 回 /H25：7 回）	34 名/110 名
	おそうじボランティア（毎月 1 回）	34 名/50 名/54 名
	しおんじやまミーティング	8 名/8 名/11 名
	コフン de クラフト部（大人のための体験講座）	30 名
	大阪巨大古墳体験ツアー	63 名/16 名/27 名
展示	トピック展示：八尾古墳大図鑑（「高安山麓の古墳・妖怪・伝説を探検しよう～箸塚伝説編～」 、「すごいぞ！やおのハニワ」など）	

（３）その他の活用

①自然環境の活用

○環境アニメイティッドやお

高安山を対象とした山麓部の自然環境の活用として、「環境パートナーシップ協議会 環境アニメイティッドやお」が活動が続けている。環境をテーマとして高安山の歴史や古墳に関する取り組みを行っている（表 4-8 参照）。

表 4-8 環境アニメイティッドやおの高安山に関連する普及活動

活用項目	内容	備考
高安の森 自然楽校	高安山の自然環境を守るため、高安山の森林を整備するなど、若い世代が自然と触れ合う機会の創出	27 年度・26 年度：高安山のツル採取とリース作り（21 名・33 名）／高安山のツル採取とカゴ作り（22 名・20 名）、26 年度：高安山の自然観察・環境講座（25 名）
八尾のふるさと 歴史楽校	高安山麓の歴史に関するハイキング等の実施	27 年度・26 年度：伝承在原業平平河通いの道（54 名・48 名）／高安千塚古墳群を歩く（53 名）

活用項目	内容	備考
高安山自然再生 定期活動	高安山のため池に生息するニッポンバラタナゴを保全するため、水環境の健全化や森林整備の実施	27年度：郡川上流部森林整備 環境教育 エコツアー（11回 266名・12回 142名）

②地域資源の活用

山麓部の観光の充実のため、一般社団法人八尾市観光協会とNPO法人八尾市観光ボランティアガイドの会が、地域資源（観光資源）の一つとして史跡心合寺山古墳など古墳に関連する活動を行っており、高安千塚古墳群の紹介等も進めている。

○一般社団法人 八尾市観光協会

一般社団法人八尾市観光協会は、近鉄八尾駅の観光案内所を活動拠点として、市内の活性化につながる地域文化の振興等や活力あるまちの形成を目指し、情報発信を中心とした事業を実施している。観光おすすめモデルコースの中で、「古墳巡り 心合寺山古墳周辺コース」や「古墳巡り 高安古墳群コース」を設定している。

「古墳巡り 高安古墳群コース」の例：所要時間と距離：約 75 分 約 6.0km

近鉄「服部川」駅→俊徳丸鏡塚古墳（大窪・山畑 27 号墳）→抜塚（大窪・山畑 7 号墳 他 8 号墳）→二室塚古墳（服部川 25 号墳 他 7 号墳）→開山塚古墳 郡川 1 号墳 他郡川 2～4 号墳→黒谷 1 号墳（郡川 30 号墳）→近鉄「信貴山口」駅

○NPO法人 八尾市観光ボランティアガイドの会

NPO法人八尾市観光ボランティアガイドの会は、八尾の魅力を全国に発信するため、各種団体などが主催する観光案内のサポートや、八尾のオリジナル観光マップの作成、ボランティアガイドの活動等を行うNPO法人である。

史跡心合寺山古墳を中心として、府史跡愛宕塚古墳、さらに史跡高安千塚古墳群などの高安山麓の古墳を見学するためのガイドの要望は、年々増えている。

第3節 保存活用の運営・体制の現状

史跡高安千塚古墳群における保存活用（「保存管理」、「活用」、「整備」）のため、土地所有者と史跡の管理団体である八尾市及び八尾市教育委員会のそれぞれの役割を適切に行うことが基本となる。

（１）「保存管理」の運営・体制の現状

現状、史跡指定地のほとんどが民有地であることから、土地所有者により保存管理が行われている。史跡の土地利用でも確認したように、史跡指定地内の大半を占める服部川支群の土地利用では、植木の植え替えや定期的な植栽管理を行っている畑が少なくなっている。山林でも計画的な樹林管理を行っている様子は見られなくなっている。一方、大窪・山畑支群や郡川北支群の寺院境内にある古墳については、寺院により定期的に除草等の管理が行われている。

八尾市及び八尾市教育委員会は、史跡の管理団体として、史跡の保存管理に必要な現状変更に対する助言及び指導、申請手続き及びその許可、大阪府や文化庁との調整を担っている。

史跡の現状を定期的に観察、把握し、継続的な情報の更新と迅速かつ的確な対応が必要である。そのため、適切な保存管理に向けて、土地所有者と国、大阪府、市の役割分担を図りながら相互に連携した体制を整える必要がある。

（２）「活用」・「整備」の運営・体制の現状

八尾市教育委員会では、高安千塚古墳群への市民の理解を高めるため、石室内の見学の可否の検討を行い、土地所有者の了解が得られた古墳については、古墳名板や解説板を現地に設置するなどの整備や、これら見学可能な古墳をパンフレット等で紹介している。さらに「高安千塚古墳群保全活用ボランティア」を募集、育成し、市民協働による古墳の草刈り等の保全活動に取り組んでいる。

文化財施設である八尾市立歴史民俗資料館では、高安千塚古墳群など古墳の出土品の展示等を行い、八尾市立しおんじやま古墳学習館では、古墳学習の一環として高安千塚古墳群の現地見学等を企画している。また、高安山麓の自然環境を中心とした活用を環境アニメイティッドやおが、地域資源としての活用を一般社団法人八尾市観光協会やNP0 法人八尾市観光ボランティアガイドの会が行っている。

今後、本計画に基づき、八尾市及び八尾市教育委員会と土地所有者や地域住民、関係機関等と十分な意思疎通を図りつつ、高安千塚古墳群への理解を促すとともに、保存活用の体制を整えることが必要である。

第5章 高安千塚古墳群の課題と方向性

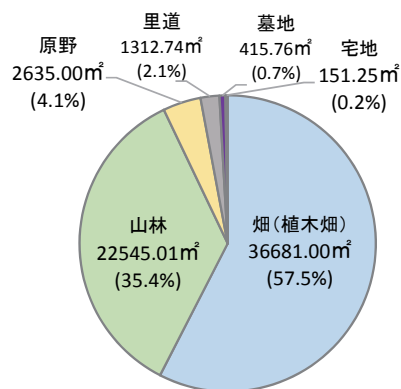
これまでの章で整理してきた高安千塚古墳群の「保存管理」と「活用」、「整備」の現状を踏まえ、高安千塚古墳群の保存活用の課題と将来に向けた方向性を示し、第6章以降でその対応策を検討する。

第1節 「保存管理」の課題と方向性

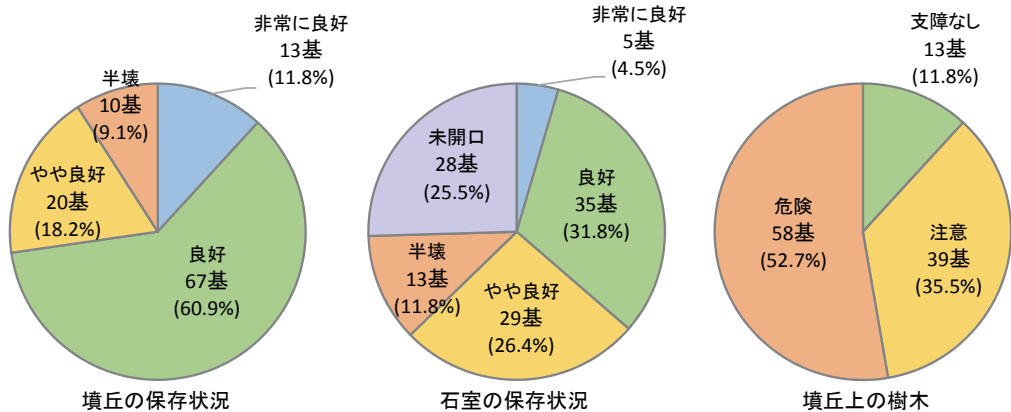
①適切な古墳の保存管理

【現状と課題】

ー土地利用の状況ー



ー古墳の保存状況ー



:平成29年3月現在

土地利用は植木畑が57.5%を占め、土地所有者による管理がなされている。史跡指定地内には、110基もの古墳があることから、墳丘及び石室の内容や保存状況、墳丘上の樹木の繁茂や巨木化等による古墳への影響、さらに本質的価値に影響を与える工作物等の取り巻く環境が多様で、これらの把握が必要である。

【方向性】

古墳群を構成する各古墳の状況を把握するため、継続的な調査・研究や適切な保存を目指した管理を行う。特に、墳丘上の樹木の適切な管理を行う。

⇒ 第6章 第2節 保存管理

②植木畑と調和した保存管理**【現状と課題】**

高安千塚古墳群の土地利用の特徴である植木畑における営農と古墳の保存の共存が必要である。植木畑の植木の取扱い等においても、現状変更の対応の検討が必要である。また、営農の状況についても把握が必要である。

【方向性】

古墳の保存と植木畑の利用が調和できるよう検討する。

⇒ 第6章 第2節 保存管理

③未指定地の古墳の保存**【現状と課題】**

市街化調整区域や農用地指定により守られてきたが、開発等も懸念されることから、高安千塚古墳群の保存のため、史跡指定地の周辺だけでなく、未指定の支群や周辺の古墳についても、その価値や内容に応じて追加指定や公有化の検討が必要である。

【方向性】

高安千塚古墳群の未指定地および周辺の古墳の保存のあり方を短期・中長期の視点をもって検討する。

⇒ 第6章 第3節・第4節 追加指定、公有化

第2節 「活用」の課題と方向性

本質的価値を伝え、継承する活用

【現状と課題】

八尾市の上位計画を踏まえ、高安千塚古墳群の本質的価値を適切に伝えるため、文化財としての活用方法の検討が必要である。さらに、山麓部の豊富な歴史資産や自然環境、郷土の歴史を学ぶことができる地域教材としての活用が必要である。

また、新たな八尾の魅力となるよう、地域資源（地域の活性化や観光等の資源）の1つとして高安千塚古墳群を発信できるような活用が求められる。

【方向性】

活用の目的を踏まえた効果的な活用方法を検討する。

⇒ 第7章 高安千塚古墳群の活用

第3節「整備」の課題と方向性

①「保存」のための整備

【現状と課題】

き損している墳丘、石室等が見られることから、高安千塚古墳群の本質的価値を保存するため、古墳の復旧及び修理の方法を検討する必要がある。さらに、古墳の保存を前提としつつ、樹木の状態を踏まえながら、古墳の景観に配慮した植生管理が必要である。また、土砂災害警戒区域に指定されていることから、土砂災害への対応が必要である。

【方向性】

古墳や植生の状態を把握した上で、保存のための適切な整備方法を検討する。周辺地域の安全確保を踏まえた古墳への土砂災害等の対策を検討する。

⇒ 第8章 第2節 「保存」のための整備

②「活用」のための整備

【現状と課題】

高安千塚古墳群を周知するための古墳名板、説明板等については、服部川支群で3基、大窪・山畑支群で2基、郡川北支群で1基設置しているが十分でない。また、将来の公有化を踏まえ、高安千塚古墳群の本質的価値を伝えるための活用で検討した方法をもとにした施設等の整備のあり方の検討が必要である。

【方向性】

活用方法に応じた施設等の整備のあり方を検討する。

⇒ 第8章 第3節 「活用」のための整備

第4節 保存活用のための運営・体制の課題と方向性

市民・地域との連携による保存活用

【現状と課題】

高安千塚古墳群の保存活用は、史跡の管理団体である八尾市が中心となって、土地所有者とともに実施しているが、今後の効果的な保存活用のためには、行政機関及び土地所有者、地域住民、関係機関等との連携強化が求められる。

【方向性】

効果的な保存活用の推進のため、行政機関及び市民、地域等が連携した保存活用の体制を整える。

⇒ 第9章 保存活用体制

第6章 高安千塚古墳群の保存管理

第1節 保存管理の方向性

史跡高安千塚古墳群の「保存管理」の現状と課題を踏まえた下記の3つの方向性をもとに、「保存管理」の具体的な方法を定める。

「保存管理」の対象は、史跡指定地の範囲が基本となるが、高安千塚古墳群を構成する各支群のなかの未指定地の範囲についても、必要に応じて検討の対象とする。

①適切な古墳の保存管理

⇒ 第2節 (1)～(4)

【方向性】

古墳群を構成する各古墳の状況を把握するため、継続的な調査・研究や、適切な保存を目指した管理を行う。特に、墳丘上の樹木の適切な管理を行う。

史跡指定地は現状維持を基本とし、史跡の保存に影響を与えるような現状変更等は原則としてできない。

土地所有者による日常的な管理以外に、墳丘の削平や表土の流出、石室の破損、樹木の管理など、保存管理の問題点を抱えていることから、史跡の管理団体である八尾市は、古墳の現状を把握し、適切な保存、管理の方法と対策を講じる。特に、古墳の保存に影響を与える墳丘上の樹木等の状態把握と継続的な樹木の植生管理が必要となる。

また、高安千塚古墳群を構成する古墳個々の価値を把握し、今後の保存管理に活かすため、調査・研究を進める。

②植木畑と調和した保存管理

⇒ 第2節 (5)

【方向性】

古墳の保存と植木畑の利用が調和できるよう検討する。

史跡指定地の57.5%が植木畑であることから、古墳の保存と植木畑の営農との調和を図らなければならない。そのため、植木畑の現状変更を含めた「取扱い基準」を定め、適切な保存・管理を進める。

③未指定地の古墳の保存

⇒ 第3節・第4節

【方向性】

高安千塚古墳群の未指定地および周辺の古墳の保存のあり方を短期・中長期の視点をもって検討する。

高安千塚古墳群全体の保全を図るため、史跡指定地とともに、古墳群を構成する4支群内の未指定地や高安千塚古墳群と密接な関係を有する古墳の保存及びその取扱いや方法を検討する。

第2節 保存管理

(1) 史跡を構成する要素

高安千塚古墳群は、史跡指定地である「史跡高安千塚古墳群」と、史跡指定地外の「周知の埋蔵文化財包蔵地」にあたる範囲で構成される。

史跡の本質的価値を次世代へと確実に伝達するため、史跡指定地を「**1. 本質的価値を構成する要素**」と、本質的価値に関連する「**2. 本質的価値を構成する要素ではないが、保存活用するために必要な要素**」、それ以外の「**3. その他の要素**」に定義、3分類し、これらを確実に把握することが必要となる。

表 6-1 高安千塚古墳群を構成する要素

高安千塚古墳群 を構成する要素	史跡指定地 (史跡高安千塚古墳群)	1. 本質的価値を構成する要素 ・古墳、古墳群が立地する地形
		2. 本質的価値を構成する要素ではないが、保存活用するために必要な要素 ・保存管理に必要なもの ・本質的価値を伝えるために必要なもの
		3. その他の要素 ・本質的価値に直接かかわらないもの
	史跡指定地周辺 (周知の埋蔵文化財包蔵地としての高安千塚古墳群)	

① 史跡高安千塚古墳群を構成する各要素の内容

1. 本質的価値を構成する要素

史跡の指定理由に示された高安千塚古墳群の本質的価値を構成する中心的な要素で、現状を維持し、適切に保存、公開すべきものである。

- 古墳 1) 地表面に顕在している遺構：墳丘（盛土）・石室
 2) 地下に埋没している遺構：墳丘（裾部等）・外表施設（周溝・列石等）

○古墳群が立地する地形：群集墳として古墳が連なる立地や連続性のある景観

2. 本質的価値を構成する要素ではないが、保存活用するために必要な要素

史跡の本質的価値の保存管理、活用を進める上で必要な要素で、今後の適切な保存と活用を行う上で、機能や取扱いを検討するものである。

○**保存管理に必要なもの**：里道・フェンス・土地境界標

○**本質的価値を伝えるために必要なもの**：古墳名板・説明板

3. その他の要素

史跡を適切に保存管理していく上で、古墳への影響等を含めて、その取扱いを検討しておくべき、下記の諸要素がある（表 6-6～8 参照）。

○**植木畑**：服部川支群の史跡指定地の約 60%が畑で、植木（庭園木）の栽培を行っている。

ただし、各植木畑での植木の栽培状況に違いがあり、さらに放置された植木などもあることから、史跡の保存及び適切な管理を行う上で、植木等の状態を把握し、取扱いを検討する必要がある。

○**森林**：自生する樹林が繁茂、高木化しており、古墳の保存上影響が生じていることから、伐採や伐根等を含めた森林の植生管理を検討する。

○**工作物（石垣）**：戦後の農地解放前後に造られたもので、植木畑の耕作単位で土地境界を示していることが多い。古墳を取り込んだ石垣もあり、史跡の保存上、除却の要、不要を判別し、適切な措置を検討する。

○**建築物及びその他の工作物（簡易柵・ブロック塀・電柱・ガードレール・作業小屋・倉庫・簡易焼却炉・資材置き場等）**：

既存の建築物及び工作物等の改修時等の取扱いや将来的な除却等について、検討する。

○**道路（アスファルト舗装等）、水路、埋設管**：既設物の改修等の取扱いについて、検討する。

②史跡高安千塚古墳群を構成する要素の例

1. 本質的価値を構成する要素



墳丘（服部川 20 号墳）



石室（服部川 7 号墳）

図 6-1 本質的価値を構成する要素：墳丘・石室



連続する古墳群の景観



連続する古墳群の景観

図 6-2 本質的価値を構成する要素：古墳群が立地する地形

2. 本質的価値を構成する要素ではないが、保存活用するために必要な要素



保存管理に必要なもの：里道



本質的価値を伝えるために必要なもの：古墳名板

図 6-3 史跡を保存管理するために必要な要素

3. その他の要素



石垣



コンクリート通路



庭石置場と照明柱



小屋



植木畑



森林

図 6-4 その他の要素

(2) 保存管理の方法

① 史跡高安千塚古墳群を構成する要素の保存管理の方法

史跡を構成する要素ごとの適切な保存管理のための方法を以下に示す。

表 6-2 史跡を構成する要素の保存管理

構成要素の分類			保存管理の方法
1. 本質的価値を構成する要素	地表面に顕在している遺構	墳丘	- 現状を把握するため、定期的な観察と、「古墳管理台帳」による管理を行う。 - 本質的価値を構成する要素を損なう可能性がある場合は、適切な復旧、修理を検討する。
		石室	
	地下に埋没している遺構	墳丘	現状変更の必要が生じた時は、事前に遺構確認調査を行い、遺構の有無を確認する。
		外表施設	
	古墳群が立地する地形		古墳の保存を行いつつ、古墳が連続する景観眺望の維持に留意する。
2. 本質的価値を構成する要素ではないが、保存活用するために必要な要素	本質的価値を伝える活用に必要なもの	古墳名板・説明板等	見学可能な古墳を検討し、設置を行う。
	保存管理に必要なもの	里道・フェンス・土地境界標	現状維持を基本とするが、変更の必要が生じた時は、本質的価値を構成する要素が損なわれないよう、十分に配慮する。
3. その他の要素	植木畑・森林		古墳の保存への影響に留意しつつ、樹木の状態を把握し、適切な植生管理を行う。
	工作物・道路		現状維持を基本とするが、変更の必要が生じた時は、本質的価値を構成する要素が損なわれないよう、十分に配慮する。将来的な除却等を検討する。

② 古墳管理台帳による保存管理

墳丘及び石室の保存管理にあたっては、地番ごと及び古墳ごとの状態を把握した「古墳管理台帳」を作成し、古墳の保存管理を行う（図 6-5、図 6-6 参照）。

さらに定期的な観察を行い、古墳管理台帳の更新を行う。将来、墳丘及び石室の保存管理上、対策の必要が生じる古墳については、修理等の方法を検討する。

〔古墳管理台帳の内容〕

- ・ 墳丘及び石室等の情報：古墳の基本情報、保存状態、土地利用等の状況
- ・ 植生の情報：植木の位置や樹種及び樹高等の経年変化の情報
- ・ その他工作物等の情報
- ・ 現状変更の取扱いの更新履歴

大字服部川 693-4

更新日：平成28年7月29日

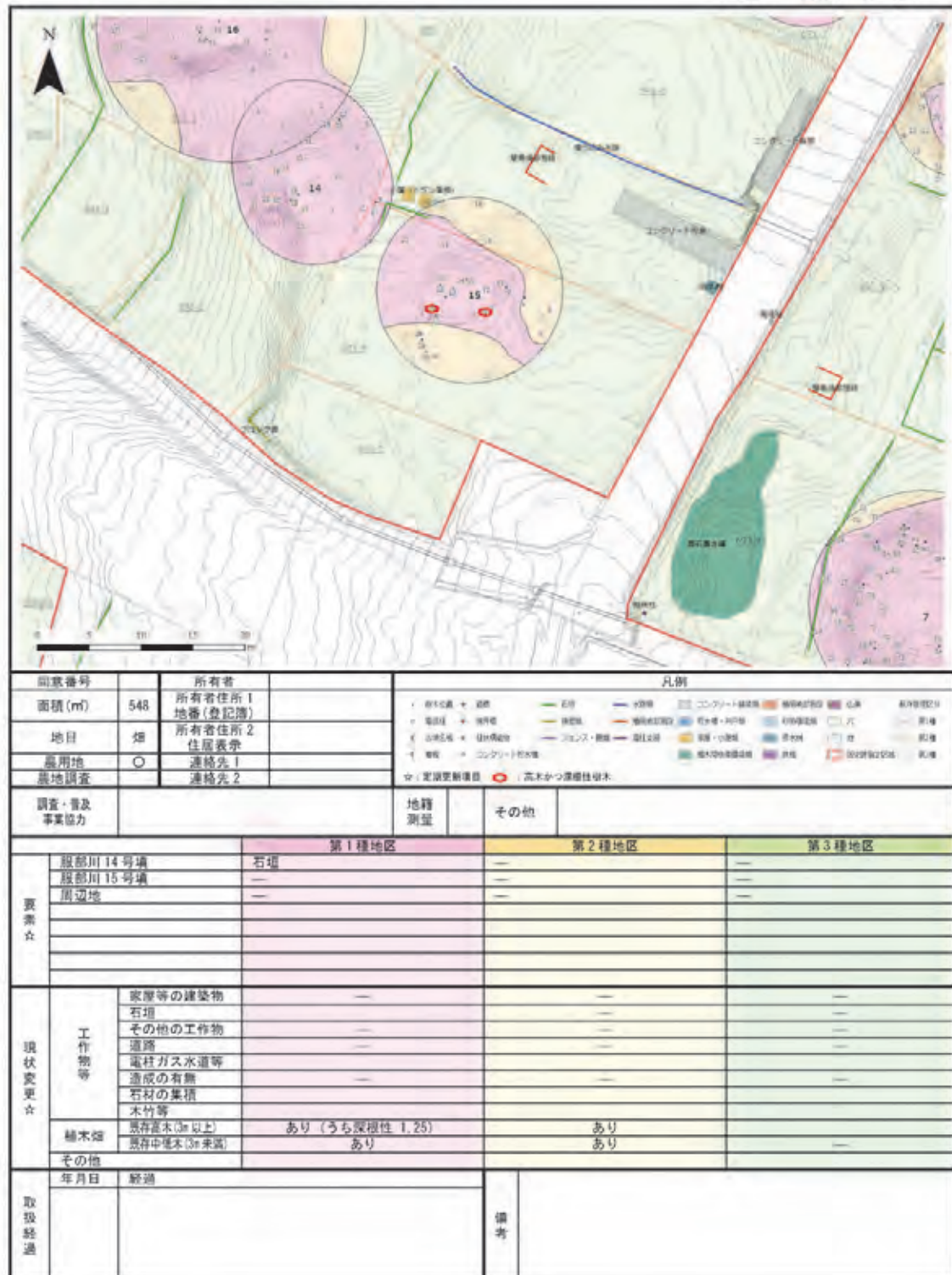


図 6-5 古墳管理台帳サンプル（地番カルテ）



図 6-6 古墳管理台帳サンプル（古墳カルテ）

③墳丘上の樹木の樹生管理

1) 定期的な観察

墳丘上の樹木について、古墳の保存に影響をおよぼす恐れがあるため、植生の調査（枯れ・衰弱の確認、大木化の記録）を定期的実施し、樹木の状況を確認する。樹木の状況は、「保全（維持）」・「注意」・「危険（伐採候補）」・「伐採」を判定し、「古墳管理台帳」に記録する。

樹木・樹林が古墳に与える影響については、表 6-3 の予防・対応策を短期・中長期の視点で検討する。

2) 伐採の検討

古墳の保存上、「伐採」が必要となった場合は、土地所有者と調整した上で、伐採を実施する。

表 6-3 樹木・樹林が古墳に与える影響と予防・対応策

樹木・樹林による影響		予防・対応策		
		短期的な対応	中長期的な対応	留意事項
大木化	大木化によって、墳丘、石室が樹木の自重で圧迫される。	・古墳の保存上緊急を要する樹木の選定及び伐採、抜根	・大木の伐採 ・成長を抑制させる樹木管理	
根の侵入	根の侵入によって、墳丘、石室が破壊される。	・古墳の保存上緊急を要する樹木の選定及び伐採、抜根	・伐採、抜根あるいは根の成長抑制	
衰弱木・枯木	衰弱木、枯木、倒木によって、石室、墳丘が破壊される。見学者への被害が生じる。	・枯木、衰弱木の除去及び伐採	・枯木、衰弱木の継続的調査 ・間伐等の森林管理	
地表の露出	地被植物や落葉がないことで、墳丘が露出、乾燥し、土砂流出ならびに石室の崩壊が懸念される。	・地被植物の生育促進	・常緑樹の優先的な伐採 ・落葉樹の健全度を高めるための間伐 ・地被植物及び落葉樹の適正管理	
森林環境の悪化	樹林が鬱蒼としており、古墳が分かりにくくなり、連なった古墳群の景観の維持が難しくなる。森林環境が悪化すると、風倒木や竹林拡大など古墳や史跡、見学者への被害が生じる。	・視認性を悪化させている枝の剪定、伐採、抜根	・森林健全度調査の実施 ・間伐等の森林管理	景観向上への寄与など保存活用上活かせる樹木は伐採しない。

（３）現状変更の取扱い

①現状変更の取扱い

高安千塚古墳群の本質的価値を恒久的に保存するため、史跡指定地は、現状維持が基本となる。

そのため、史跡の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、国（文化庁長官）に申請を行い、許可を受けなければならない。（文化財保護法第 125 条による「**現状変更等の制限**」）。

土地所有者等が現状変更を行う前には、文化庁及び大阪府教育庁、八尾市教育委員会の関係機関と充分協議を行わなければならない。

ただし、維持の措置や災害等の応急措置等の場合は、許可申請は不要である。また、従来の土地利用を継続するための日常的な耕作や維持管理についても、古墳の保存に影響がない限り、許可申請は不要となる。

②市教育委員会による許可

高安千塚古墳群の本質的価値を損なうことがなく、史跡に与える影響が軽微なものや史跡の保存管理、活用のために必要なものに限り、市（市教育委員会）で許可することができる。

- ・小規模建築物の増築（新築は除く）や改築・工作物の設置、改修・道路の舗装や修繕、木竹の伐採等の軽微な現状変更（文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イ～チによる・「**（４）現状変更の取扱い基準**」参照）
- ・本計画で定める高安千塚古墳群特有の植木畑における取扱い基準に基づくもの（文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号ヲによる・「**（５）植木畑における現状変更の取扱い**」参照）。

③現状変更の許可を要しない行為

- ・史跡のき損及び衰亡している場合の現状復旧や非常災害における応急措置（文化財保護法第 125 条・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条）
- ・日常的な清掃や草刈、剪定及び剪定樹木の除去などの維持管理や畑での耕作

④保存管理区分の定義と方針

現状変更の取扱いを適切に判断し、対応していくために、高安千塚古墳群の本質的価値を構成する墳丘及び石室の保存（遺存）状態や土地利用の状況をもとにした「保存管理区分」を設定する。

「保存管理区分」により、史跡指定地内を3つ（第1種地区～第3種地区）に分ける。この定義と保存の方針については、以下のとおりとなる。

第1種地区：石室及び良好に遺存する墳丘範囲

定義：高安千塚古墳群の本質的な価値を示す、顕在している古墳の遺構である墳丘及び石室が良好に残る地区である。現状顕在していないが、発掘調査等で古墳に関する遺構等が確認された場合にはこの地区になる。

方針：古墳を現状維持し、保存する。

第2種地区：上部が削平された墳丘範囲

定義：高安千塚古墳群の本質的価値を示すが、後世に墳丘上部が削平されたと考えられる地区である。古墳に関する遺構が地下に遺存している可能性があるが、過去に墳丘が削平されて顕在しておらず、植木畑等に利用されていることが多い。また、現状で確認が困難であるが、古墳の可能性がある地点も含んでいる。

方針：地下に存する古墳に関する遺構に影響のない範囲で現状変更を認める。

第3種地区：古墳の周辺

定義：古墳の周辺で、現状、古墳に関する遺構が存在しないと考えられる地区である。

方針：地下に古墳に関する遺構がなく、景観に大きな影響を及ぼさない限り、現状変更を認める。

⑤保存管理区分の取扱いの変更

保存管理区分の位置等が明確でない場合、現地を目視による確認だけでなく、事前の遺構確認調査により、古墳及び関連する遺構の有無を確認した上で、古墳の保存を図る。

遺構確認調査の結果によって、第3種地区から第1種地区もしくは第2種地区へ、または第2種地区から第1種地区もしくは第3種地区への取扱いの変更も必要となる。

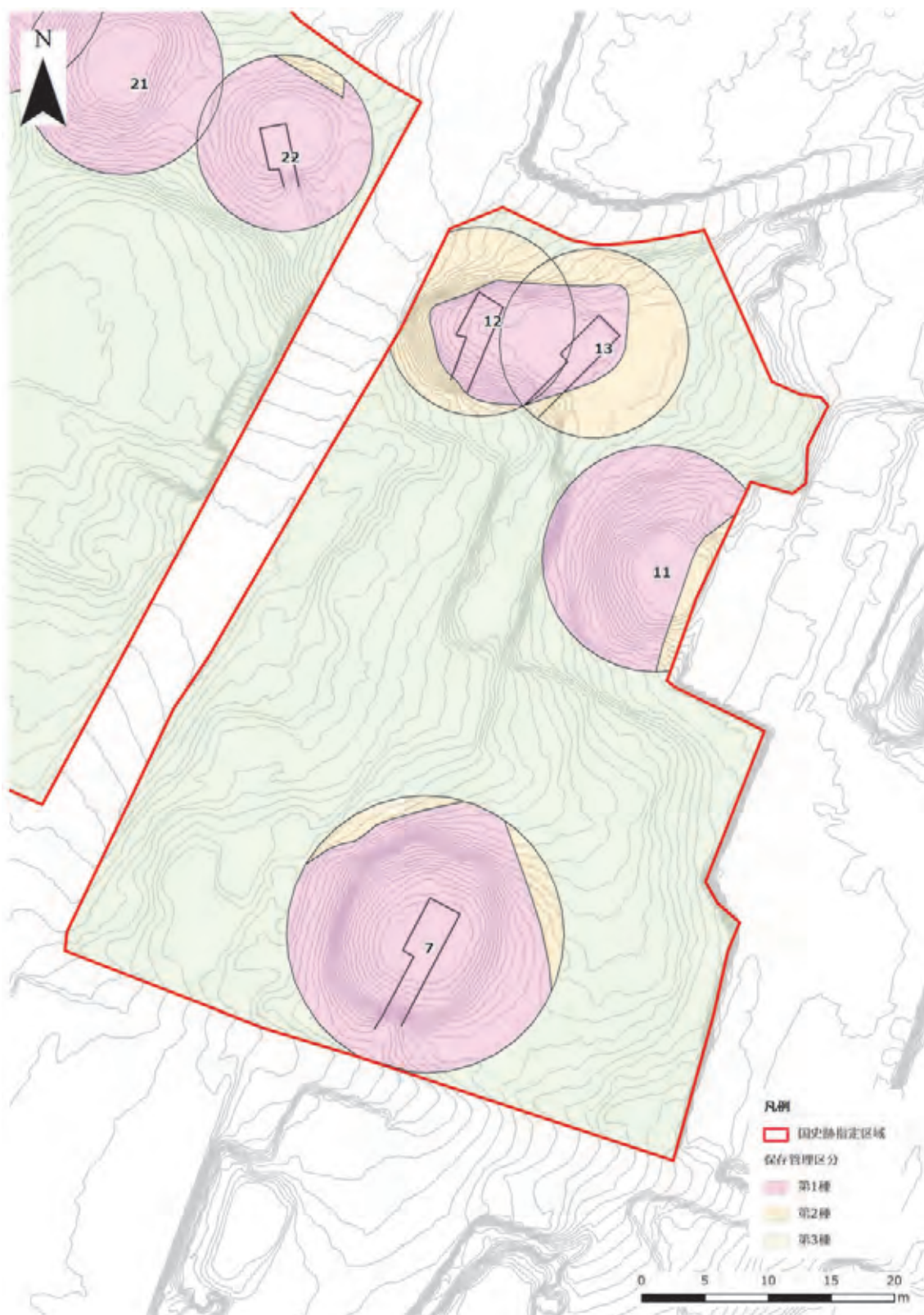


图 6-7 保存管理区分模式图

⑥保存管理区分

【古墳群全域】

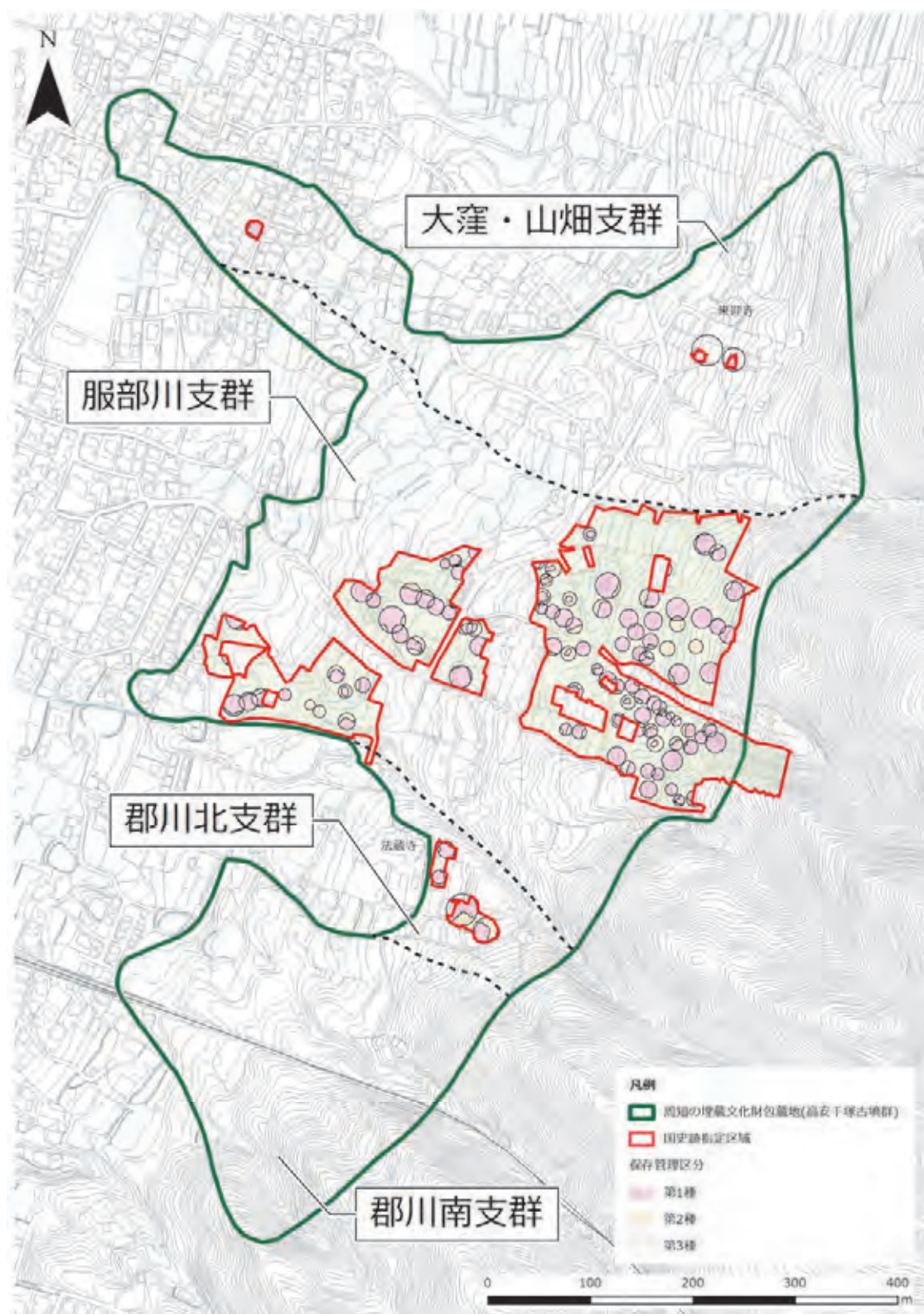


図 6-8 史跡指定地の保存管理区分

【服部川支群】

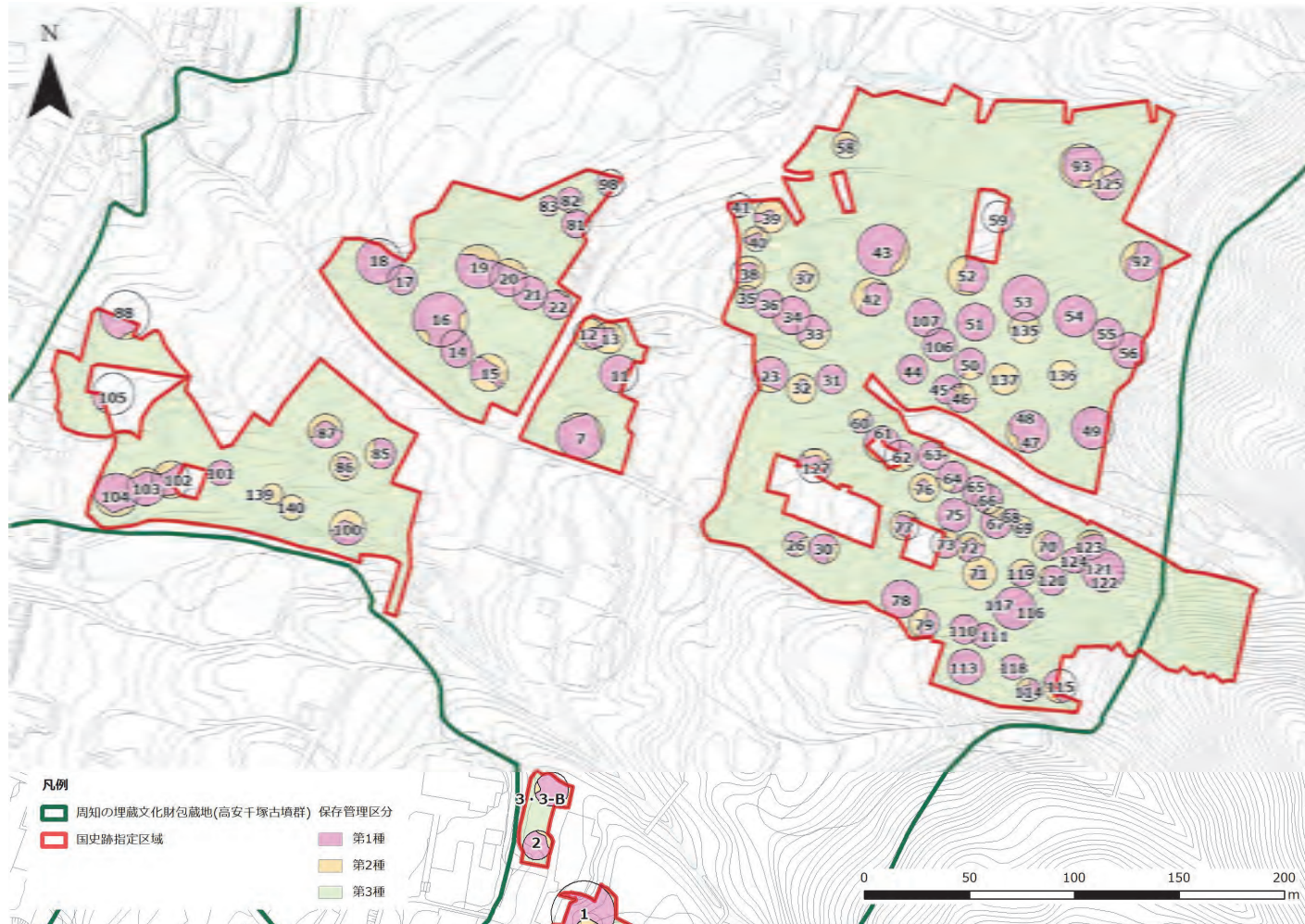


図 6-9 服部川支群の保存管理区分

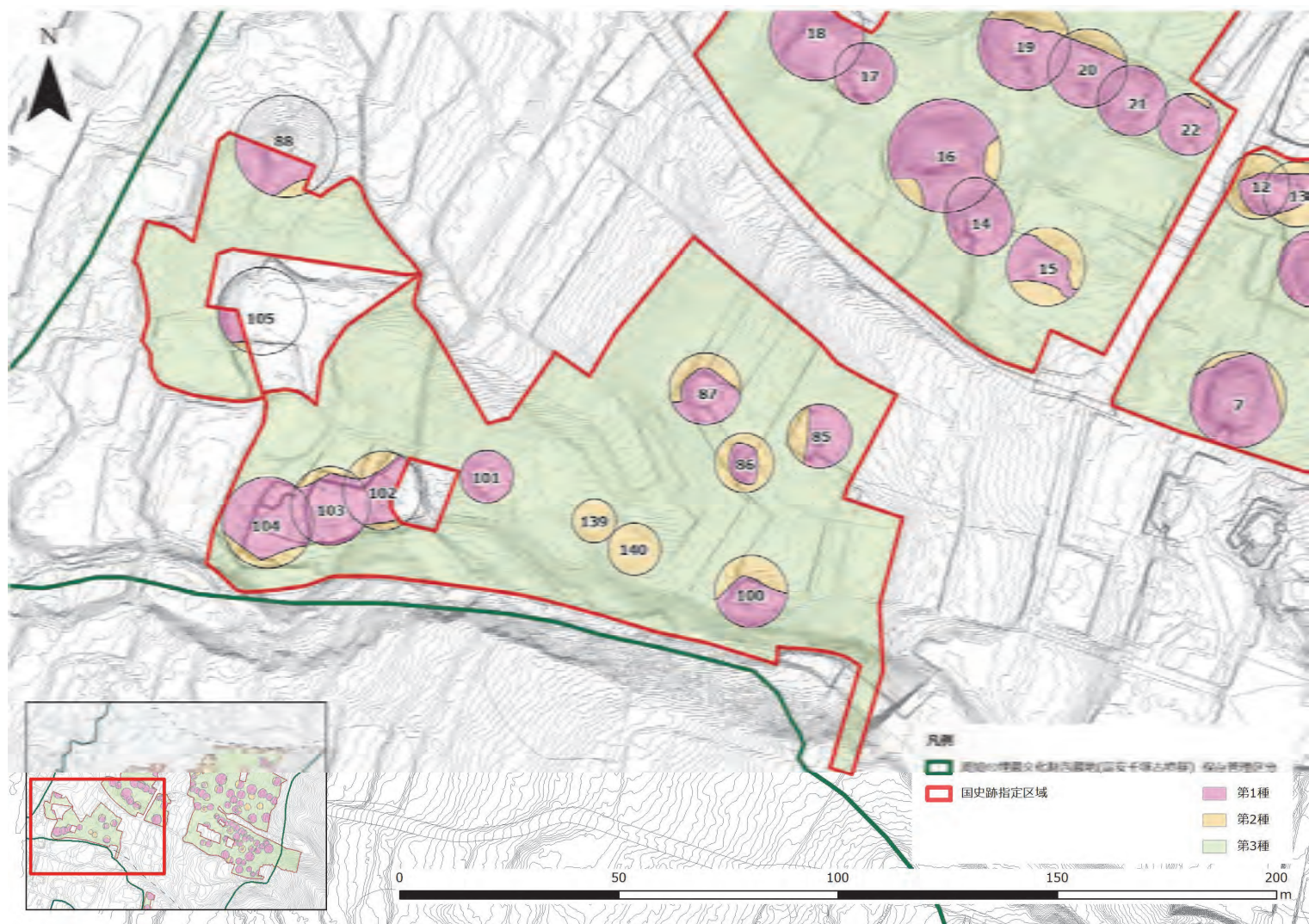


図 6-10 服部川支群の保存管理区分（詳細 1）（縮尺 1/1,500）

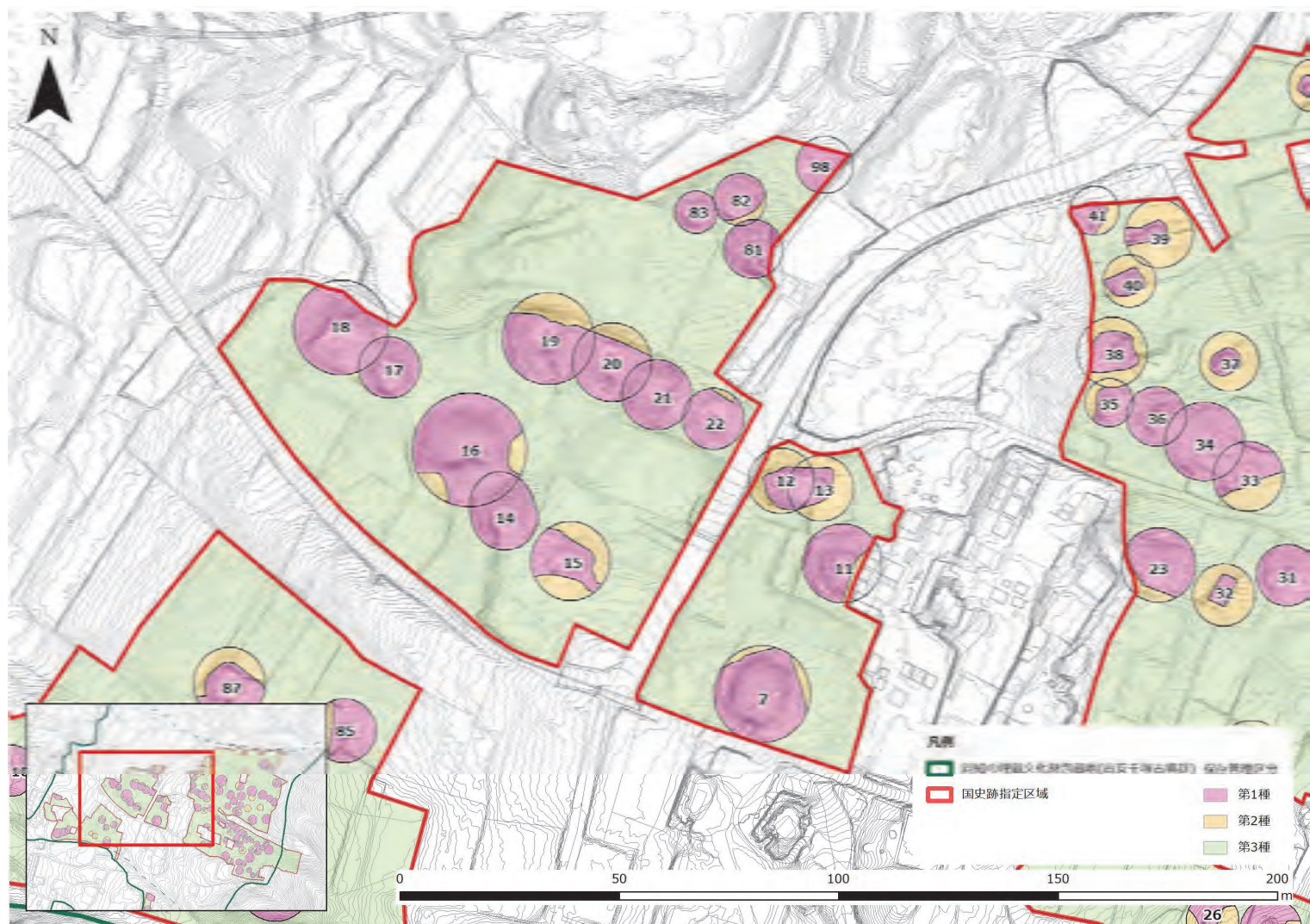


図 6-11 服部川支群の保存管理区分（詳細 2）（縮尺 1/1, 500）

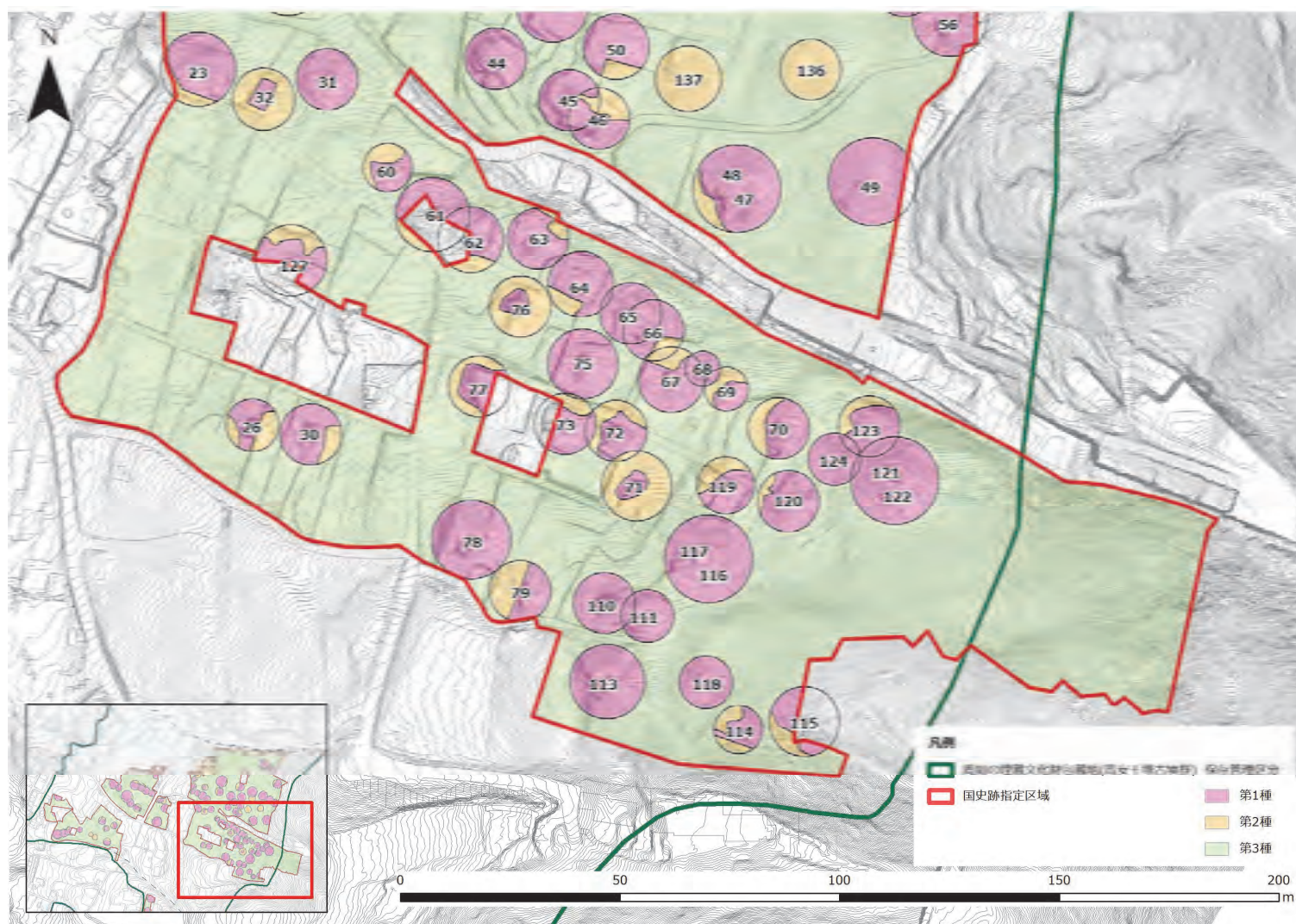


図 6-12 服部川支群の保存管理区分（詳細 3）（縮尺 1/1,500）

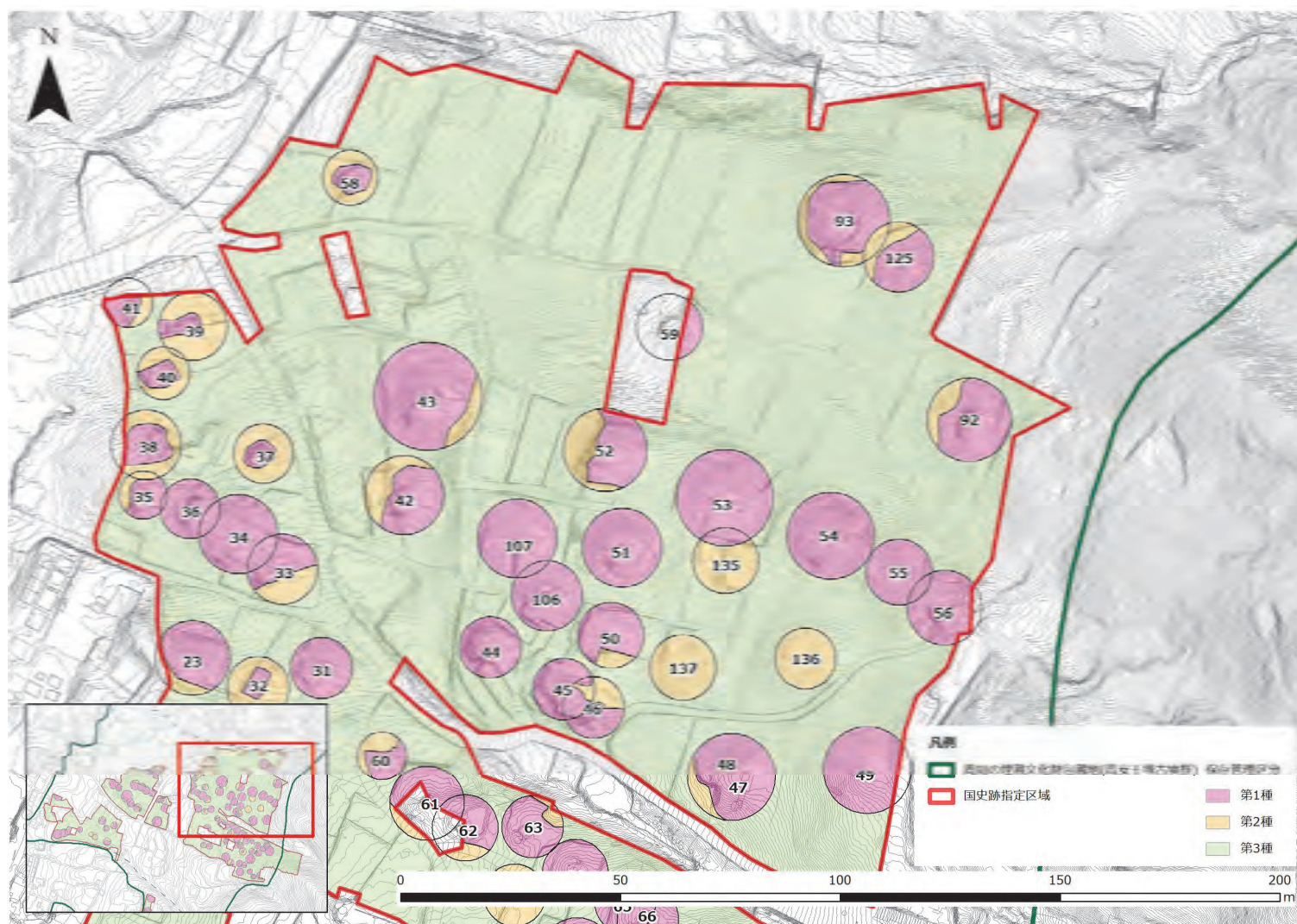


図 6-13 服部川支群の保存管理区分（詳細 4）（縮尺 1/1,500）

【大窪・山畑支群】



図 6-14 大窪・山畑 6 号墳・7 号墳の保存管理区分（縮尺 1/400）



図 6-15 大窪・山畑 27 号墳の保存管理区分 (縮尺 1/300)

【郡川北支群】

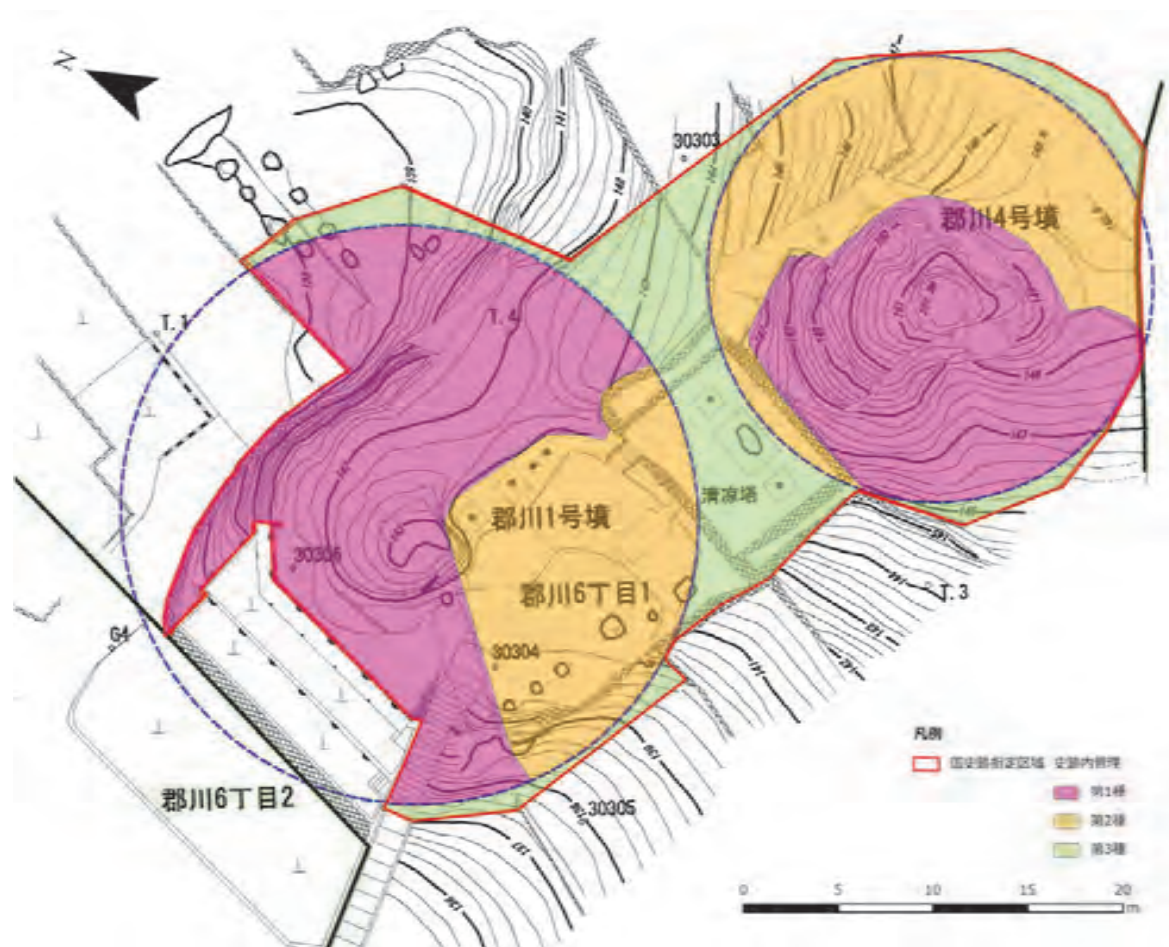


図 6-16 郡川 1 号墳・4 号墳の保存管理区分 (縮尺 1/400)

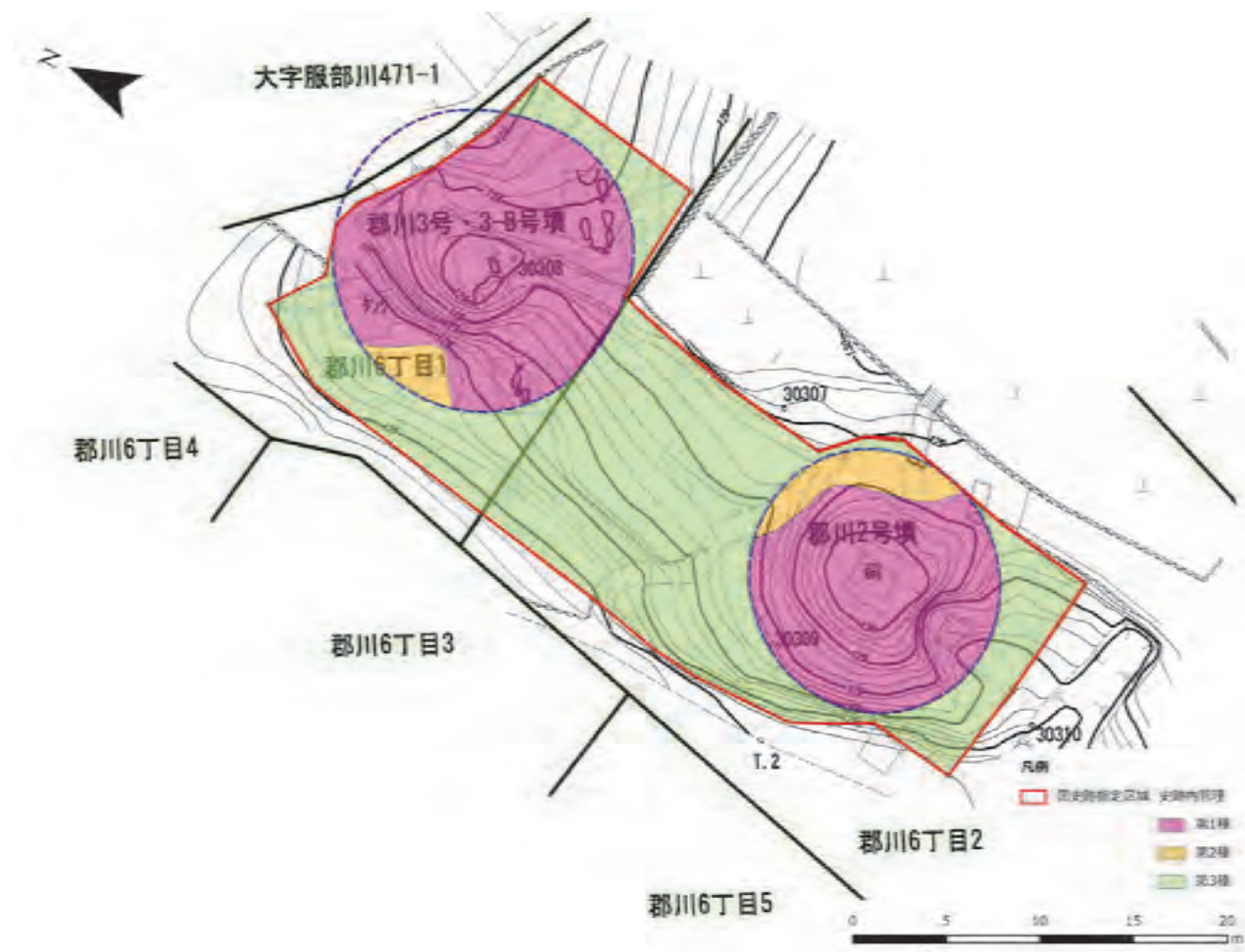


図 6-17 郡川 2 号墳・3 号墳の保存管理区分（縮尺 1/400）

(4) 現状変更の取扱い基準

①基本的な考え方

現状変更の取扱いは、「(3) 現状変更の取扱い」で定めた第1種～第3種地区の保存管理区分ごとに、文化財保護法施行令第5条第4項における建築物や工作物等の現状変更の内容（図 6-19～29 参照）に応じて、表 6-4 の「地区別の現状変更の取扱い基準」のとおり、対応する。

高安千塚古墳群の本質的価値である古墳の保存を前提として、史跡の保存管理、活用の機能が損なわれず、地下遺構や史跡にふさわしい周辺景観に影響のない範囲で現状変更を認めるものである。また、高安千塚古墳群の保存管理及び活用のために必要な整備等については、現状変更を認めるものとするが、今後の整備計画の中でその機能や配置を十分検討する必要がある。

高安千塚古墳群特有の「植木畑」における取扱い基準については、次項で定める。

②取扱いの方法

現状変更の実施前に、申請者と八尾市教育委員会は、事前に協議を行い、「古墳管理台帳」をもとにして現状変更の許可判断を行う。

ただし、保存管理区分が不明確な場合、遺構確認調査が必要となる場合がある。掘削を伴う現状変更に際しては、古墳に関する遺構への影響を確認するため、事前の遺構確認調査を行った上で、現状変更の許可を判断する場合がある（図 6-18 参照）。

表 6-4 地区別の現状変更の取扱い基準

現状変更の内容			第1種地区	第2種地区	第3種地区
			石室及び良好に遺存する墳丘範囲	上部が削平された墳丘範囲	古墳の周辺
家屋等の建築物	増築・改築 (※新築は認めない。)		古墳の保存上認めない。		[申請先:国／申請先:市・施行令第5条第4項第1号ロ規定の小規模建築物] 史跡の保存管理、活用の機能が損なわれず、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。
	除却 (施行令第5条第4項第1号へによる)		[申請先:市] 地下遺構に影響のない範囲で認める。		
工作物	石垣	既存の補修・改修		[申請先:市] 農作業や山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。	
		新たな設置		古墳の保存上認めない。 [申請先:市] 農作業、山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。	
	その他の工作物 (既設道路にある電柱・道路標識・ガードレール等を含む)	土地の掘削、形状変更なし	既存工作物の補修・改修等 (施行令第5条第4項第1号ハによる)	[申請先:市] 原則的に撤去以外は認めない。農作業、山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。	
			新たな設置	古墳の保存上認めない。 [申請先:市] 農作業、山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。	
		土地の掘削、形状変更あり	既存工作物の補修・改修等および新たな設置	古墳の保存上認めない。 [申請先:国] 農作業、山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。	
	道路(里道、その他通路等)・水路等		既存道路・水路の舗装・修繕等 (施行令第5条第4項第1号ハによる)	古墳の保存上認めない。	[申請先:市] 史跡の保存管理、活用の機能が損なわれず、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。
		新たな設置		古墳の保存上認めない。	
電柱、電線、ガス管、水管、下水道管		既存物件の補修・改修等 (施行令第5条第4項第1号ホによる)	古墳の保存上認めない。	[申請先:市] 史跡の保存管理、活用の機能が損なわれず、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。	
		新たな設置		古墳の保存上認めない。	
造成工事(切土・盛土等)			史跡の保存管理、活用に必要な場合以外は、認めない。		
石材の運び込み・移動			古墳の保存上認めない。	[申請先:市] 造園業に必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。ただし、古墳の石室石材は認めない。	
木竹等の管理	伐採 (幹を切ること及び枝を切断して除去すること) (施行令第5条第4項第1号トによる)		[申請先:市] 史跡の保存管理、活用に必要な場合に限り、古墳の保存や周辺景観への影響がない範囲で認める。		[事前に市と協議] 史跡の保存管理、活用や山林管理上必要な場合に限り、古墳の保存に影響のない範囲で認める。
	伐根・植栽・植樹		[申請先:国] 史跡の保存管理、活用に必要な場合に限り、古墳の保存や周辺景観への影響がない範囲で認める。		[申請先:国／対象が少数で軽微な場合は、申請先:市] 史跡の保存管理、活用や山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。

※申請先：国＝文化庁、市＝八尾市教育委員会

(5) 植木畑における現状変更の取扱い

①基本的な考え方

表 6-4 に示すように通常の木竹等の管理である伐根・植栽・植樹については、国による現状変更の許可が必要である。しかし、史跡指定地の中心である服部川支群の 57.5%が植木畑である現状から、古墳の保存と植木畑における営農の共存を基本とした保存管理を行う。

この高安千塚古墳群特有の植木畑における営農との調整を図るため、植木畑においては、植木の更新（植替え）や植付け等が農作業に必要な日常的な維持管理であることから、古墳及び周辺景観への影響が最小限にとどまる範囲においては、現状変更にあたらないとして、以下のとおり取扱う。

②対象

服部川支群の史跡指定地において、営農を行っている植木畑

③取扱いの原則

植木畑での現地調査により、植木の樹高 3 m を基準として高木と中低木に分けると、中低木は概ね深さ 0.5m 以内の根穴で、耕作土（盛土）内の掘削に収まることから、植木の植替えは、地下遺構に影響のない範囲で認める。

新たな植木（中低木まで）の植付けについては、第 1 種地区では認められないが、第 2 種及び第 3 種地区では地下遺構に影響のない範囲で認める。

ただし、保存管理区分が不明確な場合、遺構確認調査が必要となる場合がある。

④取扱いの方法

表 6-5 で示すように、保存管理区分の第 1 ～第 3 種地区ごとに、植木の植替え等の現状変更の取扱いを行う。

植替えの取扱いは、土地所有者（耕作者）の理解に努め、事前協議を行った上で、植木の現況を記録した「古墳管理台帳」をもとに対応する（図 6-18 参照）。

⑤定期的な観察

植木は、現在は中低木であっても、将来、高木に成長する可能性がある。そのため、古墳の保存上注意を要する植木については、定期的に植木の状況を確認するとともに、「古墳管理台帳」に定期観察結果の記録を履歴として残し、適切な保存及び管理を継続的に行う。

表 6-5 植木畑における地区別の現状変更の取扱い基準

現状変更の内容		第1種地区	第2種地区	第3種地区
		石室及び良好に遺存する墳丘範囲	上部が削平された墳丘範囲	古墳の周辺
畑での日常的な耕作		古墳の保存への影響がない範囲で認める。		
農地のための新たな盛土 (約 0.5m 程度まで)		古墳の保存上認めない。		[申請先:国] 農作業に必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。
栽培用の植木	伐採(幹を切ること及び枝を切断して除去すること)・切り枝・剪定 (日常的な維持管理)	古墳の保存への影響がない範囲で認める。		
	既存の中低木の更新(植替え) (樹高3m未満・根穴深さ0.5m以内)	[申請先:市] 墳丘・石室への影響がない範囲で認める。	[事前に市と協議] 地下遺構に影響のない範囲で認める。	
	既存の高木の更新(植替え) (樹高3m以上・根穴の深さ0.5m以上)	古墳の保存上認めない。	[申請先:市] 地下遺構に影響がない範囲で認める。	[事前に市と協議] 地下遺構に影響のない範囲で認める。
	新たな植付け (中低木までに限る。高木の場合は別途協議)	古墳の保存上認めない。	[事前に市と協議] 地下遺構に影響のない範囲で認める。	

※申請先：国＝文化庁、市＝八尾市教育委員会

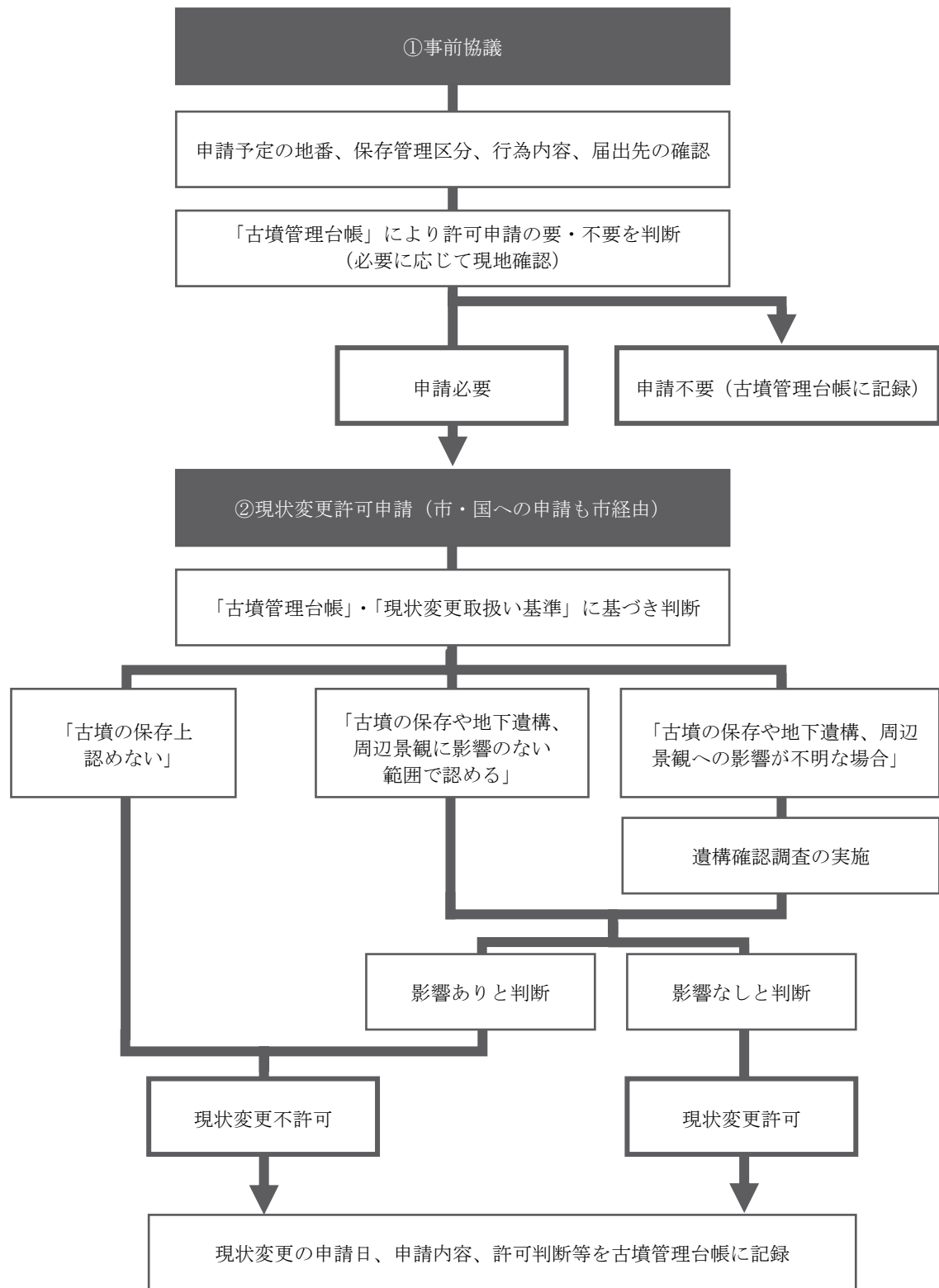


図 6-18 現状変更に関する取扱いのフロー

【史跡高安千塚古墳群の構成要素の一覧】

○服部川支群

表 6-6 史跡に関連のない構成要素の一覧 服部川支群

地番		面積 (㎡)	地目	農用地	区分	第1種地区	第2種地区	第3種地区
大字服部川	693-1	1,338	原野	×	服部川 14 号墳	なし	_____	_____
					服部川 16 号墳	なし	なし	_____
					服部川 17 号墳	石垣	_____	_____
					服部川 18 号墳	なし	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-2	190	畑	×	周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-3	215	畑	○	周辺地	_____	_____	ブロック塀
大字服部川	693-4	548	畑	○	服部川 14 号墳	石垣	_____	_____
					服部川 15 号墳	なし	なし	_____
					周辺地	_____	_____	なし
大字服部川	693-5	399	畑	○	服部川 14 号墳	石垣	_____	_____
					服部川 15 号墳	石垣	小屋(トタン屋根)	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、小屋(トタン屋根)、簡易焼却施設、 コンクリート斜路、排水桝、掘り込み水路
大字服部川	693-6	481	畑	○	服部川 21 号墳	なし	_____	_____
					周辺地	_____	_____	コンクリート斜路、掘り込み水路
大字服部川	693-7	1,195	原野	×	服部川 19 号墳	なし	なし	_____
					服部川 20 号墳	なし	なし	_____
					服部川 21 号墳	なし	なし	_____
					服部川 22 号墳	なし	_____	_____
					周辺地	_____	_____	なし
大字服部川	693-8	1,128	畑	○	服部川 7 号墳	石垣	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、照明柱、庭石置き場
大字服部川	693-9	1,457	畑	○	服部川 11 号墳	石垣、コンクリート舗装	石垣、コンクリート舗装	_____
					服部川 12 号墳	なし	なし	_____
					服部川 13 号墳	なし	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、簡易焼却施設、トタンフェンス、コン クリート舗装
大字服部川	693-11	528	畑	○	服部川 23 号墳	石垣	石垣	_____
					服部川 32 号墳	_____	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-12	317	畑	○	服部川 31 号墳	石垣	_____	_____

地番		面積 (㎡)	地目	農用地	区分	第1種地区	第2種地区	第3種地区
大字服部川	693-12	317	畑	○	服部川 32 号墳	なし	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-13	347	畑	○	服部川 31 号墳	石垣	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、庭石置き場
大字服部川	693-14	466	畑	○	服部川 61 号墳	_____	なし	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-15	191	畑	○	服部川 127 号墳	石垣	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、電柱支線
大字服部川	693-16	198	畑	○	服部川 127 号墳	石垣	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、庭石置き場
大字服部川	693-17	267	畑	×	服部川 32 号墳	_____	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、コンクリート貯水槽
大字服部川	693-18	155	畑	○	服部川 32 号墳	_____	なし	_____
					周辺地	_____	_____	なし
大字服部川	693-19	396	畑	○	服部川 23 号墳	_____	なし	_____
					服部川 32 号墳	_____	なし	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、ブロック塀、コンクリート階段、小屋、簡易焼却施設、穴
大字服部川	693-20	376	畑	×	周辺地	_____	_____	石垣、ブロック塀、柵、倉庫、穴
大字服部川	693-21	218	畑	○	周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-23	472	畑	○	周辺地	_____	_____	石垣、フェンス・網、倉庫
大字服部川	693-24	152	畑	○	周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-25	386	畑	○	服部川 26 号墳	石垣、小屋	なし	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-26	565	畑	×	服部川 26 号墳	なし	石垣、フェンス・網	_____
					服部川 30 号墳	石垣、フェンス・網、柵、小屋	フェンス・網	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、フェンス・網、柵、簡易焼却施設
大字服部川	693-27	492	畑	×	周辺地	_____	_____	石垣、庭石置き場
大字服部川	693-28	188	畑	○	服部川 78 号墳	石垣	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-29	95	畑	○	服部川 78 号墳	石垣	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-30	92	畑	○	服部川 78 号墳	石垣	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-31	661	畑	○	服部川 78 号墳	石垣	_____	_____
					服部川 79 号墳	石垣	石垣	_____

地番		面積 (㎡)	地目	農用地	区分	第1種地区	第2種地区	第3種地区
大字服部川	693-31	661	畑	○	周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	693-32	515	畑	×	服部川 71 号墳	—————	なし	—————
					服部川 110 号墳	なし	—————	—————
					服部川 111 号墳	石垣	—————	—————
					服部川 116・117 号墳	なし	—————	—————
大字服部川	693-33	370	畑	×	周辺地	—————	—————	石垣
					服部川 71 号墳	—————	なし	—————
					服部川 116・117 号墳	石垣	—————	—————
					服部川 119 号墳	石垣	石垣	—————
大字服部川	693-34	238	畑	○	服部川 120 号墳	なし	なし	—————
					周辺地	—————	—————	石垣
					服部川 71 号墳	石垣	石垣	—————
					服部川 72 号墳	石垣	石垣	—————
大字服部川	693-35	251	畑	○	周辺地	—————	—————	石垣
					服部川 72 号墳	石垣	石垣	—————
					服部川 73 号墳	石垣	石垣	—————
					周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	693-37	228	畑	○	服部川 77 号墳	なし	なし	—————
					周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	693-38	251	畑	○	服部川 62 号墳	なし	なし	—————
					服部川 76 号墳	石垣	石垣	—————
					周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	693-39	300	畑	○	服部川 64 号墳	石垣	石垣	—————
					服部川 65 号墳	石垣	—————	—————
					服部川 66 号墳	なし	—————	—————
					服部川 75 号墳	石垣	—————	—————
					服部川 76 号墳	なし	なし	—————
大字服部川	693-40	343	畑	○	周辺地	—————	—————	石垣
					服部川 65 号墳	なし	—————	—————
					服部川 66 号墳	石垣	石垣	—————
					服部川 67 号墳	石垣	石垣	—————
					服部川 68 号墳	なし	—————	—————
					服部川 72 号墳	石垣	石垣	—————
大字服部川	693-41	985	畑	○	服部川 75 号墳	なし	—————	—————
					周辺地	—————	—————	石垣
					服部川 67 号墳	なし	—————	—————
					服部川 68 号墳	なし	—————	—————

地番		面積 (㎡)	地目	農用地	区分	第1種地区	第2種地区	第3種地区
大字服部川	693-41	985	畑	○	服部川 69 号墳	石垣	なし	_____
					服部川 70 号墳	石垣	石垣	_____
					服部川 119 号墳	なし	石垣	_____
					服部川 120 号墳	石垣	なし	_____
					服部川 124 号墳	なし	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-44	267	畑	○	服部川 65 号墳	なし	_____	_____
					服部川 66 号墳	石垣	石垣	_____
					服部川 68 号墳	なし	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-45	608	畑	○	服部川 61 号墳	庭石置き場	_____	_____
					服部川 62 号墳	庭石置き場	なし	_____
					服部川 63 号墳	石垣、庭石置き場	なし	_____
					服部川 64 号墳	石垣	なし	_____
					服部川 65 号墳	石垣	_____	_____
					服部川 66 号墳	なし	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、庭石置き場
大字服部川	693-46	340	山林	○	服部川 60 号墳	石垣	小屋跡	_____
					服部川 61 号墳	石垣	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、道標(神徳院)
大字服部川	693-49	297	畑	○	服部川 47・48 号墳	石垣	なし	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-50	277	畑	×	周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-51	251	畑	○	服部川 45 号墳	石垣	なし	_____
					服部川 46 号墳	石垣	石垣	_____
					服部川 50 号墳	_____	石垣	_____
					服部川 137 号墳	_____	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-52	261	畑	○	服部川 50 号墳	石垣	_____	_____
					服部川 137 号墳	_____	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-53	287	畑	○	服部川 53 号墳	石垣	_____	_____
					服部川 135 号墳	石垣	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-54	588	畑	○	服部川 50 号墳	石垣	_____	_____
					服部川 51 号墳	なし	_____	_____
					服部川 53 号墳	なし	_____	_____

地番		面積 (㎡)	地目	農用地	区分	第1種地区	第2種地区	第3種地区
大字服部川	693-54	588	畑	○	服部川 106 号墳	なし	_____	_____
					服部川 135 号墳	_____	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-55	238	畑	○	服部川 106 号墳	石垣	_____	_____
					服部川 107 号墳	石垣、コンクリート貯水槽	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-56	307	畑	○	服部川 107 号墳	石垣	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、ブロック積み
大字服部川	693-57	1,080	畑	○	服部川 44 号墳	石垣	_____	_____
					服部川 45 号墳	石垣	なし	_____
					服部川 46 号墳	石垣	石垣	_____
					服部川 50 号墳	石垣	_____	_____
					服部川 106 号墳	石垣	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-58	380	畑	○	服部川 44 号墳	なし	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-59	201	畑	×	周辺地	_____	_____	石垣、ブロック塀
大字服部川	693-60	796	畑	○	服部川 42 号墳	石垣、石積み	石垣	_____
					服部川 43 号墳	石垣	なし	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、ブロック塀、石積み、ブロック積み、 道路ボール
大字服部川	693-61	155	畑	○	服部川 43 号墳	なし	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-62	148	畑	○	服部川 43 号墳	なし	_____	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-63	644	畑	×	服部川 43 号墳	石垣	なし	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、簡易焼却施設
大字服部川	693-64	241	畑	○	周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-65	171	畑	○	周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-67	307	畑	○	周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-68	178	畑	○	周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-69	323	畑	○	周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-70	684	畑	○	周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-71	542	畑	○	服部川 52 号墳	なし	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	693-72	859	畑	○	服部川 52 号墳	石垣	石垣	_____
					服部川 53 号墳	石垣	_____	_____

地番		面積 (㎡)	地目	農用地	区分	第1種地区	第2種地区	第3種地区
大字服部川	693-72	859	畑	○	服部川 135 号墳	なし	—————	—————
					周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	693-74	337	畑	○	服部川 59 号墳	石垣	—————	—————
					周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	693-75	561	畑	○	周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	693-76	786	畑	○	服部川 58 号墳	なし	石垣、コンクリート舗装	—————
					周辺地	—————	—————	石垣、敷地境界標、コンクリート舗装
大字服部川	693-77	565	畑	○	周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	693-80	462	畑	○	周辺地	—————	—————	石垣、コンクリート舗装、廃材置き場、穴
大字服部川	693-86	492	畑	○	服部川 39 号墳	資材置き場、簡易焼却施設	簡易焼却施設	—————
					服部川 40 号墳	石垣	なし	—————
					服部川 41 号墳	石垣	石垣	—————
					周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	693-87	1,566	畑	○	服部川 34 号墳	石垣	—————	—————
					服部川 35 号墳	なし	なし	—————
					服部川 36 号墳	なし	—————	—————
					服部川 37 号墳	なし	石垣	—————
					服部川 38 号墳	剪定枝捨て場	剪定枝捨て場	—————
					服部川 39 号墳	—————	なし	—————
					服部川 40 号墳	石垣	石垣	—————
					周辺地	—————	—————	石垣、電信柱、剪定枝捨て場
大字服部川	693-88	403	畑	○	服部川 33 号墳	石垣、電柱支線	石垣	—————
					服部川 34 号墳	石垣	—————	—————
					周辺地	—————	—————	石垣、コンクリート擁壁、電信柱
大字服部川	795	925	山林	○	服部川 20 号墳	—————	掘り込み水路	—————
					服部川 81 号墳	石垣、小屋、コンクリート階段	—————	—————
					服部川 82 号墳	ブロック塀、家屋、小屋	ブロック塀、家屋、小屋、コンクリート舗装	—————
					服部川 83 号墳	なし	—————	—————
					服部川 98 号墳	なし	—————	—————
					周辺地	—————	—————	石垣、ブロック塀、コンクリート舗装、フェンス、掘り込み水路、小屋、家屋、井戸、簡易焼却施設、仏像、穴
大字服部川	795-1	1,219	畑	○	服部川 19 号墳	—————	フェンス、鉄板	—————
					周辺地	—————	—————	石垣、フェンス、鉄板、剪定枝捨て場
大字服部川	842	218	山林	×	周辺地	—————	—————	ブロック塀

地番		面積 (㎡)	地目	農用地	区分	第1種地区	第2種地区	第3種地区
大字服部川	844-1	78	畑	×	周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	845-1	123	畑	×	周辺地	—————	—————	なし
大字服部川	846-1	165	畑	×	周辺地	—————	—————	なし
大字服部川	847-1	74	畑	×	周辺地	—————	—————	石垣、ブロック塀
大字服部川	848-1	49	畑	×	周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	850	102	原野	×	服部川 16 号墳	なし	なし	—————
					服部川 19 号墳	なし	—————	—————
					周辺地	—————	—————	なし
大字服部川	870-1	723	山林	○	服部川 54 号墳	なし	—————	—————
					周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	870-3	1,454	山林	○	服部川 54 号墳	なし	—————	—————
					服部川 55 号墳	なし	—————	—————
					服部川 56 号墳	なし	—————	—————
					服部川 135 号墳	—————	なし	—————
					服部川 136 号墳	—————	なし	—————
大字服部川	871-2	3,523	山林	○	周辺地	—————	—————	石垣
					服部川 92 号墳	石垣	なし	—————
大字服部川	872-1	636	山林	×	周辺地	—————	—————	石垣
					服部川 125 号墳	なし	石垣	—————
大字服部川	872-2	2,472	山林	×	服部川 93 号墳	石垣	石垣	—————
					服部川 125 号墳	なし	石垣	—————
					周辺地	—————	—————	石垣、看板(ポイ捨て禁止)
大字服部川	904-3	1,685	山林	○	服部川 47・48 号墳	なし	—————	—————
					服部川 49 号墳	コンクリート擁壁	—————	—————
					服部川 56 号墳	石垣	—————	—————
					周辺地	—————	—————	石垣、コンクリート擁壁
大字服部川	934-1	6,272	山林	×	服部川 111 号墳	なし	—————	—————
					服部川 113 号墳	なし	—————	—————
					服部川 114 号墳	なし	なし	—————
					服部川 115 号墳	なし	なし	—————
					服部川 116・117 号墳	なし	—————	—————
					服部川 118 号墳	なし	—————	—————
					服部川 120 号墳	なし	—————	—————
					服部川 121・122 号墳	なし	—————	—————
					服部川 123 号墳	なし	なし	—————
					服部川 124 号墳	なし	—————	—————

地番		面積 (㎡)	地目	農用地	区分	第1種地区	第2種地区	第3種地区
大字服部川	934-1	6,272	山林	×	周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	935	769.79	山林	×	服部川 113 号墳	なし	—————	—————
					服部川 114 号墳	なし	なし	—————
					服部川 115 号墳	なし	なし	—————
					周辺地	—————	—————	なし
大字服部川	1040-3	735	畑	○	服部川 87 号墳	なし	石垣	—————
					周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	1040-4	767	畑	○	服部川 85 号墳	—————	石垣	—————
					服部川 86 号墳	石垣	石垣	—————
					服部川 87 号墳	石垣	石垣	—————
					周辺地	—————	—————	石垣、コンクリート貯水槽
大字服部川	1040-6	621	畑	○	服部川 85 号墳	石垣	石垣	—————
					服部川 86 号墳	—————	なし	—————
					服部川 100 号墳	なし	石垣	—————
					周辺地	—————	—————	石垣、境界標
大字服部川	1040-7	347	畑	○	服部川 86 号墳	なし	石垣	—————
					服部川 100 号墳	—————	なし	—————
					周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	1040-8	987	畑	○	服部川 139 号墳	—————	石垣	—————
					服部川 140 号墳	—————	石垣	—————
					周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	1040-9	1,019	畑	○	服部川 101 号墳	なし	—————	—————
					服部川 139 号墳	—————	なし	—————
					周辺地	—————	—————	石垣、石垣水路
大字服部川	1045	72	山林	○	周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	1049	66	畑	○	周辺地	—————	—————	石垣
大字服部川	1198	132	山林	×	服部川 100 号墳	コンクリート柱	なし	—————
					服部川 139 号墳	—————	コンクリート柱	—————
					服部川 140 号墳	—————	コンクリート柱	—————
					周辺地	—————	—————	石垣、コンクリート柱
大字服部川	1199-1	564	山林	○	服部川 101 号墳	なし	—————	—————
					服部川 102 号墳	なし	石垣	—————
					服部川 103 号墳	石垣	—————	—————
					服部川 139 号墳	—————	なし	—————
					周辺地	—————	—————	石垣、コンクリート水路
大字服部川	1200	76	山林	×	服部川 102 号墳	石垣	石垣	—————
					服部川 103 号墳	石垣	石垣	—————

地番		面積 (㎡)	地目	農用地	区分	第1種地区	第2種地区	第3種地区
大字服部川	1200	76	山林	×	服部川 104 号墳	石垣	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
大字服部川	1201	109	畑	○	服部川 103 号墳	石垣	石垣	_____
					服部川 104 号墳	石垣、支柱	_____	_____
大字服部川	1202	52	畑	○	周辺地	_____	_____	石垣
					服部川 104 号墳	なし	_____	_____
大字服部川	1203	284	山林	○	周辺地	_____	_____	石垣
					服部川 104 号墳	石垣	石垣	_____
大字服部川	1692	168	山林	×	服部川 17 号墳	なし	_____	_____
					周辺地	_____	_____	なし
服部川	9 丁目 7	333	畑	○	周辺地	_____	_____	石垣
服部川	9 丁目 9	317	山林	○	周辺地	_____	_____	石垣
服部川	9 丁目 11	214	畑	○	服部川 105 号墳	なし	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
服部川	9 丁目 12	109	山林	○	服部川 88 号墳	なし	なし	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
服部川	9 丁目 13	218	山林	×	服部川 88 号墳	なし	なし	_____
					周辺地	_____	_____	石垣
里道①		131.04	道路敷	×	周辺地、舗装	_____	_____	石垣、未舗装
里道②		23.66	道路敷	×	周辺地、舗装	_____	_____	未舗装
里道③		43.68	道路敷	×	服部川 56 号墳	なし	_____	_____
					周辺地、舗装	_____	_____	石垣、未舗装
里道④		108	道路敷	×	服部川 43 号墳	_____	なし	_____
					服部川 51 号墳	なし	_____	_____
					服部川 53 号墳	なし	_____	_____
					服部川 135 号墳	なし	_____	_____
里道⑤		74.62	道路敷	×	周辺地、舗装	_____	_____	石垣、コンクリート舗装、未舗装
					周辺地、舗装	_____	_____	石垣、ブロック塀、アスファルト舗装
里道⑥		74.62	道路敷	×	服部川 19 号墳	_____	なし	_____
					服部川 20 号墳	_____	なし	_____
					服部川 22 号墳	フェンス	フェンス	_____
					周辺地、舗装	_____	_____	フェンス、電信柱、コンクリート舗装、アスファルト舗装、未舗装
里道⑦		52.78	道路敷	×	周辺地、舗装	_____	_____	石垣、コンクリート擁壁、アスファルト舗装
里道⑧		69.16	道路敷	×	服部川 46 号墳	なし	_____	_____
					服部川 56 号墳	なし	_____	_____

地番		面積 (㎡)	地目	農用地	区分	第1種地区	第2種地区	第3種地区
里道⑧		69.16	道路敷	×	周辺地、舗装	—————	—————	石垣、アスファルト舗装、未舗装
里道⑨		77.35	道路敷	×	服部川 72 号墳	石垣	なし	—————
					服部川 73 号墳	—————	なし	—————
					服部川 75 号墳	なし	なし	—————
					服部川 77 号墳	なし	なし	—————
					服部川 119 号墳	なし	なし	—————
					服部川 120 号墳	なし	なし	—————
里道⑩		45.5	道路敷	×	周辺地、舗装	—————	—————	電信柱、コンクリート舗装、未舗装
					服部川 71 号墳	—————	石垣	—————
里道⑪		74.62	道路敷	×	周辺地、舗装	—————	—————	石垣、未舗装
					服部川 111 号墳	なし	—————	—————
					服部川 116・117 号墳	なし	—————	—————
					服部川 120 号墳	なし	—————	—————
					服部川 124 号墳	なし	—————	—————
里道⑫		210.73	道路敷	×	周辺地、舗装	—————	—————	未舗装
					服部川 110 号墳	石垣	—————	—————
					服部川 113 号墳	なし	—————	—————
					服部川 114 号墳	なし	なし	—————
					服部川 115 号墳	なし	なし	—————
					服部川 118 号墳	なし	—————	—————
里道⑬		101.01	道路敷	×	周辺地、舗装	—————	—————	石垣、未舗装
					服部川 60 号墳	—————	なし	—————
					服部川 61 号墳	—————	なし	—————
里道⑭		69.16	道路敷	×	周辺地、舗装	—————	—————	石垣、電信柱、支柱、アスファルト舗装 石垣、ブロック塀、未舗装
里道⑮		156.52	道路敷	×	服部川 100 号墳	なし	なし	—————
					服部川 101 号墳	なし	—————	—————
					服部川 139 号墳	—————	なし	—————
					服部川 140 号墳	—————	なし	—————
					周辺地、舗装	—————	—————	石垣、石垣水路、未舗装

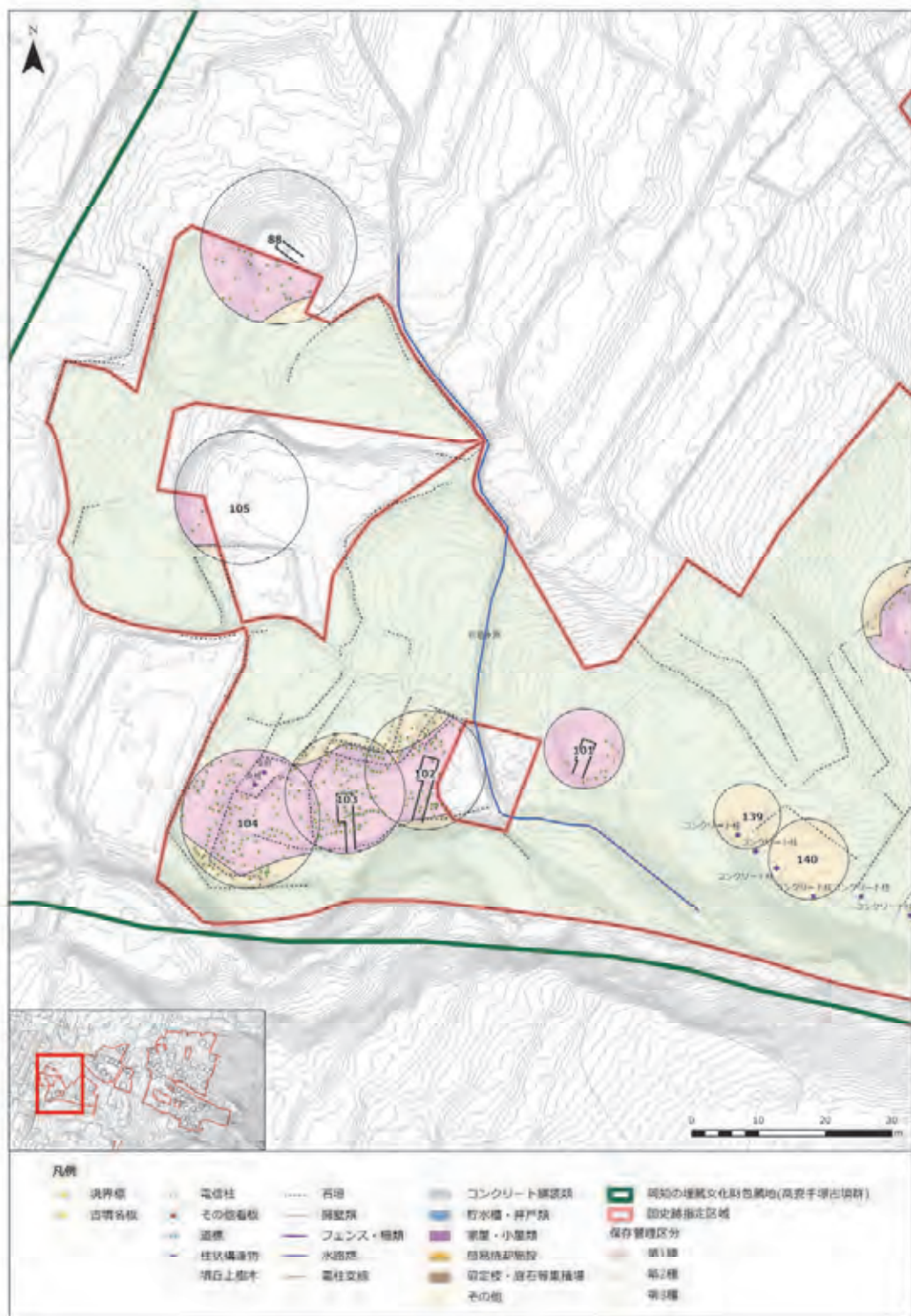


図 6-19 史跡高安千塚古墳群を構成する要素 (1) (縮尺 1/1,000)

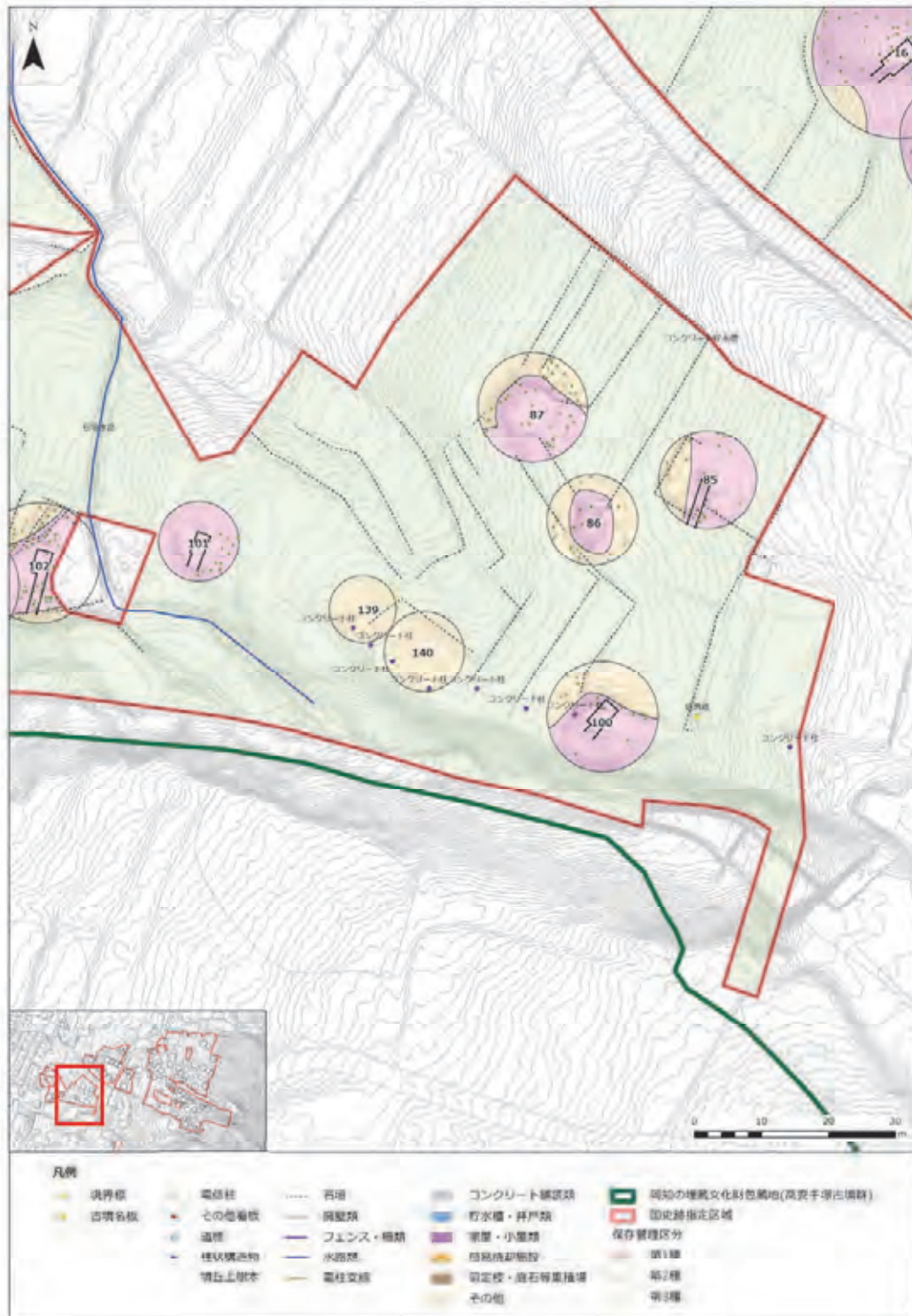


図 6-20 史跡高安千塚古墳群を構成する要素 (2) (縮尺 1/1,000)

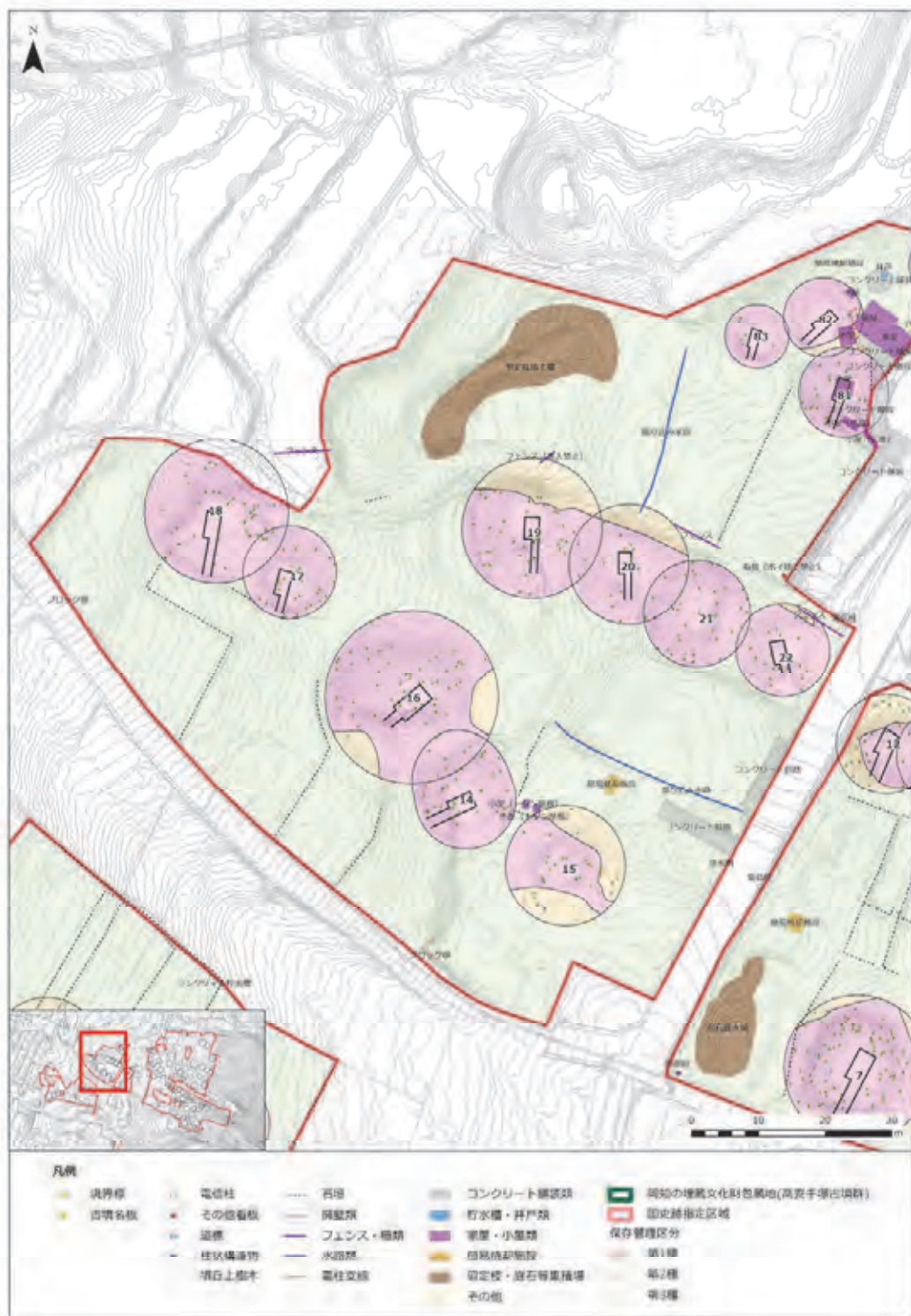


図 6-21 史跡高安千塚古墳群を構成する要素 (3) (縮尺 1/1,000)



図 6-22 史跡高安千塚古墳群を構成する要素 (4) (縮尺 1/1,000)



図 6-23 史跡高安千塚古墳群を構成する要素 (5) (縮尺 1/1,000)

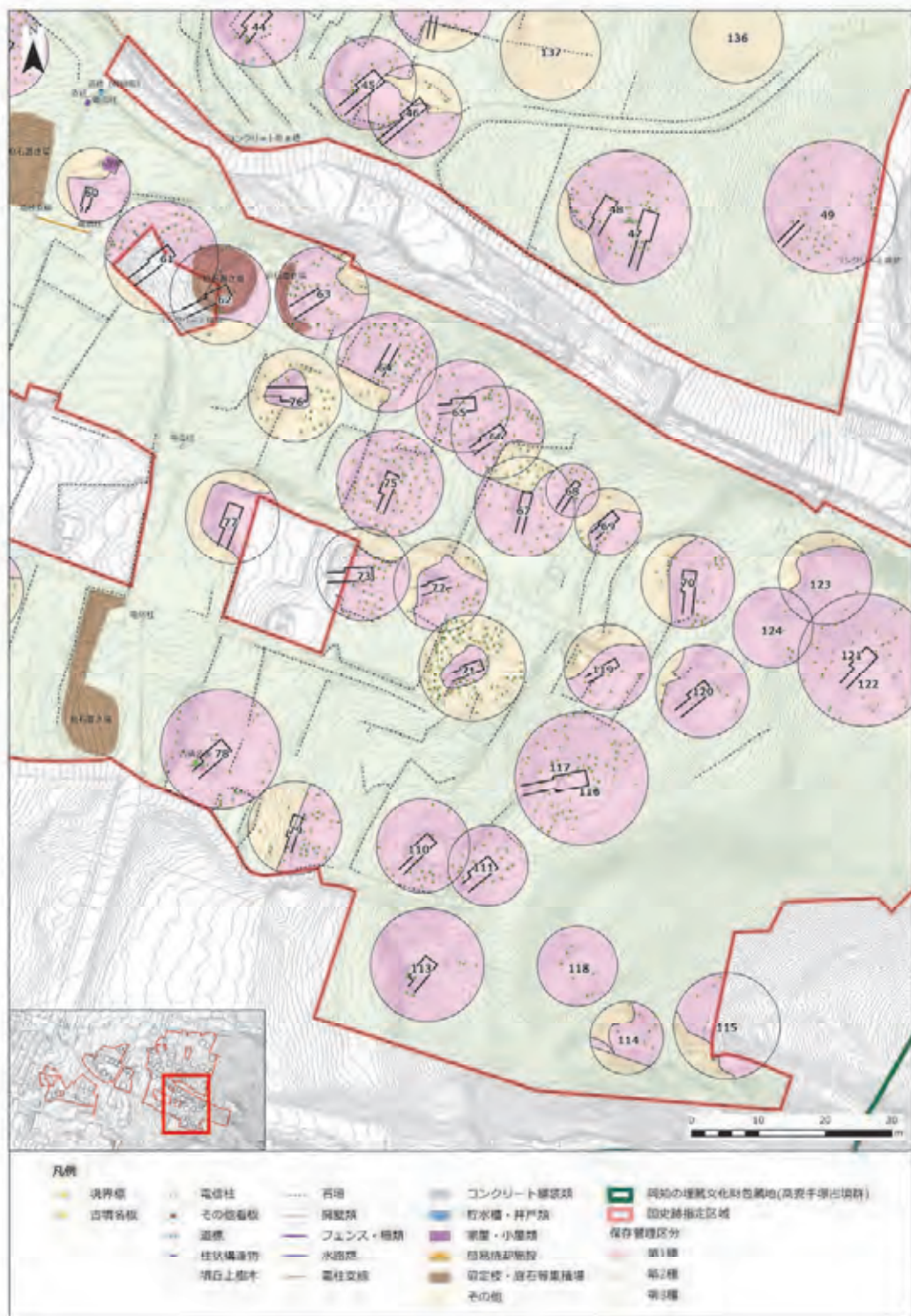


図 6-24 史跡高安千塚古墳群を構成する要素 (6) (縮尺 1/1,000)

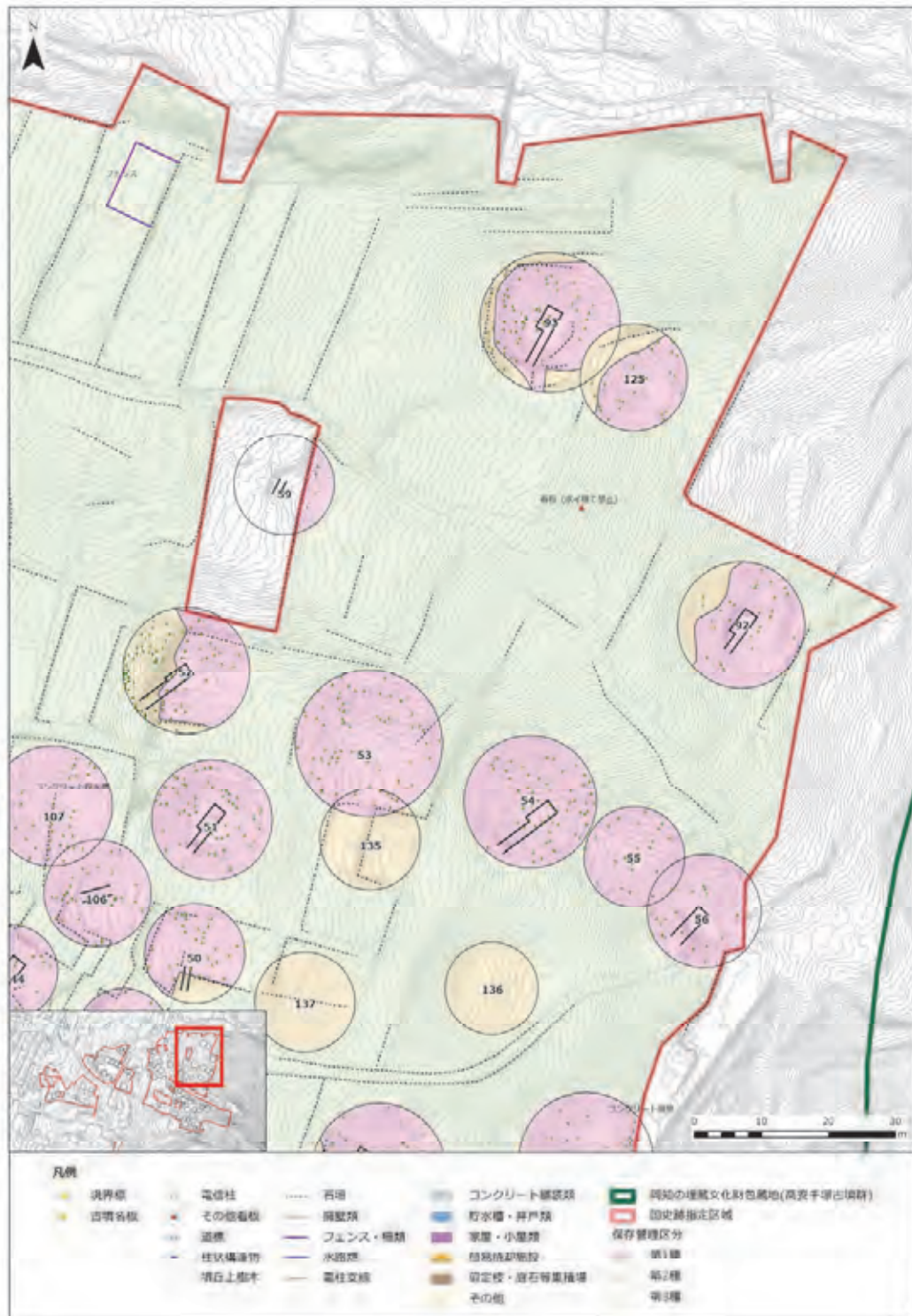


図 6-26 史跡高安千塚古墳群を構成する要素（8）（縮尺 1/1,000）



図 6-27 史跡高安千塚古墳群を構成する要素 (9) (縮尺 1/1,000)

○大窪・山畑支群

表 6-7 史跡に関連のない構成要素の一覧 大窪・山畑支群

地番		面積 (㎡)	地目	農用地	区分	第1種地区	第2種地区	第3種地区
大字 大窪	34-1	183.15	山林	×	大窪・山畑 6号墳	石垣	————	————
					大窪・山畑 7号墳	石垣、ブロック塀	————	————
大字 大窪	1175-36	151.25	宅地	×	大窪・山畑 27号墳	石垣、支柱	石造物、歌舞伎役者寄進 手水鉢、焼香台、灯籠竿 石	————

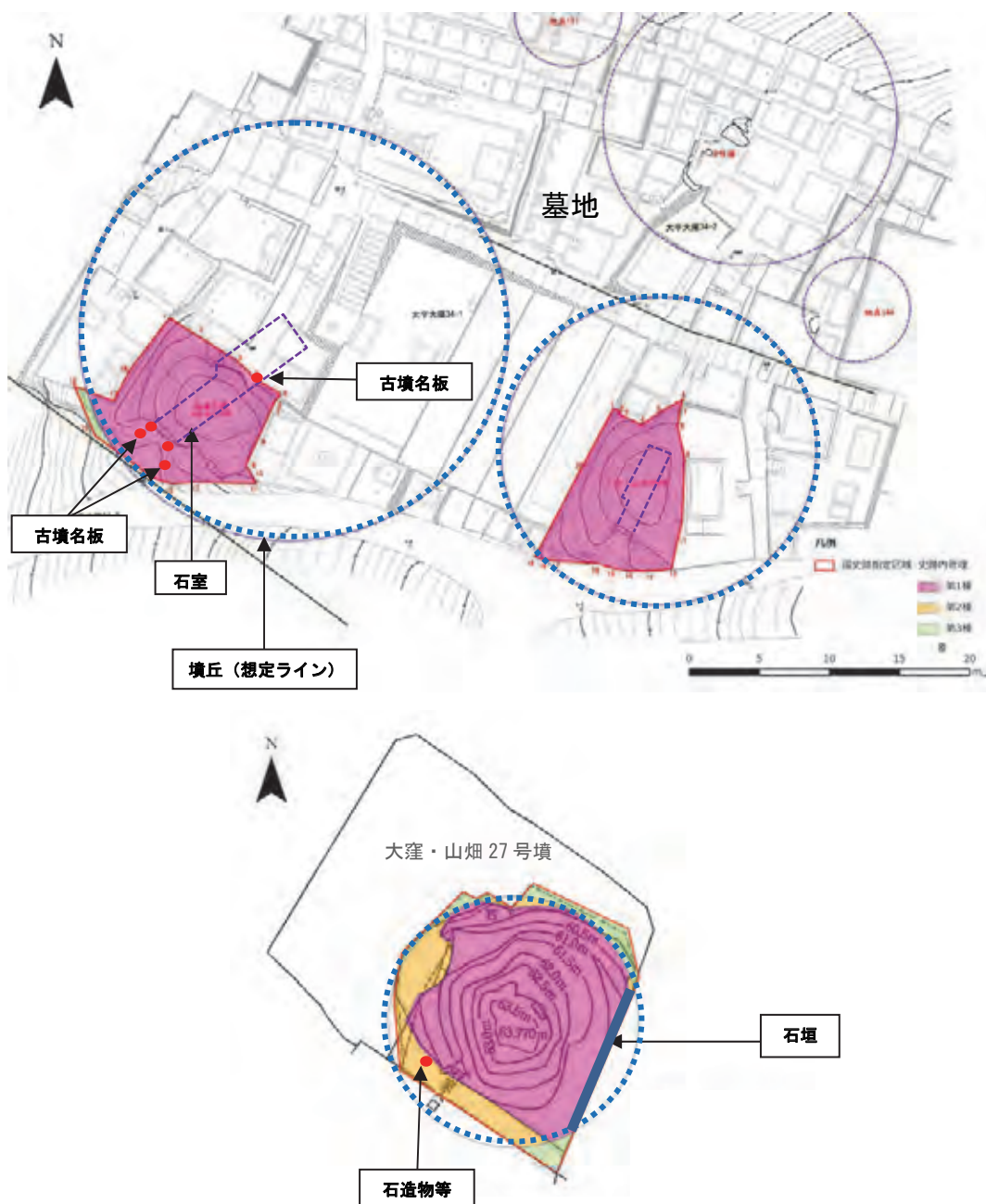


図 6-28 史跡高安千塚古墳群を構成する要素（大窪・山畑 6号墳・7号墳（上）、27号墳（下））

○郡川北支群

表 6-8 史跡に関連のない構成要素の一覧 郡川北支群

地番		面積 (㎡)	地目	農用地	区分	第1種地区	第2種地区	第3種地区
郡川	6丁目1	1,404.07	山林	×	郡川1号墳	石垣、階段、手摺	石垣、墓石、造成園地	_____
					郡川3号墳	水道タンク	_____	_____
					郡川3-B号墳	水道タンク	_____	_____
					郡川4号墳	_____	石垣	_____
					周辺地	_____	_____	石垣、石碑、造成園地
郡川	6丁目2	415.76	墓地	×	郡川2号墳	祠	_____	_____
					周辺地	_____	_____	_____

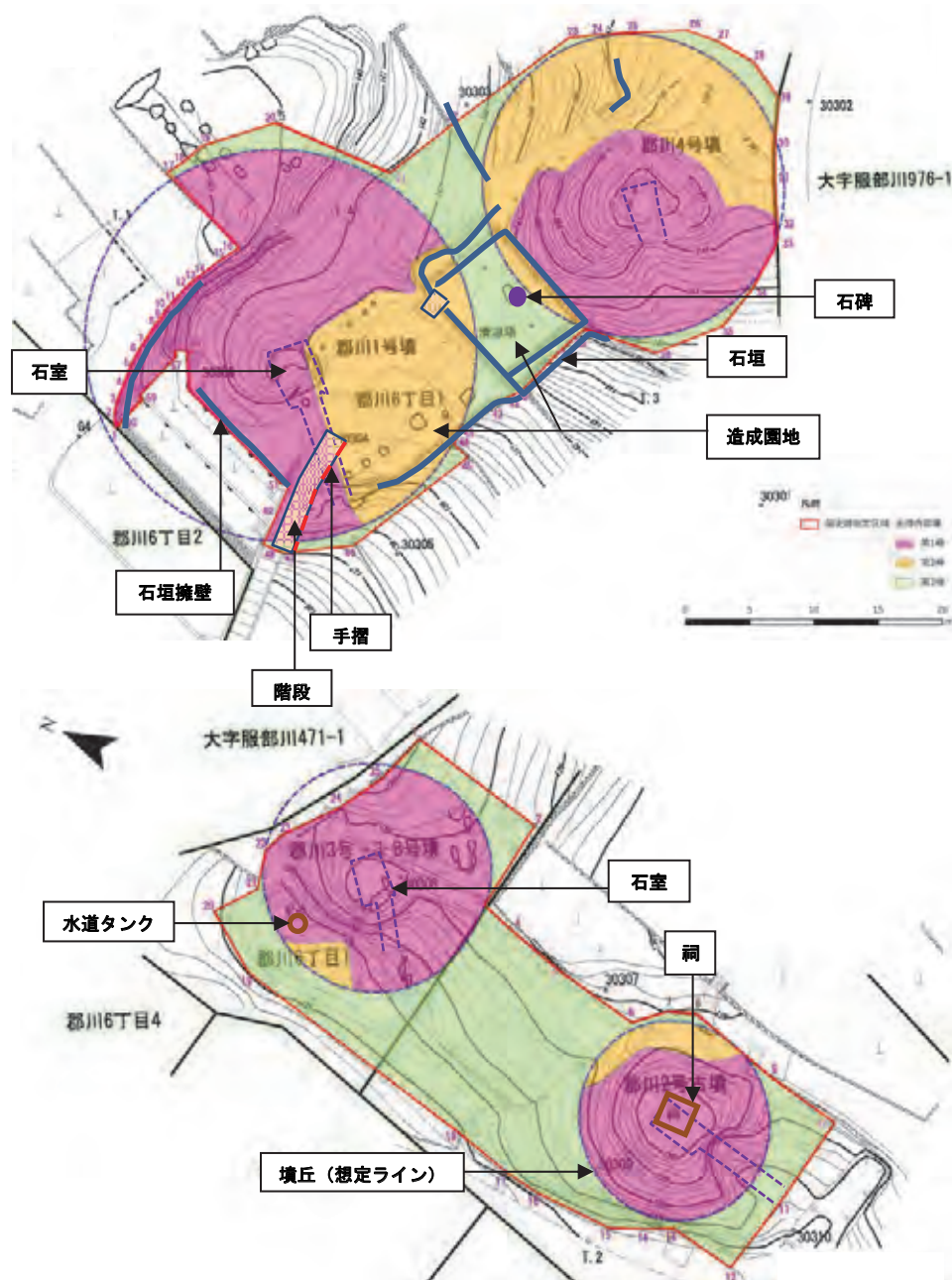


図 6-29 史跡高安千塚古墳群を構成する要素（郡川1号墳、2号墳、3・3-B号墳、4号墳）

第3節 追加指定

高安千塚古墳群全体の保存を図るため、史跡指定地の取扱いだけでなく、史跡指定地周囲に広がり、未指定で周知の埋蔵文化財包蔵地にある各支群と、高安千塚古墳群の周辺で高安千塚古墳群と密接な関係を有する古墳についても、追加指定の方向性の検討を行う。

（１）追加指定の方向性

①短期的な方向性

【史跡指定地の一体的な保存】

高安千塚古墳群の中心支群である服部川支群の「保存管理」、さらに「活用」の観点から、現状の史跡指定地を中心にした、古墳群として連続かつ一体的な追加指定を進める。

②中長期的な方向性

【高安千塚古墳群全体の保存】

高安千塚古墳群全体の保存のため、古墳群を構成する4支群のうち、未指定の古墳が大部分を占める大窪・山畑支群や、未指定の支群であり、高安千塚古墳群の本質的価値を特徴づける郡川16号墳など重要な古墳が含まれる郡川南支群については、調査・研究を進め、学術的な価値の位置づけを行い、追加指定を進める。

【高安千塚古墳群周辺の保存】

高安山麓の後期古墳のうち、高安千塚古墳群と密接な関係を有する古墳についての保存、追加指定を検討する。

（２）追加指定の進め方

①短期的な実施

【服部川支群の追加指定】

服部川支群の古墳の保存状況や土地の利用状況を踏まえて、一体的に保存すべき追加指定の範囲や候補地を位置づける。追加指定の範囲にあたる土地所有者との調整、理解に努め、条件が整い次第、適宜追加指定を進める。

開発事業等で破壊に瀕するなど、緊急に保護を要する古墳については、速やかに追加指定を行う。

②中長期的な実施

【高安千塚古墳群全体の追加指定】

高安千塚古墳群を構成する大窪・山畑支群及び郡川南支群の2支群については、両支群の学術的な価値の位置づけを行うため、服部川支群と同様に詳細な分布調査等を実施した上で、追加指定に向けて必要な調査・研究の成果をまとめる。

周知の埋蔵文化財包蔵地にあたる高安千塚古墳群の範囲においては、開発計画等の事前の把握に努め、開発事業等で破壊に瀕する等、緊急に保護を要する古墳について、土地所有者との調整を行い、速やかな追加指定を計画する。

【高安千塚古墳群周辺の追加指定】

周辺地域での開発計画等の状況に留意し、文化財保護法第93条及び第94条に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いを行う。そして、遺構確認調査等により古墳の有無を確認した上で、高安千塚古墳群の範囲を再検討し、追加指定を検討する。

また、高安千塚古墳群と密接な関係を有し、西方に位置し、古墳群の形成に影響を与えたと考えられる郡川西塚古墳については、墳丘の範囲確認調査等によって保存すべき範囲を定め、高安千塚古墳群との関係等の学術的な価値を位置づけた上で、追加指定を検討する。

第4節 公有化

高安千塚古墳群の本質的な価値を恒久的に保存し、貴重な歴史資産として次世代へ継承するため、公有化が求められる。

（１）公有化の方向性

史跡高安千塚古墳群の「保存管理」、将来の「活用」と「整備」を効果的に進めるため、計画的な公有化を検討する。

公有化計画の検討にあたっては、史跡指定地に多数の土地所有者が存在し、土地利用の57.5%が畑地であり、多くが農業振興地域として農用地指定を受けていることから、土地利用の現況を把握するとともに、営農の継続や農地転用等を含めた土地所有者の意向を十分に踏まえて適切に判断する。

（２）公有化の進め方

①公有化の進め方

史跡の適切な「保存管理」のため、必要な現状変更の規制への対応が必要な場合や、営農の中止や相続、売買等で土地所有が困難になる場合、土地所有者と協議し、条件が整い次第、公有化を進める。

また、史跡指定地周辺での開発事業などで、史跡指定地において早急な保存措置が必要となる場合については、土地所有者と協議し、条件が整い次第、優先的に公有化を進める。

高安千塚古墳群を「活用」するために必要な土地については、「整備」の内容や範囲、さらに確保等に必要な期間等を検討した上で、段階的な公有化の計画を定める。

②公有化までに必要なこと

- ・土地所有者への史跡の本質的価値の周知とともに土地所有の意向の確認
- ・現状の農用地等の土地利用に係る変更等の手続き
- ・土地境界の確定のための境界明示の測量及び土地の地積更正

③公有化以後に必要なこと

- ・公有化した史跡指定地の適切な維持管理（定期的な見まわり、除草及び清掃等）
- ・墳丘及び石室の保存状況等の定期的な観察
- ・樹木の伐採や既存工作物の除却等の環境整備
- ・「活用」のあり方を踏まえた段階的な整備計画の検討

第7章 高安千塚古墳群の活用

第1節 活用の方向性

(1) 活用の基本的な考え方

①上位計画及び関連計画との関係

高安千塚古墳群の各古墳に備わる「①畿内有数の大型群集墳」、「②渡来系集団と地域社会の関係がわかる古墳群」としての本質的価値を伝えるための活用を検討する上で前提となるのが、八尾市がめざす将来都市像の実現に向けた上位計画である「八尾市第5次総合計画」の施策「**歴史資産などの保全と活用**」の推進である。

そのなかで、高安千塚古墳群は、八尾の魅力を高める貴重な歴史資産（※）として積極的な活用が求められている。さらに、八尾市第5次総合計画と整合を図りつつ、八尾市の教育の方向性を示した「八尾市教育振興計画」においても、「**貴重な歴史資産の保全と積極的な活用**」をめざしている。

また、史跡指定による保存と活用に向けて平成25年6月に策定した「高安千塚古墳群保存活用事業基本構想」では、歴史資産としての高安千塚古墳群のめざす姿を定め、その活用のあり方を検討をした。

本計画では、上位計画を基本にして、「高安千塚古墳群保存活用事業基本構想」や関連計画を踏まえ、高安千塚古墳群の活用方法を検討する。

②将来の計画

高安千塚古墳群の具体的な活用案の詳細については、本計画の基本方針を踏まえて、将来の史跡の公有化を経たのち、「活用」のための整備の前提として策定する必要がある「史跡整備基本構想及び基本計画」の中で検討する。

※歴史資産＝歴史遺産（文化財）を「遺す」から「活かす」へと発展させる考え方

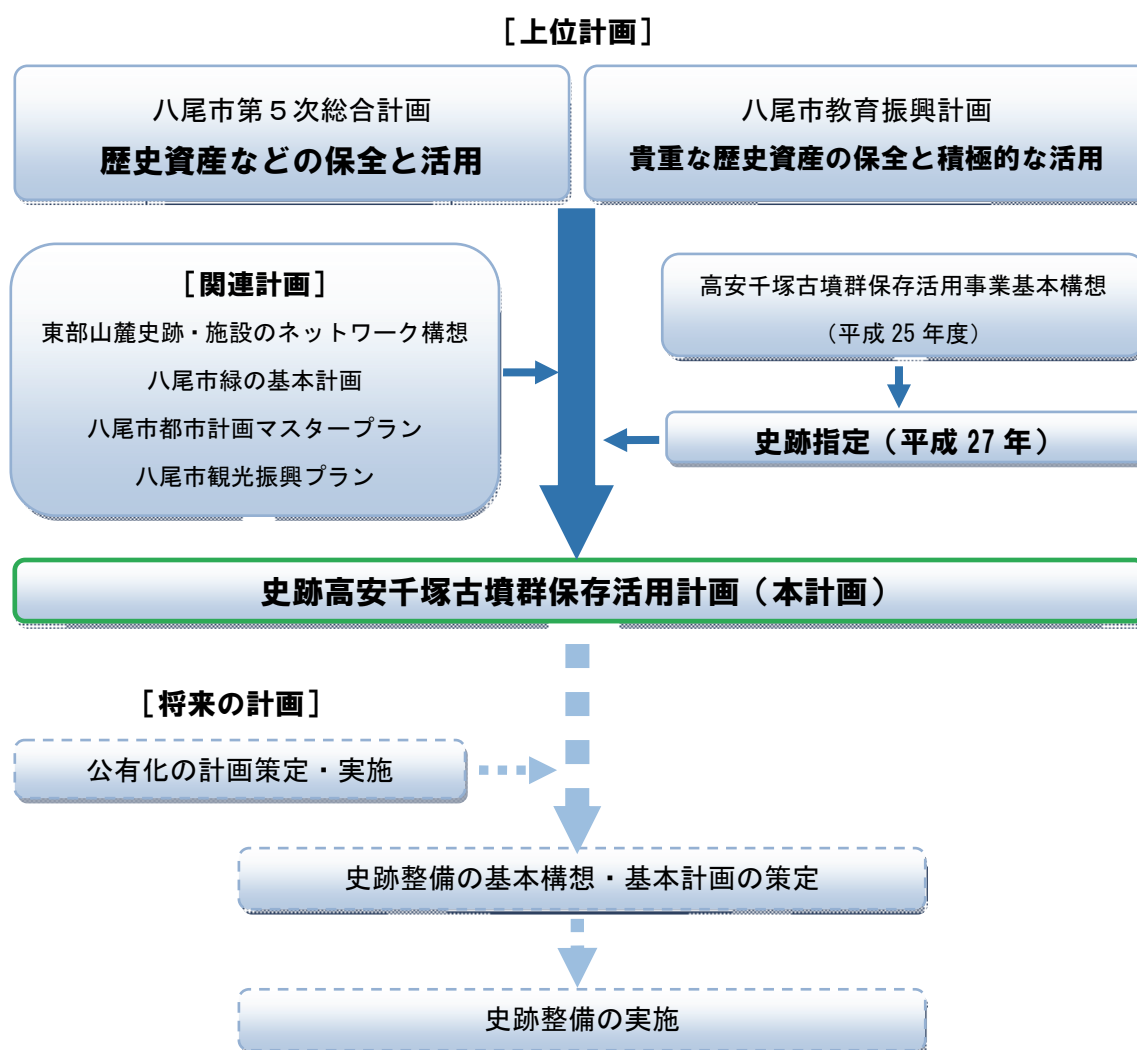


図 7-1 高安千塚古墳群の「活用」にかかる上位及び関連計画との関係

(2) 活用の方向性

本質的価値を伝え、継承する活用

【方向性】

活用の目的を踏まえた効果的な活用方法を検討する。

高安千塚古墳群の効果的な活用にあたって、活用の目的を踏まえて、高安千塚古墳群の本質的価値を伝え、継承するための「文化財としての活用」を基本とし、さらに地域の学習教材とするための「地域教材としての活用」、地域資源（観光資源）とするための「地域資源としての活用」の3つの考え方をもとに、活用方法の検討を行う。

【高安千塚古墳群を効果的に活用するための3つの考え方】

文化財としての活用

中河内の大型群集墳を体感

文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財保護への意識を高めるため、「文化財（史跡）」として、調査・研究の成果に基づいた高安千塚古墳群の本質的価値を広く普及啓発する。

さらに、多くの人々が現地を来訪し、高安千塚古墳群を体感できるような活用方法を検討する。

地域教材としての活用

郷土の歴史、自然、産業などの学習を促進

高安千塚古墳群を郷土の歴史を学ぶ貴重な生きた歴史教材、加えて高安山麓の豊かな自然や地域の産業である植木畑など、郷土の歴史や自然、産業を学ぶことができる「地域教材」として活用する。

さらに、学校教育と社会教育の2つを対象にして、八尾市立歴史民俗資料館や八尾市立しおんじやま古墳学習館等などの文化財施設と連携した地域教材としての活用方法を検討する。

地域資源としての活用

地域への誇りを育み、市民の活動を促進

高安千塚古墳群のある高安山麓は、歴史や文化財だけでなく、この地域に独特なものとして現存する自然や文化（高安能・祭など）、産業（農作物・植木畑）など多面的かつ多様な「地域資源」を有する。高安千塚古墳群を含むこれら地域資源の活用により、先人たちをしのぶ地域への誇りとしての醸成が必要である。

高安千塚古墳群と高安山麓を一体的に捉えた魅力ある地域資源として継承していくため、地域の理解と協力のもと、地域と連携して地域を活性化できるような活用方法を検討する。

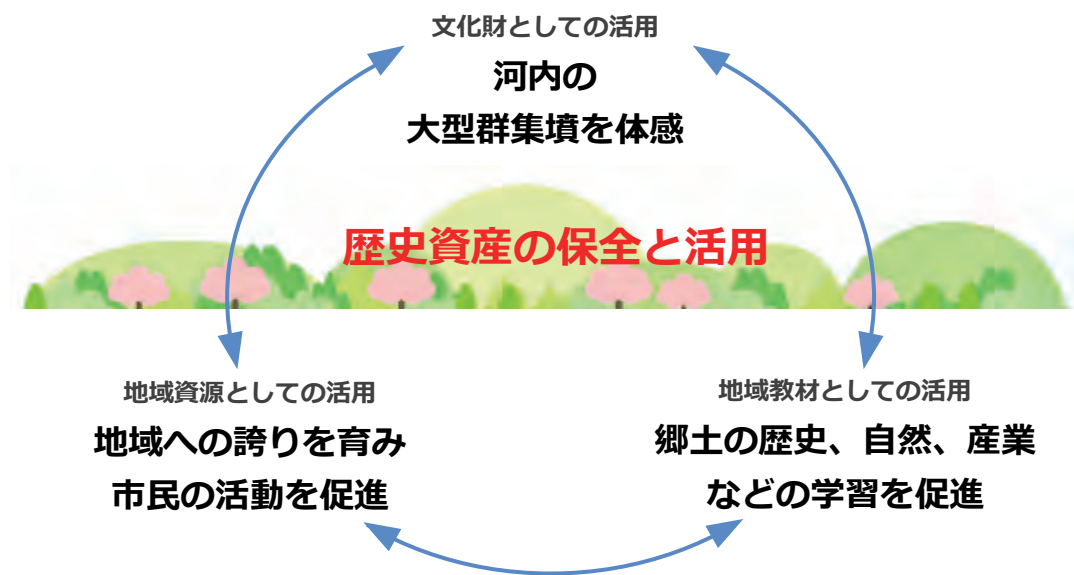


図 7-2 高安千塚古墳群の活用の考え方

第2節 活用する方法

「文化財としての活用」、「地域教材としての活用」、「地域資源として活用」の3つの活用の考え方ごとに、市民が高安千塚古墳群を活用するにあたって、「知る」→「見る」→「調べる」といった古墳への関わりを段階的に上げ、さらに高安千塚古墳群を「支える」立場へとつなげていくための活用方法を検討する。

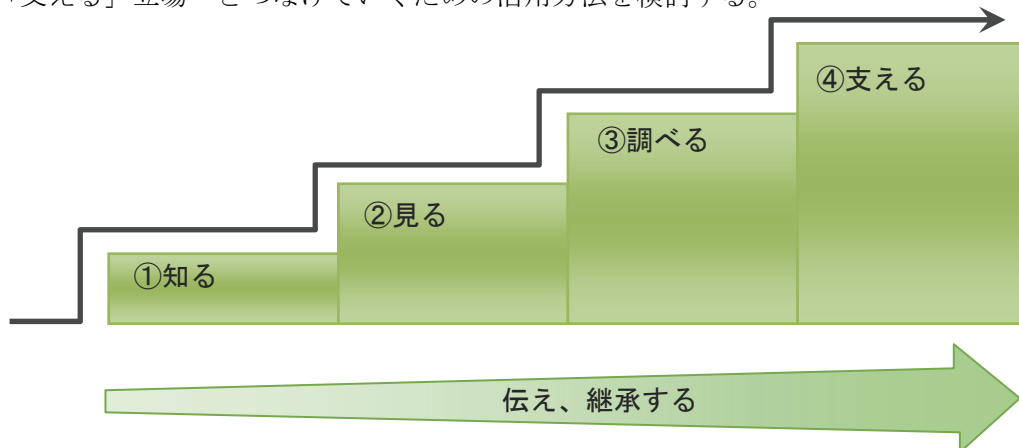


図 7-3 段階的な活用のタイプ

（1）文化財としての活用方法

文化財としての高安千塚古墳群の本質的価値を「知る」ための方法として、パンフレットやホームページなど多様な広報手段を使って、積極的かつ継続的に情報発信を行うとともに、現地見学会等の普及啓発イベントを実施する。さらに、環境整備としては、現地で古墳の場所や価値を「知る」ための古墳名板や説明板等を設置する。

将来的には、高安千塚古墳群の本質的価値である大型群集墳の墳丘、横穴式石室等を現地公開し、「見る（体感する）」ために必要な整備を検討する（表 7-2）。

表 7-1 文化財としての活用方法

活用タイプ	活用方法
①知る	・パンフレットやホームページ、映像（動画）、広報媒体等で情報を発信する。 ・高安千塚古墳群に関する普及啓発のイベント等を実施する。 ・高安千塚古墳群の価値（表 7-2）を伝える古墳名板や説明板等を設置する。
②見る	・現地で大型群集墳の景観や墳丘及び石室を見る（体感する）ことができるような整備を行う。
③調べる	・八尾市立歴史民俗資料館や八尾市立しおんじやま古墳学習館、図書館やインターネットなどで高安千塚古墳群に関する資料を調べることができるよう、情報を提供する。
④支える	・高安千塚古墳群に関する調査、研究や保全活動等に参画できる機会を設ける。

表 7-2 「見る（体感する）」ための高安千塚古墳群の価値

見るべき価値		価値の内容
本質的価値	畿内有数の大型群集墳	・中河内を代表する大型群集墳で、横穴式石室を有する古墳（主に円墳）が密集して分布する。 ・大和の大型横穴式石室に準じる規模と構造をもつ大型で精緻な構造の石室など、様々な特徴を持つ石室がある。
	渡来系集団と地域社会の関係がわかる古墳群	・渡来系集団の関係がうかがえるドーム状天井石室や韓式系土器、ミニチュア炊飯具などの副葬品がある。
付加価値	考古学史上の重要性	・貴重な考古学史をもち、江戸時代から知られ、明治時代にモースやガウランドなどの外国人研究者が訪れ、いち早く海外に紹介された歴史をもつ。
	群集墳の景観と眺望	・古墳が連なる群集墳の歴史的な景観と、古墳群から見渡すことができる大阪平野の眺望がある。

（２）地域教材としての活用方法

①学校教育での活用

地域教材としての活用は、学校教育における高安千塚古墳群への学習機会の促進が必要となる。高安千塚古墳群を生きた教材として効果的に活用するために、前方後円墳である史跡心合寺山古墳との比較や、中河内に居住した渡来人との関わりなど、小・中学校の学校カリキュラムにおける古墳時代の学習の中での位置づけが必要である。

そのために、高安千塚古墳群を地域の歴史の一つとして普及啓発し、学校教育における活用を進めるため、学校教職員等への積極的な働きかけを行うとともに、高安千塚古墳群を学習教材としたビデオ等の作成などを検討する。

また、校外学習としての遠足の場所や地域の産業である植木畑などを学べる場としても活用する。高校生や大学生においては、考古学や歴史での課外活動や研究のフィールドとして活用する。

②社会教育での活用

社会教育（生涯学習）を対象に、高安千塚古墳群を地域教材として地域の歴史や文化財等を学べる機会や場の提供を行うため、高安千塚古墳群の現地見学会や関連する内容の講座等の開催などを行う。

③文化財施設での活用

高安山麓の歴史や文化財を学べる文化財施設である八尾市立歴史民俗資料館や八尾市立しおんじやま古墳学習館との役割分担を行いつつ、現地と文化財施設が連携した効果的な学習を行う。

表 7-3 地域教材としての活用方法

活用タイプ	活用方法
①知る	・地域の歴史や自然、産業（地域教材）の一つとして、高安千塚古墳群を学校カリキュラム（社会科）の中で位置づける。 ・高安千塚古墳群を紹介したビデオ等の教材を作成する。 ・社会教育を対象とした講演会等を実施する。
②見る	・社会教育を対象とした現地見学会等を実施する。 ・学校カリキュラムや校外学習の一環として現地を見学できるよう、整備を行う。
③調べる	・小、中学校生の学習や、社会教育のテーマ、大学等の研究フィールドとして活用できるよう、対象に応じた情報を提供する。
④支える	・郷土の歴史への理解者、協力者となるよう、幅広い世代への継続的な学習機会を設ける。

参考：学校カリキュラム（社会科）への対応

○小学校 6 年生社会科小単元：大昔のくらしと国の統一

1 大昔のくらし

狩りや漁の生活

変わるくらしのようす

米作りが広がったころ

むらからくにへ

2 国が統一される

古墳を調べる

大和朝廷と渡来人のかつやく

ふりかえてみよう

出典：文教出版「小学生の社会」年間指導計画（案）抜粋

表 7-4 学習のねらい

学習事項	学習のねらい
古墳を調べる	・大仙（仁徳陵）古墳の様子、出土品や古墳の作り方などから、強い力をもった豪族や王が現れた古墳時代の様子を考えることができる。
大和朝廷と渡来人のかつやく	・各地に大きな力をもった豪族が出現した古墳時代の様子を調べ、大和朝廷が進んだ技術や新しい文化を伝えた渡来人との結びつきを強め、国を統一していったことをとらえることができる。

出典：文教出版（八尾市立小学校使用教科書）

○中学 1 年生社会科小単元：日本列島の人々と国家の形成

- 1 日本人のルーツと縄文時代
- 2 稲作の広まりと弥生時代
- 3 ヤマト王権と渡来人
- 4 東アジアの統一国家
- 5 聖徳太子と飛鳥時代
- 6 律令国家をめざして

出典：文教出版「中学校 社会 歴史的分野」年間指導計画（案）

表 7-5 学習のねらい

学習事項	学習のねらい
3 ヤマト王権と渡来人 ・巨大な墓とヤマト王権 ・大王・豪族と人々の生活 ・中国や朝鮮との交流と渡来人 【7月】	○古墳の分布や大陸との関係を通してヤマト王権による国家の形成について理解することができる。 ○渡来人の知識や技術がヤマト王権にあたえた影響を理解することができる。

出典：文教出版（八尾市立中学校使用教科書）

【文化財施設】

八尾市立しおんじやま古墳学習館

- ★高安山の豊かな歴史や文化財とふれあい、心合寺山古墳＜5世紀＞を中心とした展示を通して心合寺山古墳の時代を学ぶ。

八尾市立歴史民俗資料館

- ★市内の歴史や文化財の拠点施設として、市内の文化財を調査・研究し、収集を図るとともに、展示・公開する。
- ★常設展「大和川流域と高安山ーその歴史と文化ー」を展示。高安山麓の歴史をテーマにした特別展や企画展を開催。

【自然資源】 高安山
【地場産業】 植木畑

高安千塚古墳群
＜6世紀＞

図 7-4 文化財施設との役割分担

(3) 地域資源としての活用方法

まちづくりや観光面において、地域の歴史や文化財、自然、文化、産業などが一体となった高安山麓特有の地域資源のひとつとして、高安千塚古墳群を活用する。そのために、高安千塚古墳群とその他の地域資源を結びつけ、地域の魅力を高めることにより、地域と連携し、地域の活性化を図る。

①地域との連携

地域の理解と協力のもと、地域や市民との積極的な連携を進める。そのために、地域（郷土）にとって身近な歴史や生活の中での高安千塚古墳群に関する聞き取り等の調査を行う。さらに、古墳の清掃や草刈りなどの保全活動やパトロール、高安千塚古墳群及び周辺地域の案内ガイドなどへのボランティア活動の参画を促進するため、育成と体制づくりを行う。将来的には、地域が主体となった活動に方向づける。

②観光資源としての活用

新たな八尾の魅力となるよう、高安千塚古墳群へ案内するための説明板や方向サインの市全体を視野に入れた整備、ホームページや観光パンフレット類による情報提供、さらにこれらの外国人観光客の受け入れにむけた多言語対応等の検討が必要である。また、高安千塚古墳群のキャラクター等の積極的な活用による普及啓発活動を行う。将来的には、地域が主体となった観光や経済活動を展開するための方法を検討する。

表 7-6 地域資源としての活用方法

活用タイプ	活用方法
①知る	・高安千塚古墳群と高安山麓の歴史や、自然、文化、産業を結びつけた地域特有の資源として情報発信する。 ・情報発信においては、日本語だけでなく、多言語への対応を行う。
②見る	・地域資源として活用できるような整備を検討する。
③調べる	・地域の歴史の中での高安千塚古墳群に関する聞き取り等の調査を行う。
④支える	・高安千塚古墳群の保全活動だけでなく、高安千塚古墳群と周辺の案内や地域の歴史を伝えるなどの幅広い市民活動への支援を行う。 ・地域の商店等の収益性の向上や雇用創出などの地域の活性化につなげることができるような検討を行う。

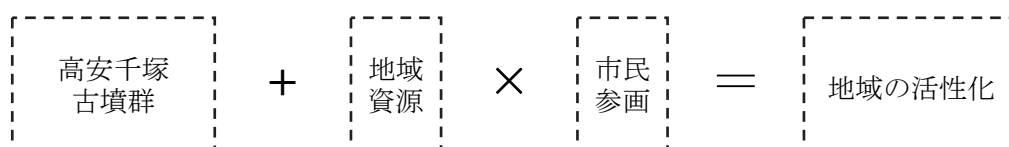


図 7-5 高安千塚古墳群と地域資源の活用展開

第8章 高安千塚古墳群の整備

第1節 整備の方向性

史跡指定地の「整備」については、2つの方向性がある。ひとつは「**保存**」のための整備であり、もうひとつが、「**活用**」のための整備である。

「**保存**」のための整備については、高安千塚古墳群の本質的価値を損なわないよう、史跡の管理団体である八尾市が文化財保護法に基づき、古墳の保存上必要な復旧及び修理のための整備を行うもので、日常的かつ継続的に必要となるものである。

「**活用**」のための整備については、高安千塚古墳群の本質的価値を伝え、継承していくため、活用、公開に必要かつ効果的な範囲を多面的に検討、計画した上で、整備を行うものである。

(1) 「保存」のための整備の方向性

「保存」のための整備

⇒ 第2節

【方向性】

古墳や植生の状態を把握した上で、保存のための適切な整備方法を検討する。

周辺地域の安全確保を踏まえた古墳への土砂災害等の対策を検討する。

①古墳の保存のために必要な整備（復旧及び修理）の考え方

古墳の状況を把握し、適切な保存を目指した管理を行うため、「古墳管理台帳」をもとに、復旧及び修理の優先度を見極めながら、適切な整備（復旧及び修理）を行う。

また、古墳を保存するために古墳そのものを復旧及び修理するだけでなく、史跡としての保存を継続的かつ確実とするために、史跡指定地の場所と範囲を示す標識や境界標、高安千塚古墳群の本質的価値を周知する古墳名板や説明板等を現地において明示する整備を行う。

②災害の予防措置の考え方

高安千塚古墳群の保存と周辺地域の安全確保のため、山麓部で想定される地震災害や土砂災害等に対する災害予防措置とともに利用者の安全対策の検討を行う。

(2)「活用」のための整備の方向性

「活用」のための整備

⇒ 第3節

【方向性】

活用方法に応じた施設等の整備のあり方を検討する。

高安千塚古墳群の本質的価値を伝え、継承していくために、第6章で検討した下記の3つそれぞれの活用目的で期待される効果を最大限に発揮できるような活動内容や機能を検討し、必要な施設等のあり方を検討する。

さらに、史跡指定地だけでなく、史跡指定地外の周辺地域も含めた広がりのある活用方法を想定しつつ、高安千塚古墳群の活用に必要な施設等を検討する。

①文化財として活用するための整備の考え方

「文化財」としての高安千塚古墳群の本質的価値が正しく理解するため、大型群集墳や歴史的な環境を体感できるような整備を行う。高安千塚古墳群の本質的価値を体感できるエリアを、古墳の保存状況や立地、古墳群の眺望等を考慮して活用の中心に設定する。

さらに、見学可能な古墳をつなぐ見学ルート確保や古墳見学のための環境整備を検討する。

②地域教材として活用するための整備の考え方

「地域教材」として高安千塚古墳群を活用するため、利用者が安全かつ適切に学習できるよう、見学可能な古墳の説明板等の設置や、園路、案内施設等の整備を図る。また、学校等団体利用者の来訪を考慮した施設等の整備を図る。

③地域資源として活用するための整備の考え方

「地域資源」として高安千塚古墳群を活用するため、古墳群の魅力を多くの人々に知ってもらい、未来へと継承していくことができるような整備を検討する。

さらに、高安千塚古墳群や高安山麓の案内などのボランティアの養成など市民参画を推進した活動を図ることができるような拠点整備を行う。また、周辺の地域資源との組み合わせによる新たな魅力の発信に必要な環境の整備に留意する。そのために、史跡指定地周辺のアクセスや案内、休憩場所やトイレ、駐車場等の便益施設の整備が求められる。

第2節 保存のための整備

古墳の保存のための整備（復旧・修理）や災害の予防措置にあたっては、史跡の管理団体である八尾市が、土地所有者、国、及び大阪府教育庁と調整し、保存のための整備計画等を検討、策定した上で、実施するものとする。

（１）古墳の保存のための整備（復旧・修理）方法

「古墳管理台帳」をもとに古墳の保存状況等を定期的に観察し、優先的に対処すべき古墳の検討を行い、応急措置も含めた保存のための整備（復旧・修理）を行う。また、墳丘上の樹木については、古墳の保存に影響をおよぼす恐れがあるため、定期的な観察を行う。

高安千塚古墳群の本質的価値である「①墳丘」と「②石室」、さらに古墳が連なる群集墳の景観の保存のために必要な整備（復旧・修理）の方法と、「③史跡を保存するために必要な整備」について、以下に示す。

①墳丘の整備（復旧・修理）

１）定期的な観察

墳丘の保存状況及び樹木等の影響を定期的に確認する（半年ごと程度を目途）とともに、古墳群の景観等の定点観察も行う。観察結果は「古墳管理台帳」に記録する。

〔墳丘の保存状況の確認項目〕

- ・ 墳丘構成土（盛土）の状況
- ・ 樹木、地被類の植生状況
- ・ 工作物等の有無

２）墳丘の遺存状況の把握

保存状況の確認の結果、墳丘の復旧・修理の対策に必要な古墳については、現況調査及び発掘調査の実施を検討する。

調査にあたっては、古墳に関する遺構の状況を確認するとともに、墳丘の詳細な現況図及び復元図を作成する。

３）復旧・修理方針の決定

墳丘の保存を基本として、発掘調査等の成果に基づいて、復元盛土等による墳丘の保護対策を検討し、復旧・修理の方針を定めた上で、実施する。

②石室の整備（復旧・修理）

１）定期的な観察

石室の保存状況及び樹木等の影響を定期的に確認する。また、石室石材の動きに留意し、石材の定点観測等を行う。

〔石室の保存状況の確認項目〕

- ・石室の遺存及び損傷状況
- ・石室石材の石組みの状態や劣化度等の状況

2) 石室の遺存状況の把握

石室の劣化原因等は、古墳の立地環境や石室の状況など複合的な要因が考えられる。そのため、石室の復旧・修理にむけては十分な検討を行った上で、石室の現況の実測調査や発掘調査等を含めた遺存状況を把握するための調査の実施を検討する。

3) 復旧・修理方針の決定

石室の保存を基本として、調査成果に基づき、解体修理等を含めた復旧・修理方法を検討した上で実施する。

③史跡を保存するために必要な整備

1) 史跡の位置や範囲、境界等の明示

土地所有者と調整し、史跡の名称を示す標識や標柱及び史跡の位置や範囲を示す境界標を設置する。（「史跡名勝天然物標識等設置基準規則」による。）

2) 高安千塚古墳群の本質的価値の周知

高安千塚古墳群の本質的価値を伝えるため、高安千塚古墳群を解説した説明板や、各古墳の名称を記した古墳名板等を設置する。

設置場所等は、説明板は支群ごとに、古墳名板はすべての古墳への設置を検討する。今後、古墳及び石室の公開等の活用の観点も含めて、土地所有者の理解のもと、設置する古墳の検討が必要となる。また、古墳名板の規格等の統一、説明板の解説内容などを検討する。



図 8-1 史跡の所在を示す標識の設置



図 8-2 史跡の範囲を示す境界標の設置



図 8-3 史跡の本質的価値を示す説明板の設置

※図 8-1～3 の例は史跡心合寺山古墳

(2) 災害の予防措置

高安千塚古墳群及び周辺地域で想定される「地震災害」と「土砂災害」の予防措置について、検討する。

①地震災害

地震による直接的な古墳の被害として、墳丘や石室のずれや崩壊、陥没、二次的な災害として周辺の急傾斜地の斜面崩壊や石垣等の崩れ、倒木等による墳丘や石室の崩壊や埋積などを想定したが、これらの予防措置のため、墳丘及び石室の定期的な観察の中で、危険度の判定や地震の予防対策の検討を行う必要がある。

特に危険度の高い石室については、立ち入り禁止等の看板やロープ等の設置を進め、安全確保に努める。

②土砂災害

土砂災害による土砂や樹木等の流出の予防措置については、史跡指定地に近い砂防堰堤については、関係部局との協議を行い、堤体の点検や土砂の堆積等の状態についての情報共有を行う。さらに、地震災害と同様に防災の観点から、墳丘の補強等を検討する必要がある。また、土石流による下流域への流水や土砂流出のルート等の検討を進め、将来的には古墳の保存を目的とした排水路等の整備を検討する。

③整備における安全対策の検討

将来の整備において、古墳見学者等の円滑な警戒避難が行われるよう、日常的な安全パトロールや、土砂災害に関する情報や予報及び警報の伝達方法、避難路の確保等を含めた安全対策のマニュアルの作成、見学ルートでの避難路への誘導等を踏まえた方向サインや注意看板等の設置も検討する。

第3節 活用のための整備

(1) 文化財としての活用のための整備方法

①整備の基本的な考え方

史跡指定地の土地利用等の状況、土地の公有化や追加指定の進捗状況を踏まえて、指定地内の植木畑や森林、寺院境内地と共存しつつ、群集墳としての姿や一体性が理解できるよう、一定の面積の範囲から段階的かつ継続的に整備を進め、公開・活用の範囲を広げる。

整備方法については、高安千塚古墳群の本質的価値を構成する墳丘、石室を保存しつつ、見学者の安全の確保を前提として、各古墳の保存状況や調査・研究の成果、加えて、普及啓発活動を通じた市民の反応等を踏まえて検討する。

また、史跡指定地外において、ガイダンス施設や便益施設等の設置も検討する必要がある。

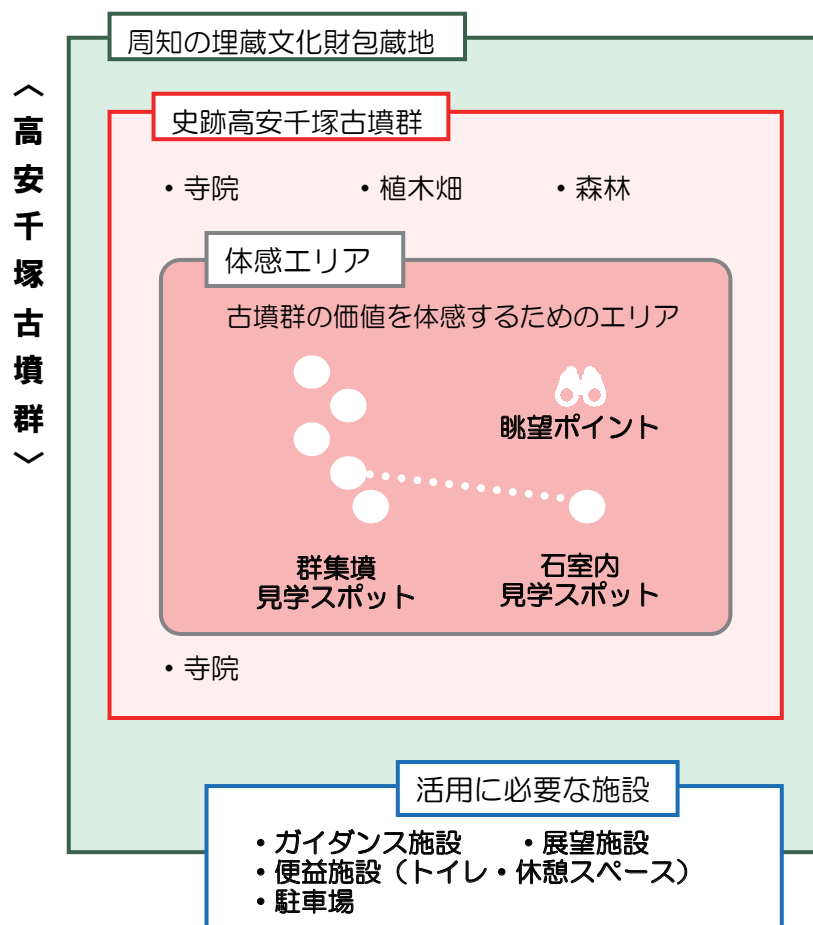


図 8-4 整備対象区域の概念図

②体感エリアの設定

高安千塚古墳群の本質的価値を伝えるため、群集墳の連なる地形、墳丘の規模や形状、横穴式石室を体感できるような整備を検討する。

群集墳であることがわかる、墳丘の規模や形状などの特徴が理解できる、石室内の見学ができるなどの見学スポットになる古墳や地点を抽出する。これら見学スポットの古墳を集約し、高安千塚古墳群を一体的に把握できる「体感エリア」を古墳の保存状況や立地も踏まえて設定する。

見学スポットの各古墳をつないだ見学ルートについては、見学の所要時間や安全性等を考慮して設定する。

さらに、高安千塚古墳群は、築造当時から大阪平野を見渡すことができた立地にあり、現在でも優れた眺望ポイントであることから、中河内地域の歴史だけでなく、郷土の歴史や地理の学習に活用でき、さらに地域資源としての集客効果も期待される場所にある。眺望ポイントを活用して、この地域の魅力を付加できるような整備も検討する。

表 8-1 「体感エリア」設定の考え方

古墳の保存状況	群集墳の景観	群集墳の連なりがわかるような場所を抽出する。
	墳丘の規模・形状	墳丘の規模・形状がわかる古墳を抽出する。
	石室の内部	石室内が安全に見学できる古墳を抽出する。
古墳の立地	古墳群からの眺望	古墳群から大阪平野を眺望できる場所を抽出する。
	見学ルート	体感できる要素と見学に要する時間を考慮し、見学スポットが集まる箇所を抽出し、ルートを設定する。
	アクセス・安全性	見学者の動線を考慮し、安全で行きやすい箇所を抽出する。

③古墳の整備方法

「体感エリア」の各古墳の保存状況を把握し、保存のために必要な整備（復旧・修理）方法も踏まえて安全対策等を検討した上で、見学スポットとして公開できる古墳を選択する。

古墳の整備、公開にあたっては、墳丘や石室の保存状況を踏まえ、選択した古墳個々の本質的価値を明らかにするために、発掘調査等を事前に実施する。

そして、発掘調査等の成果を踏まえて、現状保存するものと墳丘や石室を復元整備するものに分ける。復元整備は、各古墳の価値や特徴を明示できるような整備を検討する。墳丘や石室の具体的な整備方法については、一須賀古墳群（大阪府南河内郡河南町）や新沢千塚古墳群（奈良県橿原市）、岩橋千塚古墳群（和歌山県和歌山市）、大室古墳群（長野県長野市）、志段味古墳群（愛知県名古屋市）など、他地域の古墳群における史跡整備の先進事例を参考にし、整備方法の具体案を検討する。

〔古墳の整備の手順〕

1) 現状保存：墳丘上の樹木は伐採・剪定にとどめ、現状維持を図る。公開の可否も合わせて検討する。

ただし、古墳の保存管理、活用、整備上、支障となる構造物や樹木の除去は、検討する。損壊等の恐れがある石室の開口部については、埋め戻し等を行い、石室への立入等の安全・保存対策を行う。

2) 墳丘復元：墳丘の範囲確認等を行った後、墳丘を復元して公開する。

3) 石室整備：石室（石室実測・床面精査）の発掘調査を行った後、安全対策を行った上で公開する。

4) 景観整備：1～3の古墳を含めた群集墳の景観として整備する。

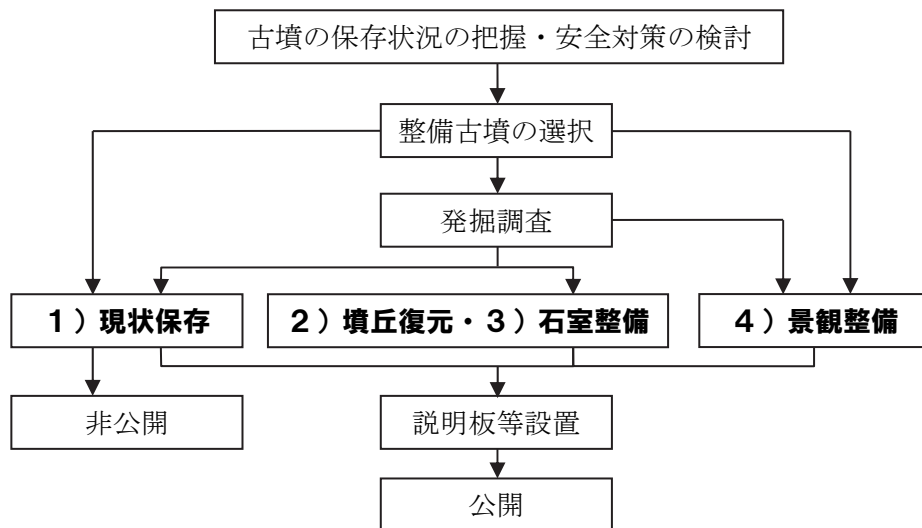


図 8-5 活用のための古墳整備の手順



墳丘の盛土全体の様子がわかるように整備



昭和初期の桑畑の石垣の景観を残して、古墳を整備



修理した石室の保存状態そのまま公開



墳丘盛土内で見つかった列石を復元して整備

図 8-6 古墳の復元の整備事例（長野県長野市大室古墳群）

④その他活用に必要な施設の整備

高安千塚古墳群の本質的価値を伝える情報提供のため、公開する古墳の古墳名板や説明板、各古墳相互の見学ルート整備と方向サインや安全管理設備の設置、さらに公開古墳の維持管理用道路の確保等を検討する。

（２）地域教材としての活用のための整備方法

地域教材として、学校教育等が現地で効果的に高安千塚古墳群を学ぶことができるよう、公開する古墳の説明板の内容や見学ルートの検討、さらに高安千塚古墳群の価値や重要性を学習できるガイダンス機能を有した施設の整備が必要となる。

合わせて、学校教育等の団体利用ができるような広場や駐車場の確保が必要である。また、見学者を受け入れる環境として必要になる便益施設等については、史跡の周辺での確保を検討する必要がある。

これらの施設の機能や配置、規模等については、将来の「史跡整備基本構想及び基本計画」の中で定める。現地の見学とは別に、学習教材となるようなソフトの作成の

検討も必要である。また、高安千塚古墳群の出土品については、主に八尾市立歴史民俗資料館で収蔵、展示しており、地域教材としての活用を行っていく上では、現地と周辺の文化財施設との役割分担を明確にした上で整備を検討する必要がある。

表 8-2 地域教材としての活用に必要な整備

古墳説明板	地域教材として活用できるよう、わかりやすい内容の説明板の設置
見学ルート	公開する古墳を見学できる安全で快適なルートの整備
広場	団体受け入れにおいて集合場所等になる広場の整備
ガイダンス施設	高安千塚古墳群や地域の歴史を学ぶことができるガイダンス機能を有した施設の整備

(3) 地域資源としての活用のための整備方法

新たな八尾の魅力として、高安千塚古墳群と周辺の地域資源を結びつけた活用を進めるため、古墳群へのアクセスルートの案内板や方向サインの設置、史跡指定地周辺での下記の表 8-3 に示すような展望施設などの便益施設等の整備が必要になる。そのために、設置場所や時期の検討が必要である。

また、高安千塚古墳群や地域資源に関する情報提供の場、さらに地域や市民が参画したボランティア組織等の活動の拠点となる機能を有した施設等の整備が必要となる。

表 8-3 地域資源としての活用に必要な便益施設等

展望施設	古墳群や大阪平野を見渡せる眺望ポイントでの整備
トイレ	主要な見学場所に応じた場所での整備
休憩スペース	見学者が休憩できる場所での整備
駐車場	史跡指定地外での整備
アクセスルート	主要な駅や道路からの安全なアクセスルートの設定及び整備 アクセスルート上の案内板や方向サインの設置 観光客のために、案内板や方向サインのデザインの統一や多言語表記などを検討

表 8-4 地域資源としての活用に必要な施設整備

地域資源に関する情報提供の場	高安千塚古墳群や地域資源に関する情報、地域の活性化の拠点となる場の整備
ボランティア活動の場	ボランティアが活動するにあたって、地域及び市民が交流する場の整備

第9章 保存活用の運営・体制

第1節 保存活用の運営・体制の方向性

市民・地域との連携による保存活用

【方向性】

効果的な保存活用の推進のため、行政機関及び市民・地域等が連携した保存活用体制を整える。

本計画で定めた「保存管理」、「活用」、「整備」を推進するための運営（進め方）、体制についての考え方は以下のとおりである。

「保存管理」のための運営・体制の考え方

史跡の適切な「保存管理」を進めるため、文化庁や大阪府教育庁の指導のもと、史跡の管理団体である八尾市及び八尾市教育委員会が中心となって、土地所有者と国、府、市の役割分担を図りながら、相互の理解と連携した体制を構築する。

また、災害発生時において、被害状況等を把握し、迅速に対応できる体制を整える。

「活用」、「整備」のための運営・体制の考え方

「活用」については、「文化財としての活用」、「地域教材としての活用」、「地域資源としての活用」を進めるために、八尾市及び八尾市教育委員会と土地所有者や地域住民、関係機関と十分な意思疎通を図りつつ、高安千塚古墳群への理解と協力を促し、活用を進める体制を構築する。

「整備」については、短期的に実施すべきこと、中長期的な展望のもとに実施することを整理した上で、実施体制を整える。

第2節 保存活用の運営・体制の方法

史跡高安千塚古墳群は、史跡指定の範囲が広く、土地の利用状況が多様で、所有者の数も多数である。

そのため、本計画の「保存管理」と「活用」、「整備」で定めた取り組みの実現にあたっては、八尾市及び八尾市教育委員会が中心となる。そして、土地所有者や地域住民、関係機関等それぞれと高安千塚古墳群の価値を共有し、相互の理解と協力に根ざしつつ、短期的、中長期的な視点を持って、表 9-1 に示す役割をそれぞれが果たしていくことができる保存活用体制を構築する。

また、災害発生時等の緊急時においては、『八尾市地域防災計画』に基づき、八尾市が設置する災害対策本部の指示のもと、応援班が史跡の被害状況の把握と応急措置や復旧などの対応を担う。そのため、迅速に組織的な対応ができるよう、緊急連絡網の整備等を行う。

表 9-1 保存活用体制の役割分担

主体		各主体の役割
八尾市・八尾市教育委員会	文化財課	(短期) 高安千塚古墳群の保存活用に関して、主体となって取り組む。 文化財保護法に基づき、史跡の管理団体として適切な史跡の保存管理を行う。 災害発生時には、古墳の被害等の把握を速やかに行い、応急措置を行うとともに、大阪府及び文化庁に報告するとともに、復旧・修理等の対応の検討を行う。 (中長期) 高安千塚古墳群の保存活用のため、土地所有者、市民や地域住民との円滑な調整を行うとともに必要な整備を検討、実施する。
	関係部局	(短期) 高安千塚古墳群の保存活用に関係する部局との情報の共有を図る。 (中長期) 高安千塚古墳群で実施する活用、整備において関係する部局と連携し、実施する。
文化庁		(短期・中長期) 高安千塚古墳群の保存活用に関して、必要な指導を行う。
大阪府教育庁		(短期・中長期) 高安千塚古墳群の保存活用に関して、必要な指導を行う。
土地所有者		(短期) 所有する土地の日常的な維持管理のほか、文化財保護法に基づく、現状変更の申請や変更届等の提出などを行う。 (中長期) 高安千塚古墳群の保存活用を理解し、協力する。
市民		(短期) 高安千塚古墳群などの歴史資産を後世に伝え、継承する意識を持つ。 (中長期) 高安千塚古墳群の保存活用を理解し、ボランティア活動などに参画する。

地域	(短期) 高安千塚古墳群などの歴史資産を後世に伝え、継承する意識を持つ。 (中長期) 高安千塚古墳群を地域資源としてとらえ、地域の活性化の取り組みなどに参画する。
学校園	(短期・中長期) 高安千塚古墳群を児童・生徒が郷土の文化財に親しみを持ちながら学べるよう、学習計画の中で位置づけ、活用する。
周辺関係団体	(短期・中長期) 周辺の歴史、文化、産物、自然などの地域資源に関する団体は、高安千塚古墳群と連携した取り組みを検討する。
八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会	(短期・中長期) 高安千塚古墳群の保存活用に関する方針や計画、また計画の推進状況に関して、審議し、指導・助言する。
八尾市立歴史民俗資料館、八尾市立しおんじやま古墳学習館(指定管理者)	(短期・中長期) 高安千塚古墳群の本質的価値を、公開等を通じて普及啓発する。高安千塚古墳群を中心とした高安山麓の歴史や文化財に関する活用のため、連携した取り組みを進める。
周辺自治体・文化財関係施設	(短期・中長期) 高安千塚古墳群の保存活用に関して、八尾市・八尾市教育委員会と連携を行う。

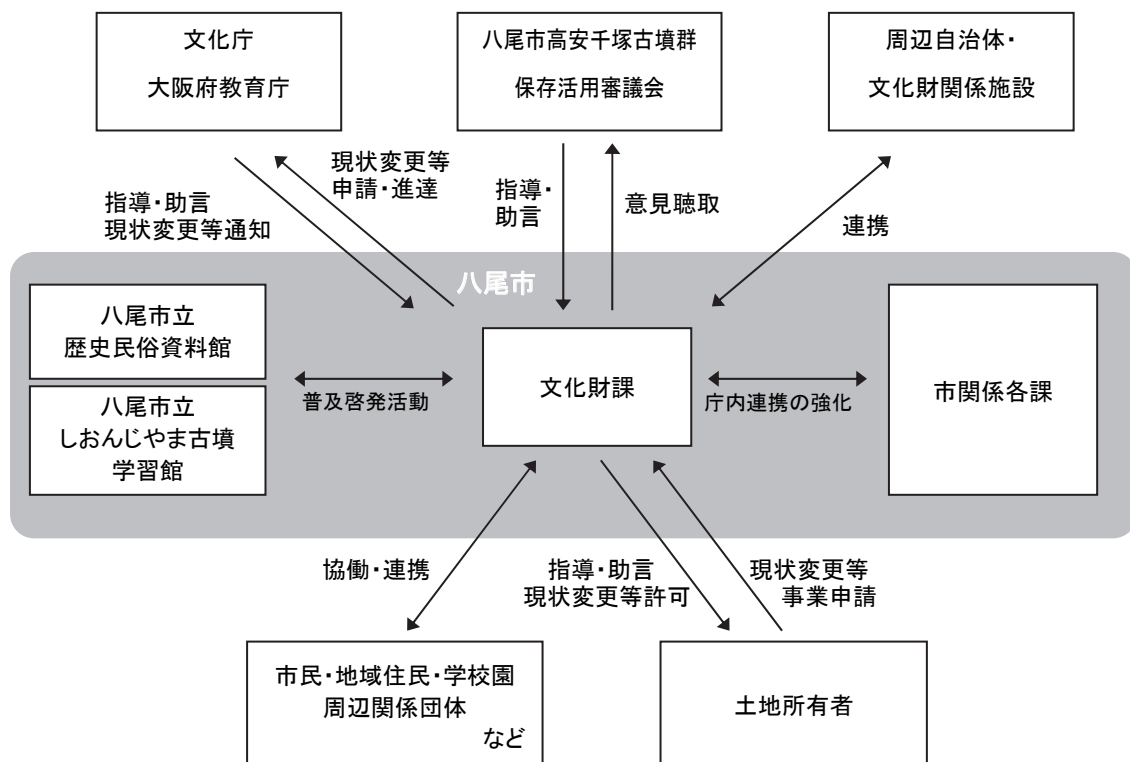


図 9-1 保存活用の体制

第 10 章 保存活用計画の実施

本計画で定めた「保存管理」と「活用」、「整備」の方向性及びその方法に基づいて、円滑に計画を進めていくにあたっては、短期的または日常的かつ継続的に取り組まなければならないものと、中長期的な展望のもと取り組まなければならないものを明確に区分した上で、保存活用計画を実施していく必要がある。

中長期的な展望については、公有化計画を策定し、その公有化計画の進捗を踏まえつつ、公有化の開始以降の 5 年間を中期、10 年間を長期とする視点を持った実施期間で検討する。

第 1 節 「保存管理」の実施

(1) 短期的な実施

①適切な古墳の保存管理

文化財保護法に基づく史跡の現状変更の取扱いの対応のため、「古墳管理台帳」による古墳の適正な保存管理を継続的に実施する。

②植木畑と調和した保存管理

植木畑における現状変更の取扱いの対応のため、「古墳管理台帳」による植木、樹木の適正な保存管理を継続的に実施する。あわせて営農の状況についても把握する。

③古墳の保存

史跡指定地の一体的な保存に向け、服部川支群の適宜追加指定を進める。

史跡指定地の公有化計画を策定し、実施に向けた検討を行う。

(2) 中長期的な実施

①適切な古墳の保存管理

史跡の現状変更の取扱いの対応のため、「古墳管理台帳」による古墳の適正な保存管理を継続的に実施する。

②植木畑と調和した保存管理

植木畑における現状変更の取扱いの対応のため、「古墳管理台帳」による植木、樹木の適正な保存管理を継続的に実施する。さらに、営農の状況について、将来の継続の意向を調査する。

③古墳の保存

史跡指定地については、公有化計画に基づき、史跡境界の明示を行い、公有化を進める。

高安千塚古墳群全体の保存に向け、大窪・山畑支群及び郡川南支群の調査・研究を進め、追加指定を進める。

高安千塚古墳群だけでなく、周辺の保存に向け、高安千塚古墳群と密接な関係を有する古墳の調査・研究を進め、追加指定を検討する。

第2節 「活用」・「整備」の実施

(1) 短期的な実施

①本質的価値を伝える活用

文化財としての活用：高安千塚古墳群に関する調査・研究及び情報発信を行う。

地域教材としての活用：高安千塚古墳群に関する学習教材として活用できるような検討を行う。

地域資源としての活用：高安千塚古墳群及び高安山麓の地域資源としての情報発信を行うとともに、ボランティア等の活動による市民参画を進める。

②「保存」のための整備

古墳の保存状況を把握し、復旧・修理の必要な古墳について、方針及び方法を定めた上で、土地所有者との調整を行い、実施を検討する。

史跡の位置及び範囲、境界の明示について、速やかに実施する。

史跡の本質的価値を周知するための古墳名板及び説明板について、適宜設置を検討する。

③「活用」のための整備

現況で見学可能な古墳の検討と古墳名板等の設置を行う。

(2) 中長期的な実施

①本質的価値を伝える活用

文化財としての活用：高安千塚古墳群に関する調査・研究及び情報発信を行うとともに、現地の整備を行い、公開する。

地域教材としての活用：高安千塚古墳群に関する地域学習としての見学を行う

地域資源としての活用：高安千塚古墳群及び高安山麓の地域資源の情報発信を行うとともに、新たな八尾の魅力として発信する。

②「保存」のための整備

古墳の保存状況を把握し、土地所有者との調整を行い、修理・復旧を進める。

史跡の本質的価値を周知するための古墳名板については、すべての古墳に設置する。

また、説明板については、高安千塚古墳群を構成する4支群すべてに設置する。

③「活用」のための整備

公有化の進捗を踏まえ、「史跡の整備基本構想及び計画」を具体的に検討、策定した上で実施する。

表 10-1 短期的・日常的な保存活用計画の実施

方向性		実施内容
保存管理	適切な古墳の保存管理	「古墳管理台帳」に基づく現状変更の取扱い
	植木畑と調和した保存管理	
活用	文化財としての活用	普及啓発のためのイベント等の実施
	地域教材としての活用	学校教育、社会教育に向けた学習
	地域資源としての活用	ボランティア等の活動による市民参画

表 10-2 中・長期的な保存活用計画の実施

方向性	実施内容	公有化前	公有化以降	
			中期	長期
			5 年	10 年
古墳の保存	【追加指定】 ・服部川支群 ・大窪山畑、郡川南支群 ・古墳群の周辺の古墳			
	【公有化】 ・公有化計画の策定 ・史跡境界明示の測量 ・公有化の実施			
保存のための整備	【史跡の周知】 ・史跡標柱、境界標の設置 ・古墳名板、説明板の設置			
	【古墳の保存】 ・古墳の復旧・修理			
活用のための整備	【史跡整備】 ・史跡整備基本構想、計画等の策定 ・史跡整備に伴う発掘調査 ・史跡整備の実施 古墳の整備 施設等の整備			

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

経過観察の方向性

保存活用計画の実現にむけ、実施計画の進捗の把握と課題の抽出のため、定期的な経過観察を行う。

本計画の推進と実現にむけて、高安千塚古墳群の「保存管理」、「活用」、「整備」で検討した事項の実施及び達成状況の把握のための経過観察を定期的に行う必要がある。この経過観察に必要な項目と観察内容及び指標について次節で示す。

これら経過観察の結果により、本計画の実施状況の再確認と課題の抽出を行うことができる。そして、中期（5年）、長期（10年）の実施期間の中で、保存活用計画の見直しに活用する。計画の策定→計画の実施→経過観察→計画の見直し、というサイクルで高安千塚古墳群の保存活用の適正化と高度化を進めていく。

なお、「保存管理」、「活用」、「整備」を実現するための保存活用体制については、それぞれの項目を実施する役割分担に基づいて、経過観察の結果を情報共有するとともに、その実施状況の把握を行う。

〔経過観察のサイクル〕

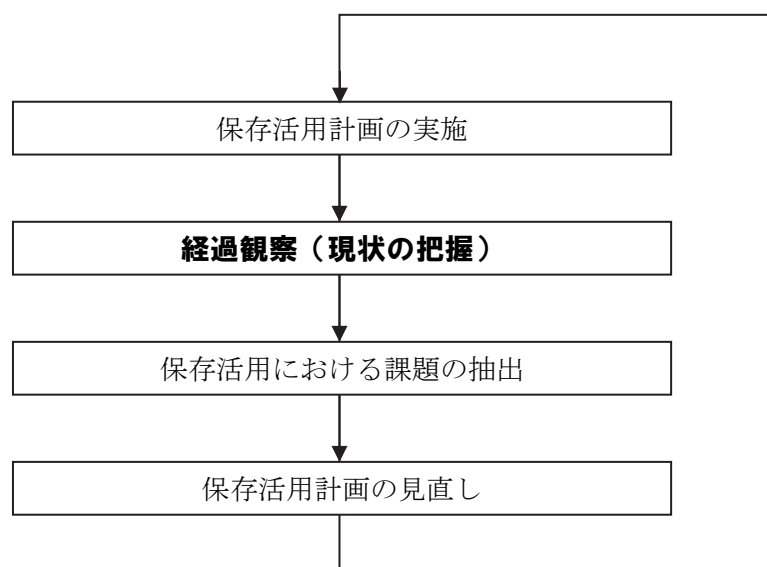


図 11-1 経過観察のサイクル

第2節 「保存管理」に関する経過観察

高安千塚古墳群の「保存管理」においては、文化財保護法に基づいて、現状変更等の取扱いが適正に行われているかが基本となる。

そのために、高安千塚古墳群の本質的価値を構成する要素の保存が、本計画に基づいて取扱われているかを「古墳管理台帳」の内容や更新履歴に留意して、以下の項目で経過観察を行う。この経過観察を通じて、古墳の保存管理への対応についての点検を行い、「保存のための整備」等に反映するものとする。

表 11-1 保存管理における経過観察項目の例

項目	観察の内容（観察時期）	指標
古墳管理台帳による保存管理	墳丘、石室の保存状況の確認 墳丘上の樹木の植生の状況（生育、枯損木等の有無） 古墳群の景観の確認 ：定期的な見まわりと観察場所を決めた 定点観察と写真撮影による比較 （半年ごと）	古墳管理台帳の 情報更新の履 歴・頻度
現状変更の取扱い	史跡指定地の現況確認 （1 か月ごと）	現状変更の届出 状況及び件数
追加指定	追加指定候補地の指定状況 （1 年ごと）	追加指定の面積 及び古墳数
公有化	公有化計画の進捗状況 （公有化実施後 1 年ごと）	公有化の面積

第3節 「活用」・「整備」に関する経過観察

高安千塚古墳群の「活用」、「整備」においては、本計画に基づいて実施した事業の効果を適切に評価し、その内容や効果を検証するため、事業年度ごとを基本として、事業実績を踏まえた以下の項目で経過観察を行う。また、事業効果や事業内容の再検討や利用者等の満足度を計るため、適宜アンケート等の調査を行う。

ただし、活用のために実施した事業効果を把握するための以下の指標は、例示であり、実施内容にあわせて適宜検討した上で設定する。

また、中長期的な「活用のための整備」の経過観察については、史跡整備事業の進捗にあわせて検討を進める。

表 11-2 活用・整備における経過観察項目の例

項目	観察の内容（観察時期）	指標（例）
文化財としての活用	高安千塚古墳群を普及啓発するためのパンフレット類及びホームページによる情報提供 (1年ごと)	パンフレット類の配布数及びホームページのアクセス数
地域教材としての活用	学習目的での利用・見学状況 (1年ごと)	見学児童・生徒数
地域資源としての活用	高安千塚古墳群の保存活用に係るボランティア活動状況 利用・見学者の人数と構成（年齢・訪問元） (1年ごと)	ボランティアの登録者数 利用・見学者の内容
保存のための整備	古墳の復旧・修理の実施状況 (古墳管理台帳に記録：実施ごと)	復旧・修理をした古墳数
	史跡の境界の明示 (1年ごと)	境界標等の設置数 境界確定を行った土地の面積
	古墳名板、説明板の設置状況 (1年ごと)	古墳名板、説明板等の設置数
活用のための整備	史跡整備基本構想・計画の策定及び整備の実施状況 (策定開始後整備着手まで・1年ごと) 史跡整備施設の整備状況 (整備着手後・1年ごと)	整備の進捗率

【参考資料】関係法令の抜粋

文化財保護法

（昭和 25 年 5 月 30 日第 214 号 最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）

（指定）

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前 2 項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

（管理団体による管理及び復旧）

第 113 条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

（所有者による管理及び復旧）

第 119 条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第 12 章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第 31 条第 3 項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

文化財保護法施行令

（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号 最終改正：平成 28 年 2 月 26 日政令第 396 号）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第 5 条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第 115 条第 1 項 に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域

内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条 の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 2 年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第一項（法第 120 条 及び第 172 条第 5 項 において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項 において準用する場合を含む。）及び第 131 条 の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第4項第1号㉠の規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第1項本文、第2項本文、第3項及び第4項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号 最終改正：平成27年12月21日文部科学省令第36号)

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(管理計画)

第6条 令第5条第4項第1号㉠の管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

(平成12年4月28日文部大臣裁定)

3 令第5条第4項第1号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③小規模な観測・測定機器

④木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

6 令第5条第4項第1号へ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号 最終改正：平成27年9月11日文科科学省令第30号)

(標識)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第115条第1項(法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第1項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第2号から第4号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第2号に掲げる事項は裏面に前項第3号及び第4号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第2条 法第115条第1項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第3条 前条第1項第4号又は第5号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第4条 法第115条第1項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とするものとする。

3 第1項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第1項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第5条 第1条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

【高安千塚古墳群に関する参考文献】

八尾市教育委員会=市教委、(財)八尾市文化財調査研究会=八文研、八尾市立歴史民俗資料館=資料館と略称。

各古墳の調査報告書や関連する既往研究等の詳細は、「市教委 2012」を参照のこと

I. 高安千塚古墳群関連

中河内郡役所編 1923『中河内郡誌』

八尾市 1988『八尾市史』(前近代編) 考古編

市教委 2008『高安古墳群の基礎的研究』八尾市文化財紀要 13

2012『高安千塚古墳群 基礎調査総括報告書』八尾市文化財調査報告 68

資料館 1991『古代氏族とその遺宝 ―W. ゴーランド教授を顕彰して―』(平成3年度特別展図録)

2008『八尾の渡来文化』(平成20年度特別展図録)

2014『高安郡の総合的研究』

2016『河内の群集墳を語る』(平成28年度特別展図録)

奥田尚 1992「高安古墳群の石材」『(財)八尾市文化財調査研究会設立十周年記念誌 10年のあゆみ』
(財)八尾市文化財調査研究会

ヴィクター・ハリス、後藤和雄責任編集 2003『ガウランド 日本考古学の父』朝日新聞社

(財)大阪市文化財協会 2002『大坂城跡VI』

EDWARD S. MORSE 1880「DOLMENS IN JAPAN」『THE POPULAR SCIENCE MONTHLY vol. XVI』(佐野隆弥・
田中一廣訳・校註 1991 E・S・モース「日本におけるドルメン」『花園史学』
第12号)

末永雅雄編 1955『空から見た古墳』(アサヒ写真ブック) 朝日新聞社

II. 高安千塚古墳群と密接に関係する古墳

【郡川東塚古墳】

清原得厳 1976「高安の遺跡と私」『大阪文化誌』第2巻2号 (財)大阪文化財センター

市教委 2002「郡川東塚古墳(2000-306)の調査」『八尾市内遺跡平成13年度発掘調査報告書I』

2009「郡川東塚古墳出土の馬具について」『八尾市内遺跡平成20年度発掘調査報告書』八尾市
文化財調査報告 59

2010「郡川東塚古墳出土の鉄製品」『八尾市内遺跡平成21年度発掘調査報告書』八尾市文化財
調査報告 61

八文研 2007「郡川東塚古墳(第1次調査)」『八尾市立埋蔵文化財調査センター報告7』

吉田野乃 2004「生駒西麓古墳出土遺物の基礎報告 ―久保田家所蔵の郡川東塚・西の山古墳・うし塚
古墳等の出土品の紹介―」『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』第15号

【郡川西塚古墳】

清原得厳 1976「高安の遺跡と私」『大阪文化誌』第2巻2号 (財)大阪文化財センター

吉岡 哲 1988「八尾市郡川東塚・西塚古墳の測量調査」(上田正昭編『探訪 古代の道』第3巻 法蔵
館)

中村 浩 1991「大阪府八尾市郡川西塚古墳出土須恵器について―東京国立博物館保管資料の再検討―」
『大谷女子大学紀要』第26号 第1輯

八文研 2016「(14) 郡川西塚古墳第1次調査」、「(15) 郡川西塚古墳第2次調査」『平成27年度(公財)
八尾市文化財調査研究会事業報告』

【愛宕塚古墳】

安井良三ほか 1994『河内愛宕塚古墳の研究』八尾市立歴史民俗資料館

安井良三ほか 1996「河内愛宕塚古墳の研究・補遺」『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』第7号
資料館 1996『河内愛宕塚古墳とその時代 ー大阪府指定文化財記念ー』（平成8年度特別展図録）

市教委 2009「(8)愛宕塚古墳出土遺物」『高安古墳群 調査報告書』八尾市文化財調査報告 60

大阪府八尾市

史跡高安千塚古墳群 保存活用計画

発行日 平成 29（2017）年 7 月 1 日
編集・発行 八尾市教育委員会 教育総務部 文化財課
〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目 1 番 1 号
TEL 072-924-8555
印刷 （有）ぷりんと工房ヒロノ

八尾市刊行物番号 H29-44